

平成25年9月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成25年 9月 5日 開会
平成25年 9月18日 閉会

飯 島 町 議 会

平成25年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年9月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 日程第 2 会期の決定について
 日程第 3 諸般の報告
 日程第 4 第 1号議案 飯島町鳥獣被害対策実施隊設置条例
 日程第 5 第 2号議案 平成24年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
 日程第 6 第 3号議案 平成24年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 7 第 4号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 8 第 5号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 9 第 6号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第10 第 7号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第11 第 8号議案 平成24年度飯島町水道事業会計決算認定について
 日程第12 第 9号議案 平成25年度飯島町一般会計補正予算（第3号）
 日程第13 第10号議案 平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第14 第11号議案 平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第15 第12号議案 平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第16 第13号議案 平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第17 第14号議案 平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第18 第15号議案 平成25年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第19 第16号議案 平成25年度飯島町防災行政無線設備デジタル化増設工事に関する請負契約の締結について
 日程第20 第17号議案 飯島町道路線の認定について
 日程第21 第18号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 北沢正文 | 2番 坂本紀子 |
| 3番 本多昇 | 4番 中村明美 |
| 5番 浜田稔 | 6番 久保島巖 |
| 7番 橋場みどり | 8番 竹沢秀幸 |
| 9番 三浦寿美子 | 10番 折山誠 |
| 11番 堀内克美 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利
飯島町選挙管理委員会 委員長 伊藤和夫	飯島町選挙管理委員会書記長 (総務課長 兼)
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町代表監査委員 橋場正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 宮沢卓美 |
| 議会事務局書記 | 市村晶子 |

本会議開会

開 議
議 長

平成25年9月5日 午前9時10分

おはようございます。

町当局並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。

これから平成25年9月飯島町議会定例会を開会いたします。今定例会は平成24年度各会計決算の認定など重要な案件審議が行われます。各議員におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。8月12日付飯島町告示第71号をもって平成25年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。また橋場代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業委員長さんには大変お忙しい中をご出席をいただきまして、併せて感謝を申し上げます。

9月に入りまして朝夕は少しずつ涼しくなり、実りの秋を感じる季節となりました。関東甲信地方の今年は梅雨らしい梅雨もなく、梅雨明け宣言後は毎日というほど猛暑日が続く、場所によっては40度を超すというところもあり、この間、春先の凍霜害に加えて水不足と干ばつによる農作物などの生育も心配をされたところでもあります。反面、日本各地においては局地的には1時間に100ミリ以上の猛烈なゲリラ豪雨からの災害も発生をし、河川の増水、氾濫、浸水、土砂災害などによる死者が出るという地域も数多くありました。当町におきましてはお陰様といっはなんでもございますが、豪雨災害のなかったことに安堵をしているところでございますが、今後台風などの災害のないことを祈っている今日この頃でございます。また全国的には電力不足も予想され、中部電力からの節電への協力依頼の中、当町におきましても省エネや節電対策を進めてまいりました。役場におきましては今年もグリーンカーテンの設置やクールビズ対策をもって、減灯や冷房の使用制限の徹底を町民の皆さんのご協力ご理解をいただきながら現在も継続をしております。

さて国政においては安倍政権の経済成長戦略による経済効果が少しずつ出てきているというふうには言われておりますが、地方においては実感としてまだまだその感が拭えませんが、ガソリンなど高値で推移し続けている中、アメリカの金融政策の縮小観測に輪をかけエジプト、シリア問題を中心に中東情勢の緊迫化から更なる原油価格の高騰も懸念をされているところでございます。このような中、内閣府が8月15日に発表をした8月の月例経済報告によれば、景気は着実に持ち直してきており自立的回復に向けた動きもみられるとして、先行きについては輸出が持ち直し各種政策の効果が発現する中で、企業収益の改善が家計所得や投資の増加に繋がり、景気回復に向かうことが期待をされているが、海外景気の下ブレが引き続きわが国の景気を下押しリスクとなって要因として存在しているというふうにもされております。こうした先行きを不安視する中にも雇用情勢の改善と少し

ずつデフレ状況からの脱却との判断から、基調的には景況判断が引き上げられておるのが現実でございます。

一方でこの伊那谷の経済動向であります。6月末の時点でのアンケート結果によりますと、業績状況を総合的に見ますと輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に次第に景気回復に向かうとされつつも、ここ3ヶ月間を前3ヶ月間に比較をすると、良かったとする企業数が減少し、業況感は海外景気の減速などにより足踏み状態となっていることから、先行きは引き続き不透明な状況となっております。また8月末に発表されました上伊那管内の7月の有効求人倍率は0.72倍となっております、対前月比では0.02ポイント県内唯一下降しております。県内各地域は0.8倍以上となっております、このように上伊那地域は県内では最も低い状況がここ何ヶ月も続いておりまして、雇用情勢においても大変厳しく深刻な状況に憂慮をしておるところでございます。町ではリーマンショック以降、各種経済対策等を継続して実施をしておりますが、都市と地方の市町村では実質的また感覚的にも大変格差もございまして、景況感が表れるまでにはまだまだ時間が掛かるものと思われまじけれども、一日も早く飯島町においてもこの地域においても景気回復を実感できる日が来ることを切に願うとともに、町といたしましてもできる限りの経済対策や雇用対策を精一杯対応してまいりたいというふうに考えております。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件1件、決算案件7件、予算案件7件、契約案件1件、その他案件2件、計18件でございます。特に9月議会は決算議会とも言われておりますように、平成24年度の各会計の決算も確定し、その審議をいただくことをはじめ、その他いずれも重要案件を提案申し上げますので、なにとぞ慎重なるご審議をいただきまして適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会定例会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、7番 橋場みどり議員、8番 竹沢秀幸議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保島議会運営委員長。

議会

運営委員長

それでは議会運営委員会委員長報告を申し上げます。本日9月5日に召集されました平成25年9月飯島町議会定例会の運営を、去る8月22日午前9時10分より議会運営委員会を開催し協議いたしました。最初に会期について報告いたします。本定例会に提出される案件は、ただいま町長が申し上げておりましたとおり、条例案件1件、決算案件7件、予算案件7件、契約案件1件、一般案件2件の計18件であります。町当局より町長、副町長、総務課長の出席を求め、提出案件議案の説明を受け協議した結果、案件の内容から会期は本日9月5日から18日までの14日間とすることが適切と決しました。続きまし

て審議方法ですが、1号議案及び9号議案から18号議案までと、条例及び補正予算並びに契約、一般案件の計11議案を本日即決、また2号議案から8号議案までの決算案件7件をそれぞれ常任委員会に分割付託の上、最終日に委員長報告の後、表決を行うことが適切であると判断いたしました。以上、議会運営委員会の審議結果であります。議員各位のご賛同とご協力を得ますようによろしくお願いいたします。

議長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月18日までの14日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から9月18日までの14日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

久保島委員長、自席へお戻りください。

議長 会期の日程は事務局長から申し上げます。

(会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

最初に請願・陳情等の処理について報告します。平成25年6月定例会において議決された「地方財政の充実・強化を求める意見書」、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」、「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」、「TPPに断固反対する意見書」、以上4件の意見書につきましては6月18日に内閣総理大臣をはじめ関係機関へ送付しましたので報告いたします。

次に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に損害賠償の専決処分について報告します。お手元に配布のとおり自動車物損事故に係る損害賠償の専決処分の報告がされております。

次に例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお、決算議会でありますので総務課財政係長に出席を願うことといたしました。

次に上伊那広域連合及び伊南行政組合関係の平成24年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案飯島町鳥獣被害対策実施隊設置条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案飯島町鳥獣被害対策実施隊の設置条例について提案理由の説明を申し上げます。鳥獣による農林水産業等に関わる被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の制定による鳥獣被害防止対策特別措置法の一部改正、並びに内閣

府、農林水産省、環境省による特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令の施行による効果的な捕獲の実施、及び捕獲者の維持確保のための鳥獣法に基づく捕獲許可の適正な運用について条例を定めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番

中村議員

まあ配置することに対してはいいと思うんですけども、その被害対策実施隊員ですね支払われる金額が年2,000円というこの金額の定められた根拠と、ちょっと一瞬あの今お聞きしてですね、大変安いのではないかなというふうに思うんですけども、この定められた根拠というかそれをお伺いします。

産業振興課長

年額まあ2,000円ということで、非常にあの低い金額のわけですけども、近隣の市町村につきましても2,000円から約5,000円ということで定められております。これにつきましてはあの別途、先程申し上げましたように、猟友会に対しまして駆除対策費を町の協議会の方から年間100数十万円交付しておりますので、猟友会としてその中でそれぞれ参画していただいた会員の皆様には手当を支払っていただいているという状況です。町としましては年額2,000円の報酬により実施隊員として活動していただくというその証を示す金額ということですので、金額の大小はまああると思いますけれどもそんな点でご理解をいただきたいと思います。

議長

他にありませんか。

1番

北沢議員

3点程お伺いをしたいと思います。1つはですね、第5条の任期でございますけれども、これはあの任命の日から年度末までという区切りで任期が定まっておりますが、この任期の任命方法については何か特別の訳があるのかどうかという点。それからもう1つはあの猟友会員がこの任命の対象になっているわけでございますけれども、猟友会の皆さんは承知をされていて、なおかつその大体予定している人員というのは今現在何人ぐらいなのか。そういった点についてお伺いをしたいと思います。それからもう1つはあの鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいてこの条例を設置するという内容でございますけれども、この条例の中には他に、例えば計画を作るなどの「できる規程」がいくつかあるわけでございますけれども、この法律に基づく今回の処置はこの自治体の条例のみを町は行っていく考えであるか。それとも今後その計画等を作って総合的にこの事業を法律に基づいて推進していくお考えであるか、その点についてお伺いいたします。

産業振興課長

それでは第1点目の任命の期間ということで、任命または指名を受けた日の属する年度末までということで1年間ということでございますけれども、先程申し上げましたように、この実施隊員になることによりまして銃刀法の猟銃の所有許可申請の際の技能講習の免除という、まあ大きな負担軽減につながる措置がございます。これを実施するにあたりましてはやはり1年間の出役、あるいは駆除、個体数調整に対するそれぞれ罾、猟銃等の使用の状況を見ながらこの免除について審査していくということですので、単年度につきましてそれぞれ対応していきたいということで、単年度の任命ということでもあります。

当然あの再任はその審査によって再任は妨げないということになります。それから2番目のご質問でございますけれども、猟友会員の承諾を得ているかということでございますけれども、猟友会長さんを中心にご協議をいただきながら了解をいただいているところであります。なお身分が保証されるということでもありますので、猟友会員の皆さんにとっても非常に有効な手段ではないかと思えます。それから人数でございますけれども、現在のところ、猟銃それから罠含めまして21名ということでございます。まあこの制度を制定することによりまして今後猟友会員の増員を図っていきたいという目的もございますのでよろしくお願ひしたいと思います。3番目にあの法律に基づきます他の措置の関係ですけれども、この条例設置につきましては実施隊員を設置するというところでございまして、目的は先程申し上げましたように担い手の確保とこの対策の実効性を高めていくということでございます。なお全体のあの被害対策のための計画でございますけれども、これにつきましては別途定めながらこの実施隊にその計画に基づきまして実施をしていっていただくということでございます。以上でございます。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第1号議案飯島町鳥獣被害対策実施隊設置条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第5 第2号議案平成24年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 第3号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 第4号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 第5号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 第6号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第7号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第8号議案 平成24年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上、第2号議案から第8号議案までの決算7議案について、先程議会運営委員長の報告で決定されておりますので、これを一括議題といたします。本7議案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第2号議案から第8号議案までの平成24年度各会計決算認定議案7議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げますのでしばらく時間をいただきたいと思えます。平成24年度一般会計をはじめ7会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の審査を経ましたのでここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。また会計年度におけます主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして行政報告書、財務分析資料、及び行政評価書を提出いたしますので併せてご覧をいただきたいと思えます。なお私からは決算のごく大綱を申し上げ、後程、会計管理者及び、企業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたさせますので、十分なる審議をいただき認定いただきますようお願い申し上げます。

はじめに平成24年度は東日本大震災の復興や原子力災害の影響、またデフレや雇用問題など多くの課題を抱えてスタートした年でありました。経済は再生への期待が高まっていたものの実際には後退する状況でありました。昨年12月には政権交代が行われ第2次安倍内閣による政権運営が始まると、いわゆるアベノミクス効果への期待感などからそれまでとは一転し、一時は急激に円安、株高が進みましたが、総じて景気は回復傾向と言われるようになりました。また7月に行われました参議院議員選挙の結果、ねじれ国会が解消されました。このように国や地方を取り巻く状況は目まぐるしく変化しているところであります。今後も今まで以上に政治や経済の動向に注視する必要があります。このように変化の大きな1年でありましたが、当町では定住及び子育て支援の推進、農・工・商のバランスのとれた産業振興の推進、安全安心なまちづくりへの推進、環境に配慮した新エネルギーへの取り組みの推進、この4つの重点目標を掲げて行財政運営に取り組んでまいりました。一方、懸案の153号伊南バイパス飯島工区の2.4キロメートル間が昨年12月に供用開始となり、竜東線とともに早期全線開通に向けて工事が順調に進んでおります。また三重県鳥羽市との災害時相互応援協定の締結や、飯島町建設水道防災協会との災害時の応急措置に関する協定の締結、橋幸夫さんの「いいじま越百大使」就任などが実現をしましたので、今後有事の防災対応や町の活性化に繋げてまいりたいと考えております。全体的には厳しい財政環境の下ではありましたが、一般会計をはじめ特別会計を含めた町全体の会計は予算執行方針に基づき概ね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会をはじめ、住民の皆様のご理解とご協力の賜であり深く感謝を申し上げます。次第であります。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模は総額で約7,350,000,000円となり、平成23年度と比べまして約480,000,000円減少をいたしました。これは公共下水道事業特別会計で約50,000,000円増額となったものの、一般会計で約400,000,000円、水道事業会計で約100,000,000円、国民健康保険特別会計で約30,000,000円減少したことが大きな要因でございます。

それではまず、第2号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額は約4,590,000,000円、歳出総額は約4,480,000,000円となり、前年度に比べまして歳入で8.4%、歳出で8.3%の減少となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰越を除いた実質収支は約110,000,000円の黒字決算となりましたが、前年度繰越金を差し引いた単年度収支は約15,000,000円の赤字となりました。また積立金などを勘案した実質単年度収支におきましては約180,000,000円の黒字決算となりました。平成24年度は国から

の補助を受けまして実施をしまりました地域介護福祉空間整備事業や社会資本総合整備交付金事業、また国道153号伊南バイパスに関連する道路整備事業などの大型普通建設事業が減少したことによりまして、昨年に引き続き減額となる決算規模となりました。

それでは歳入の主な内容であります、町税につきましては依然として厳しい経済情勢が続いていることから、前年度比で3.1%の減額となりました。たばこ税、軽自動車税は微増となったものの、個人住民税、法人町民税、固定資産税につきましては減収となりました。また収入未済額につきましてはここ数年増加傾向にありましたが、昨年実施いたしました徴収体制の強化に加え、差し押さえを執行するなど積極的に滞納整理に取り組んだこと、また関係法令に基づく不納欠損処理を行ったことにより前年度より減少することとなりました。徴収率につきましては町税で0.5ポイント好転をいたしました。まだまだ景気の影響によるところが大きいわけですが、今後も納税意識の高揚を図りながら効果的な収納対策に努めてまいりたいと考えております。次に地方交付税にありましては、前年度に比べ約100,000,000円、5.7%の減額となりました。町債につきましては起債残高を抑制するために臨時財政対策債の発行を約40,000,000円抑えました。当町の重要な財源である地方交付税、臨時財政対策債は今後も減額となることが想定をされます。今後の動向に注意し続けなければならない重要な課題となっております。

次に歳出であります、行政効率を一層高めるために人件費や行政経費の削減、また住民の皆様にも一部負担をいただく中で予算の執行を行ってまいりました。まず平成23年度からの繰越事業といたしまして約100,000,000円の事業を実施をいたしました。その主な事業として地域介護福祉空間整備事業の他、緊急防災減災事業を活用し小・中学校のガラス飛散防止対策を行いました。次に定住促進対策として田舎暮らしリサーチ住宅の運用や空き家提供事業の補助金、イベント等で配布するノベルティグッズの作成を新規事業として実施をいたしました。また定住に繋がる住宅の新築や取得に対する住宅建設資金利子補給金につきましても予算額を増額をし補助を行うなど、町の重要課題である定住促進対策について積極的に取り組んでまいりました。子育て支援や医療、福祉空間といたしましては中学生までを対象といたしました福祉医療費の給付制度を高校生相当年齢まで拡大実施をいたしました。また新たに3歳児検診時に町内産の花をプレゼントするハッピーパースフラワー事業や、県が事業化し各市町村が取り組んでおります子育て応援パスポート事業を実施をするなどし、子育て支援の充実を図りました。農・商・工バランスのとれた産業振興の推進といたしまして、深刻な被害をもたらしております有害鳥獣対策として町の西側、高遠原地籍から駒ヶ根市市境までの間について防護策を設置をいたしました。また新たに町の共通商品券の立ち上げへの補助、商工業分野、農業分野への合同で開催をいたしました「いいちゃん産業祭り」への支援も行いました。町内建設業者への経済支援を行うため個人住宅の耐震補強や下水道接続など、住宅リフォームの補助を拡充をいたしました。地方においては依然として厳しい経済状況であります、町内事業者の皆様が元気を出して頑張っていただけるよう願うところであります。その他林道整備や農業用水路改修など農林業の生産基盤の整備も進めてまいりました。次に安全安心なまちづくりの推進では緊急時等の際、住民の皆様へお知らせをする防災行政無線のデジタル化の工事、保育園のガラス飛散防止対策、非常用電源装置、防災倉庫等の設置、田切地区の国道と伊南バイパスを結ぶ追引南田切幹1号線の整備や、七久保駅北側の線路沿線の呂久保横線拡幅工事

等を実施をいたしました。また主に高齢者や障がい者の方を対象といたしまして救急医療情報キットの配布、七久保診療所へX線診断システムの設置、介護されている方への急病などにより介護等が必要な方が急きょ施設へ宿泊した場合の費用への補助など新たな事業へも取り組み、住民の皆さんが安全で快適に生活することのできるための様々な事業を実施をしたところでございます。次に環境に配慮した新エネルギーの取り組み推進につきましては、太陽光発電施設の導入補助金を拡大し、77件につきまして補助をいたしました。次に基本計画に掲げた重点プロジェクトを推進する予算では、七久保小学校でのコミュニティースクールの設立に向けた準備の取り組みを始めました。また様々な町のPR事業を実施し町の魅力を発信しているところであります。なお、農村地域防災減災事業、林道改良事業、社会資本総合整備交付金事業などで年度内の事業完了が不可能になった4事業、約50,000,000円につきまして平成25年度への繰越事業といたしました。このように多くの事業を実施をする中、硬直化する財政の体質改善策といたしまして平成19年度から実施をしております起債の繰り上げ償還を、平成24年度につきましても約130,000,000円実施をいたしました。基金につきましては当初から計画をしておりました財政調整基金の約30,000,000円と減債基金の130,000,000円のうち60,000,000円の分について取り崩しをせずに1年間の行政運営を行うことができました。更に加えて財政調整基金については約65,000,000円を積み立てたことにより、年度末現在高は約910,000,000円となりました。また公共施設等の整備基金にも20,000,000円の積み立てを行いました。厳しい国家財政や町の公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増などを考えますと、今後もできる限りの基金造成を行う必要があると考えておる次第であります。

次に当町の財政状況についてであります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は平成24年度も国が示した一定の基準は超えておりません。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては黒字決算であったために、昨年同様数字は表れませんでした。実質公債費比率は13.7%となり0.4ポイントの増、将来負担比率は78.9%となり5.5ポイントの増とそれぞれ増加したものの基準未満の数値となりました。その他の主な財政指標では財政力指数が0.39となり、前年に比べて0.01ポイント低くなりました。これは基準財政収入額と基準財政需要額との差額が大きくなったためであります。

次に経常収支比率について申し上げますと、経常的な経費に充てた一般財源は人件費、物件費、補助費、公債費では減額となりましたが、維持補修費や扶助費、繰出金が増額となったこと、また一般財源の歳入が減少したことによりまして前年度に比べ2.2ポイント上昇をし81.5%となりました。今後も上昇傾向が想定をされますのでより一層財政の健全化に向けて努力をしていかなければならないと考えております。基金の残高の増や起債残高の減少、その他経常経費の削減などの取り組みを行ってまいりましたが、今後はさらに今までに実施をしまりました大型事業の起債の償還が始まることや、緊急防災減災事業などの新規事業の取り組み、一部事務組合などの外郭団体への負担金の増額など負担増の要因もあり、その兆しが各種財政指標に表れてきております。今後は今まで以上に慎重な財政運営を行う必要があると考えております。

続いて第3号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額は約103,000,000円の黒字となりまして翌年度への繰越金となりました。なお繰越

金の中には国社会保険診療報酬支払基金の負担金の25年度における過年度清算分が含まれております。歳入では国保税につきまして景気後退による個人所得の低迷及び被保険者の高齢層の増加や被保険者数の減少などの影響によりまして、前年度に比べて減収となりました。国や県、社会保険の診療報酬支払基金などからの負担金・交付金につきましては医療費、被保険者の年齢構成、及び保健事業などの状況により決定をされるわけでありませんが、総額として昨年度とほぼ同様の額で推移をしております。また国保税の収納率につきましては前年度に比べまして向上が図られ、収入未済額につきましても6,570,000円減少し38,000,000円余りとなっております。個々の事情もあろうかと思いますが、国保制度をご理解いただき納税をいただくよう努めてまいりたいと考えております。歳出につきましては保険給付費が全体の6割強を占めておりますが、全国的に医療費の増大がある中で飯島町国保では1人当たりの医療費額が横ばいとなっていること、被保険者数が減少していることなどによりまして僅かずつ減少をしております。一方、介護納付金、後期高齢者支援金などにつきましては年々増額となっている状況でございます。今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防に努め国保会計の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

次に第4号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差し引き額は約4,000,000円の黒字となり翌年度への繰越金となりました。歳入歳出ともに前年度並みとなっております。保険料収入は24年度保険料率の改定があったこと、及び被保険者数の増加により前年度比8%ほどの増額となっております。このことから一般会計繰入金における保険基盤安定分が増加をいたしております。徴収保険料、保険料軽減分、広域連合の事務費などいずれも増額をしていることによりまして、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金が前年度に比べて増額となっているわけであります。なお保険料の徴収率につきましては1件未収があるものの高い収納率を維持しており、対象の皆様のご理解ご協力に感謝を申し上げます次第であります。

次に第5号議案の介護保険特別会計の決算概要についてでございますが、歳入歳出差し引額は9,000,000円の黒字となり翌年度への繰越金といたしました。歳入決算のうち介護保険料につきましては約185,000,000円で、前年度と比べて44,000,000円の増加となっております。第5期介護保険事業計画によりまして保険料の引き上げを行ったところによりまして、低所得者層への配慮、所得階層の区分を6段階から11段階に改正をし徴収をいたしました。なお保険料の徴収率は99.25%であり、昨年より僅かずつではありますが上昇をしております。被保険者数は前年に比べ56名増加しており年々増加傾向となっております。歳出決算につきましては保険給付費が前年度に比べて約1,000,000円減少をいたしました。保険給付費は増加する傾向が続くと予想をしておりましたが、適正給付や予防事業により僅かではありますが抑えることができました。また介護給付費準備基金につきましては本年度取り崩しをすることなく運営できましたので、今後も引き続き適正な会計運営に努力をしております。

次に第6号議案の公共下水道事業特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出差し引額は約20,000,000円の黒字となり翌年度への繰越金となりました。管渠の工事は飯島処理区で2箇所、約400メートルを計画通り実施をいたしました。また計画管渠事業は平成24年度で事業完了となりました。今後はつなぎ込み率の向上を目指しつつ、飯島

処理区の2地目の建設を計画をする段階になってまいります。安定した料金収入を確保するとともに健全経営を目指してまいりたいと考えております。

次に第7号議案の農業集落排水事業特別会計の決算概要についてでございますが、歳入歳出差し引額は約28,000,000円の黒字となり翌年度への繰越金となりました。現在維持管理業務のみの形態となっておりますが、田切南部地区においては伊南バイパス関連工事、及び県道の主要地方道伊那生田飯田線関連の付設替え工事を行っております。今後は公共下水道事業と同様につなぎ込みの普及を図るとともに、健全な経営を目指してまいりたいと考えております。

最後に第8号議案の水道事業会計の決算概要についてでございますが、24年度もお陰様で断水までに至る大きな災害や取水停止もなく安定給水をすることができました。主な事業は伊南バイパス関連や道路改良関連での配水管の付設工事が6件、単独改良工事等で8件を実施をいたしました。業務面におきましては給水件数が前年度に比べ20件程増加をし、年間給水量も前年度比では0.02%の約908,500立方メートルとなりまして、この結果、単年度の収支は約5,000,000円の黒字決算となり翌年度への繰越金といたしました。今後も一層安定給水や健全運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、第2号議案から第8号議案まで平成24年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。今後とも地方行財政を取り巻く情勢は今まで以上に厳しいものがあると思われませんが、健全な財政運営に細心の注意を払いながら、「人と緑輝くふれあいのまちづくり」を目標に、住民の皆様とともに、この町に暮らす全ての皆さんが夢を持つことのできるまちづくりを、「勇気と挑戦、感動」の実践により努めて進めてまいりたいと思っております。今後とも議員各位の一層のご協力を申し上げ、よろしくご審議の上、認定いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

議長
会計管理者

湯沢会計管理者。

それでは第2号議案から第7号議案までご説明申し上げます。なお後日、委員会で審査いただくことになりましたので、私からはお手元の決算書、行政報告書で概要を説明させていただきます。説明が重複する箇所があるかと思いますがよろしく願いいたします。なお決算係数につきましては万単位とさせていただきます。それでは決算書をお願いいたします。開いていただいて最初のページ、会計別決算総括表が平成24年度各会計の決算額でございます。一般会計と特別会計5会計の計6会計となっております。一般会計と特別会計の決算総額は歳入では前年度に比べ4.7%減の7,277,570,000円、歳出では5.2%減の7,000,910,000円となり、翌年度への繰越金総額は276,660,000円となりました。続きまして各会計別に申し上げます。第2号議案平成24年度一般会計歳入歳出決算書について申し上げます。決算書は1ページから5ページになります。1ページでございますが収入済額と、ここに記載はございませんが前年度対比の増減額と比率を続けて申し上げます。

1款町税1,102,450,000円、35,030,000円、3.1%の減、町税は歳入項目中の構成比で2番目の24.0%となっております。続いて1項から4項まで申し上げます。1項町民税424,870,000円、13,470,000円、3.1%の減、このうち個人町民税は372,590,000円で1,360,000円、0.4%の減、法人町民税は52,280,000円で12,100,000円、18.

8%の大幅な減となっております。続きまして2項、固定資産税 601,040,000 円、21,880,000 円、3.5%の減、3項、軽自動車税 27,580,000 円、280,000 円、1.0%の増、4項、町たばこ税 48,940,000 円、40,000 円、0.1%の増、町税につきましては町民税、固定資産税が前年と比べ減額となりました。一方、軽自動車税、たばこ税は増額にはなりましたが、わずかなものとなっております。収納率は93.6%で前年より0.5ポイント上がっております。収入未済額は60,540,000 円で前年より18,560,000 円減少いたしました。徴収が困難なものにつきまして15,020,000 円の不納欠損処理を適正に行っております。

続きまして2款、地方譲与税 84,080,000 円、5,850,000 円、6.5%の減、3款、利子割交付金 2,570,000 円、830,000 円、24.5%の減、4款、配当割交付金 1,700,000 円、210,000 円、11.4%の減、5款、株式等譲渡所得割交付金 380,000 円、210,000 円、35.1%減、6款、地方消費税交付金 93,860,000 円、2,390,000 円、2.5%の減、8款、自動車取得税交付金 22,300,000 円、5,180,000 円、30.3%の増、11款、地方特例交付金 3,910,000 円、13,390,000 円、77.4%の減、12款、地方交付税 1,765,880,000 円、106,560,000 円、5.7%の減、地方交付税は歳入項目中、一番の38.5%を占めております。2ページに移ります。13款、交通安全対策特別交付金 1,940,000 円、50,000 円、2.4%の減、14款、分担金及び負担金 64,510,000 円、8,210,000 円、11.3%の減、収入未済額 280,000 円は農業体質強化基盤整備促進事業分担金 230,000 円、養護老人ホーム入所者負担金 30,000 円、保育園運営費負担金 20,000 円となっております。15款、使用料及び手数料 54,470,000 円、3,040,000 円、5.3%の減、収入未済額 900,000 円は町営住宅の使用料でございます。16款、国庫支出金 271,900,000 円、245,510,000 円、47.5%の大幅な減となりました。地域介護福祉空間整備事業、社会資本整備総合交付金事業等の減少によるものでございます。収入未済額 1,200,000 円は社会資本整備総合交付金事業点検分で繰越明許の財源となっております。17款、県支出金 218,200,000 円、69,710,000 円、24.2%の減、収入未済額 33,010,000 円は農業体質強化基盤整備促進事業 3,060,000 円、農村地域防災減災事業 20,000,000 円、林道整備事業 9,950,000 円で繰越明許費の財源となっております。18款、財産収入 16,860,000 円、7,120,000 円、73.1%の増、町有地、町有林立木、売払いの増加によるものです。19款、寄附金 4,080,000 円、9,850,000 円減、70.7%の減、このうち、ふるさといいじま応援寄付金は530,000 円でございます。20款、繰入金 71,680,000 円、前年より62,330,000 円の大幅な増となりました。減債基金から70,000,000 円、ふるさといいじま応援基金から1,680,000 円を繰入れたことによるものでございます。21款、繰越金 130,410,000 円でございます。22款、諸収入 234,200,000 円、8,000,000 円、3.5%の増、収入未済額 30,000 円は延滞金と民生雑入の学童クラブ分となっております。23款、町債 443,800,000 円、27,430,000 円、6.6%の増、収入未済額 13,100,000 円は農業施設整備事業債 2,700,000 円、林業施設等整備事業債 10,400,000 円で繰越明許費の財源となっております。歳入合計は4,589,240,000 円となりました。一般会計の予算現額に対する収入割合の執行率は99.3%、調定額に対する執行割合は97.4%ございました。

次に4から5ページをお願いいたします。歳出決算について申し上げます。支出済額と

前年度比較増減、比率を続けて申し上げます。実施事業につきましては主だった事業や新規事業について申し上げ、詳細につきましては委員会において担当課よりご説明申し上げますのでよろしく願いいたします。4ページ1款、議会費 73,450,000 円、10,390,000 円、12.4%の減、共済費給付費負担金の減額によるものでございます。2款、総務費 779,460,000 円、870,000 円、0.1%の減、第5次総合計画重点プロジェクトの推進、コミュニティ助成事業、友好都市交流活性化推進事業、協働のまちづくり推進事業、地域循環バス事業、防災減災事業等実施をいたしております。各地区へ非常用投光器、発電機、備蓄倉庫等設置し、防災行政無線のデジタル化増設工事等を138,250,000 円で実施いたしました。選挙費におきましては衆議院議員総選挙及び飯島町議会議員選挙が執行されております。基金につきましては高度情報化基金 11,000,000 円、財政調整基金 65,000,000 円、公共施設等整備基金 20,000,000 円を新たに積み立ていたしました。産業振興課所管の定住促進室では移住、交流の総合窓口業務や各種相談会等に職員を派遣し積極的に情報発信を行いました。加えて住宅建設資金利子補給金や住宅リフォーム支援補助金の支給、東日本大震災の被災者受け入れ支援等継続して行ってまいりました。なお教育委員会が文化館より移転し、西庁舎として管理されております。3款、民生費 1,137,990,000 円、155,900,000 円、12.0%の減、民生費は歳出決算構成比中最も大きく25.5%を占めております。繰越事業の地域介護福祉空間整備事業では1施設の建設をいたしました。飯島町社会福祉協議会、上伊那福祉協会、伊南福祉会等福祉関係に対する委託金、負担金、補助金等を支出しております。救急医療情報キットをまちづくりセンターいいじまに委託し配布いたしました。子ども手当費の総額は154,000,000 円でございます。福祉医療費では子育て支援枠を高校生該当学年まで拡大いたしました。その費用は1,690,000 円でございます。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰入金総額は224,470,000 円、後期高齢者医療、介護保険負担金は115,060,000 円の大きな支出となっております。保育園関係では3園に非常用電源装置の設置及びガラス飛散防止フィルムの貼付工事を合わせて30,690,000 円で実施いたしました。続きまして4款、衛生費 300,860,000 円、10,320,000 円、3.3%の減、各種検診、予防接種の実施、太陽光発電システム設置補助金の継続等実施をいたしました。町民の皆様の健康増進や環境改善への事業を推進いたしました。昭和伊南総合病院への負担金は92,730,000 円でございます。新規といたしましてはハッピーバースフラワー事業を実施し、該当者は68人で費用68,000 円でございます。続きまして6款、農林水産業費 355,040,000 円、12,000,000 円、3.3%の減、中山間地域等直接支払い事業、農地・水保全管理交付金事業の推進、1,000ヘクタール自然共生農場づくりを目指した農業振興事業、有害鳥獣対策の防護柵設置、林道の整備、長野県森林づくり県民税を活用した信州の森林づくり事業等実施いたしました。また各種交流事業、イベント等の実施、支援からも産業振興を図っております。翌年度繰越額 47,530,000 円は農村地域防災減災事業調査計画書策定 20,000,000 円、農業体質強化基盤整備促進事業農業用排水工事 6,600,000 円、林道整備事業横根山線改良工事費 20,930,000 円でございます。7款、商工費 223,840,000 円、1,090,000 円、0.5%の増、平成22年度に増額した商工業振興資金預託金 120,000,000 円は継続し、事業者の支援を行っております。千人塚にありました勤労者福祉センター及び老人福祉センター一千寿荘の解体撤去工事を23,150,000 円で実施いたしました。24年度に設立されまし

たまちづくりセンターいいじまの運営事業や各種イベント事業に対する補助金を支出しております。続いて8款、土木費 409,980,000 円、189,000,000 円、31.6%の減、大幅な減少は地方特定道路整備事業及び社会資本整備総合交付金事業等の事業量の減少によるものです。24年度は大雪に見舞われ除雪費用が増大いたしました。古高速道路道路橋の剥落防止対策を実施いたしました。町営住宅は計画的に環境整備を進めており、現在募集をしている住宅のうち昭和55年度以前に建設されたものについて耐震診断を行いました。公共下水道事業特別会計へ 215,000,000 円を繰出し、住環境整備の促進を図りました。翌年度繰越金 2,000,000 円は社会資本整備総合交付金事業、道路舗装点検調査委託料でございます。9款、消防費 146,700,000 円、31,360,000 円、17.6%の減、消火栓の新設、耕地・自治会への補助等実施いたしました。伊南行政組合消防本部関係負担金は 110,280,000 円でございます。10款、教育費 336,100,000 円、12,730,000 円、3.9%の減、学校教育関係では繰越事業である3校のガラス飛散防止フィルム貼付工事を 46,870,000 円で行いました。備品として七久保小学校のグランドピアノを購入いたしました。子ども広場の推進や学童クラブの充実を図っております。七久保小学校におきましてはコミュニティースクールの推進も図っております。生涯学習、社会教育関係では教育委員会西庁舎移転に伴い、文化館をまちづくりセンターいいじまを指定管理者とし管理を委託いたしました。施設の整備では非常用電源設備を田切体育館、B&G海洋センター体育館、合わせて 14,910,000 円で設置いたしました。生涯学習まちづくり計画パートIV、及びスポーツ推進計画の策定推進を行い、生涯学習社会実現に向けての事業推進を行いました。11款、災害復旧費、24年度は災害復旧工事はありませんでした。12款、公債費 712,620,000 円、1,880,000 円、0.3%の増、繰上償還は 131,420,000 円でございます。13款、諸支出金、土地開発基金費 10,000 円でございます。歳出総額は 4,476,090,000 円となりました。平成24年度は23年度からの繰越事業6件、97,940,000 円を実施し、平成25年度への繰越は4件、49,530,000 円となりました。以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。

次に行政報告書をご覧になっていただきたいと思いますが、18ページ、19ページをお願いいたします。18ページ第6表性質別決算額状況の構成比でございますが、人件費が19.4%で1位となっております。以下、公債費、繰出金、物件費、補助費等の順となっております。次に19ページ第7表の性質別決算額の推移でございます。前年と比べ積立金が58.6%の減となりました。普通建設事業は2年続けての減少で前年度に比べ28.8%の減となりました。人件費につきましては決算額におきましては 11,800,000 円、1.3%減少をしております。行政報告書13ページをお願いいたします。第1表でございます。決算収支の状況です。上の表の一番下の欄です。実質収支額になりますが 111,160,000 円となっております。下の表の一番下の欄、実質単年度収支では 182,310,000 円の黒字となりました。もう一度決算書に戻っていただきたいと思っております。

110ページをお願いいたします。財産に関する調書をご覧いただきたいと思っております。公有財産の(1)土地及び建物で土地の増減は地区、個人への譲渡・売却等、建物の増減は地域介護福祉空間整備事業による施設の増加・勤労者福祉センター及び老人福祉センターの解体による減少となっております。111ページ(2)山林につきましては23年度から精度の高い県の地図情報システムが導入されておきまして、年数をかけて面積調査をし

ております。その結果、24年度も増加となっております。次に113ページから117ページでございます。物品が載っております。24年度中の異動につきましては数量増減欄、増減額及び備考欄に記載がございますので確認をお願いいたします。次に118ページをお願いいたします。3.債権でございますが、ふるさと融資の貸付金が 38,460,000 円の減となっております。続いて4の基金でございますが先程出てまいりましたが減債基金、ふるさといいじま応援基金は一般会計に繰入を行っております。各基金それぞれ積み立てと利息によりまして差引で 27,390,000 円増加いたしました。年度末総額は 1,796,150,000 円となりました。基金ごとの変動内容につきましては119ページの基金付表のとおりでございます。次の120ページは勤労者生活資金融資基金及び奨学基金の運用状況でございます。次に121ページをお願いいたします。起債目的別現在高表でございます。緊急防災減災事業債、地方特定道路整備事業債、臨時財政対策債など借入額 443,800,000 円、元利償還金は 711,700,000 円、年度末現在高は前年より 188,340,0030 円減の 5,149,310,000 円となりました。以上一般会計の歳入歳出決算及び財政状況等について申し上げます。

続きまして各特別会計を申し上げます。

第3号議案平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書1～4ページになります。2ページをご覧くださいと思いますが、歳入総額 960,260,000 円でございます。歳出は4ページでございます歳出総額 857,160,000 円、差引き 130,100,000 円を翌年度に繰越しました。町内の国民健康保険への加入率は総世帯数の42.62%、全町民の25.69%でほぼ横ばいとなっております。被保険者につきましては一般、退職被保険者とも減少しております。国保税全体では 238,670,000 円で前年度に比べ 3,990,000 円の減となっております。収入未済額は 38,120,000 円で前年度より 6,570,000 円減少いたしました。収納率は84.9%で0.5ポイント増加いたしました。また滞納分のうち 4,220,000 円の不納欠損処理を適正に行いました。保険給付費は 530,920,000 円で前年度より 5,450,000 円減少し、比較的安定した給付状況となりました。27ページをお願いいたします。財産に関する調書のうち基金でございますが、利子分が増加し年度末残額は 198,090,000 円となっております。

次に第4号議案平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書は1～2ページになります。歳入総額 108,190,000 円、2ページになりますが歳出総額は 103,970,000 円、差引額 4,220,000 円を翌年度に繰越しました。対象者数は 1,765 人で前年度より 8 人増加しております。保険料収入は改定等により 70,840,000 円で前年より 5,470,000 円、8.4%増加いたしました。収納率は1件未収分がございましたので、99.99%、100%から0.01ポイント下がっております。一般会計からの繰入金金は 35,810,000 円でございます。後期高齢者医療広域連合への納付金は 96,980,000 円となりました。

次に第5号議案平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書1～2ページになります。1ページ歳入総額 958,160,000 円、歳出総額は2ページになります。949,260,000 円となり差引残額 8,900,000 円を翌年度に繰越しました。一般会計からの繰り入れは 145,490,000 円でございます。介護保険料は保険料改定等により 185,810,000 円と前年に比べ 44,080,000 円、31.1%の大幅な増となりました。収入未

済は 1,370,000 円となっております。収納率は99.23%で0.36ポイント上がっております。25年3月末現在で第1号被保険者のいる世帯が2,078世帯、被保険者は3,103人と前年と比べ29世帯56人増加いたしました。保険給付費は885,230,000円となり前年度と比べ1,220,000円減少いたしました。17ページをお願いいたします。財産に関する調書の中で基金でございますが、介護給付費準備基金4,940,000円を積み立て、年度末残額は41,160,000円となっております。

次に第6号議案平成24年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書1～2ページになります。1ページ歳入総額408,940,000円、歳出総額は2ページになります。389,390,000円で差引額19,550,000円を翌年度へ繰越しました。一般会計からの繰入金は215,490,000円でございます。収入未済4,120,000円は加入者負担金640,000円と滞納分2,410,000円、使用料1,060,000円となっております。管渠工事は飯島処理区で2箇所400メートル実施いたしました。その他舗装工事、維持管理事業を行いました。12ページをご覧ください。起債借入れは資本費平準化債等で73,000,000円、年度末残高では4,355,880,000円で前年度より122,670,000円の減となりました。

次に第7号議案平成24年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。決算書1～2ページになります。1ページ歳入総額252,770,000円、歳出総額は2ページになります。225,010,000円、差引額27,750,000円を翌年度へ繰越しました。一般会計からの繰入は114,130,000円でございます。収入未済は使用料の420,000円となっております。歳出の内容は施設の維持管理が主体となっておりますが、一部付設替え工事を行っております。12ページをお願いいたします。起債借入れは資本費平準化債等で69,000,000円、年度末残高では2,290,660,000円で前年度末より56,550,000円減少しております。

以上で各特別会計の決算報告を終わりとさせていただきます。なお年度末に資金が不足いたしましたので、支払資金として財政調整基金400,000,000円を繰替え運用いたしました。その後利息910,000円とともに再度基金に戻し積み立てを行っております。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財政状況等の提案説明とさせていただきます。細部の事項につきましては各委員会において各担当からご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

紫芝建設水道課長

それでは第8号議案平成24年度水道事業会計決算につきまして細部説明をさせていただきます。先程町長の提案説明でも申し上げましたように、お陰様をもちまして大きな災害もなく引き続き安定給水をすることができました。それでは決算書、一番最後に水道事業会計の決算書がございます。ご覧をいただきたいと思っております。8ページをお開きをいただきたいと思っております。上段に業務量の表がございます。年度末給水件数の欄をご覧をいただきたいと思っております。業務面におきましては平成23年度末が給水件数が前年比14件減少をいたしておりましたが、24年度末ではご覧の通り20件増加ということで3,615件となっております。次に下段の給水量の関係でございます。1,000,000立方メートル台を5年連続で割り込んできてございますが、こちらの給水量24年度微増ということで908,483立方メートルとなっております。続きまして9ページの中段をご覧をいただきたいと思っております。給水量につきましては年間給水量ほぼ横ばいの状況ということでご覧

をいただきたいと思っております。続きまして3ページにお戻りをいただきたいと思っております。こうした状況の中で事業の損益計算書でございます。1の営業収益、それから3の営業外収益、それから5の特別利益を合わせました収入総額、こちらが192,268,000円ということで、前年とほぼ同様の収入となっております。一方、支出の関係でございます。2の営業費用、それから4の営業外費用、それから6の特別損失、合わせました支出総額でございますが187,391,000円となっております。これによりまして当年度の収支の差し引きでございますが4,876,000円の黒字決算ということで、当年度末の未処分利益剰余金につきましては25,358,000円となっております。続きまして、その前のページ2ページをお願いをいたしたいと思っております。資本的収支こちらの関係でございます。収入総額、建設改良事業のための企業債の借入金、それから道路関係の事業に伴う補償金、負担金、繰入金等を含めまして46,471,000円に対しまして、支出総額156,720,000円となっております。一番下段に書いてございますが、資本的収入の不足額110,249,000円につきましては過年度分損益勘定留保資金等で補てんを行っております。続きまして6ページをお願いをいたしたいと思っております。貸借対照表の関係でございます。24年度末におけます水道事業会計の資産合計でございますが、3,767,953,000円となっております。それから7ページの方に主な業務報告がございますのでご覧をいただきたいと思っておりますが、24年度の主な事業につきましては道路改良関連での配水管付設替え工事6件、それから消火栓の移転2基、水道の単独の改良工事8件他の工事を実施しておるという状況でございます。なおここにも触れてございますが、日曽利簡易水道の関係、南ヶ沢の源水表流水から塩素消毒の効かないクリトスポリジウムという原虫でございますが、これが検出されたということで高感度濁度計の増設工事を行って対応をしております。本年度の配水管の付設総延長につきましては2,449メートル、総延長につきましては147,685メートルとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を午前11時といたします。休憩。

午前10時44分 休憩

午前11時05分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。ここで監査委員の決算審査報告を求めます。

議長

橋場代表監査委員をお願いいたします。

橋場代表監査委員。

代表監査委員

それでは決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。この審査にあたりましては審査官2名、監査事務局長立ち会いの中で実施をいたしましたものでございます。その結果につきましてご報告いたしますが、お手元に配布されております審査意見書に基づきまして報告させていただきたいと思っておりますので、提案説明縷々ご説明ありました。多少重複するところもあろうかと思っておりますが、ご容赦をいただきましてご説明させていただきたいと思っております。ではよろしく申し上げます。

まず、24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、並びに基金運用状況審査意見書

議長
建設水道課長

の方からお開きいただいております。審査の概要につきましては審査対象が24年度飯島町一般会計歳入歳出決算、並びに24年度国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道事業、農業集落排水、以上5つの特別会計でございます。付属書類としましては、24年度の飯島町各会計歳入歳出決算事項説明書、それから実質収支に関する調書、会計財産に関する調書、を拝見しております。続きまして基金運用状況につきましては平成24年度飯島町各基金運用状況調書によって審査をしております。審査期間でございますが25年8月2日から8月8日、土日を挿みまして実質5日間ということでございます。審査の方法につきましては24年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算書、今申しあげました付属書類等につきまして、帳簿、証拠書類等と照合しまして、係数の確認、予算執行は適正かつ効果的か、財政運営、資金収支は健全かつ効率的か、及び事務の合理化経費節減に努力しているか、等について実施しております。更には既に実施しました例月出納検査の状況も参考にして審査をしております。なお実施しました事業内容につきましては、お手元にあります行政報告書等から職員から説明を求めまして、行政評価書に基づく事務事業評価についても審査を行い、また一部でございますが抽出しまして現地確認調査もいたしております。

審査の結果を申し上げます。審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その係数は誤りないものと認められました。予算の執行及び財政運営状況はともに適正であると認められました。また各基金の運用につきましてもそれぞれ設置の目的に沿って適正に運用されていると認められております。

次に総括的意見を申し上げますが、平成24年度を振り返ってみますと、先程の提案説明にもいろいろございましたが、まあ長引くデフレ、円高の中で進んできていたわけですが、年末の政権交代ございました。いわゆるアベノミクスの期待もあってでしょうか、円安と上昇する株価には目を見張るものがあるような日本経済の状況でございます。本格的回復に期待が高まってきた状況がございました。しかしながらまあ国内外ともに依然としていろいろな事項がございまして、地域経済情勢は依然として先行き不透明な厳しい状況の拭いされない1年であったかなと思っております。こうした中で当町は第5次総合計画の2年目でございますかね、計画されておりました「人と緑輝くふれあいのまち」、これを目指して各事務事業、計画に従い取り組んでこられた1年の結果でございました。それらを拝見しまして総じて申し上げたいのは、各課ともに職員の皆さんが真剣に取り組む努力をしてきたことを評価したいと思います。行政評価書お手元でございますが、各課はそれぞれ自己評価をされております。そのほとんどの項目につきましてA評価がなされております。これらにつきまして説明を受けながら内容を検討しましたが、それぞれ納得のいく評価であったと認められました。

続きまして町の財政状況についてでございますが、地方公共団体の財政力を示す財政力指数、これは前年の0.40から0.39へ、それから財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年の79.3から81.5と、それぞれ横ばいでございまして大きな変動はございません。まあちなみに財政力指数は1に近いほど良い、経常収支比率は70から80が望ましいということでございます。それから実質的な公債費が財政に及ぼす負担を占めず指標であります実質公債費比率、これも前年の13.3に対し13.7と横ばいであり

ます。この地方債の許可制限指数も18でございます。それぞれの会計の収支状況については、一般会計においては各種補助金や交付金を適切に活用されて予算に沿った運営がなされていると同時に、特別会計におきましても各会計において黒字の結果が確認されております。次に財政調整基金の件でございますが、前年対比107.8%と増加しております。減債基金につきましては前年対比77.6%と減少しておりますが、これは繰上償還をした結果でありましていずれも財政環境の変化への対応等の確保はなされていると考えられます。こうした結果、決してまあ強い財政基盤とはいえない状態であることを伺えますが21年度から改善されております。それぞれの数字から考えますと数年来の基準を維持しております、今後の経済情勢の好転、要するに税収増あるいは地方交付税の増等の増加が大きな要因になりますが、そうしたことによって改善の方向に向かうことを期待するところでございます。今後の行財政運営にあたりましては歳入に関しては町税、国民健康保険税等、収入未済額の解消に向けて積極的、効果的な滞納処分を実施するほか、長野県地方税滞納整理機構へ移管する等、一層の収納対策の強化を図られたいと思います。それから歳出に関しましてはそれぞれすでに取り組んでいるところと認められましたが、外部委託の推進、指定管理者制度の活用、補助金の整理合理化、組織機構の合理化等により更に経費の削減を図るとともに、効果的、効率的な予算の執行に努められていただきたい。また常日頃から町民のニーズを的確に把握して最少の経費で最大の効果が上がる住民サービスを望むところでございます。

最後にこの審査の中で、まあ監査委員として感じた点を3点掲げてございますが、これはまあ参考としてお汲み取りいただきたいと思っております。まず1つ、まあ表題は責任ある職員の適正配置ということでございますが、職員の構成を見てきますと近年の構成内容から見ると、正規職員の年々減少に対しまして臨時職員及び嘱託職員に負うところの増加が見られております。こうした状況から人件費の増加を抑えること等も要求されるところでありますけれども、まあ一部聞こえてくる責任ポストへの配置は今後適切に、大丈夫かと、人材の育成に支障はないかというような意見も気になるところでございます。もう1つ、事務事業の見直しという点でございますが、各事務事業について職員の積極的な取り組み、及び住民の要望等によりまして新規施策等新規事業が取り入れられてきております。結構なことなんでございますが、毎年職員の事務量は増加しているのではないかと伺えます。そういったところから職員数と事務量のバランスを考慮して効果等を勘案した事務の見直しも必要ではないかと感じました。それから3番目でございますが、必要経費の当初予算計上についてちょっと参考に申し上げますが、予算の計上について例えば道路の除草費用はこれは増加してきております。それから除雪業者の確保困難な傾向にあると聞いております。こうした道路維持費のような住民生活に密着した経常的に見込まれる費用につきましては補正予算で対応するのではなくて、当初より計上することにより年間を見通した事業が可能な配布とすることが理想ではないかなと感じるところでございます。

以上総括的意見でございますが、次のページ決算の概要、これは既にもう提案理由の中で提案説明の中でご説明がございましたが、一般会計、特別会計5会計の決算はいずれも黒字決算となっております。この表の通り実質収支額、一番右の欄でございますが見ていただきますと全て黒字という状況でございました。それから5ページの2になります収入未済額、不納欠損の状況でございますが、6ページの合計でちょっと申し上げますと、

24年度と23年度の比較におきまして不納欠損額は前年が5,736,000 でしたが、24年度に19,286,000 と13,500,000 ほどの不納欠損にしております。これらは町税と国保の思い切った不納欠損処理をした結果だろうと思いますが、実質的に徴収担当では身軽になって新たな部分に取り組んで収入未済額をなくするという努力の結果だろうと思います。その結果23年度の収入未済額は232,829,000 であったものが153,000,000 に減少していると、79,000,000 ほど減少しております。まあこれが直接要因かどうかわかりませんが、いずれにしてもこういう結果が出ております。

続いて財政状況につきましてはあの先程申し上げましたので省略いたします。基金の運用状況につきまして申し上げますが、基金の増減を見ますと財政調整基金は当初予算で約30,000,000 の取り崩しが予定されていたんですが、取り崩しをせず更に65,000,000 円余りが積み立てられ、年度末残高は900,000,000 円を超え財政状況の急激な変化に一層の蓄えが備えがなされております。減債基金につきましては起債の繰り上げ償還のために当初予算で131,420,000 円の取り崩しが予定されていたところでございますけれども、このうち70,000,000 円を取り崩すことで予算通り繰上償還を実施することができたことが認められます。また公共施設等整備基金にも20,000,000 円の積み立てを行うことができたことが確認されております。それぞれの基金につきましては次のページの上段にありますのでご覧をいただけたらと思います。

以下、各会計の細目になってまいりますので提案説明の中でご説明ございましたので私の方からはここで省かせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして24年度飯島町水道事業会計決算審査意見書に移らせていただきます。24年度飯島町水道事業会計決算審査意見書でございますが、審査の対象は24年度の水道事業会計でございます。審査の期日は25年6月21日に実施をしております。審査の方法につきましては町長から審査に付された決算財務諸表並びに決算報告書が24年度における水道事業の経営成績と財政状況を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査等の照合などにより検証をいたしました。また年度内の事業全般について関係職員から説明をいただきまして、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査をいたしました。審査の結果でございますが損益計算書、貸借対照表等、決算財務諸表、並びに決算報告書およびその他付属書類については計算に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しているものと認められました。また現金、預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認いたしました。

続きまして総括的意見を申し上げます。平成24年度におきまして断水に至る大きな災害、自然災害の停止もなく安定供給ができて、水道事業の役割は十分果たしたと認められております。一方で先程も説明がございましたが、日曽利簡易水道におきましては原水からクリプトストリジウムというものが検出されたそうでございます。まあこれに対しまして地元住民への迅速な周知、高感度濁度計を設置するなど監視を強化して早期に迅速な対応がなされた結果、安全安心な給水が保たれたこと、このことは大いに評価をしたいと思っております。それから2番目でございますが、給水件数及び有収水量とも前年度に比べて僅かながら増加しております。収益的収支は平成22年度以降本事業は黒字決算で推移しております。現在のところ経営の安定が認められるものの社会経済情勢の先行きは不透明であ

り、加えて立地企業の地下水利用意向が強いことや人口減少に伴う給水人口の減少も懸念される中、引き続き安定経営の基盤となる有収水量の長期的な推移を展望していただきたいと思っております。3番でございますが、下水道事業、国庫補助事業、及び国県道路整備事業や町道改良事業により年々排水管の更新が進んでおります。有収率も徐々に改善されるなど安定給水に向けた対策が講じられています。特にこの有収率の向上は老朽化石綿セメントが水漏れに影響しているように聞いております。この管も残り約10.7キロとなっているようでございまして、引き続き飯島町地域水道ビジョンに基づき老朽化した施設、設備の計画的な更新、適切な維持管理に取り組んで水道水の更なる安定供給と有収率の向上を望むところでございます。4番でございますが、機械装置と工具、備品について見ますと、取得額から減価償却累計額を控除しますと償却未済額がまあ僅かになってきておる現状、これは老朽化が伺われる係数でございますが、今後急激に更新等の費用を必要とすることも想定され、同時に維持管理など経費の上昇も含めて今後は厳しい経営環境が予想されることから、今後の経営にあたりましては適切な事業選択や経費のより一層の削減を図るなど効率的な経営に努められたいと思っております。また水道使用料の新たな未収金の発生防止、それから水道料金納付者個々の実情に応じたきめ細かな納付指導、未納対策を講じるように望むところでございます。決算の概要の中で今その下の表ですが、今申し上げました中の年度末給水件数、これは先程提案説明の中にもございましたが、給水件数は増加しております。同時に有収水量、年間で増加をしております。有収率が下の方にありますが70.1%から75.4%に上昇しているという良い結果が出ております。あと細かいところはそれぞれ数字は省略させていただきます、8ページに飛ばさせていただきますが、あの先程申しました機械装置とか工具・器具・備品の老朽化の件でございますが、この8ページにあります機械装置、24年度で127,000,000 のものがありますけれども、これはあの取得額を確認しますと569,000,000 のものなんですね。だからこれだけまあ老朽化という償却されてきているものが中身であると。それから工具・器具・備品につきましても、24年度で1,575,000 人が計上されておりますが、取得価格を拝見しますと33,000,000 相当のものであるということでございます。それからその下の方に現金・預金欄がございますが、現段階で24年度392,000,000 程の現金・預金、まあ主に現金はございません、預金でございますが保有しておるという状況でございます。これらを含めまして11ページをご覧いただきたいと思っております。11ページの一番下、実質流動比率というものがございます。まあ蓄えた資産がどの位あるかという話でございますけれども、430.7%ということで非常に極めて健全である、数字はそういうことを示しております。従いまして今の老朽化した資産等もございまして、まあいざという時も大丈夫だろうと思っておりますけれども、引き続き今後の経営に努力していただくことがよろしいかと思っております。水道につきましては以上でございます。

続きまして24年度の健全財政化、経営健全化審査に付されておりますのでこの件について申し上げます。24年度の飯島町財政健全化及び経営健全化審査意見書について申し上げます。審査の対象でございますが、24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に対する法律3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、これらを健全化判断比率というものでございますが、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査をい

たしました。25年8月22日1日間でございます。審査の方法は審査に付された24年度の健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類等を照合しまして、審査にあたっては関係職員の説明も聴取した上、必要と認める審査を実施いたしました。審査の結果でございますが、この表の通り24年度実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては全て黒字でございますので表示された数字はございません。それから実質公債費比率は13.7、早期健全化基準が25.0でございますのでまあよろしい数字かなと、それから将来負担比率につきましては78.9と、早期健全化基準が350でございますのでよろしい比率かなということで、次に個別意見を申し上げますが、実質赤字比率につきましては今申し上げましたように黒字でございますのでございません。続きまして連結実質赤字比率につきましても黒字でございますので良好な状態であると考えます。それから3番目の実質公債費比率につきましては24年度の実質公債費比率は13.7%で早期健全化基準25%を下回る水準にあります。実質公債費比率は23年度と比較すると0.4ポイント上昇しておりますが、地方債許可団体移行基準である18%を超えないように引き続き繰上償還等の適切な措置が求められるということになるかと思っております。続いて将来負担比率につきましては23年度と比較すると5.5ポイント上昇しております。将来の財政運営を展望する指標として引き続き留意しつつ財政の健全化により一層努めていただきたいと思います。特にこれにつきましては指摘すべき事項はございませんでした。続きまして24年度の飯島町水道事業会計の経営健全化審査の件でございますが、審査の対象は水道事業会計の決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象にしました。25年8月22日の1日間でございます。審査の方法につきましては先程の健全化比率と同じでございますので省略しまして、審査の結果でございますが、審査に付された下表、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められました。と申しますものの、24年度の資金不足比率はございませんので特に申し上げるところはございません。いずれにしても個別意見にも掲げましたが極めて良好な状態にあると考えます。ここにつきましてはも是正改善を要する事項は指摘すべき事項は特にないということで報告させていただきます。

以上、平成24年度の一般会計、特別5会計、水道事業会計、それから財政健全化審査の結果を報告させていただきました。今後も住民福祉向上のために健全財政維持に努めていただくことを願ひまして報告を終わりとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。橋場代表監査委員には大変ご苦勞様ございました。自席へお戻り下さい。

暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

議長

会議を再開いたします。これから平成24年度会計決算7議案について一括して総括質疑を行います。なお先程各常任委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番

堀内議員

それでは何点かお伺いをいたしたいと思いますが、決算数値につきましてはまあ前年度より若干悪化しているというような状況ではございますが、決算規模によっていろいろと動きはあるということですのでまあ安定的に推移しているものと推察をするところでございます。それでは何点かお伺いしますが、まず行政報告書133ページにハッピーバースフラワー事業というのが載っております。まあ昨年度から誕生されて3ヶ月児ですよ。町長のさっき3年3歳児って言われましたが、3ヶ月児に花束を贈るということでやられておるといことで、まあこれにつきましてはその花束代の半分を飯島町の営農センターの農業再生協議会、農家の皆さんからいただいたその物を負担としてお願いしてやるということで、町の方からのお話もあって一緒にやっておるところでございます。この農家の皆さんもこの厳しい農業経営の中から負担をしているということですが、そのことがその贈られる皆さんにしっかり伝わっているか。せっかくの機会ですのでそのことを是非伝えていただきたいと思っておりますので、そのことについて伝わっているかどうかについてまずお伺いしたいと思います。

それから2点目としまして、223ページの(3)その他のところで、いいちゃんまちづくり協議会、この事業報告が記載されておりますが、この団体は完全な民間の団体じゃないかなと私は考えます。平成20年度の決算審査の資料も戻して見ましたが、その際にも自立して運営してもらおうというようなお答えを確かされているというふうに私は記憶をしております。現在も事務局の事務を行っているのかどうかその点についてをお伺いしたいと思います。

それから3番目としまして、まあ私の見落としかもしれませんが、先程も報告がありました教育委員会の事務所の移転のことは全然この行政報告書には出ておりません。またもう1つ、行政報告書に載っていないのが食育に関することでございます。一昨年の3月確か食育ネットワーク会議というのが解散になって以降、役場庁舎内の組織は立ち上げたということ昨年どこかでお伺いをしたことはありますが、それ以降、町民を組織する委員会というかそういう組織はどうなっているのか。それに併せて昨年度は一体どんな活動をされたのか、ここらがお伺いするところでございます。実はこの事業につきましても平成20年度の事業報告から見直してみたんですが、食育という字は一切出ておりません。食育という活動はやっておるんですから是非この内容を掲載すべきではないかなとそんなように思いますのでお願いします。

それから最後に204ページ、決算報告書の下水道の事業の関係ですが、下水道については公共下水、農集排、合併浄化槽、それぞれあるわけですが、この報告書の中では公共下水道の飯島処理区と七久保処理区、ここには管理組合に補助金というようなものが支出されております。しかし農集排にはちょっと見当たりませんし、合併浄化槽組合はちょっとお伺いしたところによると今年度から今まで、維持管理組合に支払っていた補助金が打ち切りになったというようなことをお伺いしておりますが、その内容についてお伺いをい

町 長 たしたいと思います。以上よろしくお願ひします。

いくつかの点についてご質問されておりますが、私の方からは最初のあのハッピーバースフラワー事業、このことにつきましてお答えをし、後のことについてはあの具体的に教育委員会をはじめ所管の方でお答えをさせていただきたいと思ひます。まずハッピーバースフラワー事業でございます。あのそれぞれお話を申し上げましたように、昨年の4月から子育て支援のまあ一環として町の、花の町をPRしながらしていく事業ということで始めた事業でございます。これにはあの町予算も勿論でありますけれども、生産をいただいております花生産者の皆さん、それからまあ堀内議員も営農センターの会長さんとしてお手伝いいただいておりますけれども、その営農センターのサポート体制の中で進めておる事業でございます、毎月、先ほどあの3ヶ月というふうに言ったつもりでございますが、もしあの言い方が3年というふうに誤っていたらお許しをいただきたいと思ひます。これは3ヶ月です。生まれて3ヶ月目に乳児検診をいたしますので、その折にその花束贈呈をして検診の折にまあお渡しをするということでございます。であの毎月これはまあ実施しております、その折に必ずあの私もほとんど1年間通してその場面で自らお渡しをさせていただいております。この花の趣旨、町の花づくりの趣旨とそれからこの花のお贈りする生産にあたっての農家の皆さん方と営農センターの組織のひとつのご協力をいただいております、是非まあ花のように身も心も美しく将来の町を担う子どもに育ててほしいという念願の下にお贈りするんだという趣旨は十分申し上げて、それぞれ大変喜んでいただいております。またあの広報等でも折に触れてこのことは紹介をされておりますので、十分にまあ伝わっておるかどうかはまた分かりませんが、今後ともそうした趣旨を対象者の皆さん方には都度申し上げてまた図ってまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長 それでは教育委員会に関係するおおよそ3点というふうに受け止めましたが、それについて順番にお答えをしたいと思ひます。まず西庁舎の移転ということでありまして、これはあの物理的に事務所が移転したというそういう建前でありまして、むしろその移転したことによる中身、ソフトの関係について重点的に評価したというそういう立場でありますので、報告書のところにはあえて記載はいたしませんでした。行政評価書のですね、43ページにその生涯学習センターとして移転した中身について評価をしておりますので、そちらで補っていただければというふうに思ひます。

2つ目のいいちゃんまちづくり連絡協議会についての関係でありますけれども、教育委員会としていいちゃんまちづくりに関わる文化的なあるいは町の協働のまちづくりの視点から非常に大事な組織であるというふうに捉えております。具体的に申しますと、いいちゃん文化祭の時の映画祭にはいいちゃんまちづくりの方々の支援に基づいて映画祭をしているというそういう観点から223ページに連絡協議会のその他の事項として、その他の項目として記載をさせていただいたとそういう立場であります。

3点目の食育でございますが、ちょうど一昨年のこの議会で議員さんから食育についての進捗状況のご質問があったわけでありまして、その後、庁内会議、関係部署の機関でございます、あまりにも肥大化した組織をちょっと立ち上げ過ぎていると、もう少しコンパクトにしたらどうだろうかということ、年度を跨いで検討しております、先月末にですね、庁内連絡会議の再度立ち上げまして経過を事業に取り組んでいるという、そういうことで

ありまして、あえて行政報告書の中には記載をしなかったとそういう立場でありますのでご理解いただきたいというふうに思ひます。以上です。

建設水道課長 下水道の関係の補助金のご質問でございます。農業集落排水それから合併浄化槽に対しての補助金の交付はどうなっているかというご質問かと思ひます。合併浄化槽の補助金につきましては行政報告書の199ページにそれぞれ設置と管理の補助ということで支出の内容が載っておりますのでご覧をいただきたいと思ひます。それから農業集落排水関係でございます。こちらにつきましては、ちょっと時期はあの私の頭の中にございませぬけれども、あの管理の業務を委託しておるという状況でございます。ということで地元の管理組合への補助金の交付というのは予算計上はないという現状でございますのでよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。以上でございます。

議 長 他にありませんか。

11番 堀内議員 今のところいくつか再質問を願ひしますが、あの食育の関係はもう何年やっているんですかね、事業をやっているんで、これ行政報告書に項目がないというのはおかしいと思うんですよ。まあ去年は何ももしやらなんだから落ちてもいいけど、平成20年頃からは食育という事業はやられていると思うんですよ。で、20年度の事業報告書を見ました。21年、22年、23、全然載っていないんです。是非これはやはりその行政がやってきた仕事の歴史になるわけですから行政報告書というのは、是非そこへ載せていただきたいと思ひますし、やはり教育委員会の事務所が移ったのもこれは行政の1つの動きの中ですので、是非そういうものを載せていただいて、その前年度の資料と同じような資料で行政報告書を作るんじゃないかと、是非あの心が入ったものを作っていただきたい、まあそんなように思ひますのでお願ひをいたします。ただその、先程のいいちゃんまちづくり協議会、これについてはまあいいろいろと見方はあると思ひますけれど、男女共同参画というところにあの項目があつてそこに載っているわけですが、今はその域を出ている団体であるし、完全な民間の団体ではないかなと私は思ひます。まああのいいちゃん文化祭の中心のことをやらうということになると、例えば今度やっています産業祭りではJAの上伊那も商工会もやっているんですから、やはり同じように考えると少しおかしいのではないかなと私は思ひます。それからあともう1つ、下水の関係ですが、今のお話でいくと農集排も実際には運営費はその事業の中で賄われているというふうにいけますと、合併浄化槽については、合併浄化槽の個人の管理については10,000円の補助金を毎年いただいていることは私も承知しておりますが、合併浄化槽維持管理組合というのが確かあるわけですのでそれはずっと今まで補助金出していたんですが、これでいくと公共も出ている、農集排も出ていると、実質的にはあるということになると、合併浄化槽の維持管理組合だけないという形でちょっと不公平を感じますので、そこらについて再度お答えをいただきたいと思ひますし、また決算審査のところでもまた質していきたいと思ひますがよろしくお願ひします。

教育長 それではあの行政報告書にまあ記載がなかったというご指摘を受けまして、委員会審査の中で詳しくお答えしていきたいというふうに思ひます。ご承知いただきたいと思ひます。

建設水道課長 今の合併浄化槽管理組合への補助がないというお話でございましたが、こちらの経過について流れの状況があるかと思ひます。その中でまた検討させていただきたいと思ひます

のでもよろしく願いをいたしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

よろしいですか。

(なしの声)

議 長 それではこれで質疑を終わります。議案を付託するにあたり、各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。

宮沢事務局長。

(審査区分説明)

議 長 お諮りします。決算7議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第2号議案から第8号議案までの平成24年度決算7議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時48分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議長から申し上げます。山田教育長から親族の不幸に伴い、本日午後の会議について欠席の届け出がありましたので報告をいたします。

議 長 日程第12 第9号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第9号議案平成25年度一般会計の補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ104,858,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,560,903,000円とするものであります。今回の補正につきましては平成24年度の決算がまとまり繰越金が確定をしたことと、普通地方交付税の額が確定したことなどによる予算措置を行うものであります。主な内容は、歳入としまして前年度繰越金と普通地方交付税の額の確定に伴う約180,000,000円を増額補正をいたしました。また今後、実質公債費比率の上昇と各種施設の維持管理費の増加が想定をされる中、将来を見据えた対応として基金残高と借入金の繰り上げ償還の財源確保を目的に、当初予算で計上しております減債基金約78,000,000円と地域福祉基金8,000,000円の繰り入れをそれぞれ減額をするとともに、財政調整基金へ30,000,000円、公共施設等整備基金へ20,000,000円をそれぞれ積み立てることといたしました。歳出面では当初予算で十分な予算措置ができなかった道路維持費へ約26,000,000円を増額補正をするとともに、農地・水保全管理支払推進事業等へ増額補正をいたしました。また町の活性化に資するため元気づくり支援金を活用し、まちづくりソングとダンスの作成に関する経費を計上したところであります。その他、細部につきましては担当課長からそれぞれ

説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 浜田議員 10ページの繰入金の件ですけれども、減債基金繰入金77,743,000円、これを減額としていますが、その理由をもう少しご説明願えませんでしょうか。

総務課長 年度当初、起債の元金償還に充てるということで減債基金から取り崩して繰り入れるというものだったわけですが、まああの24年度決算を見た中で繰り入れなくても元金償還可能という中で一般財源から充当するというで繰り入れないようにしたということです。

議 長 はい他に。

2番 坂本議員 17ページの2861の遠距離給水管工事の場所はどこなのかということと、もう一つ19ページの3859の里山の間伐なんですけれども、ここの場所が分かりましたら教えていただきたいと思います。

建設水道課長 2861の遠距離給水の関係でございます。こちらにつきましては久根平で1件、それから春日平で1件ということで2件の計上でございます。

産業振興課長 地域で進める里山集約化事業ですけれども、町内3箇所ということで日曾利、それからケンギョウ、これは高遠原の上の方になります。それから栃ヶ洞ということで岩間の上の方になりますけれども、合計で78ヘクタールを集約する予定でございます。

議 長 他にはありませんか。

5番 浜田議員 13ページの財政調整基金それから公共施設等整備基金の考え方についてちょっとお尋ねします。今回の補正総額約100,000,000円、で、そのおよそ半ばがこの財調と公共事業の要するに基金として半分積み立てられているというふうに見えるんですけども、これをどういう考え方なのかということとをちょっと基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。と言いますのはそれだけ事業がひっ迫していないということなのかですね、あるいはかなり前倒しで基金の積み立てを行うという政策の結果であるのかということ。何でこんなことを申し上げるかということ、あの実質単年度収支、過去6～7年眺めてみますとおおよそ年間100,000,000～200,000,000の黒字決算がずっと続いていると。つまりそれだけ積み立てが続いているというふうに見えます。とりわけ財調についてはですね、おそらく400,000,000円か500,000,000円の積立額だったものが、今年度のまた後で議論になると思いますけれども900,000,000円位ということですね、非常に前のめりというかまあそんなふうに見えるわけですけれども、つまり最初に積み立てありきという政策決定なのか、

あるいは実際の事業がですねさほど緊急性を要しないという結果こうなったのかという、このあたりについてお伺いしたいと思います。

総務課長 それではあの財調とそれから公共施設の関係でございますが、まああのこれは平成24年度決算の状況を見た中で、先程申し上げましたけれど、まず24年度の中で財調あの取り崩しております。であの減ったことは今までの決算の概要の中でもお分かりだと思いますが、ある程度また少しずつでも戻そうじゃないかということの中で、繰越しを見た中で財調には積み立てをしております。それから公共施設につきましてはまあ約今200,000,000円程あると思っておりますが、それまあ今後、公共施設若干老朽化等もしてきております。ですのでまあそこら辺を見据えた中で今回積み立てをしているということで、あの先を見据えた中での積み立てというように考えていただければと思います。ですので当初からということではなくて、まあ繰越しを見た中で、まあ他の部分については一般財源を充当できるという見込みの中でやっているものでございます。

議長 はい他に。ありませんか。

議長 よろしいですか。

議長 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

4番 中村議員 これから討論を行います。討論はありませんか。

議長 この補正に対して賛成の立場で討論申し上げます。先の一般質問等で質問いたしました風疹に対する補正が早急に組まれましたことを大変評価いたします。また光のファンタジーにおきましても同じように質問等が一般質問であった内容をですね本年度に補正を入れたこと、大変評価いたします。またあの今後これから町おこしということで、飯島町に新しいソングがといいますかそれができてくるための補正も取られております。町の活性化等々、また住民の福祉の安全等々を鑑みてこの補正に対して賛成いたします。

議長 はい他にありませんか。

議長 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 これから第9号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13 第10号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 続いて第10号議案平成25年度国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ83,299,000円を追加し、歳入歳出それぞれ952,779,000円とするものでございます。今回の補正は平成24年度決算額の確定や過年度の療養給付費交付金、及び国庫支出金の確定、25年度の介護納付金、後期高齢者負担金、及び前期高齢者負担金が確定したこと、並びに保健事業の強化を行うためなどによりまして、交付金、繰越金、支出金、予備費につい

てそれぞれ補正するものであります。歳入では国庫支出金が200,000円、繰越金が83,000,000円、それぞれ増額するものでございます。歳出では介護納付金1,180,000円、保健事業費410,000円、後期高齢者支援金17,210,000円、などの他に諸支出金といたしまして国庫及び退職者医療療養給付費の過年度清算分の償還金16,920,000円、及び予備費を47,500,000円につきましてそれぞれ増額補正をするものでございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 第10号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14 第11号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第11号議案平成25年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,217,000円を追加して、歳入歳出それぞれ113,041,000円とするものでございます。今回の補正は平成24年度出納整理期間中の保険料徴収分の翌年度繰越金の確定により、後期高齢者医療広域連合に納付するために補正を行うものであります。歳入では繰越金で3,210,000円を増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして同額を増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 第11号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 第12号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて第12号議案平成25年度介護保険特別会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出それぞれ6,894,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,014,247,000円とするものでございます。歳入につきましては平成24年度決算の確定に伴い、繰越金が6,890,000円の増額補正、歳出につきましては予備費を2,180,000円増額し、介護給付費及び地域支援事業に関わる国庫支出金の返還金及び支払基金交付金の返還金を4,700,000円増額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 第13号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第13号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額で16,550,000円を増額し、総額でそれぞれ371,442,000円とするものでございます。歳入につきましては24年度決算によりまして繰越金を16,550,000円増額し、歳出につきましては一般管理費を770,000円増額、公共下水道事業費を4,590,000円、予備費を11,180,000円それぞれ増額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか

2番 坂本議員 7ページのですね7401の浄化センターシャッター3,000,000なんですけれど、これは老朽化によるものなのでしょうか、それとも何か他の原因があったのか。

建設水道課長 こちらのシャッターにつきましては錆ということシャッターが老朽化しております。その修繕ということをお願いしたいと思います。

議 長 他にありませんか

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第13号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 第14号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて第14号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額で19,128,000円を増額し、総額でそれぞれ281,809,000円とするものでございます。歳入につきましては24年度決算によりまして繰越金を17,750,000円の増額、分担金及び負担金を1,370,000円増額するものでございます。歳出につきましては農業集落排水事業費を300,000円増額し、田切南部地区、本郷東部地区の管理費合わせて1,370,000円、予備費に17,450,000円をそれぞれ増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第14号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 第15号議案平成25年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 続いて第15号議案平成25年度水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支と資本的収支に関する補正でございます。収益的収支では収入として県道の竜東線工事に伴う補償費として1,900,000円を増額し、収益的収入総額を206,900,000円として、支出としては営業費用として2,100,000円を増額し、収益的支出総額を199,100,000円とするものでございます。資本的収支では収入として繰入金を1,000,000円増額し、資本的収入総額を75,500,000円として、また支出としては建設改良費を1,000,000円増額し、資本的支出総額を172,000,000円とするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し

上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第15号議案平成25年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第15議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 第16号議案平成25年度飯島町防災行政無線設備デジタル化増設工事に関する請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町長 それでは第16号議案平成25年度飯島町防災行政無線設備デジタル化増設工事の請負契約締結についての提案理由の説明を申し上げます。当町では現在使用しております防災行政無線は、固定系無線と移動系無線の2系統でありまして、移動系につきましては既にデジタル化の整備済みでございます。今回は昨年度に引き続き固定系の無線について整備を行うものでございます。今回は昨年度整備いたしました以外の既設の屋外拡声個局のデジタル化及び不感地区対策として屋外の拡声個局の増設、電波強化のための2局の再送信個局の整備などを行います。本年度も国の有利な起債であります緊急防災減災事業債を活用しデジタル化整備を図るものでございます。また今回の契約については電気通信工事の資格のある事業者による一般競争入札方式により選定をした事業者でございます。請負契約の細部につきまして担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
(補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか
2番 坂本議員 入札先は決まったわけですが、一般競争入札に参加した会社は他に何社あったのでしょうか。

総務課長 日立国際電気さん1社のみ参加でございます。

議長 他にありませんか。

議長 今の入札に関連してなんですけれども、これはそもそも技術的に他の会社が入札できるような環境にあった、その中での入札だったのでしょうか。つまり他の会社では繋がらないというふうなことがなかったのかどうかということが1つですね。それから2点目はですね、この行政無線の整備は今回で終了なのか、まだ今後予定があるのか。あるとすれば大体どの位の金額を見込んでいるのかということ、以上2点お伺いします。

総務課長 あの今回契約する会社以外に参加できる状況にあったかということだと思いますが、参加できる状況にありました。ただあの追加して申し上げますと、今まで日立さんに防災無

線ができておりますので、新しく参加されるということになると日立さんのものが一切も
う使えなくなるということですので、その期間、新しくなるまでの期間が防災無線全く使
えないということで、これは想定ですが、あくまでも想定です。他の会社は参加されな
かったというように考えております。それから今後の予定はどうなるかということだと思
いますが、今回あの平成24年度、それから今年度2年続けてデジタル化の整備をさせて
いただきました。それであの不感地帯ということで何箇所か増設をさせていただきました。
一旦はこれで地域の皆さんの状況をお聞きした中で、ただ今後どうするかという方法は
まだ方向は出来ておりませんが、まだまだあの何箇所か聞こえないところもある
んではないかと思えます。まあ今後そこら辺を精査した中で、時期についてはわかりませ
んが今後の状況の中で、予算との状況を見ながら整備していくことも考えられるとい
うことでございます。

議長 はい他にありませんか
4番 中村議員 不感地帯2局というふうにありましたけれども説明の中で、その2局はどこなのかお願
いします。
総務課長 2局は七久保針ヶ平、それから田切北河原山の神地籍でございます。
議長 はい他に。

議長 ちよつと先程の質問の回答、私よく理解できなかったんですけども、他社が参入でき
るんですけども、もし受注したとするとこれまで投資した分も使えなくなるとそういうご
説明だったんですか、それとも接続するのに一定の期間がかかるからその間運用ができ
なくなるというご説明だったんですか、どちらなんでしょうか。

総務課長 若干あのうまく言えなかった分申し訳ないんですが、現在日立さんに契約をしてお
ります。保守管理がある期間はいいんですが、その期間新しい会社が入るとその会社
ができる、工事が完了する前にまあ1年はかからないと思えますけれども、ある程度日
数かかります。ですのでその間の保守期限がなくなってしまうということで、何かあ
ったときにはまあ使えない場合も出てくるんじゃないかということでもあります。

議長 補足を。
総務課長 あのまあ補足ということでございますが、会社によって今機械がそれぞれ違
います。ですのであの今あるものに接続するということが不可能ということでござい
ますのでよろしくお願ひします。

議長 はい他にありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第16号議案平成25年度飯島町防災行政無線設備デジタル化増設工事に関
する請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定
することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
異議なしと認めます。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20 第17号議案飯島町道路線の認定について
日程第21 第18号議案飯島町道路線の変更について
以上2議案につきましてはいずれも町道路線の案件でありますのでこれを一括議題といたします。本2議案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは第17号議案飯島町道路線の認定について、及び第18号議案飯島町道路線の変更について、2議案の一括した提案理由の説明を申し上げます。認定につきましては道路法第8条第2項の規定によりまして町道下街道支1号線の認定を行うものです。変更につきましては道路法第10条第3項の規定により、町道下街道線他1路線の変更を行うものです。今回の認定及び変更につきましては国道153号伊南バイパス田切工区の竜東線と町道交差点建設工事に伴う迂回路を確保するためのものがございます。詳細につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑は2議案一括して行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は2議案一括して行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第17号議案飯島町道路線の認定について、第18号議案飯島町道路線の変更について、以上2議案を一括採決いたします。お諮りします。本2議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第17号議案及び第18号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後2時44分 散会

平成25年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年9月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

久保島 巖
中村明美
北沢正文
橋場みどり
浜田 稔
本多 昇

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多 昇	4番 中村明美
5番 浜田 稔	6番 久保島 巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山 誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村幸一	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 北原英利
飯 島 町 選 挙 管 理 委 員 会 委員長 伊藤和夫	飯島町選挙管理委員会書記長 (総務課長 兼)
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯 島 町 代 表 監 査 委 員 橋場正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 宮沢卓美
議会事務局書記 市村晶子

本会議再開

開 議 平成25年9月9日 午前9時10分
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。なお、本日の一般質問の答弁のため伊藤選挙管理委員会委員長にご出席をいただいております。

議 長 日程第1 これより一般質問を行います。
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いいたします。

6番 久保島 巖 議員

6番

久保島議員

それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。昨日8日早朝、ビッグニュース、うれしいニュースが飛び込んで参りました。2020年のオリンピック、パラリンピックが東京に決定をしたところでございます。猪瀬東京都知事、また太田選手等若いアスリートの皆さんも招致活動に専念されてご努力いただきまして、この結果を得られたということで敬意と感謝を申し上げるところでございます。7年後に向けて東京のみならず日本全体がスポーツを通じ、経済的にも社会的にもまた文化の面でも大きく変わるターニングポイントと言えらると思います。私は高校生でしたが1964年の東京オリンピックの時、日本は飛躍的な進化をしたというふうに捉えております。まあこれは歴史的にも実証された事実だというふうに思います。このことがまた起きるのだと期待をするところでありませう。我が町飯島でもこの7年後に向けて子どもたちの夢の実現、また更に障がい者福祉の充実を図っていく、誰もが暮らしやすい町づくりを目指していくということがまた求められてきているというふうに心から思うところであります。1つ大きな目標ができたということで、今まで躊躇していた事柄や遅れていた事業が進むきっかけになるだろうというふうにも思います。そこにはチャンスがあり、果敢な挑戦が求められるというふうに思います。勇気・挑戦・感動、これを実行・実現・実感に持っていくということが今求められているというふうに思ったところでございます。

さて今回私は大きく2点についてお伺いいたします。1つは本年度当初予算に計上されております飯島町高齢者障がい者交流センター、この建設に関する点。それから2点目は特別支援教育の実情と課題ということ、この2点を大きく取り上げてまいりました。まず第1点目ですが、飯島町障がい者地域交流センターやすらぎ、これが高齢者障がい者交流センターとして今年度当初予算に旧保健センターの解体工事も含め65,630,000円の計上がされております。効率よい管理運営をするために委託管理者を決めて使い勝手の良いよう関係者とも協議を行って設計が始まったというふうに伺っております。ここに2つの名前が出てきます。「障がい者地域活動支援センターやすらぎ」と「高齢者障がい者交流センター」の2つでございます。どうもその予算書を見ているとですね私の感覚でいくと、建物を建築するにあたり、地域介護空間整備事業を使ったために高齢者障がい者交流センターという名前を付けざるを得なかったと、まあこれは仮称になっていますけれどもね。

それを使った事業が障がい者地域活動支援センターやすらぎということだろうというふうには私は考えています。で、関係者と称されて招集された皆さん、また地域の皆さんの中にも1つの施設に対して2つの名前があるというのがどうなのかと、少し意味が違ってくるとし困惑もちょっとあるということでございます。何なのかよく実態が把握できないというのが事実でございます。また現にですね、今ある地域センターやすらぎの移転というふうには考えている人もいまして、お聞きしますとこの利用者は今4人だそうです。でその4人のために65,630,000円使うのかよという人もいますね。これは費用対効果として如何なものかなあという方もいると。どうもその辺のところこの辺のこの施設を建てるにあたってですね、理念とか考え方とかっていうのが普及されていないとか、PRされていないんだというふうに感じるところです。せっかく作るんですから多くの皆さんに利用してもらいたいというのがありますので、この施設の目的、またはですね設置理念というんですかね、利用者の対象というのはどんな方々でどの位いるのか、見込んでいるのか。どんな設備がこの中にできるのか。例えばその生活支援の相談室みたいなそういう部屋ができるのか、それともそういう体制が整えられるのか、まあこの辺のところですね基本的なことについて町長にお尋ねをしたいと思っております。

町 長

それでは今議会一般質問の最初の質問者であります久保島議員の質問にお答えをしたいと思いますと思っております。冒頭、昨日のオリンピック東京開催の決定を受けたことに対してのお話、更にまた今朝はレスリングがまた最後の種目で日本の伝統ある競技が採択されたということでございまして、本当にあのいろいろ思いはありますけれども、久保島議員同様に本当に良かったなあというふうにつくづく思います。同時にまた今お話ございましたように、町の長期計画であります理念でありますこの勇気・挑戦・感動、このことをまさにこのオリンピックに架けて町の思いも共有する言葉ではないかというふうに感銘したところでございます。今後町といたしましてもスポーツを通じて選手を育てるような施策も講じながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、共々よろしくようお願い申し上げます。

さて最初のご質問は、飯島町の障がい者地域活動支援センターやすらぎに関連してこの計画概要ということでございます。お話にございましたように確認をさせていただきますけれども、今あのこのかつての消防署の跡を利用しておりますこの社協が運営をしております「やすらぎ」でありますか、と同時にあの併設しております施設を、その「やすらぎ」の部分を今度新しく申し上げてまいりました新しいセンターの交流センターの方に機能を全面的に移して、そして新たにいろんな交流の場、地域とのまたいろんなコンセンサスを持ち込んだ1つのこの交流センターとして新築をするということで今計画を進め、その取り組みをしておるところでございますけれども、お答えの方はこれは一体として申し上げてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。なおまたあのちょっとその使い分けの部分でありますとか、それから対象するこの対象者、あるいはその機能的な従来のやすらぎの施設とどうこう連携させながら、また溶け合わせながらということにつきましては担当課長の方から補足をさせていただきたいと思っております。まあそんなことであの今年度事業といたしまして親町の旧保健センターの旧母子健康センターの施設を取り壊しをいたしまして、その跡に国の地域介護空間整備事業の適用を受けまして補助金を受けて地域の高齢者、障がい者、それから子どもたちをはじめ

幅広い層の方たちがお互いに集い合いながら交流できる施設として新たに高齢者障がい者交流センターというものを建設をいたします。そこでまあ今申し上げたように来年4月からこの中に現在この下にあります「こまくさ園」の2階で開設をしております正式名称は「飯島町障がい者地域活動支援センターやすらぎ」これを移転併設をいたしまして、全体として新たに施設全体の管理業務に合わせて障がい者地域活動支援センター業務については社会福祉法人の「親愛の里」を指定管理者として指定を申し上げて、5年間に亘って業務をお願いするという事で現在計画を進めておるところでございます。地域活動の支援センターは障がい者をお持ちの皆さんの地域生活を支援促進するため、そして創作活動や生産活動の機会の提供、社会と交流の促進、障がい者をお持ちの方が自立した日常生活や社会生活を営むための相談や情報提供などの幅広いまあ事業を行っております、センターを利用できる方は身体障がい、知的障がい、精神障がい等をお持ちの方とその保護者、障がいに関わるボランティア活動を行う方等々を対象にしております。なお高齢者障がい者交流センターとしての位置付けなどからどなたでも利用できるこのスペースとして確保をしていく予定でございます。それから職員体制につきましては常時2～3名の指導員を配置をして業務にあたるとともに、法人においては障がい者や福祉制度等に関わる専門的な知識の習得のための各種研修を実施をして人材を育成をしていくとともに、まあ地域の皆さんが気軽に利用相談できるような体制を整えていきたいというふうに考えておるところでございます。なお建物の間取りや設備につきましては指定管理者となる「親愛の里」当局、それから障がい者関係団体、それから関係地元の耕地の役員の皆様等々との意見交換の場を通じて、誰にでも気軽に集まっていただけるあるいは利用していただける施設づくりを目指して、現在詳細についてその間取りの設計等を進めておるところでございます。なおあの取り壊しにつきましては既に契約ができておまして、8月21日から10月の18日までの工期を持って全面取り壊しという形で現在進めておりますのでよろしくお願いいいたしたいと思っております。以上です。

健康福祉課長 それでは若干の補足をさせていただきたいと思っております。今ご質問のあの高齢者障がい者福祉センター、今回建設するわけでございますけれども、「やすらぎ」との関係でございます。施設全体の計画につきましては障がい者高齢者の交流センターという名称でございます。その中に現在旧消防署の2階にあります地域活動支援センターやすらぎの機能を一部持ってくると、その機能が入ってくるという状況でございます。それ以外のスペースとしましては高齢者や障がい者の皆さんが気軽に交流できる、またあの利用ができるスペースも確保していきたいというようなことで、今先程申し上げましたように設計業者が決まりましたので、障がい者の関係団体の皆さんそれから地域の皆さんそれから指定管理の予定者等々との懇談の中で設計の中身を今検討しているところでございます。その中には先程ご質問ございましたあの相談スペース、これらも含めて検討しているところでございますのでよろしくお願いいいたしたいと思っております。以上です。

久保島議員 実は7月30日に社会文教常任委員会ですとね名古屋市の中村区にあります「親愛の里」が経営する「多機能型事業所ジョブサポート・フォルテ」、それから「地域活動支援センター親愛の里そよかぜ」の視察をしてまいりました。ジョブサポート・フォルテはですとね日中活動の場としていわゆる就労移行支援事業とそれから就労継続支援事業のB型を兼ね備えたところでございます、スキルが上がってくれば一般就労も支援していくとい

うような施設でございます。一方、中村区・中川区障がい者地域支援センターの中であります「親愛の里そよかぜ」はですとね中村区から障がい者地域生活支援センター、身体と知的の相談業務それから地域啓発活動、それから長期入院者等ですとね地域移行を重点目標にということで地域活動センターI型ということ、それから指定相談支援事業を行っております規模はちょっと大きいわけでございます。土日も開所しておつてですとね月曜日が休館日と、利用者の利便性ということを非常に考慮しているということが見られます。果たしてうちはどうなんだろうかとこのところでございます。毎日いろんなプログラムがありましてですとね利用者の選択によって参加をしていると、で、訪問した日にはですとねあの食生活について考えようということで栄養士の先生がですとね栄養教室をしていてカロリー計算をしながら自分の食生活を見直すというような講座が開かれておりました。講師の先生はこれはボランティアということですね。で、ここの「そよかぜ」には4団体と47人のボランティアが登録されているということでございます。まあ大きな市ですので当然人はたくさんいるかもしれませんが、うちはどうなんだろうというちょっと心配なところがあります。それからこの地域活動支援センターI型ですので国から県から6,000,000円、国県から6,000,000円、それから市から6,000,000円ということで補助金が出るということでございまして、利用者の登録会員は講座とかそういうものに対して無料もしくは100円というようなものでございます。で、うちの場合は利用料金はどうなんだろうかなと、補助金は当然無いわけですので利用者にあまり負担があつては困るということもあります。まあ規模がちっちゃいということなのでどのような内容になるのかとまあ心配しておりますが、課長の方から結構盛り沢山な内容が示されましたので期待をするところでもあります。国の方からは一般交付税の中にももうこう地域活動支援センターの分は含まれていますよ、だから必ず町でやっってくださいねということになっているということだそうですので、まあ特別財源は無いんだけど一般の中から捻出してくるということになると思っています。で、今その課長の方から「やすらぎ」との関係性もお話があつたんですが、現在「やすらぎ」はその就労支援B型の「こまくさ園」とまあ一緒に建物にいてということ、住民の中では混同しているというところがございまして、じゃあ今度の設備の中には就労支援は入るのかなと、日中活動の中そんなものはどうなんだろうかとこのことが1点ですね。で、中村区の「親愛の里そよかぜ」のように講座とか教室とか開かれるんだろうかと、その辺の利用料金等についてはあまり多額では困るのでその辺がどうなんだろうかと。それから今ちょっと相談業務が入ってくるということでしたので安心したんですが、まあ長期入所者等がいた場合にはその地域に帰ってくるというような支援も必要だと思っております、その辺の体制もとれるのかどうか。先程言いましたけれどもボランティアがたくさんいると思っております、その辺のボランティアが必要なかどうか、もしくは確保が可能かどうかその辺もちょっとお伺いしたいと思います。それから「介護予防拠点施設コスモス園」と「障がい者地域支援センターやすらぎ」とこの2つの施設を指定管理者に指定したわけですので、町はですとね何を期待しているのかと何をさせようとしているのかというところがもう少し細かいところをお知らせいただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

町長 まあ今度できる施設につきまして具体的なプログラム、まああの細部かなり詰めていかなきゃならん部分もあるわけでございますけれども、今大体あの概要的に煮詰まってきた

おりますので具体的なプログラムにつきまして担当課長の方から縷々申し上げたいと思います。

健康福祉課長

それでは私の方からお答えしたいと思います。地域活動支援センターの行う基本的な業務につきましては、1つとして障がい者等の創作的活動及び生産活動の機会の提供、また2つ目として地域社会との交流の促進及びボランティアの育成、それとその活動の支援業務。3つ目として障がいに関する相談及び情報提供業務。4つ目として障がい福祉活動に掛かる教室、講習会の開催業務等々となっております。これらにつきましては設置条例にも謳われているところがございます。従ってこれらを推進していきたいというふうに考えているところが基本でございます。またこれらの実施にあたりまして指定管理者となる社会福祉法人「親愛の里」の障がい福祉サービス事業で蓄積しておりますこれらのノウハウも十分発揮していただけるというように期待しているところがございます。またあの法人本部からのアドバイス、また臨時的な人材支援等も可能であるというように聞いています。来年4月からの指定管理に向けて今後基本協定及び年度協定について細部について今後詰めていくところがございますけれども、現在「やすらぎ」を利用している皆様につきましては施設の建設後も引き続き利用されるということを想定しておりますので、新施設での事業実行にあたってはこれらの方々の意見も十分配慮して考えていきたいというように考えております。またあの就労支援、生活支援につきましては指導員による相談体制によりまして日常的に対応が可能でございます。またあのクラブ活動、スキルの向上、また一般教養講座等につきましては利用者の皆さんのニーズを把握することが第一でありますので、まずニーズを把握した中で検討をいたしまして順次事業の整備提供をしてまいりたいというように思っております。料金につきましては現在のところどうなるかということは検討中でございますので、まだはっきりしたところではございません。またそうは言ってもあの指定管理者との事前の話の中で5年間に亘る指定管理でございますけれども、各年度の年間の管理料というのは決まっておりますのでその予算の範囲内でしていきたいというように考えておりますのでお願いしたいと思います。それからコスモス園との関係でございますけれども、コスモス園も今回一体の指定管理のメニューの中に入ってございます。これにつきましてはまあ隣接した施設であるということ、また介護予防、また高齢者の介護予防も含めまして他との交流もコスモス園でもするように規定されておりますので、目的が同一であるというようなことも含めまして一体の指定管理をお願いしたところがございますけれども、これにつきましては施設の利用状況を更に促進していきたいと。また場合によっては指定管理者の中で自主事業も可能であるというようなことで、そのスペースも空き時間をコスモス園で使うことも可能であるというようなことで今後検討いただくところがございます。そういった意味で利用も高めていきたいと、効果を挙げていきたいというようなことでございます。またボランティアの確保等につきましては先程申し上げましたように今後の検討事項でございますけれども、なるべく参画できるような体制を作っていくように指定管理予定者と詰めていきたいというように思っております。以上でございます。

久保島議員

縷々お伺いをいたしました。期待をするところでございます。名前のごことでまたちょっとアレなんです、高齢者障がい者交流センターは仮称になっておりますけれども、まあ正式に開所する4月にはどういう名前になるのかというのはちょっとわかりませんが、

「やすらぎ」を使うことはちょっと私はどうかなと、今お話を聞いていますとだいぶ様相は違うと、まあ目的は同じかもしれませんがレベルアップをしているし、更にバージョンアップしているっていうんですかね、ですのでこの際名前を変えた方がいいんじゃないかなというふうに思うところでございます。で、高齢者障がい者交流センターと障がい者地域活動支援センターの両方を使わなきゃいけないらしいんですよ今話を聞いていると。で、そうとするならばですね通称を統一したらどうかっていうふうに思うんですね。言うならばまあ公募をしてですね両方に通用する通称をつけたらまた呼びやすいんじゃないかなと思うんですね。まあ公募するにはこの施設の概要とか目的とか、それから対象者とかまあいろんなことをお知らせする必要があります。またこれをPRする良い機会にもなりますのでこれ一石二鳥だなというふうに思うんですね。まあ例えばですよ例えば私がパッと考えたところで、夏だもんですから思い出したんですが「ひまわり」という名前を付けたとしますねそうすると例えば「飯島町高齢者障がい者交流センターひまわり」という建物の中に「飯島町障がい者地域交流支援センターひまわり」というのがあって、通称を「ひまわり」と呼ぶというふうにすれば呼称を1つにしたことによって分かりやすくてですね、あ、あすこのことだなというふうに分かるということですね。まあもちろんこれはコスモスが隣にありますから全部コスモスにしてもいいんですが、それはちょっと分かりにくいのでそんな名前はどうかと。「やすらぎ」に固執する何かその多分あるんだろうと思いますが、法的に何かあるのかどうかわかりませんがこの際新しく移転するのだから名前を公募で決めたらどうかというふうに思いますが町長いかがでしょうか。

町長

現在のこの地域活動支援センターとしての「やすらぎ」とそれを包含するところのまあ施設の中へですね、で新たなこの高齢者障がい者の交流支援センターこれを一体としてどう名称上位置付けていくかという、もう一辺白紙からつけ直したらどうかというようなご提案もあるわけでございます。そこであのちょっと整理をして考えてみますと、現在を使用しておりますこの施設であります「やすらぎ」の名称でございますけれども、これはあの現在の地域活動支援センターの前身でございました精神障害者の共同作業所という時代がございます。それから併せて交流センターというこの機能を併せたもので、名称として平成15年度に一般公募をして決定をしたものでございます。利用する皆さんにとって心安げられるこの居場所づくりの提供というこの気持ちを込めて公募の結果「やすらぎ」という名称で現在に至っておるものでございます。更にまた平成の21年4月からの障害者自立支援法の施行に伴いまして、この2つの事業を一本化、いわゆる共同作業所と交流センターの機能を一本化いたしまして、新たに3つの障がい施設として、これはあの精神障がい、それから身体障がい、知的障がい、これを1つにいたしまして、いわゆる障がいをお持ちの皆さんを対象とした方が利用できる飯島町障がい者地域活動支援センターとして再出発をして、名称もそのまま「やすらぎ」を引き継いで現在に至っておるということでございます。で、今度まああのそうした機能を取り込んで含めて新しいこの高齢者障がい者交流センターというものを建設するわけでございますけれども、機能はやはりあの従来のこの障がい者センターの機能をそのまま持ち込むということで、補助金や制度的にも別々の区分をしていかなきゃならないという1つの考え方がございます。従ってまあどうということになるかっていうことはちょっとなかなか分かりにくい面もあると思いますけれども、看板的には2通りの看板を掲げにやならんと、まあ1枚の看板へ2行でもって掲げ

るというようなことになろうかと思えますけれども、それで1つにはこの新しい施設であります「高齢者障がい者交流センター」というものを冠しまして、そこにまあ移転をする従来の機能である「飯島町障がい者地域活動支援センターやすらぎ」というものをまあ掲げるところというまあ手法になろうかと思えます。でまあ全体的な名称をまあどうするかというようなことにつきましてでございますけれども、これもまあ今申し上げたようにあの公募で募った非常にあの「やすらぎ」という良い名前であるというふうに私も思っておるわけでございます、これらのまあ選定する経過や思いやその重みというようなものもやはり引き継いでいくべきではないかというふうに思っています。またあのここで名前を全体的に変えてもやはりこの定着した名前が混乱しても困るなということもございまして、今後条例上でその位置付けをしまいいりますけれども、あえてこの新しい名前に名称変更をして変えるのではなくて、そのまま引き続いて全体をそれにするのか、従来の施設に「やすらぎ」を冠してセンターはセンターとして2行の並列の中で冠してやっていくかということではもう少し詰めさせていただきたいと思えますけれども、いずれにしてもあの「やすらぎ」をなくして新しい名前ということは今私としては考えておりませんのでご理解をいただきたいと思えます。

久保島議員

住民の皆さんにですね分かりやすく利用がしやすいというような形を望むところでございます。それではですね2番目の大きな項目の方に入ります。現在少子化が進行しております、学校の統廃合等もですね最近耳にしているところであります。一方、長野県内では特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあるというふうにも指摘されております。高等部に進学する生徒が増えたということも要因の1つかもしれませんけれども、伊那養護学校、飯田養護学校はですね定員を大きく上回って過密状態にあると、まあちょっと言い過ぎかもしれませんがかなり厳しい状態にあるとこれを聞いております。加えて発達障がいを持つ子どもたちにはですね早期の介入あるいは適切な早期の支援が必要だということは周知の事実でございます。しかしですね県は遅々として改善が進んでまいりません。少子化で全体のパイがちっちゃくなるのだから近々これらの児童生徒もですね減ってくるだろうというような見方をしているんじゃないかと、様子見の状態というふうに言っても過言じゃないと思えます。現在通学している子どもたちに犠牲を強いているのか。今必要な手立てが打てなくてですね、まあ最近はやらないかもしれないかもしれませんが教育県長野、何が教育県だというふうに憤慨せざるを得ないというところでございます。当町の特別支援の体制は現状どうなっているのか。まあ学級数や在籍する児童数、また支援の実際についてお伺いをしたいと思えます。また重度の肢体不自由の子どもがですね在籍した場合には設備的に受け入れも可能なかどうか、学校の設備がですね。その辺についても併せてお伺いをしたいと思えます。またこれからの特別支援教育を推進していくという上で課題、問題点、そして捉えている事項、教育長何かございますでしょうか。その辺も併せて教育長の立場から見て特別支援教育の課題について所見をお伺いいたします。

教育長

それではあのご質問にお答えしたいと思いますけれども、その前に冒頭久保島議員の方からオリンピックの開催というお話がありましたが、私はもう一方のパラリンピック、障がい者のための競技がどのように運営されるのかどうかというふうにも注目しております。つまり弱者に対する対応がどうであるのかということが成熟した国家の指標になるのではないかなという、そういう視点からですね私はパラリンピックがどうであるのかとい

うことを一方において注目していきたいというふうに思っております。さてご質問の軽度発達障がいの町内の現状ということでもありますけれども、現在町内にはですね、知的障がいの学級と情緒的な障がいを抱えている子どもたちのための、いわゆる特別支援学級があります。ご承知かと思えますけれども、知的障がいの学級はですね各学校に1学級ずつありまして、また学習障がいや注意欠陥多動障がい、多動性障がいといったまあ軽度発達障がいと言われる、そうしたあの児童生徒のための学級であります、情緒の安定を図りながら改善克服をしていくという学級であります。それが4学級、全部で7学級ありまして、総数変動がありますけれどもすなわち軽度発達障がいの子どもが改善克服をされた結果によって現学級に戻っていくというそういうことがありますので、およそ20数名現在のところで在籍しております。この学級でありますけれども、まあ養護学校の経験者など特別支援学級に非常に詳しく、あるいは力を持っている精通した教員がですね学級担任を務めておりまして、またあのその学級に所属というわけではありませんけれども、担任に加えて特別支援教育の支援員を3校全部に配置しております。この特別支援教育支援員は担任と連携しながら日常生活の介助、あるいは学習の補助、それからあの教室移動の手伝い、あるいは健康安全の確保などまあ障がいの態様によって支えることができるよう複数体制で現在進めております。先程議員もお話がありましたように近年そういった教育的なニーズが求められる子どもが増えてきて、見方を変えますとですね障がいの多様化、それから重複化がありまして、まあ従来のような学級経営が難しくなっている傾向があります。またあの適正な就学支援から見ると、子どもさんが特別支援学校へ就学した方がその子にとって望ましいのではないかなと思われるお子さんもですね、保護者の意向等から現在地元の学校に通っているという難しいようなケースもまあ最近は出てきております。まあそうしたケースに対応できるようにですね特別支援教育支援員の配置があるわけではありますが、更に一層充実が求められですね現在あの町の独自の予算によって対応しておりますけれども、非常に身分が不安定で雇用条件も十分とは言えない現実があります。で、このことについては県の方にも働き掛けをしております、先程県議会の文教企業委員会にも上伊那全体で要望した経過がありますけれども、まあ支援員の配置については国や県において制度化をきちんとした制度化を図りながら財政的な裏付けをしっかりといただいて、そして体制を整えていくということが大事ではないかなと課題ではないかなというふうに思っております。またあの施設面でもご質問でありますけれども、現在あの肢体不自由の子どもは通学しておりませんのでそれなりの施設は整えてはありませんが、まあトイレの改修等を含めてそうした面でのサポートは現在続けているという段階であります。以上です。

久保島議員

当町にもですね特別支援学校、伊那養護学校、飯田養護学校に通学している児童生徒がいるというふう聞いております。実際はどうなのかちょっとお伺いしたいと思います。通学にもですね時間がかかってですね子どもはもちろん父兄の負担も非常に大きいというふうに思います。まあできれば3校で受け入れをしたいと思えますが、まあ困難のところもあるだろうと子どものためにもそちらの学校に行った方がいいんだという方もいらっしゃるというように思います。まあ一方ですね地域の子どもは地域で育てることが提唱している中であって、町内から特別支援学校に通っている現状を踏まえるとですね、町内の小・中学校や飯田養護とか伊那養護とかの特別支援学校との連携、協働これがですね

より一層重要になってくる、緊密にすべきだというふうに思いますね。特別支援学校に転校してしまったから縁切りでは寂しいもんだというふうに思います。子ども同士にあってはですね交流っていうのは途絶えてしまうことはいかなものかと、地域の行事それから学校の大きな行事、音楽会とか運動会とかっていうのにもですね何らかの形で参加して交流を保っていたきたい。で思い出を共有して大人になって成人式と一緒に迎える、そんな交流が保てればいいかなというふうに思うところであります。地域の一員として、手を携えて共に成長していくということが望まれるというふうに思うところであります。こうしたことから教育委員会サイドとしてですね各学校との調整っていうのは当然図っているというふうに思いますけれども、学校連携と地域との結び付きというようなことをですねどのように考えておられるのか、教育長どの様にまた進めていきたいのか、その辺も併せてお尋ねいたします。

教育長

今年度あの現在町内から特別支援学校、伊那と飯田の2校であります、義務教育に相当する学年まあ高等部を除きますけれども、義務教育に相当する学年に通学している児童生徒2名おります。1名は小学校の途中の学年から特別支援学校、養護学校へ進学しました。もう1名は中学進学を機会に特別支援学校に籍を移して現在学んでおります。今あの議員お話のありました地域の子どもは地域で育てるということ、私も常々申してきたところでありますので、まあそれはあの町外の学校、特別支援学校への通学している児童生徒も同様というふうに捉えておまして、そのために4年前からですね副学籍制度、正規の学籍ではありませんけれども副学籍制度を導入しております。これは地元校に在籍していると想定をいたしまして、例えばまああの事務的な関係ではありますけれども学籍簿、それから出席簿にですね、当町の学校には通学はしていないものの通学していると想定して名前を記入しているというようにしております。つまりその子が地域にいるという証を学校の職員も共有してほしいという立場であります。またあの行事、例えば音楽会や運動会、あるいは文化祭など学校行事には参加できるようにまあ地元校としても特別支援学校との連携を図りながら呼びかけているところであります。ただ参加するしないはその当人の意思でありますので強制はいたしませんけれども、いずれにしても案内を出す、例えば7月に行われた七久保小学校の音楽会には特別支援学校に行っている子どもも地元校へ戻ってきてともに音楽会に参加したという経過があります。まあ今後も養護学校に限らずですね盲学校やろう学校、まあ県内学校あるいは肢体不自由学校などの特別支援学校に通学する児童生徒も出てこないとも限りませんので、そうした意味から複学籍といったきちんとした制度をですね整えていかなくちやならないというふうに今思っておりますし、まああの上伊那の市町村のこういう制度についてようやく上伊那足並みが揃ったわけでありますが、中身はですね個々それぞれの市町村の教育委員会対応がバラバラでありますので、やはり統一したものを作っていく必要があるのではないかなと思っておりますから、市町村教育連絡協議会の教育長部会を通じてですね是非統一したもの、またこれは飯田養護学校とも関連することでありますので出来るならば全県的にそうした複学籍制度というものが法的にはあるわけではありませんけれども、そういうものを整えていくという、そうしたことが必要ではないかなというふうに思っております。以上です。

久保島議員

是非ですね山田教育長のお力で普及していただいてですね、複学籍制度ですかこれを広めていただきたいというふうに思うところがございます。さてですね8月の21日に中川

村文化館におきまして中部伊那町村議会議員研修会が開催されまして、松川町、飯島町、中川村、大鹿村の4町村でございますけれども、議員が一堂に会してですねいろんな課題・提言を県に提出するというところでございます。その中でですねまあ町長、副町長、教育長もご臨席だったのでご存じかと思っておりますけれども、松川町の松井議員から中部伊那の地域に養護学校の新設をとという要望が出されまして、提案が出されまして、松井議員は分校や分室といった形でもいいから是非とも作ってほしいというふうなことを訴えました。全会一致で承認されましたので年内にはその要望はですね知事に届られるというふうに思います。送迎バスの件なんですけれども伊那養護学校はですね駒ヶ根まで、飯田養護はですね松川町の南部まで来てるんだというふうに思います。そうするとですね飯島、中川は、松川の北部もですね、大鹿はもちろんそうなんですけど送迎の範囲に入っていないと、で聞いてみますとですね送迎バスへ一番先に乗る子どもは1時間近く、まあ以上になるかもしれませんが、ぐるっと回ってきますので、乗っているということでもうこれ以上コースの延長はできないよということでやむを得ないなということでございます。そうするとですねやっぱりこの中部伊那の地区にどうしても特別支援学校が必要だなと私は思うところがございます。教育長の立場でですねどうお答えできるかっていうことはちょっとご心配かと思っておりますけれども、可能性があるのかどうか、また教育長として必要性を感じているのかどうか、まあその点をお聞かせいただきたいと思っております。

教育長

政策的な最終判断は町長にありますので、いずれにしても私の願いといいますか想いをお話をしたいというふうに思っております。あの伊那養護学校の小・中学分に相当する学年の分室としてですね、中沢小学校に花桃の里の分教室ができておまして、まあ近くに特別支援の子どもを受け入れる施設があるわけでありますが、なかなかあの親の希望が必ずしもそこに行くということでありませんので、今ご指摘のように先程言いました2名の子どもはですね飯田、伊那の本校といいますかそちらに通っております。上伊那農業高校に高等部の分室が数年前に開設されたというのはご案内のとおりだと思いますが、飯田養護学校に関しましては下伊那南部のですね山間地域に訪問巡回して支援をしていくという制度があるようでありまして、分教室という話はまだ至っていないようであります。飯島は伊那と飯田の中間点にありますまあどちらの学校にも通うことができますが、やはり保護者の負担は大きいと思います。加えてですね上伊那も下伊那もあの知的な知的障がいを持つ子どもの学校でありまして、肢体不自由まあ知的には問題ないんだけど、例えば医療介護を要する、あるいは車椅子の生活を余儀なくされるという、いわゆる肢体不自由の学校は上下伊那にはありません。当該の子どもはですね下諏訪町にある花田養護学校に籍を移して、いうならば家から家を離れて入寮して学ばなければならないというそういう現実があります。ちょっと調べたところではですね現在上伊那からはその花田養護学校、肢体不自由の学校に小・中学部に6名、下伊那から3名、計9名の肢体不自由の子どもが親元を離れて生活をしていると学んでいるということでありまして、こういう実態がありますのでまあできるならばあの肢体不自由に特化した、あのあるいは特化しなくても含めてですね養護学校あるいは分室等が開設されれば上下伊那のそうした支援が必要な子ども、加えてですね、とりわけこうした子どもはあの医療を必要とする児童生徒でありますので、そうした子どもができる施設、分室、あるいは教室が学校ができればこれはいいなあというふうには私は常々思っております、先ほど中部伊那の研修で議員の

発言には大変賛同することが多くありますので、これはあの冒頭申しましたように政策的なことがありますので是非できるところは教育委員会としても実現を図るようお願いしたいなあというふうに思っております。以上です。

久保島議員

終わります。

議長
4番

4番 中村明美 議員。

中村議員

質問をします初めにですね、私の質問におきましてご多忙中の中、伊藤選挙管理委員長にご出席をいただきました。ありがとうございます。いろいろと業務等でご苦労もあると思います。どうか答弁の中でお教えいただければというふうに思います。

それでは通告に従いまして質問をいたします。初めに選挙投票率アップへの対策が必要では、について質問いたします。近年の全国的選挙結果を見ますと投票率の低さに大変驚きます。本年夏に行われた参議院選挙では全国平均投票率52.6%と戦後3番目の低さでした。この現象を東北大学の情報研究による分析では、平成に入り投票しやすいよう改正されているにも関わらず投票率が停滞していることは改正が十分効果的だったとは言いがたい、また現在投票率は低い水準で推移しており、選挙結果が国民の意思が反映された結果になっていないと言える、とあり、大変残念に思います。当町でも本年3月に町議会議員選挙、7月は参議院選挙がありました。その結果町の資料をいただいたものを見ますとまあ正確な数字は今後また出るとのことですので正確ではないと思いますけれども、その結果を見ますとですね投票率は参議院選では当日有権者数8,133、投票者数5,381、棄権者数2,752、投票率66.16%と過去から見ても下がってきているとのこと。全国平均よりは高いのですが若年層、若い世代を見ますとですね20代が44%、中でも25～30代では39%と大変低過ぎ将来を危惧いたします。また高齢者も投票率が下がってきております。解決策を講じる必要があるのではというふうに思います。私なりに低下してきた要因を考えますと、若年世代はまあ学生さんもありますのでですね町外在住者もいるため、その人たちの投票手続きが大変複雑になっています。投票に出掛けるには地元に戻ったりとかいろいろ手続き等でコストや時間がかかります。そのことによって投票を棄権するというケースもあります。またこれから質問していく内容でもありますが、期日前投票に必要な宣誓書の記入、選挙会場、政治不信、誰に入れたらいいのかわからないなど政治イコール選挙への関心度が低くなってしまったようにも思います。これらの解決には国の選挙制度改革が必要となることも多々ありますが、町独自の努力で改善できる項目も多々あると思います。ここではこれから4点の内容を質問いたしますが、初めに町における近年の選挙投票率がですね下がってきている現状を、選挙管理委員長はどのように分析されているかお伺いいたします。

選挙管理
委員長

ただいまの中村議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思いますが、初めての経験でございますので大変ご無礼になるかもしれませんがご容赦をいただきたいと思っております。まずあの皆様ご承知のように選挙には大きく分けまして国政選挙と県政選挙、そして身近な町政の地方選挙と3つがございます。このような選挙の種類によって有権者皆様方の関心度の深さというものがかなり投票率に影響することはご承知のとおりだと思っております。

また選挙ごとに期日前投票と選挙当日ですねそれを含めまして選挙によりまして5日から17日間の差があるということからして、有権者の皆様方のご都合に合わせて期日前投票もご承知のように設定をされているわけでございます。その他季節的なものあるいは天候的なもの、そうしたものも投票率に左右をいたすわけでございます。私ども飯島町選挙管理委員会といたしましてもできる限りこの中で投票率の上がるように各種活動を実施しているところでございますけれども、全国的な傾向が当町においても同様になっているのかなとこんなふうに捉えております。先日行われました参議院選挙のこの第5区ですね、長野県の上伊那下伊那の南部でございますけれども、そのものをいわゆる投票率の下落幅を2つ3つ数字的なものを申し上げまして参考までにさせていただきたいというふうに思っておりますが、第5区の全体で前回よりですね5.09%下落しております。これはご承知のように宮田村というのが村長さんの選挙がございましたので前回よりは4%近く選挙の投票率が上がっておりますけれども、おしなべて残念ながら第5区も前回よりは5.09%低下しているということでございます。飯島町は先程、中村議員さんからもお話がありましたけれども、5.5%下落をしております。ちなみにこの近隣の駒ヶ根、辰野、箕輪、南箕輪、全域でその行政等も5.4～5.5%を下落幅を持っております。我々としてしましても今後も啓発活動をもう少し力を入れまして、明るい選挙の啓発ポスターを募集、あるいは成人式での啓発活動、それからあの選挙の都度こうしたそのチラシを有権者の皆様には広報と同時に配布をしているわけでございますけれども、そうしたものを是非ご覧をいただくように督励をいたしまして、このチラシには先程お話がありましたけれども、都合で飯島町に在住されていない方についても不在者投票ができますよという資料が載っておりますので、こうしたものを是非ご覧をいただきまして、僅かではありますけれども投票率の上昇に話を進めてまいりたいと下様に思っております。以上でございます。よろしくお伺いいたします。

中村議員

今、選挙管理委員長の方から縷々分析を伺いました。確かに国や県また小さな町村となってくると投票率も上がるということもありますし、まあ季節、天候等の影響も多々受けるということはわかります。本当に今回は5.09、または当町においては5.5という大変低い投票率であったということを知りました。そこでここからはですね改善策を私なりに考えてみましたので提案をいたしますので委員長の考えを伺ってまいります。期日前投票では有権者は受付で受付用紙提出後、宣誓書に住所、氏名、年齢、また投票に来れないことの理由ですね、それが該当する期日前投票の理由項目がありましてそこに○をする。そして宣誓書を記入が終わって提出します。それからいよいよ本来の投票用紙に記入ということになっています。この記入は高齢者の中には耳や目が不自由でですね何度も係員に聞くのが恥ずかしい、また老若関係なくその管理人の前でですね記入をするのが苦手な人もいます。このような人は期日前なら行けるんだけど宣誓書の記入とかね、そういうことがなかなか不得意なのでそれを理由に棄権してしまっている人もいます。選挙会場は特殊な雰囲気緊張する場です。そのようなところで管理委員に見つめられながら記入することはできれば避けたいと思っている人は少なからずいるようです。そこで宣誓書の記入、事前記入方式をとって有権者が期日前投票に気軽に来れる環境を作っている自治体が見え始めております。この方式は自宅で宣誓書記入を行い期日前投票所へ持参して来ます。ですからその場で記入する必要がなくなり、有権者や選挙管理委員の負担も軽減さ

れます。宣誓書の配布例では愛知県岡崎市のインターネット配信、配信されたものをコピーして記入して持ってくる。東京都多摩市の例ですと投票所入場券の裏面にですね宣誓書兼請求書と記載する方式などがあります。当町においては投票所入場券は上伊那広域で統一されているように聞いていますが、入場券裏に印刷する場合は飯島独自で変更することができるのでしょうか。またこのようなことは当町以外にも同じように課題ではないかと考えますので、今後上伊那広域に対し改善提案をして頂くことを求めます。また飯島独自の改善が可能であれば宣誓書の配信配布、ネット配布を行い、より多くの有権者が投票しやすい環境づくりを求めます。上伊那広域で作成している投票入場券に宣誓書の事前記入方式がとれるのか、また当町独自で改善できる宣誓書事前記入方式がとれるのか、どのようにお考えかお伺います。

選挙管理
委員長

ただいまの宣誓書を事前記入方式として投票時の簡略化をというご意見でございます。お答え申し上げます。宣誓書は当日ご都合で選挙に来られない皆様のためにですね期日前投票所において理由をご記入いただくことを、これはあの法律で定められております。従いまして期日前投票所では入場券がなくてもご本人であることが確認できれば、その場で宣誓書を書いていただいて投票できるように取り扱いを行っております。それから既にご承知かと思えますけれども、当町におきましてもホームページで宣誓書をプリントアウトするようにできておきまして、先日の選挙におきましても、そうですね10人弱位の方がその宣誓書を持って、既に記入されたものをお持ちになりまして期日前投票所へお越しになっている例がございます。ただいまお話がありましたように入場券への宣誓書のプリントだとかそういうことはちょっとあのまあ広域的なこともあろうかと思えますので、書記長にそこらのことをご説明いただくようにいたしまして、現状あの当町でとっておる対策については以上でございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長
選挙管理
委員長

答弁してください。答弁求めますか総務課長に。

事務局長であります総務課長に印刷のことについてちょっとご説明してください。お願いいたします。

総務課長

それではあのまず入場券の関係まあ裏面のお話をされました。お話のとおり、あの上伊那広域連合情報センターの方で市町村一括で入場券を作っております。であの入場券自体が市町村単独でやりますとコストが高くなりますので、まあ広域的に共同でやっておるわけでございますが、あれを紙を大きくしたりするというと、あの今の形でいきますと入場券は直接ご本人のところへ届ける形になっておりますので、まあ若干郵送料も掛かる可能性もありますし、広域で共同でやっておりますのでまあこれはあの裏面に印刷することになるとちょっとまた広域の方と協議が必要になると思えますので、これについては今どうという事は言えませんが、ただ、今現在宣誓書の様式については長野県の選挙管理委員会で県で一括でやっております。これはあの各市町村にお金の負担が掛からない形でやっただいておきまして、これについてもまあこの市町村なり町独自でやっていくというまた余分なお金が掛かってくるということですので、これについてはあのなるべく県の様式を使いたいというように考えております。であの先程委員長の方から申し上げましたようにホームページにもアップしてございます。これはあの他の町村についてちょ

っとはつきりは分かっておりませんが、飯島ではここの何回かやっておりますのでこれについてご利用いただければというふうに考えております。以上です。

中村議員

既にネットで配信しているということ私自身認識不足でありました。あとその県の費用の中で、県の様式の中でやっていくことがまあコストが掛からないというかそういうところでその方式でいきたいという今担当課長のお話がありました。そこで考えるのですがまあこれからは上伊那の中で、上伊那広域の中で改定をしていってですね、特にあの若い世代の人はインターネットでこう来たものをプリントアウトすることは簡単なんですけれども、まあ高齢者なんですよ。このご高齢の方々がなかなかその発信に対してこう対応できにくい方もいらっしゃると思えますね。そういう方々が特にこの宣誓書の事前記入を必要としていると思うんですよ。そういう方々への様に発信していこうと考えられているのかちょっとお聞かせいただきたいです。

選挙管理
委員長

お答えをいたします。たまたまあの伊藤がですね上伊那の選挙管理委員会の委員長を仰せつかっているのが実態でございます。確かにあの当町だけ、だけって言いますか幸いにしてそのホームページで入手できるような状態になっておりますけれども、上伊那のあの総会等に出向きましてそういうご意見等はですね上層部に提案をいたしまして、できるだけ何らかの方法でそうしたものが有効的に活用できますように話を取り次いでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

中村議員

それではまた上伊那広域の方へ提案を求めまして次の質問をいたします。次にですね投票率を見ると高齢者、特に75歳以上の皆さんが低いのに目が留まりました。以前高齢者の方のご相談を受けたことがあるのですが、高齢になると体の支障が出てきて選挙に行っても時間がかかるので周りへ迷惑をかけてしまう。また邪魔になりそうで車いすを借りにくい、などの理由で投票に行くべきだとはご本人は思っているにもかかわらず。できれば高齢者が気軽に行ける選挙会場を設けてほしい、と言われました。そこで高齢者の皆さんが気軽に行きやすい社会福祉施設とかですね、例えば飯島にある石楠花苑を会場にするようにして高齢者の皆さんが足を向けやすいようなそういう会場を設けたらと思えます。この夏の参議院選では投票率向上を図るために、来やすい駅やデパートの一角を会場にしていたところもありましたので、社会福祉施設を高齢者優先の選挙会場にすることも可能と思えますが、高齢者に配慮した会場設置への今後の検討を求めますが見解を伺います。

選挙管理
委員長

高齢者に配慮した会場をというご意見でございます。ご説明申し上げたいと思えますが、飯島投票区では期日前投票所を除く7つの投票所がそれぞれ用意をしておりますけれども、それぞれの投票所がですね地域の中心的な場所でございます。それから尚且つあの混雑を極力緩和できる施設をするようにということで、そうした集会所等を使っているわけでございますけれども、幸いに各投票所ともスロープ等の設備も完備いたしましてバリアフリー化になっております。それから投票所におけます記載台も一段低い記載台等も用意をして対応をしておるところでございます。段差の緩和等、より改善が必要な施設につきましては施設の管理者とも協議をしまいたいと思っております。なおあの特定の投票所ではまああの正直申し上げまして第3投票所の春日平と第6の日曾利でございますけれども、

地元の要望からして集会所を投票所として活用しているところがございますけれども、そこらにつきましてもご承知のようにバリアフリーをして利便性を挙げております。今後とも投票所内では投票しやすい環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますが、福祉施設を利用しての投票所の開設っていいですかそうしたものの対応につきましては、まあ最終的には大変厳しいお話を申し上げて申し訳ございませんけれども、費用的なことをごままして県の方のいわゆる指導としてはできるだけ投票所も簡略化っていいですか集約化っていいかそういうふうな傾向もございまして、また関係部署とも相談をして対応を考えてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

中村議員

いろいろと高齢者に配慮したり、高齢者障がい者の皆さんに配慮したですね会場を設置されている、または台等の配慮もされている、大変ご苦労をお聞きいたしまして敬意を表するところがございます。もう一步ですねその高齢者の皆様に配慮したそういうまあ身体というよりも、またいろいろな動作の中でこの自由がきかない、やっぱり精神的に周りに迷惑をかけるのではないかというそういう精神的なところもね配慮して、また次の検討の中でこの高齢の皆様の会場というものを考えていただくように要望いたします。

次に投票率のこの低下なんですけれども、これは根本的な対策として有権者の選挙への権利と責任に対する認識強化が重要と考えます。これも東北大学大学院の経済研究科の発表からなんですけれども、20～49歳の投票率が1%低下すると、その年代の負担はですね年間135,000円損をすると試算しています。これには高齢者に比した福祉給付の差額約59,800円、国債発行による将来の負担約75,000円と大変不利になるといいます。この結果について吉田浩教授は若年世代が投票への自分の権利を捨てて使わないこと選挙棄権でのコストである。また選挙に参加しなかったことによるペナルティーであり、目に見えない政治不参加税といえる。若年世代はこのような政治不参加のコストを認識して、世代の声が財政政策に反映されるように投票に参加する行動を起こすべき、などとコメントをしています。私は思うのですが果たして若年世代がこのような選挙に行かないことにより起こる不利益を認識している人はどれだけののでしょうか。おそらく知らない人が多いと感じます。日本の未来を担い行く若年世代が政治への関心度を高めることが大変重要です。現在ですね対策の1つに有権者にはどの候補、政党に入れたらよいかということに迷っている人のためにインターネットで「えらぼーと」などで質問などに答えていくという、自分の思いに近い候補者や政党が答えていくと自分の思いに近い候補者や政党が見えてくるという、その「えらぼーと」という方式があります。若い人に限らず政治内容の解説もあり大変分かりやすくなっています。当町では考えますとこれから先起こる選挙はですね、何もなければ3年後ですが、選挙の時だけ先程選挙管理委員長が呼びかけとかのポスターをチラシを見せて頂きましたけれども、その選挙の時だけに投票を呼びかけるのではなく、選挙がないこの時期にこそですね関心度を高める活動をすべきと考えます。例えば家庭で話し合う機会を設けられるようなそういう企画を講じていくとか、それとですね特にこれは行ってほしいと思うんですけれども、成人式で政治・選挙への情報や選挙権への認識を深める講義の実施を提案いたします。たばこ、アルコールは別として唯一成人している権利が選挙権です。政治参加への重要性を学ぶ時間をとり、未来の責任を果たせる人材になるよう送り出す日にすべきと考えますが所感を伺います。また学校生活でも選挙によって生徒会を運営しています。こども議会、こども町長が誕生し立派な意見が聞かれましたが、

実体験で政治教育ができたことは子どもの時期から行政を身近に感じられ、将来の政治参加になることとなり期待が高まると思います。海外では国民にとって選挙は義務であり自分自身が持つ権利であるという考え方が浸透しているところがあります。またその考え方が浸透する理由としては小中学校での教育が徹底されていることが考えられているそうです。義務教育の中で選挙の重要性をしっかりと認識してほしいと思いますが、若年世代から選挙へ参加できるためには義務教育での教科をどのように考えているのか、現状を通してですね教育長にはこの成人式でのまあ選挙に対する講演とか講義その内容と、学校教育のことを2つ伺います。また選挙管理委員長には成人式でのこういう講演をどのように考えるかお伺いいたします。

選挙管理
委員長

町民の皆様が選挙への権利と責任を深く認識をしてもらうための対策はどうかと、こういうことのご質問でございますが、私ども選挙管理委員会といたしましても公平な選挙が常に行われるよう管理をすることとともに、より多くの有権者の皆様方が投票されますよう今後も啓発活動を一層力を入れて推進してまいりたいと下様に思っております。結論的に今話をして大変恐縮でありますけれども、投票率のアップということはこれはもう選挙人が如何に関心を持っているかということの一言に尽きるわけでございますけれども、選挙人が政治に関する関心を持ってですね国づくりあるいは町づくりができるように投票率のアップの最短の近道を考えていると思っておりますので、また中村さんはじめ皆様の方からそうした提案がございましたら是非あのお寄せをいただけたら幸いかと下様に思っております。以上でございます。

教育長

それではあの学校教育の立場から選挙についての考えでありますけれども、あの学級会でですねクラスの代表を選ぶことがまず最初の子どもたちにとっての体験でありますし、それから選挙の仕組みを制度あるいは投票用紙というふうにならざるに不正のないように進めるにはどうするかという立場で児童会の選挙があります。で発展して生徒会の役員。子どもたちはですね選挙の仕組み、あるいはあの自分たちの代表を民主的に選ぶ仕組みは十分知っておりますし、投票率もほぼ学校でありますから100%に近い投票率であります。まあ欠席者がいますのでその部分の率は下がるとは思いますが。加えてですね社会科あるいはあの小学校の修学旅行で国会へ見学に行くなど、自分たちの代表が選ばれてどういうところで活動しているかという、その代表者はどういうふうな選ばれ方をしているかということは知識として子どもたちは十分知っているわけでありまして。しかしながらその動機付け、今度は自分がその選挙に向かう時のですね動機付けが非常に低い、そういうことは十分まあ20歳前後のいわゆる成人になって迎えた大人になった皆さんの動機付けが一番の問題ではないかという、その対応は先程縷々選挙管理委員長さんがお答えしたとおりでありますけれども、学校教育としてはですね強制的に選挙に行かなければならないのだという、まあ国の法律にはそういうことは明記されておられません。いわゆるペナルティーがないということはありますので、権利としての部分は強調するわけでありまして、もちろん同時に義務としてもありますがそういう拘束力のあるという立場からは学校教育では現在のところは教えておりません。まあいかに動機付けを図っていくか、選挙はダサイという雰囲気は若者たちにまん延しているとすれば、違うそちらの立場から教育をするべきかなというふうには思っております。現在のところは選挙の仕組みあるいは代表を選ぶ仕組みに

中村議員 については子どもたちは十分知っている、そういうことでありますのでご理解いただきたいと思ひます。

中村議員 子どもたちのことを学校のことをお聞きしましたけれども、もう1点その成人式の場合です。ねそのまあ選挙に対する指導というかそういう場を設けるということのお答えを教育長はどのように考えるかちよっとお伺ひいただきたいです。

教育長 来賓の祝辞とか式典の中ではまあ代表の方が選挙の必要性はその都度訴えているわけですが、限られた時間の中で、選挙に対する取り出しのいわゆる動機付けを図るための企画というものが非常に可能であるかどうかということ。それから計画したところ参加者、いわゆる成人者ですね、成人者がどれほど期待できるかという、むしろそれを強制すべきものではありませんし、現在のところは胃がんのピロリ菌の検査に時間を使っておりますので、それに更に上乘せで講演会、研修会ということが時間的にどうであろうかということまあ検討しなくてはなりませんけれども、現在のところでは大変難しいのではないかなというふうに思っております。

中村議員 お聞きしましたけれども、まあ時間帯確かにピロリ菌の検査も飯島独自で大変素晴らしいことだというふうに評価しているところですが、あのこの選挙の権利ということ、投票の権利といいますかこれは大変成人式にとっての一番の大事なところなんですよ。そここのところで例えばまあ何ですかいろいろあいさつされる方もいらっしゃいますけれども、まあ順番の中で選挙権というものを取り入れたあいさつをですね大きくしてもらえないか、前回の時には議長が申し上げておりましたけれども、そのようにですね何か一番20歳になって得るこの権利をもっとしっかりと伝えてですね、しないと先程申し上げましたようなペナルティーというかそういうものが目に見えないけれども後についてくるというものをちゃんと認識させる場を、例えば成人式でなければですね違う場でもいいんですけれども、そういうことをしっかり飯島町として取り組んでいただきたいと思うのですが、その辺管理委員長でも教育長でもいいんですけれども、お答えいただきたいと思ひます。

教育長 教育にですねこういう言葉があります。馬をですね、例えが大変失礼ですが、「馬を水辺に連れていっても馬に水を飲ませることはできない」という教育の格言がございまして、どのような仕組みを整えてもその当人が水を飲むかどうかということはその当人の意識にかかっているという教育の格言があります。場を設けて企画をして選挙の必要性を訴えることが必ずしも投票行動に繋がるかどうかということは私はちよっと想定がつかないわけでありまして、成人式の機会にのみこれがいいのかどうかということとはまた別でありますし、あるいは企業でですね、あるいは職場で、あるいはそれぞれの地域でですね選挙の必要性、あるいは今議員のお話がありましたように経済的な、投票をしないことによる我が身の損失といいますかその世代損失ということを別の形でですね訴えていく、あるいは広報等を通じて連絡周知を図っていく、動機付けを図っていくということの方が実際ではないかな、成人式の機会にのみ限定することではないのではないかなというふうに今のところは思っております。以上です。

中村議員 私もあの成人式が良い機会かなというふうに思ったので提案したのですが、是非このような取り組みでですね若者が本当に将来の夢が持てるようなですねことを願うので、ただ投票率というだけにこだわっているわけでは決してありませんのでそのようにご理解

いただきたいと思ひます。

それでは2つ目の質問に移ります。与田切公園プールの老朽化対策や集客活動に力を入れ、充実した公園環境で町の活性化に繋げては、について質問いたします。この夏も与田切公園プールは運営関係者の力もあり合宿生や一般客などに利用されました。利用度は期待を若干下回ったようですが、来場者には大変喜んでいただけたことと思ひます。さて、与田切公園はプールも含めまちづくりセンターいいじまに委託料を9,250,000円程で運営をしていると認識しております。その中のプールに関してですけれども本年ろ過機の修繕や管理棟の屋根塗装に対し町が修繕費を負担しています。そこでお聞きしますが、町は委託料を支払い、経営を委託先に依頼しているのですが、建物とか設備のですね修繕等は町の責任で行うことになるのでしょうか。またもちろんですね委託先の要望や運営状況などを判断してのことと思ひますが、この与田切公園プールの運営では町はどのように関わっているのか伺ひます。

町 長 それでは中村議員、次のご質問は与田切公園の特にプールについてで、大変あの老朽化が進んでおるこの対策、それから集客に対してのまあ活性化への取り組みというようなことでご質問をいただいております。まずあの委託運営で町が関わるこの取り組みといたしまして具体的にお答えをしております。この与田切公園のプールの運営につきましては町は毎年実施計画、これから間もなく作業が始まりますけれども、この実施計画の策定の折にこのプールの施設の状況や利用客数、あるいは収支状況などを基に次年度の運営について当事者といろいろと意見交換をしながらその可否を検討して、次年度の当初予算において必要経費を計上する予算措置をとっておるということで、これはまあご承知のとおりでございます。同時にあのお話にございましたように実際のプールの管理運営につきましてはまちづくりセンターいいじまに委託をしておりますので、この委託先であるまちづくりセンターいいじまが様々に毎年手法を凝らした経営努力によって運営をなされておることとでございます。このまちづくりセンターいいじまは100%町が出資しております法人でございますので、町といたしましてはこのプールの管理運営面でもできるだけ意見を述べたり連携をして対応をしておるわけでございますが、直接の施設の経営や現場の管理につきましてはまちづくりセンターいいじまの独自性というものも尊重し重視しながら一任をしておるわけでございます。なおこの施設の大規模な修繕、建物やその他の施設、償却資産も含めてですが、この通常の管理等につきましては運営維持につきましてはこの通常の管理委託経費とは別にですね、施設の維持修繕等の対応の予算として別に措置をして維持運営を図っておるということとでございます。

中村議員 状況を伺ひました。この与田切公園プールは8年ほど前からですね、実質あのアイネットの皆さんが携わって安全な管理を行ってくださっています。本年私も担当委員会ということで安全祈願祭に参加したわけですが、その時に知ったのですが毎年合宿生が与田切公園プールを400人以上が訪れて使用しているということです。この与田切公園のように50メートルプールがあるのは珍しく、学生たちの練習に大変活躍しているようです。与田切公園プールは建設当時は近隣にもスライダープールができ、どこでも賑わいがありました。賑やかでしたが現在は利用人口も減ってきたようでプールの営業停止や縮小するところもあります。そんな状況下にあつて与田切公園プールを続けていることは大変に厳しい運営に迫られているようです。公園内には水遊びできる川があるのにプールは必要だ

ったのかとの声もありましたが、学生の利用を生み出しており夏の街に賑わいが出ています。学生たちに合宿を通して飯島を知ってもらえることは、町自慢の自然環境と特産物などが学生時代の思い出に繋がり、後に再び飯島を訪れている人もいると思います。私はプールの存在を現在から将来を展望する中で大きく町活性化に役立つ施設であると感じますが、この与田切公園プールの存在に対し町長はどのように評価しているか伺います。

町 長

お話にございましたようにこの与田切公園のプールを含むまあ全体の与田切公園、都市計画として建設をいたしまして26年程のまあ年数が経過をしておるわけでございます。まあ全体としてはもうご承知のようにこの全体のエリアの中でテニスコートやこのプール、それから野外ステージ等の施設を併設した町の唯一の都市計画公園でございますけれども、なかなかあの年数の経過とともに老朽化も目立って参っております。特にあのプールのこの老朽化が他の施設に比べて、まああの内容的にもこうしたあの償却的な施設設備が多いものですから、その傷みが顕著に出る施設であるということはまあこれは百も承知なんですけれども、ただあの一方でいろんなあの先程の全体の面的な利用とともに小中学生や保育園の園児等の野外学習の場でもあるということで、全体的に利用いただいております。それからプールにつきましても夏の約1ヶ月ぐらいのひと時ではありますけれども、なかなかこの辺にプールが最近なくなってまいりました。辰野なんかもなくなって。ただ一時的なあの50,000人程来たのと違まして今約10%位以下に落ち込んでしまっておるんですが、なかなかそのところが維持と修繕を加えたこの経営というものに頭の痛い難しい問題がはらんでおるわけでございますけれども、何とかしてまあ現場のまちづくりセンター、それからアイネットの皆さんの知恵をいただきながら必要な最小限度のまあ修繕を重ねて維持しておるのが厳しいわけですが現状の姿だというふうに思っております。従ってあの既に10年程前にスライダーの一番あの滑り台付きのプールにつきましても維持補修が不可能というようなことでありますので中止をして、ひとつの佇まいだけはあそこにまあ保存してあるわけでありまして、このプールが持つ意味というものは公園全体の1つの施設の位置付けとしても、やっぱりこれはあの大学の生徒たちが使っていただくというような面もありますけれども、重要であるということでございますので、今後いろいろあるかと思っておりますけれどもできるだけあの修理の効くうちは維持をしていくべきだというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中村議員

プールの存在が重要であるということと、修理が効くうちは修理をして使っていきたいというふうに伺いました。そこでですねちょっと時間も押してまいりましたので、3番と4番を続けて質問をさせていただきますけれども、この今現在ですね今は町長も老朽化言われましたけれども、プールサイドのその瓦敷きも大変古くなっていつ壊れるかという状況です。利用客はとにかく清潔で楽しく安全な環境を選びます。安全・安心で快適に楽しんでもらうには修繕が今待ったなしの状況です。これは多額の費用が掛かってきますので確かにあのアイネットさんが負担するか町が負担するといっても巨額な金額になってくると思います。この辺の修繕等に対する考えを今少しありましたけれどもまた付け加えてあったら伺います。

そしてですね④の質問になるんですけれども、プールの存在は与田切公園の環境を引き立てていると考えています。町長もお答えの中で言われました。まず与田切公園は千人塚と併せて町の観光スポットです。初夏からキャンプを楽しむ人達、またイベ

ントで賑うなど小さなお子さんから安心して遊べる環境です。そんな中にあるプールは大自然の中にあり、青空を仰ぎ、川を見下ろして遊べるなかなか体験できないすばらしいところだと思います。学生合宿人口を増やしその需要拡大に努めて元気ある夏の飯島を目指してはと考えます。スライダープールも今お話にありましたが一部今止まっていますが、関係者にお聞きしますとですねプールの方は異常ない、この吸い上げるそのところだけを修繕すれば利用できるというふうに伺いました。近隣町村にスライダープールは影を潜めました。そこでもう一度、子どもたちの元気な声が楽しい声が飛び交うことができるよう整備し、町はもとより町外からも多くの人に利用してもらえる施設にするよう考えます。壊すにも継続するにも費用は掛かります。あつたものが消えてしまうことは周囲の雰囲気や暗くすることだけではなく町の活力低下も心配されます。大きな負担が生じたとしてもしっかりと展望を持ち、事に当たれば、よく言うテンションが上がる、勢いが出てくると思います。私は後者をとることは合宿生で賑う飯島になると考えます。プール施設の充実ですとですね更なる町の活性化を展望していこうではありませんか。また大自然に恵まれた町が学生たちの合宿に適した環境だというふうに思います。どうかオリンピック開催、東京も決定いたしました。スポーツを多いに利用できるそんなまちづくりを学生で賑う町にしたいというふうに展望いたしますが町長のお考えを伺って質問を終わります。

町 長

まああの今後のこのプールの維持につきましては、このプールが今申し上げましたように与田切公園全体として一時期を賑す大切なまあ要素の施設であるということはいまだ聞かないわけでありまして、なかなか今後老朽化した施設を維持するというのが頭の痛い問題だということでございまして、ちなみにまああの修理が小修理、あるいは部品の取り換えくらいでできる間は何かして歯を食いしばって関係の皆さんと相談してやっていきたいと。やはりあの公に開設をいたしますと少しの事故でも許されませんので現場管理の方だけはきちんと体制を整えてやっていくことは考えますけれども、施設がダメになった場合はどうにもならないということでありますので、ちなみにこれはあの今一番問題になっておりますのが、一番元締めで浄化をしていく、きれいな水でこの供給して泳いでもらうというその所のその浄化機能が一番まあ弱ってきておるということでございまして、それで併せてあのプールに至る配管の方も腐食をしてきておると、26年以上経ちますとそういうことでどうも全体的に根本的には替えなきゃ無理だというようなことを言われまして、それがまあ45,000,000から50,000,000位掛かるということ。それからスライダープールにつきましてもそこそこの修理をして再開をするということになりますと約10,000,000前後掛かるという、大変まあ多額なお金でございまして、まあこのことがいづれ将来あの判断をしなきゃならんことが出てくるわけでありまして、どう判断するかということは今結論付けたものはございせんけれども、大変厳しい状況の判断をせざるを得ないかなというふうに思っております。費用対効果ということと、あの来ていただく方はまあそうした施設があつて楽しんで帰っていただくことはいいんですが、町の財政負担の答えがそれができるかどうかというこの議論も大切になってくるかと思っておりますので、いずれ決断をいたしますけれども、要はまあ修理が可能ならは続けていきたいと。同時にあのいずれ決断した時に更なる集客化、今おっしゃっておる活性化をどういうふうにまあ千人塚辺りとのライン、あるいはまた地域全体としてのこの賑いの中で位置付けしていくかという利用方法も今後その時点で十分検討して、マイナス思考であつては決して

いけないというふうに思っておりますので、1つの判断時期において結論を出していきたいとこういうことでまたいろいろとご相談申し上げてまいりたいと思っております。以上でございます。

中村議員

終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は午前11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

1番 北沢正文 議員

1番

北沢議員

それでは一般質問を行いたいと思います。今回私が取り上げましたのは国が現在考えている社会保障制度改革に関する部分が1点でございます。先程からオリンピックの話が出ているわけでございますけれども、東京オリンピックが開催され今度開催されるのが56年ぶりというようなことのようにありますけれども、日本の社会保障制度が現在のように充実してきた、これはまさしくまあこの間の話でありまして、たかだか50年の話であります。当初社会保障が言われたそういった時期、これは現在の少子高齢化こんなことが想定をされていなかったということでありまして、非常にあの今社会保障制度そのものの見直しが非常に国家として非常に難しい、また大切な時期にきているということでございます。まああの我々が国政に関心を持っていくことはこの秋の国会、数々ありますけれども、特に身近な問題として社会保障制度改革これを考えていきたいというふうに考えております。新聞報道によりますと厚生労働省は有識者による社会保障制度改革国民会議、これを立ち上げまして、今年8月にこのまとめた報告書が出されておりますけれども、この論議に沿って2015年度の改正法施行を目指すというふうに公表されております。この社会保障制度改革国民会議の報告書これは8月6日付でまとめられており、46ページに亘るあらゆる社会保障の内容について触れており、確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋といった題が附されております。社会保障4分野の改革の方向性が謳われておりまして、その1つは少子高齢化分野の改革、それから医療、介護分野の改革、そして年金の分野の改革、これが謳われているわけでございます。このうち今回の質問により町長の考え方を質したいのは、この考え方に沿って議論された場合、当町の現行の組織や運営に大きく関わりのあるであろうと考える医療、介護分野の改革に関する部分に沿ってお聞きをいたしたいと思います。そこでまずこの分野に関する次の2つについて当町の現状をお聞きをいたしたいと思います。1つは国民健康保険事業の健全度についてであります。国保の運営は医療費の伸びと加入者が負担する国保税が大きく関係しており、医療の伸びは病気の予防や健康増進、健康づくりと密接な関係にあると思います。国保加入者のみならず町民全体に対する健康づくり運動や健康増進事業、あるいは疾病の予防及び早期発見などを積極的に推進してきた結果、飯島町の国民健康保険事業は県下市町村の中で健全数を保っておると思っておりますが、町当局の評価はどのようになっているのでしょうか。また関連して介護

保険にも関係しますので、この国民会議の報告書にも記載されております健康寿命を伸ばし平均寿命との差の短縮を目指していかなければならないと、このことがあるわけでございますけれども、このことについても当町の現状をお伺いいたします。併せて介護保険事業に関し飯島町第5期介護保険事業計画の評価をお聞きしたいと思います。第5期が始まり1年が経過したわけでございますが、計画と結果の比較をしその総括はどうであったのか。今後の保険料アップにつながるような事業費の伸びが感じられるものなのか。現状とその現状を作り出した要因に対する分析の概要についてお聞きをいたしたいと思います。

町 長

それでは北沢議員からは大きくまああの国の社会保障制度改革の問題に触れて、まず町の国民健康保険事業と介護保険事業、現状と分析をどのように捉えているかということでございます。まず飯島町の国保運営、国民健康保険事業の運営に関しましては、まあこれはあの北沢議員も国保運営協議会の会長というまあ重責を担っていただいておりますので、都度まあご報告をいただいております、あ、失礼いたしましたちょっとあの任期が改正になりましたあの前から申し上げてきたところでございますけれども、ここあの数年高額なまあレセプトが比較的少なかったことなどによりまして、医療費の減少による1人あたりの医療の給付費の伸びは比較的強く抑えられてきたという経過でございまして、更にまた国や県などからの定例外のいわゆる交付金の支援があったこと。それから国保税の収納率が向上、上向きであることなどによりまして安定した経営収支となっておるわけでございます。このことはまあ町民のご理解ご協力をいただきまして、積極的に町も保健予防事業の取り組みが地域の健康推進委員等を中心にして展開をされてきておる、そのことが功を奏して実っておるのではないかとこのように大変ありがたく思っておるわけでございます。またそうしたこともありまして基金につきましても現在2億円弱を保有して、新型インフルエンザの流行あるいは有事の際の非常支出等のことに対しましてもある程度の対応はできるというふうに思っておるところでございます。それから加えてあの国における国保の医療費の指標、全国的にまあいろいろとあの水準を評価をされておるわけでございますけれども、ここにあの地域差指数ということが出ております。この地域差指数というのは地域の1人あたりの医療費について人口や年齢構成の相違による分を補正をいたしまして、全体的にこの医療費の水準が全国レベルでどうなるのかという指数化したものでございまして、全国を平均を1としたものというふうになるわけでございますけれども、この数値で表れておりますのは平成22年度のまだ実績ではございますけれども、町の国保は全国1、723保険者のうち医療費が低い方から30位という大変まああの低いところに位置しておりまして、当町の被保険者の状況につきましてもまあ良好であるというふうに認識をいたしております。ただしまあ今年度につきまして既に半年間経過しようとしておるわけでございますけれども、8月現在1ヶ月あたりの医療給付費が昨年と比べて少し多くなる傾向を今示しつつございます。従ってあの今のこの状況でございますと年間の治療給付費は昨年よりも大幅に伸びるだろうと見通しを立てておりますけれども、予断は許さない状況でございます。その一方でまた介護保険事業でございますけれども、第5期の計画初年度の平成24年度につきましては1号2号の被保険者数におきましては計画により52名の増加をいたしておりますが、介護認定者数につきましては計画より23名の減少という結果でございました。これに伴いまして介護の給付費につきましては920,000,000余り、この計画に対しまして

880,000,000 余りと約 8,000 万円の給付減少という形になりまして、給付費の準備基金の取り崩しをすることなく決算をすることができたわけでありまして。計画に対する総括のご質問でございますけれども、24年度介護を要する高齢者の増加を抑制はできる一定の効果は目標に達成できたというふうに思っておりますし、今後も元気な高齢者が増えて適正な介護保険事業の実施に努力をしておりますけれども、現在の分析につきましてはまだこの第5次計画が3年間の今ちょうど半ばに差し掛かっておるわけでございます、まだ総括ということは出来ておりませんし今後の動向も予断を許さないという状況でございますけれども、いずれにいたしましても第5期の計画の中でこの介護保険事業の運営につきましては慎重かつ的確に対応していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

北沢議員

まあ国保の運営それから介護保険事業の運営、まあ大体あの決算書も今回示されておりますし予想した内容で総括されているというような内容でございます。ただ、今のお話の中に1つです、健康寿命の年齢がどの位かというのがちょっとお答えがなかった、その点について健康寿命、要するに平均寿命は発表されているわけですが、あのまあ健康です、健康寿命をおくるといって、そういった部分の健康寿命っていうものがこの介護保険事業の中に言われているわけでありまして、あの飯島の場合にはその健康寿命が果たしてその悪いのか良いのか、悪いということは介護保険の対象者が多いということになるわけでありまして、そこら辺のデータがありましたらちょっとお答えをいただきたい。

健康福祉課長

議員ご指摘のようにあの平均寿命と健康寿命との差をなるべく少なくしていくということが今後課題になっていくということかと思っております。で、飯島町の健康寿命が何歳であるかということにつきましては、いろんなところに聞いてみたんですけども、まあ小さな自治体の中でその健康寿命を計測することが難しいということでございます。ちなみにあの長野県のデータは出ておりまして、県下の平均寿命につきましてはご存じのように男女ともに全国1位でございますけれども、健康寿命に関しましてはトータルいたしまして全国で13位ということになってございます。従いまして長野県は県民につきましては長生きはするんだけど、介護をちょっと若干あの要するというような人の割合が少し多いのかなというような感じで捉えているところであります。なおあの町の健康寿命の算出につきましては先程申し上げましたようになかなか難しいということで、データとしては持っておりません。以上です。

北沢議員

ありがとうございます。まああの正式なデータとして出ているのは県ということでございまして、全国13位という決してまあ良い方であるけれども高くはないということでございます、まあ今後あのこの部分の数字が平均寿命に近づいていけばいくほど介護保険の運営も楽になるということでございます。まあそういった状況を把握させていただいた上で本題の質問に入りたいと思っておりますが、まず1つは健康保険の保険者の県移行、これが今回の中に謳われております。それから介護保険分野の改革では1として一定以上の所得がある人の自己負担割合の引き上げ、2として特別養護老人ホームへの入所基準の厳格化、3として介護の必要度が低い要支援の人向けのサービスを市町村事業に移行する、この3点が示されているわけでございます。この改革にあたっては国と地方が協議して支える社会保障制度改革というふうに題されておられて、子育て、医療、介護など社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に供給をされており、社会保障における地方公共団体

の役割は極めて大きい、制度運営について住民と直接向き合う地方公共団体は各地域における社会保障の運営責任者ともいえるべき存在であるといえる。従って今回の社会保障制度改革についてはその成果を確実に国民に還元していくためにも地方公共団体の理解が得られるような改革とし、自己改革や応分の負担など国と地方公共団体がそれぞれ責任を果たしながら対等な立場で協力し合う関係を築く、こういったことが重要であるというふうに報告されております。また社会保障制度改革の推進にあたっては国が基本的ビジョンを示しつつも、地方公共団体が主体的かつ総合的に改革に取り組んでいけるよう社会保障における国、都道府県、市町村の役割を見直し、地方公共団体の必要な役割、財源の強化、社会保障改革を進めるための基盤整備について国と地方公共団体が連携して進めていくことが重要であると指摘をしております。随所に国と地方公共団体の十分な協議のうへ制度の構築をといったことが明記されておるわけでございます。そこでお聞きをしたいのは、現時点のまあ情報で当町の国保の運営、介護保険の運営の先ほどの現状を踏まえて厚生労働省が進んでいく方向に対し社会保障の運営責任者ともいえるべき存在とされる当町はどのように考え制度設計に声を反映させていくお考えであるか伺いたいと思っております。

町長

次のまあ国のあの全体としての社会保障制度の考え方について、これはあの国民会議の方向を受けて、先程お話にございましたように8月の21日にそのプログラム法案と申しますか骨子が固められて公表をされたところであります。今後どのようにまあ枝を付け肉を付けて、そして実施の方に向かっていくかということはいろんなあの財政の枠組みの中からも注目してまあ見ているところでありますし、それから今お話のようにこれはあの非常に多岐に亘っておりまして、今お話の国保、年金、それから介護、医療、全般に亘った次の国の将来の保障制度の大変まあ根幹をなすものというふうに理解をいたしております。そこであの具体的なご質問の中で国民健康保険のことにつきましても、これはあの以前から国の指針を受ける形で全国の各県、都道府県は取り組みをまあ進めて検討を進めておるわけでございますけれども、いわゆるこの国保運営の主体の広域化という問題であります。県単位でこれを経営体として進めていくという構想であるわけでございますが、現在長野県ではこの市町村国保広域化等の検討委員会作業部会というものを設置をして、既に実施を想定しての準備が始まっておりますのでございまして、この9月上旬には県下全保険者を対象に説明と意見聴取のための会議が予定されておるというふうに聞いておられて、ちょっとまだその詳細は公には流れてきておらないわけでありまして、まずこの辺のところは1つのスタート台になるというふうに思っております。で、先程も申し上げましたあの経営が比較的安定をいたしております飯島町、当町といたしましては特にこの医療給付費の多い少ないいわゆる多寡による拠出や交付金のあり方について、それからいろいろとあの地域に根ざした保健予防事業というものを精力的に組織的にまあ実施をしてきておる足跡があるわけでありまして、このことがあの非常に町の国保運営、町民の皆さん方の健康にも直接関わる1つの大切なまあソフト的な事業でございますので、こうしたあのそれぞれの個性のある取り組みというものをこの1つの大きな広域化単位になった運営の中でどういうふうに生かされるのかどうかということも重視をしながら、今後当然必要な協議というものが進められていくという形になりますので、この辺のところを町といたしましては重点的にひとつ率直に意見具申申し上げていきたいというふうに考えておりますし、それから全体的にはこれはまたあの全国の町村会や知事会、市長会等も連携をとつ

て、如何にしてこの地域の医療なり国保運営というものを地域の個性的な取り組みをしていくかどうかというところが1つのこの議論の節目になるということの認識は一致しておりますので、そんなことで歩調をとりながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

北沢議員

国保の関係については今お答えをいただいたわけでありまして。まああの国保についてちょっと申し上げますと、やはり私あの心配するのはですね、今まで保健事業が町長も評価しているとおり非常にあの国保の運営に大きな役割を果たしてきたとこういった経過があるわけでごさいます、やはり保険者が県単位になりますとその保健事業をやるのが各市町村でありますので、その差によっては身近なところでその成果が見られない。市町村の保健事業が市町村の国保運営で成果が上がっているという確認をしながら今まではやって来たんですが、県単位になりますとなかなかそういった部分も評価をされにくいという部分も出てくるわけでごさいます。従ってまあそういった単純に考えてもデメリットの部分もありますので、飯島町のこの今までやってきた個性的な国保運営、これを是非参考として各市町村が取り組んで県に移行しても国保の運営がきちんとできるように、そういったリードを果たしていく、そういった役割があるんじゃないかと思ひます。従ってその部分についてもう一度町長の決意をお聞きすると同時に、やはり国保が移っても保健事業こういったものは国保加入者のみならず飯島町の健康づくりとしてしっかりやっていく必要があるんじゃないかというふうにごさいます。そこら辺について国保がもし県に移行したとしてもそういった部分についての充実、そういったことに対する町長の考えをお聞きしたいのと、もう1つはあの先程お答えがなかったわけでありましてけれども、もう1点の介護保険の関係で特に先程の説明を申し上げますと③の介護度の必要度が低い要支援1・2、この人向けのサービスが市町村に移行するというふうにごさいます。まあこのことに対する町の影響と申しますか今後の改革についての町の意見、見解というものは国、県に対してどのように発信していくのかその点についてお伺ひしたいと思ひます。

町長

まあこの国保運営の県一本化ということになりますと、現在まあ飯島町のように比較的安定な健全な経営をしておるところと申すね、それからあの保険料、まあ保険税の水準をとってもそれから実際の給付の1人あたりの額をとっても2倍から3倍くらいのまあ全国的な開きもありまして、また長野県内でも非常にあの市町村によってバラバラであります。非常にあの村部あたりは大変厳しい運営を余儀なくされておると、まあその辺を如何にこう一本化していくというところが大変難しいこの作業になるんじゃないかというふうにごさいます。そうかと言ってあの我々は健全であるので未来永劫にこのまま加入しなくて別立てでいきますというわけにもいかないと申す。このことはこれはやむを得ないことではあります、ただその一つの水準化していく平準化していく中でどういう一つの取り組みを時間をかけてしていくかということもひとつの大きなポイントになるだろうと、場合によってはあの保険料率いわゆる保険税率の問題、給付等はまあ一本化していくべきことになろうかと思ひますけれども、その保健予防事業に対する地域性の特性ある取り組みというものは非常に千差万別あるということではありますので、これはそのまま各市町村の一つの判断に委ねていくというようなことも予想されますけれども、いずれにしてもこれは時間的な経過措置を講じて調整をしていくのかどうかということはまだ全然見えてきて

おりませんし、ただこれはあの大局的に立って大きい健康づくり、国保というものを運営していくということになりますので、最終的には平準化したもので組織が運営されるということになりますけれども、その辺のところも先程申し上げたようにあの申し上げるところは申して、町の特殊性、事情というものもよくあれしたような形の中できめ細かい一つ運営の中で実現できるようにというごさいます。それから介護の問題についてもこれはまあ認定制度いろいろあるわけでごさいますけれども、要は如何にこの介護サービスという水準を落としていかなないようにするかどうかというところにかかっているというふうにごさいます。これはまあ当然あの介護に至るまでの国保と同じで保健予防、事前のこの介護予防活動というものが大変重要視になってくるわけでごさいますので、これもあの国保同様に保健予防と同じようにそれぞれの個性ある町村の取り組みというものが必要であると思ひますけれども、今言ったあの支援の部分が市町村に委ねられるというようなことも1つの試みとして言われておるようでごさいますけれども、まあその辺のところも全体のサービスという水準の中から今までやってきた町の介護保険事業の中でどう位置付けしていくべきかというようなことにつきましても、国保同様にひとつ将来に禍根を残さないような、できるだけサービスを落とさないような一つの方向だけは保持してまいりたいというふうにごさいます。

北沢議員

是非ですね制度設計の段階で当町のこのいわゆる国民健康保険それから介護保険事業、こういったものがまあ全国に比較して比較的健全を保って運営されていると、この実績を生かしつつ積極的にですね発信をしてより良い制度ができるように考えていけたらというふうにごさいます。それにつきまして次の質問に移るわけでごさいますけれども、まああの健康づくりという点では今回関連をして2つ目の質問もいたすわけでごさいます。2つ目の質問でごさいますけれども飯島町の農業農村に元気が出る1,000ヘクタール自然共生農場づくりを町を挙げて取り組むため、健康づくりなどと結び付ける政策の展開はどうかということでごさいます。元気なまちづくり、これは地方にとって現在大きなテーマでごさいます。この元気なまちづくりへの切り込み口は各方面にあると思ひますけれども、当町の場合はどうでしょうか。自然、山紫水明、まあこういったような利点を挙げるとしたらその行き着く先はやはり農林業ではないかと思ひ、今回は農林業のうち特に農業が元気になることで町の元気を作ったかどうか、この視点から町の考え方をお聞きをしたいと思ひます。最初にお聞きするのは1,000ヘクタール自然共生農場づくり、これはお進んでいるのでしょうか。大変あの大きく捉えて失礼でごさいますけれども、そういったことについてお伺ひしたいと思ひます。ここにあの1,000ヘクタール自然共生農場の基本計画書が出されておるわけでごさいますけれども、非常にあのこの内容を読みますとまああのこれが作られて以降の情勢を先取りをして、現在でも十分この計画そのものは生きているというふうにごさいます。まあこれに基づいて現在農政が進められていると思ひますが、この農場づくりの基本計画に沿った内容が着実に進んでいるのかどうか。その点についてお伺ひしたいと思ひます。基本計画がこれが平成19年3月に策定されておりまして、まあその後、地域複合営農への道飯島町農業農村活性化計画の基本となっているわけでごさいます、この地域複合営農への道は年々改訂をされまして最近の計画では24年の4月に策定されているもので基づいてこの内容が推進されていると思ひます。この計画の冒頭には「飯島町の農業農村に元

気が出る1,000ヘクタール自然共生農場づくり」と謳われております。町が元気になる見通しがこの中でついてきているのか、また現在この目標に向かってそれぞれ大変な取り組みをされていると思いますけれども、現時点での最重要課題として捉えていることは何か、その点について伺いをいたしたいと思っております。

町長

次のご質問は1,000ヘクタール自然共生農場づくりを町を挙げてまあ取り組むための、また健康に結び付けていく要素としてどう政策の展開をしていくかということに関してであります。この現在の進捗状況と最重要課題の捉え方であります。お話にございましたように飯島町では平成24年、昨年4月1日に策定をいたしました農業農村活性化計画であります地域複合営農への道パートIVによりまして、1,000ヘクタール自然共生農場づくりの理念を目指して飯島町営農センターを中心として重点事項に位置付け、農業の振興を図っておるところでございます。計画の中では具体的に自然共生栽培の取り組み面積を目標年度であります平成27年度までに現状の74ヘクタールから130ヘクタールとする目標を掲げておりまして、水稻、野菜の他最近では特に法人組織による粟の作付拡大によりまして目標に向けて取り組んでおるところでございます。課題といたしましては自然共生栽培によります生産された農産物の販路の拡大があります。近年では全国的に減化学肥料、減化学合成農薬による栽培が普及してきておりまして、少しでもこうした化学的な肥料や農薬を少なくして安全安心な農産物づくりをしていかなければ市場での販売競争には勝てないという状況があるわけでございます。こうしたことから農家が安全安心な農作物作りを理解をいただいて、日頃から環境保全や減化学肥料、減農薬については是非まあ心掛けていただいて、そのことを理解して自然共生農場づくりを進めることが1つの原点であるというふうに捉えております。そのためには今後地域住民自ら地域農産物の価格を再認識をして健康づくりのためのヘルスツーリズムやグリーンツーリズムなどの体験交流活動と結び付けながら、地域の活性化を図っていく必要があるということでございます。飯島町営農センターでは引き続き生物の環境調査や都市農村交流事業、オーナー制度等の事業を通じまして自然共生栽培農作物の普及拡大を進め、飯島ブランドの確立に向けて諸施策を講じていくべく頑張らせていただき取り組んでいただいておりますので、町といたしましてもこれと連携をして共に推進をしまいたいと考えております。以上であります。

北沢議員

今、現在の課題等についてお聞きしたわけでございます。まああの進めていく上でいろいろまだまだ取り除かなければならない障壁もあるというふうにお聞きをいたしました。そこで1つ提案型の質問をしたいと思っておりますけれども、まあ自然共生農場づくり、これが基本的にはその農家だけの取り組みに終わってはいはこの事業は発展しないというふうに考えるとところでありまして、町を挙げた取り組みによってこの農業農村に活力を与えるとこういったことが達成できるのではないかとというふうにと考えるとありますが、その点について何点か伺いたいと思っております。生産者である農家、それから消費者、農業以外の産業にも取り組みが広がるためには何か共通のテーマが必要であります。ただ単に元気が出るといった共通の合言葉だけでは具体性がありません。そこで1つの案として食の安全安全をより具体的に取り組み、健康づくりと農産物を結んで振興を図る取り組みについては考えられないか。これについて伺いたしたいと思っております。先の質問で健康寿命についてお聞きをいたしました。健康寿命を平均寿命に近づけるこの運動と農産物を結び付けて効

果を上げている市が全国の中にはあります。1つ紹介しますと埼玉県坂戸市葉酸プロジェクトです。坂戸市では女子栄養大学の研究を生かして同大学と共同して認知症や脳梗塞などの予防に効果があるといわれるビタミンB群の一種である葉酸をできるだけ野菜などの自然の食品から多く摂取するように呼びかける運動を行っておりまして、結果、葉酸を多く含んだ野菜の栽培、健康づくり、葉酸添加食品、それからそういったものの健康づくりの応援店、こういった運動が起きているという報告がございました。1つの例でありましてけれども、目に見える形で農業者だけでなく広く元気の素を作り出す良い例ではないかというふうにと考えるとところであります。また近隣ではまあこれよりはちょっと規模が小さいわけでありまして、箕輪町が健康ゲット活性化計画、食・農・健康をテーマとした新しい形のグリーンツーリズムの取り組みを行っており、地産地消メニュー箕輪ブランドの検討や健康増進、自然健康メニューの検討開発を行うとしております。こうした手法を取り入れ横断的で全町的な目に見える形での政策の展開を仕掛ける必要があるのではないかとというふうにと考えるとありますが、当町ではこういった問題についてどのようにお考えになっているか伺いたしたいと思っております。

町長

この自然共生栽培を通じた安心安全な美味しい果物や野菜、農産物を消費者に提供をして、国全体としてこの農産物のグレードアップを図っていくことはもうおっしゃるとおりでございます、そこにはひとつ単なる農家だけの問題では決してないということで、むしろこの中間的な業者の方もおりますし、それから第1消費者このニーズに応じていくこの一つの考え方がやっぱり共通した、一致した考え方の下にやっぱり進めていく必要があるということは私もそういうふうに思います。そこであのこれまでも農産物と食ということに関しましては、手近なところでは学校給食の問題やら、それからいわゆる安全安心な食生活の問題として捉えてですね、いろんなあの営農センターはじめ食生活の改善推進協議会だとかいう組織ぐるみでこのことにまあ取り組んでおるわけでございます。まだまだあの取り組む課題は非常に多いというふうにも思っておりますし、今後の努力を重ねていかなきゃならないと思います。そこであのご提案も今ありましたようにあのそれぞれの例もお示しをいただきました。あの私どもの方も情報として奈良県全体の取り組みであることや、それから神奈川県相模原市ですかあのユニークな取り組みもお聞きしておりますので、ちょっとその辺の事例を課長の方から申し上げて、良いところは取り上げてそれからまた北沢議員のご質問の内容等もまた参考にしながら、営農センターはじめ関係機関と十分また協議して健康のための農産物の消費というものにつなげていきたいというふうに思っておりますので、課長の方から補足をさせていただきます。

産業振興課長

それではあの若干補足説明をさせていただきます。まずあの町の活性化、これを考える上で一番重要なことはですねやっぱり地域の住民自らが自分の地域にあるいろんな農産物をはじめとした資源をですね磨きながら、これを如何に商品化していくかということがまあ町の活性化に繋がっていくかと思っております。そんな意味であのそういったものを商品化しながら、先程来あのグリーンツーリズムですとかエコツーリズム、それからヘルシーツーリズム、こういったものはニューツーリズムと言われておりますけれども、こういったものにあの根底にあるのはやっぱり地域の資源を今申し上げましたように磨いて皆で育てて資源化し商品化していくということが大切かと思っております。そんな取り組みをですねあの是非町も行っていきたいということでございますけれども、なかなかあのこう

いったものは大きなロットで販売している段階ではなかなか商品化していけないということで、まあ小ロットで細かく市場に出していくということも大事かと思えます。そんなあの研究も今進めているところであります。先程あの町長申し上げましたようにあの全国的には奈良県であの奈良県産の農産物を使用しまして、今では120を超えておりますけれども商品登録をしております。まあその中でもポリフェノールが含まれて動脈硬化を防ぐといったような商品もいくつか提案されておまして、そういったものがあの非常にあの市場でも有効な販売をしているということでもあります。そういったことであのまあ健康に結び付けながら消費者の購買意欲をそそるということで消費拡大を図っているということでもあります。またあの相模原市こちらではあの健康づくり農園ということで、まあ余暇の充実や健康づくりを目指してまあ農業農村の活性化とまあ安全安心な農産物の提供ということで、まあ農園を中心とした取り組みも行われております。まあこういったあの取り組みを参考にしながら、やはりあの消費者のニーズも大切ですし、また飯島でも各方面いろいろな都市交流が行われておりますので、そういった方たちも含めながら農産物の生産に結び付けた健康づくりの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

北沢議員

いろいろな例を研究されているようでありますので、是非そういったものを進めていただきたいと思うんですが、まああの私が1つ今回このテーマを取り上げた1つはですね、まああの大きなロットで農家が高収入が得られるような取り組みも必要でございますけれども、やはりこの地域、先程もお話出ておりますけれども、この町民の皆さんがまずそれを理解する、町民の消費者と一緒にそれを取り組むような活動を行って、その飯島町が全体がそういったことで一つのテーマを持って取り組んだことによって他の地域にこうアピールしてくれるというようなそういった部分が必要ではないかというふうに考えて、今回坂戸市の葉酸プロジェクトを紹介したわけでございますけれども、これはあのいわゆるホウレンソウがその代表になっているわけでございますけれども、まあそれを使ってですね、この問い合わせ先は農林関係ではないんです。健康福祉部なんです。に対する問い合わせ、いわゆるこれはあのNHKのあさイチで紹介された情報から私は得たんですが、そのいわゆるインターネットを使いますと問い合わせ先は健康福祉部なんです。ですからまああの先程横断的にと言いましたのはいわゆる農政サイドだけではなくて町を挙げるようなこういう政策の展開を作っていく必要があるのではないかと、それでそれによって町内の農家、消費者そういったものが一丸となってまあそういったものを作り上げていく、そういったことによって全国展開に広がっていくんじゃないかとこんなふうに考えたところから今回の質問を申し上げたわけでありまして。まあその中で若干時間も迫ってまいりましたので次の質問も関連しますようお願いするわけでございますけれども、まああの先程課題の中にいわゆる生産されたものの販路、この問題があったわけでございまして、まあこの自然共生農場から作られた農産物がある程度の評価を得て販路を拡大していくと、こういったことがなければせっかく生産された農家も意欲を失ってしまうわけでありまして。やはり自然農法で生産されたものについては、まあ生産の技術や過程においても非常にあの収量的にも少なくなったり見栄えもあまり良くないものが出来たり、そういったことからハンデを背負うわけでございまして、価格的にも消費者の理解を得なければ農産物の差別化ができなければ農家というのはメリットが出てこないということでございます。まあそういった点ではそういったものをですね広めるために次の質問で提案をするのは、ま

ず手始めに学校給食での全面的な地産地消の取り組み、こういったものを行ってとりあえず地域的に理解を得ていく手段にしたらどうかということございまして、まあそういったもので必要があれば予算措置を行って保護者や生産者への促進をまず図っていったらどうかという点でございます。飯島町安心安全な農産物というブランドを確立するためには、まず地元である飯島町民の皆さんが実践者になると、こういった意味でとりあえず学校給食、まあこういったものでその取り組みを始めたらどうかという内容でございます。かつてはですね米の消費拡大や牛乳の消費拡大のために農水省が学校給食に奨励金を出した、でそれを進めてきたという経過もございます。まあ市町村がこの自然共生農場を具体的に町民の皆さんに理解していただくように進める、その1つの手段としてそういった安心安全な飯島町で作った農産物を学校給食で全面的に使うことによって町民の皆さんのそういったものに対する理解が得られると、まあそのためには若干価格が上がるかもしれません。だからそういった部分を行政が手助けをしながら相対的にそういった意識を醸成していく、こういった手段として考えたらどうかということでございます。まああの直接は関係ございませんけれども、最近の新聞報道では伊那市が学校給食を全面的に米に切り替える、こういった報道もされております。農業を切り口に町民の元気を作り出すと、このためには思い切った計画策定と実践が必要な時期にきているのではないかというふうに考えるところでありますが、まあ内容的にはそういった内容でございますけれども、とりあえず学校給食でそういったことを取り上げることが可能であるかどうか、この点についてお伺いいたします。

教育長

学校給食の役割は主として健やかな心身の発達・発育、それから食に関わってくれた多くの方々への感謝、まだ等々ありますが、総合的な活動でありまして、最近では町内の生産者としてですね作ってくださった方と児童生徒と一緒に給食を味わう、で作っていただいた方にまあ感謝するというようなあの学校での取り組みもあります。給食食材としてのコメや野菜の納品ルートといいますか流通といいますか流れであります。まあ主としてJAをお願いをしております。発注する際、飯島産の米、野菜で揃えていただくところを第一条件としております。条件がかなわない場合には上伊那産あるいは県内産をお願いしているわけでありまして、こうした経過の中で昨年学校給食における地産地消をもう一步進めるという立場から、営農センターそれからJAとの関係者との懇談会を行いまして、その中で郡内です。他市町村での地産地消の取り組みを参考にし、検討をしたという経過があります。その中で量の安定的な確保や、前もお答えしたことがあろうかと思いますが、質の保安全管理また実際に調理する現場、具体的には給食センターでございますけれども、との連携などどうしたらいいかという課題が明らかになりました。まああのその経過の中で他の品目を作る生産者との公平さやバランスの取り方などいくつか研究すべき事柄が確認されました。それからあの予算措置ということでありますが、まああの学校徴収金の中で保護者負担の高い比率を占めているのが給食費であります。将来消費税の増税ということがまあ予想されることから、その額についても今後検討しなくてはなりませんし、今申し上げました補助というようなこと、全面地産地消にいくためにどのような予算措置が必要なのかというようなことを含めてですね総合的に考えながら、各機関、それから団体と研究を詰めていきたいと現在そういう立場でおりますのでご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

北沢議員 終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩

午後12時 1分 休憩
午後 1時30分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 橋場みどり 議員

最初にご報告させていただきます。町とJICAの協力で飯島町国際協力会が行ってまいりましたパキスタンムルフン村りんごで村おこし事業がちょうど10年目の節目に入りました。この節目の時期に折り良く土佐光明氏が7月にムルフン村を訪問してくれました。以前に副町長と共にムルフン村を訪問する予定でありましたが、土砂崩れにより渡航が中止となったわけです。それ以後の連絡がうまく取れなかったためムルフン村の状況が分からず心配していたところですが、今回、土佐氏の訪問により知ることができました。ムルフン村のアリさん、カリムさん、シャファーさん3名は困難なこともあったと思いますけれども、誠実に栽培を続けていてくれまして安堵いたしました。リンゴのフジについては高地であるために生育が遅く、糖度も低くあまり良くないという報告でございます。シナノゴールド、ゴールドでは良い結果が出ているという報告でございました。今年はJICAより段ボール箱100箱を送ってもらいましたので、収穫したリンゴをイスラマバードに運ぶことができるということです。ゴジャール地域のリンゴは特に糖度が高いのでイスラマバードでは傷さえなく運ぶことができれば良い値段で売れそうだということです。課題もありますけれども彼らが一生懸命栽培に頑張ってくれましたので将来的に期待ができるかと安心しておりますし、飯島のりんご栽培技術が根付いて来つつあり、3名の研修員本当に頑張っているということをご報告させていただきます。

それから午前中でもお話が出ておりましたが、オリンピックが日本に来るということで本当に嬉しく思っております。長野オリンピックのときには1校1国運動ですか、が行われ、子どもたちの交流に本当にあの良かったと思います。また今度のあの日本への再度のオリンピックということで語学の勉強も力が入り、また子どもたちの夢も一層広がって世界の文化、生活に触れるよい機会であり、活発な交流ができるのではないかと期待しております。

それでは通告に従いまして質問いたします。いいちゃんバス、循環バスの利用拡大ができないかについてお尋ねいたします。現在の循環バスに至るまでには10数年前に飯島町に住むか、松川町に住むか迷っていた方が飯島町にも住みたいと思うが松川町には福祉バスがあるので松川町に住むことにしたという1人のお年寄りの発言により、女性グループが飯島町にも福祉バスを作ろうと活動し、2,300名の署名を集め働きかけましたが残念ながら通りませんでした。そこでいいちゃん連絡協議会の前身であります婦団連にも協力をお願いし、婦団連とともに更に署名活動をし7,300名の署名を集めたことにより働き掛け、福祉バスができたと聞いております。現在その時々々の状況に応じた変更の中で

町長

便利に利用されていると思いますが、現在の利用状況、運行実績はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

橋場議員からはいいちゃんバスの利用の問題についてご質問いただきました。通告にいたしております最初の課題が具体的なあの様々なイベントでありますとか町の行事に対して拡大利用ができないものかどうかということでもいただいております、運行状況その他につきましては今お話にございましたように、このバス、運行開始から6年経過するわけでありまして、都度あのこの循環バスの利用目的に沿って毎年まあ見直しをかけて、できるだけまあ利便性につながるようなこの運行形態、停留所を含め運行時間、それから最近ではデマンドといったようなことも含めて対応をして、できるだけ努力をしております。従ってあの具体的なものについての拡大のことについては町長の質問に委ねてまいりますけれども、その運行実績等の現況を総務課長の方からお答えさせていただきます。

総務課長

それでは運行状況につきましてご報告させていただきます。現実的には6年位経つわけでございますけれども、現在手元にある資料からご報告させていただきます。平成19年度については年度途中からということであつたりしておりますので、平成20年度から申し上げます。平成20年度につきましては12ヶ月間フルに活用させていただきました、運行日数につきましては20日間から22日間を行っております。細かい部分は省略させていただきます、その12ヶ月間の中での平均利用者については31.1人でございます。続きまして21年度の状況ですが同じような状況でございますが、運行日数については若干少ない形で18日から22日間という日数でございます。1日あたりの平均利用者については31人でございます。それから平成22年度の状況でございますが、運行日数につきましては1年間の中で同じく18日から22日という運行日数でございますが、1日あたりの平均利用者29.4人でございます。平成23年度でございます。運行日数については19日から22日間という年間の日数でございますが、1日あたりの平均利用者については24.3人でございます。平成24年度につきましては運行日数19日から22日という日数でございます。1日あたりの平均利用者は21人でございます。現在平成25年度の8月末までの状況でございます。19日から22日運行をしておりますが、1日あたりの平均利用者については4月から8月の段階では平均17人という状況でございます。なおあの先程も町長が申し上げましたように、この間、町的生活交通確保対策協議会の皆さんでもご協議いただいたり、それから地域の皆さんの聞き取り、それから利用者の聞き取り、アンケート等々取った中で現在はデマンドとそれから通常路線の形の中での並行の形の中で運行をしているところでございます。以上です。

橋場議員

ありがとうございました。年々やはりあの利用者が減っているわけですが、この利用者が減っている理由が何かということについてはあのちょっとまだ私わかりませんが、あの今回ですね、7月の参議院選挙の時に独り暮らしの高齢者の方なんですけれども、投票所まで行かれないことができなくなりましたと、で、タクシーを使って投票所まで行かれたそうです。ところがタクシーが700円かかるということでした。で、年金生活だけで行っている私にとってはその700円というのはとても大きな痛手であると、それで投票所等を近くにもって来てもらえないかということ。そして健康診断などもなかなか役場まで上ってくるということが大変つらいんだというお話をされておまして、バスの

運行をしていただくとかその辺を考えていただけないかということでございます。普段からまあ高齢者の方も足が弱くならないようにというようなことで散歩をしたりとか足をとにかく丈夫に保つというようなこともされているわけでございますけれども、年々やはり足の方が弱くなってまいりますと目的地まで行かれないとか、利用目的もまた変わってくるわけでございますので、その辺のところではバスの運行の拡大ができないかということですが如何でしょうか。

町長

まああの6年程経過しますこの循環バスの考え方ではありますが、やはりあの自分で運転できるあるいはマイカーを持たない家族にそうした交通手段の無いという方のために、できるだけ足確保という考え方からスタートしたこの循環バスでありますので、その利用数が浮き沈みがあるということの分析は常にまあやっておりますけれども、なかなかこの利便性の問題等もあって難しいところもあることは事実であります。であの特にいろんなその行事やイベント的なもの、今お話の中ではこの選挙に対するこの投票所への足の確保、それから日常まあやっております各種の健康診断への足の方、あるいはイベントというふうにもまああるわけでございますけれども、いわゆるあの各種のイベント的なものにつきましては例えばまあ秋桜まつりでありますとか、まああの主催母体は違いますけれども昨日行われましたふれあい広場へのシャトルバス運行は可能な限りまあやっております。それから更にあの、この選挙の部分に限って言いますと、まあ私の方で余り選管のことを申し上げるわけにもいきませんが、あの例えば期日前投票はずっとこれは平日の中でやっておりますし、それから健康診断、検診車等に関わるものにつきましてはこれは平日が多いわけでありまして、その時間の調整の中で運行しておる平日運行のバスをご利用いただくということはこれは当然良いわけでありまして、是非その辺のところも住民の方で検討いただきたいと、イベントにつきましてはまたあのできるだけ対応ということになっております。ただあの例えば選挙の場合でいきますと投票当日本日、いわゆる投票本日にそれぞれの住民の有権者のニーズに合わせてバスを運行するというようなことは、これはあのなかなか技術的に、あるいは公平感の問題もあるのではないかと、いうふうに思っております。少しまあ難しいというようなことを、またこれはあの所管であります選挙管理委員会書記長の総務課長の方から説明をさせていただきます。それから各種検診についてもこの時間帯によって循環バスをご利用いただくことは結構でありますけれども、必ずその健康診断そのものの事業に合わせてバスを運行するということはなかなかこれはまた至難の業であろうというふうに思っておりますので、そのそれぞれについて担当課長の方から説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

総務課長

それではあのいいちゃんバスとか循環バスの活用で、シャトルバスのように選挙に活用したらどうかということですが、まず1つはバス運行については法的には問題ございませんので運行することは可能であります。ただあの今町長が申し上げましたように、全体の中での公平性というのが選挙では一番大事になってまいります。ですので、その面を見た場合に飯島町の投票所につきましては現在7箇所ございます。7箇所同じような形での運行について果たして可能かどうかということ。まあこれは費用面それから人的な意味を含めます。それから期日前の場合でございますが、これについては不在者、当時の不在者でございますが、現在は期日前という形になっておりまして、まあ期間も同じような形で設けております。ですので、まあ形としては同じ形でやっておりますけれども、ただ

その場合にその期日前に来られる人たちだけにバスを運行するのは果たして公平性があるかということもあります。ですので、あの法的にはバス運行については問題ないと思いますが、その全体での公平性、選挙というのはそれがまず一番となってまいりますので、そのことを考慮した場合、公平性が保たれるかどうかということもありますので、これについてはまた選挙管理委員会の中でも話をさせていただきたいと思っております。以上です。

健康福祉課長

それでは健康診断とバスの利用についての考え方でございますけれども、現状でも健康診断につきまして利用者の利便を図っているというようなことで、特にヘルススクリーニング、多くの方が利用されているわけでございますけれども、町内5地区の会場を設定してございますし、65歳以上を対象の結核検診、これにつきましては各集会所を巡回しながらよりきめ細かく実施している現状でございます。またあの伊那の健康センターにつきましては検診機関による送迎もでございます。それらのご利用をいただければというふうに思っております。またあのこれまでは自然の流れの中で受付を時間差で結果的になりまして、終了もずれていくという形が自然でございますけれども、バス利用ということになりますとまあ一挙に受付となるというようなことで、待ち時間がそれぞれ多くなることが考えられます。身体的、精神的、時間的にも負担が及んでくるのではないかと、いうようなことも考えられますし、またあの帰りの場合につきましても最初の方が終わってからまた時間を決めて帰りの時間ということになりますと、また待ち時間が長くなるというようにも考えられます。同様に負担が多くなるのではないかと、いうようなことも危惧されているところでございます。更に75歳以上の方につきましては高齢者の医療を確保する法律でもって高血圧などで医療にかかっている場合には、検診ではなくて主治医に診ていただくということになってございますし、検診によっては対象者の年齢制限をしているものもございます。具体的には胃がんの検診でございますけれども、これにつきましてはまあバリウムを飲むというようなこともありまして、80歳以上の方は控えていただくようにということもございまして、対象者数が非常に少なくなるのではないかと、いうようなことも考えられます。まあそういったことから健康診断のバス利用につきましては少し難しいのではないかと、いうように考えているところでございます。

橋場議員

選挙ですとか健康診断について本当にあの、今お聞きいたしますと大変あの厳しい、難しい問題だと思っておりますけれども、午前中のあの同僚議員の質問の中でも、投票所の中に関しましてはスロープの管理をしたりですとかバリアフリーをしたりですとか、そういう投票所の中の環境は整備されてきておるようではございますけれども、そこまで行く間が本当にあのこれからだんだん年を経るにしたがって大変になってくると、思います。あの私もそうだと思いますけれども、これから1歳ずつ年をとっていくにつれて足が悪くなる、どこが悪くなるということになってくると、思いますけれども、それを全部をあのまあ拾うということは大変難しいと思っておりますけれども、そこに行くまでに本当に困難な思いをされているという方、それからそれを、例えば選挙に関しましてもそこまで行かれないので行ったという嘘をつかなければならなかったというようなお話も聞いております。それから健康診断に行きたくても行かれないというようなことがあるということは、やはりあの医療費の削減ということに対しましてもちょっと問題が出てくるのではないかと、思っておりますので、あの一律に本当に公平に、皆さんに公平にというわけにはいかないと思っておりますけれども、そこら辺のところももう少し柔軟な考えをしていただければなあと思っておりますが如何

でしょうか。

町 長

まああの選挙投票に関わる具体的な部分でありますとか、健康診断、できるだけきめ細かく検診体制を整えていくということで努力をしております。あの確かにこれから一層まあ高齢化が進み、それから足を持たない方が増えてくるということはもう十分心情としては分かるわけでございます。今あの検討しておりますのは、この循環バスはいろいろ見直しを重ねながらなんとしてもまあ続けていきたいということと、もう1本立てのその福祉タクシーの問題があるわけでありまして。タクシー券を交付してまあタクシーで移動する。これがあの少し今までの期間、見直しをしていく必要があるというような考え方もしております、新年度に向けて一つどういう形で拡充するのがいいのかということを検討しながら、この循環バスとの兼ね合いをどうこう取り組んで体制を整えるかというようなことで、今これから実施計画に入ってまいりますので、そんなことも併せながら検討をさせていただきたいと思っております。

橋場議員

今のあの町長のお答え、6月のあの議会の時にも同僚議員の方からタクシー券の利用拡大についてのお話がございます、その時の答弁の中でも4分の1枚程度は使われていないということも聞いているということで、総合的な角度から実態の把握に努めて、今おっしゃられたように、事業の拡大に努めていきたいと検討していきたいというお答えでございました。予算の面で見ましてもやはりそういうあの4分の1程度でも使われていないところがあるのであれば、それをバスの方に回していただくとか、いろいろの面で検討していただいて、あの見直しなどもしていただきたいと思っております。駒ヶ根市におきましてもあの今回バスを停止してというあの他に例のないようなコマンドの改革などをされておりますけれども、是非あのそこら辺もタクシー券それから循環バス、どちらかをなくすとかあれをなくすとかということではなくて、双方それぞれバスはバスの良い点もありますし、タクシー券はタクシー券の良いところもありますので残していただきまして、是非あの皆様便利に使えるような方法を考えていただければと思います。であの検討という意味がちょっと私わからないんですけれども、それに向けてやっていただけるというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

町 長

これは物事を一つ進めていくにはどういうまあ手法と取り組みでやっていくかがいいか、いろいろと考えてご相談したりしていくのがこれが検討ということでありまして。あの結論が今分かっておりまして、どういった形であれ、示せばそれは検討ではないんであって、そのことはひとつまあ用語の言葉尻でなくてですねひとつ期間をいただきたいというふうに思っております。それからあの今おっしゃるような両方のバスとタクシーの兼ね合わせの中で進めていくということは前に申し上げたとおりでありますので、それも一つどういう組み合わせの中でいくかということもこれも検討させてこれも、これはあの福祉タクシー券の方はまあ実現に向けて進めていくという意味が多分に強く思っておる検討でございますのでご理解いただきたいと思っております。

橋場議員

期待しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。それから2番目の質問に入りますけれども、Iターン利子補給金交付の条件についてお聞きいたしたいですが、定住促進の位置付けということであの様々Iターンの利子補給ですとかリフォーム補助金制度ですとか取り組みをされておまして、住民にとっては快適な住まいづくりや人口増加に繋がってきていると思っておりますけれども、このIターンの利子補給金交付について大まかなと

ころをご説明いただきたいんですがお願いいたします。

町 長

次のご質問はIターンの利子補給制度交付金のまあ条件等の内容で、その内容説明というようなことでございますので、これはあの町の定住促進構想計画に基づいて町外から若者を中心にひとつ定住をいただく方への促進施策の1つとして住宅建設に対する利子補給制度があるわけでございます。これらの仕組みの細部について産業振興課長の方から詳しくご説明を申し上げます。

産業振興課長

それではあの住宅建設資金利子補給金等、Iターンの皆様方に関わります制度について説明を申し上げたいと思います。まず1つの、町の住宅建設資金の利子補給金でございますけれども、こちらにつきましてはIターンの皆様、それからその他一般の皆様と2段階で補助をさせていただいております。まずあのIターンで対象となる方でございますけれども、条件としまして両親家族を含めて飯島町の出身者でないこと。それから申請時に40歳未満であること。それから町内に居住して15年以内であること。それから一般質問等でも出ておりますように、耕地・自治会等加入していただいて地域の活動に参加していただける方。それから飯島町へ5年以上居住することを確約していただける方。それから借入の場合につきましては借入期間が1年以上であること。ということと、申請ですけれども取得後90日以内に申請をしていただくということ。それから金融機関につきましては八十二銀行それからアルプス中央信用金庫、上伊那農業協同組合、長野県労働金庫、このいずれかの金融機関で融資を受けた方ということでありまして。補助金の額でございますけれども、住宅建設が町内業者の場合、利子補給総額の100分の50以内ということで限度額は500,000でございます。この建設が町以外の業者又は購入の住宅の場合につきましては利子補給総額の100分の50以内で限度額が400,000ということでありまして。Iターンではなくて一般の方ですけれども、それらにつきましては条件として自らが居住する目的であること。それから借り入れ期間が1年以上これは同じでございます。また申請につきましては90日以内ということでありまして。またIターンと同じように耕地・自治組織に加入して地域活動に参加していただける方ということでありまして。また5年以上の要件も同じであります。で、融資の関係につきましても同様に4金融機関ということになります。補助金の金額ですけれども50歳未満の場合で町内業者の場合には利子総額の100分の50以内ということで限度額が250,000円でございます。同じく50歳未満で町外又は購入住宅の場合には利子総額の100分の50以内で限度額が200,000でございます。で、50歳以上の方でございますけれども、50歳以上の方で町内業者の場合には100分の50以内で限度額が100,000、それから50歳以上で町外の業者の場合にはもしくは購入住宅の場合には100分の50以内で限度額が80,000ということでありまして。これらの情報につきましてはあの町のホームページ、それからあらゆる機会を利用して広報等でご説明申し上げておりますし、またあの「飯島町d e i i i暮らし」という冊子の方にも細かく内容が出ておりますのでご覧をいただきたいと思っております。以上でございます。

橋場議員

ただいまご説明頂きましたように、町のホームページ等又はあのチラシ等で勿論見ているわけなんですけれども、Iターンの利子補給交付の条件の中に「飯島町出身でないこと（同居の親族を含む）」という項がございます、実は最近なんですけれども他県に嫁がれた方で飯島町に戻ってまいりました。子育てを飯島でしたいという方がおられ

て、このことを聞きまして担当部署に聞きに行かれたそうなんですけれども、奥さんが飯島町出身者であるためにこれUターンになるということで、だめだという説明を受けたというお話で、再度私の方でもそのことを聞きまして、お聞きしに行きましたがやはりUターンになるということでした。これを聞きまして本当にちょっと寂しくなったんですけれども、せっかくあの飯島町に生まれた方ですよね、他県に嫁がれたので名前も変わっておられます。で、ご主人がこちらに来て子育てをしたいということで来たいわけです。それが奥さんがたまたま飯島町出身であるということなのでその交付が受けられないというのは本当に寂しいなという、あの定住者を増やしていきたいという町の考え方と相反するような条件にも思えるんですけれども、このことについて町長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

産業振興課長

今あのご質問でございますけれども、最初にあの利子補給の補助金のその他一般の皆様ということでご説明させていただきましたけれども、該当する方につきましてはこちらのその他一般の皆様ということで、金額はあの 80,000 円から 250,000 円になってしまいますけれども、補助制度につきましてはIターンの皆様と同様にございます。なおあの先程は説明しませんでしたけれども、本年度からあの若者就職応援補助金というIターンのそれからUターンに関わらず、こちらに戻って来ていただいて仕事に就いた方には 100,000 円ということであの補助金を創設しております。こういったものをご活用いただきますとそれぞれの補助金に上乘せされるということになりますので、そういったものをご活用いただければと思います。

橋場議員

その他のあの利用するところがあるというのはあの十分その方もご存じですね、そのことで、あのただ大変寂しいなと思うのは飯島町出身者であるということのためにそれが受けられないというところです。他県へ嫁がれて名字も変わっておられるので、当然そこからまたこちらに帰ってきたわけですから、飯島町出身者であるかもしれないんですけれども当然名字も違っているわけですから該当するのではないかと思われるんですけれども、これを該当にしないというのは特別に他に何か理由があるんでしょうか。その担当部署に聞きに行ったときにあの予算的なものがあると、今予算が十分使われているのでまだ補助金を使わなければあとの分ができないというようなあのお答えもありましたけれども、そういうふうに予算が使われているということは、それだけあのこちらに飯島町の方に来たいという方がいて、そういう需要があるということですので、そのところに予算を増やしていくというのは当然だと思うんですけれども、飯島町出身であるということが非常にその金額ですとか他の融資を受ける、受けられないに関わらず、非常に寂しいものを感じるんですけれども、そこら辺のところはやさしい飯島町ということに対して本当にあの矛盾を感じるんですけれども如何でしょうか。

町長

まあこれはあの飯島町の人口増に繋がるような、できるだけそうしたところを施策として取り上げて、他の町村から、これはまあ言ってみれば社会増という動きになるかと思えますけれども、そうした要素によってまあ入っていただくことを設けておるのがこの制度であるということはずご理解いただきたいと思えます。それであの中にはあのいろんな面で言っておるわけですが、例えばあの高校生、大学生が卒業して郷土出身者の子どもたちが、まあ職場の問題いろいろあるかと思えますけれども、できるだけ将来は町へ帰ってきてほしいというようなことも言っております。そういう意味で今この住宅利子

の問題と就職支援制度の問題も新しく取り入れたということでもあります。今のご質問の件は1つのケースかと思いますが、これはあのそういう趣旨で設けた制度でありますので、必ずしもその方にとっては少し違和感がある制度かなというふうに思いますが、いろんな形態があると思います。結婚をして町外、県外に出てそっくりまた飯島がよくて戻って来ていただける方、そこにまた職を求めていただく方、住宅を建つ方、またケースによっては離婚、言葉はあまり良くないんですけれども、そうしたケースによってやむなく故郷に実家に帰らざるを得ないと、その場合にもやはりそれべしの住宅も用意しなきゃならんというような方もおると思います。まあいろいろケースがあると思いますので、今は1つの言われたのはケースだと思いますけれども、あの制度の全体としてはまだこれを制度設計して間もない時期でありますので、全体としては今の制度を続けたいと思えますけれども、そうした補完部分をどう捉えていくべきであるかどうかこれからのひとつ課題とさせていただきますということで、今日はあのその方たちにも対象としてやりますということはやっと申し上げられませんが、内部で十分また検討、検討という言葉はまた如何かというふうに言われますけれども、そうさせていただきたいというふうに思っております。なるべくあのがっかりしないような寂しい思いをしないような制度に変えていただきたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。

橋場議員

最後の質問に入りますけれども、高齢者には危険になってきている土手の草刈りをどう考えておられるかということでお聞きしたいと思います。基盤整備が進みまして田んぼが広がったことで土手の高さが急に高くなったりですとか、急になったりとか若い人が草を刈るのにも大変苦勞するような土手も見受けられるわけですが、後継者もなくて他の人に頼んで土手を刈っていた方でもその頼んでいた方がまた高齢者になってきているというような状況もございます。最近あの私もあの草刈りをしている高齢者の方が土手から落ちるのを目の当たりにいたしました。土手のあの草を刈っているときに草丈が長かったために田んぼの水を掃けるための溝を切ってあるその溝の中に足をとられて落ちたんですけれども、1.5メートルほどの川に落ちられました。幸いにあの川沿いに落ちましたし、水の量が少なかったために大きな事故になるということにはなかったわけですが、その場面を本当に目の当たりにしますとこれはもう本当に大変なことだなということを実感として感じました。昔にもこういうような事件がありまして、確かお1人が亡くなられていたような記憶があるんですけれども、このようにあの安全に作業を行うために何か対策を考えていらっしゃるのか、大変難しい問題かなとは思いますが、もし考えておられるような対策がございましたらお尋ねしたいと思います。

町長

いわゆる農業に携わる後継者のまあいらないとかまあ担い手のいない、お年をとってもやはり自分の農地の管理をしていかなきゃならんというような方たち、特にあの草刈りの問題でございますけれども、なかなか難しい現実の問題だろうというふうに思っております。やはりあの今全国の農村ではこのやはり農業者の高齢化、担い手不足というものが急速に進んでおまして、大変まああのこの維持管理の担い手の問題と農地農業を守るといって問題とがなかなか難しいこの両方の問題、課題を含んでおることです。その1つにこの土手の特に長い大きいような土手の草刈りの問題もあるわけですが、まああの機械的にはこの刈り払い機他に自走式の畦畔の草刈り機も普及をして以前よりもだいぶ体力消耗的には負担が楽になったというふうに思いますが、やはり

それは扱っていきなかならないということでもございまして、現実には本人ができない場合はまあ親戚や知人をお願いしたり、それからシルバー人材センターへお願いしたりというような実態かというふうに思います。で飯島町では現在あの国の中山間地域の直接支払い制度、これの制度を活用して、地区の営農組合ごとに畦畔の急な農業生産条件の不利な農地について交付金を受けておるという形でございまして、町内のすべての農地がこの中山間の支払い制度に該当しておるわけではありませんけれども、一概には言えないわけですが、該当するしないに関わらず草刈り管理等ができなくなった場合にはそれぞれの農地所有者の判断によって、またあの親戚等でも十分相談していただいて、シルバー等へ委託をしていただくか、全体の耕作も含めて管理ができなくなるような事態になった場合には、JAを仲介とした農地の賃貸借契約も行っていただく、あるいは地区営農組合にまあご相談をいただいてその対応をしていくというようなことでございまして、町自らが直接にその手をかけてこの草刈りに携わる方策を講じるというのはなかなか難しいということでございますので、いろんなケースの中でひとつご判断をいただくざるを得ないというふうをお願いしたいと思います。

橋場議員 最終的にはやはり所有者の判断によることになると思いますけれども、こういう問題はまた多々いろいろ出てくることで大変難しいと思いますので、これは問題提案として出させていただきました。以上で質問を終わります。

議 長 5番 浜田 稔 議員

5番

浜田議員

それでは通告に従いまして質問を行います。最初の質問は防災の取り組みがどこまで改善されたかというテーマであります。最近、関東大震災90周年を振り返るという形でNHKでも連続で特別番組を組まれておりますし、それから最近の豪雨、竜巻などの異常気象ですとか、頻発する地震などですねまあ3.11の東日本大震災以降、日本から危機が去りつつあるのではなくてむしろ過去に経験のない時代に突入しつつあるのかなとまあそんなふうに私は考えております。で、この飯島町議会でもその3.11以降、防災計画と訓練に関わる一般質問が既に5回行われています。これまで9回の会議、今回で10回目ですのでおよそ半分1回ごとにですね、こういった質問が行われてきたということでもう私は6番煎じということになるわけですが、あえて6回目の質問をする理由はですね、実は非常に率直に申し上げて議会がこれまで一般質問で指摘してきた問題に対して、行政側には十分に答えていただけていないのではないかとこのように思っているからであります。町はこれまでの災害の経験を反映して昨年11月に防災計画の修正版を発行していますけれども、これまでの経過を振り返ってまず最初にこの防災計画に至る中でどういった点が改善されてきたのかと、また逆にこの現状を振り返った場合にですね何が今後の課題というふうに認識されているのか、できれば改善されてきた点は3つぐらい、課題として3つ位をできるだけ簡潔にお答えいただきたいと思います。

町 長 浜田議員からは防災の取り組みの改善ということで、まずここに至っての改善された点と更に残されておる課題についてのご質問でございます。平成18年に作成をいたしました従来の防災計画、これは24年度に東日本大震災等の教訓を踏まえながら町の防災会議で鋭意まあ審議をいただきまして、今年の3月に新たな改定をしてスタートしたという形

でございます。この防災計画の計画そのものでございますけれども主な改正点といたしましては、この大震災を契機にいわゆる本編の部分で原子力災害対策編を新たに設けたというようなこと、それから風水害対策、震災対策等それぞれの編ごとに総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画、などの細部につきましてきめ細かくより具体的に見直しをして、その資料編を見直したところでございます。なおまたこれとあの連動をしてですね補完をいたします概要版の全面的な見直しと、さらに関連するハザードマップと防災のしおりも併せて連携をとって整合性を図る中で見直しをして、これらの資料につきましては先日の防災訓練に間に合うような形の中で全戸配布をいたしまして、その学習会、説明会等につきまして全耕地・全自治体について役場で職員が出向きまして説明を行わせていただいたという形であります。で、今後はこの課題、これはまあまだまだこれは十分というわけにはまいりません。何時、如何なるという形で災害が発生するかということ、それに対するどう対応するかということとはなかなかこの絵に描いた姿のものだけでは解決できない部分がむしろ多いのではないかとこのように思っておりますので、今後さらにまあ訓練の問題もございまして、この基本となるのはやはり防災計画マニュアルというものを基本にいたしまして、区や耕地、自治会ごとにこの細かい自らの防災計画、身近なところでその計画を立てていただきたい。それから今後もまあ国や県やいろんな見直しもまた改正がなされていくと思いますので、それとの連携をしたこの対応も考えていかなきゃならんと、こういうことが課題であるというふうに思っております。

浜田議員

まああの非常に細部に亘る計画を練り上げたということ、またハザードマップの必要な見直しが行われたということでもあります。ちょっと揚げ足を取るように申し上げますけれども、このしおり、実は発行年月日が入っていないんですね。これは非常にまずいことだと思いますので、ちゃんとバージョンが分かるようにしていただければと思います。ところで一応町長答弁の中ではありますけれども、これまでの一般質問を踏まえてですね全てに亘って質問をするわけにはいきませんので、主な点のいくつか私が気になっているところについて申し上げます。3.11の大震災以降、まあ報道の面からはだんだん震災に関するものが薄れつつあるのは大変残念なことでもありますけれども、一方であの地道な取り組みによってですねこの震災の検証作業というのが全国様々な機関で現在行われつつあると認識しています。例えば消防庁は東日本各地の自主防災会の取り組みはどうであったかという今、検証結果を既に報告書としてまとめていますし、それから情報通信の皆さんの自主的に立ち上げた団体はですね、災害時の通報や連絡や情報管理の検証ということでかなり分厚い出版物を出しておられます。で何よりも被災した自治体、それぞれいろんな都市があるわけですが、東北地方の、この都市が昨年まとめたところもありますし、今年の7月ごろにまとめたところもありますけれども、職員の皆さんを中心にですね聞き取り調査を行って、災害のその時に職員は一体どこにいて何をしていたのか、どんなことが可能で何ができなかったか、そういった非常に詳細な検証報告を現在取りまとめ中であるというふうに認識しています。私自身もこうした報告にいくつか目を通してですね、それから防災問題については町も昨年でしたか各地区で懇談会を行って300項目を超える意見の集約を行っているというように私認識をいたしまして、まあそれも読みました。それから防災訓練の先進地で経験してこられた方のお話ですとか、それから町内の様々な方々のお話もこの間聞いてきました。その中でやはり共通して浮かび上がって

きたのはですね、依然として飯島町の皆さんがどこに不足や不安を感じているかということがかなり見えてきたように個人的には思っています。で、1つ特徴的に多い項目の1つはですね、今町長のお言葉にも関わらず実は計画の具体性が不足で、特に防災訓練が現状に即したものになっていないのではないかとこういう指摘事項でした。それからとりわけ、何処にどういう経路を通して逃げたらいいかよく分かっていないと、こういう発言がですねいろんな方から聞こえてきました。で、この一般質問の中でもですね実は危険箇所や集合場所がですね、危険箇所が指摘されている件については既に2年以上前、3. 11の直後に堀内議員がこの議会で質問されておられます。それに対して町長は非常に具体的に答弁されています。で、1つは本郷の公民館と体育館これは避難リストから外しましたというお答えです。それ以外に課題がある場所としてですね田切公民館と体育館、それから集合場所としては本三、高遠原、豊岡の集会所などを挙げています。でその上でですねこの答弁の中では、地域と相談してこの避難場所なんかについては再構築するというお答えと同時に、1次、2次、3次というふうに転々とする考え方もあるというようなお話をしています。ちょっと明瞭ではないんですけども、おそらく最初の場所に集合して次から次に状況を見て場所を変えると、まあこんなふうに取り取れる説明であります。でその次、10月の議会では今度は久保島議員からですね、特別警戒区を通して集会所に向かうようなルートになっているのではないかと、これは豊岡耕地の話だと思えますけれども、これはほとんど全員が生き埋めになりかねないということを指摘しておられます。でその時の答弁はですね、ちょうど策定の途中でありましたので年内に防災計画の見直しを完了するからそれまで待つほしいとまあこんな内容でした。ところがその1年半後、今回の修正版の中の防災計画ではですね、実は避難所もそれから1次集合場所も何の変更も加えられていません。で、本郷に至ってはですねこのリストで危険だと除外されている公民館に区の防災対策本部が設置されて、本年度はそこで炊き出しまで行われる、それから各耕地ではですね安否確認結果を本郷区の防災本部に徒歩で報告するように、これは町の職員からの指導まで行われているというこういう状態であります。まずそこで質問ですけれども、集合場所や避難場所の見直しは何故今に至るまで行われていないのか。それから避難場所を転々とするという避難の考え方というのは本当に現実に合っているのか。それから避難リストから除外されている場所に依然対策本部を設けているのはいったい如何なる理由なのか。これについてお考えをお聞きしたいと思います。

町長

最初の今度のまあ防災のしおりの発行日付の問題については、発行された後で我々も気付いて指摘をしたところがございます。それから一時的な連絡先の電話番号が失礼しておったということもでございます。どういう形ですぐ修正できたのではないかとこのように思っております。それから全体としてちょっと字が小さいのではないかと私も思っております。で、これはあの本年度の防災のしおり、またいずれあのいろんな要素が出てまいりますので、全体的なものをまた改定し直して作るということはちょっとまた今後検討してまいりますけれども、やはり毎年その時期にあったこの防災のしおりというものを傍に置いておかなきゃならないというような考え方も持っておりますので、一部修正版というような形でこれはどうも毎年、できれば毎年発行してお届けしていくことがいいのではないかと、ただいろんな面が情報がごちゃ混ぜになってしまっているというようなことがありますので、十分その辺はまた研究をさせていただいてまいりたいと思います。それから1年前、

2年前、3年前、いろんなあの現地的な要素の中で、一律的なこの避難場所としての位置付けなかなか難しいというようなことも申し上げてきたつもりであります。その辺をまあもう一度いろいろと研究をして内部で研究をいたしまして、今回のまあ経路等も含めてハザードマップに仕上げたという形でありますので、一部まあ当時のお答えしたこととあの部分が食い違っておるようなこともございますけれども、そこは十分またあの説明をさせていただいてこのハザードマップというものをご説明申し上げたというふうに考えております。ただあのなかなかそうは言っても、その災害の発生した形態によっては必ずしもそのことが有効に活かさない部分もございますので、今後は更にまた地域の皆さん方と相談をしながら、できるだけ身近なこの先程も申し上げました地域のいわゆる区や耕地の内輪の内部のこのハザードマップ的なものの作成もやっぱり考えていく必要があるということで、今後それぞれ協議をしてまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

先程あの最初の答弁の中で自らの防災計画を練ってほしいというお言葉がありましたし、今も地域での検討というお話がありました。しかしこれは私は大変大きな問題を含んでいるというふうに考えています。先の3. 11日の大津波の襲来でですね、岩手県の釜石東小学校の生徒たちは、日頃の訓練の成果で1人の犠牲も出さずにですね釜石の奇跡とたたえられた、この話は町長も成人式でなされたお話ですから私は改めて申し上げるまでもないと思うんですけども、実はこの奇跡と合わせてですね、記憶にとどめるべき事件がこの中学校から600メートル先で起きていました。それはどういう事件かというところでですね、大津波が押し寄せたときに多くの人たち、これは鶴住居という地区ですけれども、後の住民が防災センターに避難所だというふうに誤解して逃げ込んだ、こういうことであります。100人以上の方々200人近くが逃げ込んだわけですけれども、ほとんどの方が窓を突き破ってきた大津波に吞まれてですね亡くなりました。で、本来この防災センターといえますか、津波の避難所はその地域から500メートル離れたあのお寺や神社、裏山だったわけですね。ところがそのうちに防災センターが開設されてですね、で、防災訓練の参加率を上げたいという住民の声を市が受け止める形でもって、市は住宅地に近いセンターを仮の避難所に設定した、まあそんな経緯がありました。万が一の時にはここに避難するんだという感覚になっていたというのが、生き残った方々の証言であります。で、震災の8日前、津波の訓練が行われました。その時に地域の皆さんはですねこの防災センターに当たり前のよう集まって行ったわけですね。で、この悲劇の問題、先程言いました市町村の検証結果の中で当然取り上げられていまして、中間報告はこんなふうに述べています。事態の回避は可能で適切な対応で命を救う機会は多くあった、市の行政責任は重い、これが結論です。それから危機管理体制の強化や防災を求めるということであります。それから市長はですね、本来の避難所ではないと強く周知すべき市の責任があったと繰り返し陳謝しています。つまり地域住民に任せればいいということではなくて、最終的には基礎自治体がですね避難についての責任を負うんだということがこの中には貫かれているというふうに思います。私自身実は昨年ここに行きました。あの中学校も見ましたけれどもそのまま残っていました。ほぼこの議場位の部屋の天井近くまで水の跡がついてですね、助かった方はカーテンにつかまったり、天井の梁につかまって、わずかな残された空間で呼吸をできた数人の方が残された、生き残っただけであったと、まあその現状をつぶさに見てまいりました。で、この光景を思い出すたびに私は仮初めの防災訓練は決して行って

はいけないとそんなふうに思うわけでありませぬ。先程の今までの質問経過繰り返して、日にちを含めて私も申し上げましたけれども、2年半前、1年前の議員の質問に対してです。ね何時以内でこの見直しが行われるのか、日程も含めてもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

町長 　まああの今年度地域防災計画の見直しに含めてマニュアル的なもの、それからハザードマップ、しおり等も作成して、いろんな要素を含んだものをお示しして説明したという経過でございます。と同時に先程申し上げましたようにこれはあのいろんなあの課題も次から次へと起こって来るし、また予想できないようなこともまた出てくるというようなことでもございますので、見直し版的なものをまた次年度に向けて用意していきたいということでもございますので、そうした折にはもう一辺そうしたことも含めた中での改定していくものはしていくということで、これはあの随時そうしたことは、一旦作ったから3年、5年凍結でいけるというものではございませんので、そんなご理解で一つお願いをしたいと思っております。

浜田議員 　それは一番最初の各議員に対する答弁から見るとずいぶん後退だというふうに私は思ひます。そういう答弁ではなかったんではないでしょうか。2回目の久保島議員に対してもです。ね、年内の、あれは確か別の事情で説明会が遅れたりという失態もあったようですが、まだに見直すというご返事でありました。今の町長のご返事はそれ以上に抽象的なように私は思ひます。あの危険地域の中に、明らかに危険地域だということに指定されている避難所と集合場所、これについて期限を切らなくてよいというふうには私は到底思ひえないので、再度お考えをお聞きしたいと思ひます。本当にこれは期限を切らなくてよろしいのでしょうか。

町長 　あのそうしたことも含めてハザードマップへ入れてあると、今度の部分の中に入れてあるということでもございますので、それを更にまた年とともに見直ししていくという趣旨で申し上げておりますので、あのすぐこれを年内にどうしてこうするという部分ではないというふうには判断しておりますがいかがでしょうか。

浜田議員 　そうだとしますと、実はハザードマップとそれから附属資料の中にある一覧表の中に、実は集合場所というのが危険地域にも関わらずリストアップされているわけですよ。この矛盾というのはそのまま放置することになるんですけども、これは行政の作り出した書類の不整合という意味で非常に都合が悪いと思ひますけれども、それでよろしいのでしょうか。

総務課長 　まああのハザードマップの関係なんです、まあこの場所がっていうこの線のというのが、区間というのがはっきりは決められないんですが、この絵の中で今議員の方から言われました中に、まあ言われました避難場所が入っているのが現実であります。ただあの総合的な避難場所ということで、1回はそこに、まあ基本的には各地域の集会施設なんです、それぞれの集会施設がだめな場合はこの今言った、先程から出ております公民館とか体育館がなるんですけど、基本的にはそこら辺が中心になって避難していただくということで、状況で次の場所に移っていただくこともありますけれども、今言われたそのマップの中の危険区域の中に入っている部分については、再度また地域と協議させていただいて、近いうちに地域の皆さんと相談させていただきたいと思ひますのでお願いいたします。

浜田議員 　何か水掛け論なんでこれ以上は言ひませぬけれども、他にも矛盾がありまして、

概要版の中にも各区ごとに避難する方向のガイドラインが示されているはずなんです。例えば本郷でいいますと本一、本二に逃げろという指示が書いてあります。その一方で、今の課長の答弁だとです。ね全く逆の方向に行きかねないような一旦集合場所への避難、まあこういうことが書かれているわけでありませぬ。この辺りがです。ね先程ずっと述べてきたように、地域住民の皆さんにいろいろお話を伺うとです。ね、いったいどこに逃げたらいいのかわからないという声となってきています。それは300項目に亘るです。ね、あの懇談会の中にも複数かなりの数で記述されているということも改めてあの指摘しておきたいと思ひます。その上で一刻も早い見直しを強く求めるものであります。

ではそのことを申し述べてです。ね次の項目に移りたいと思ひます。で、今回の防災訓練もです。ね各区は地区本部として耕地・自治会からの避難や安否確認の情報をです。ね、町に中継するような役割を負わされたというふうには私は認識してあります。で、これは本来の区の役割であるのかどうか。それから実際の災害においてもです。ね区というのはそういう役割を果たすべきだというふうには町は想定しているのかどうか。この点についてお伺いしたいと思ひます。とりわけ飯島区にとっては大変負担の重い町内の半分の住民、耕地をです。ね、の安否情報を集約するというのは大変な作業ではないかというふうには思ひますけれども、この辺りはどういうふうには考えておられるのかお尋ねいたします。

町長 　防災に対するこの区、まあ4区あるわけでありませぬけれども、この区の役割についてでございます。まあそれぞれの区は日常の区の運営について活動いただいておりますけれども、行政ともいろんなあの面でこう連携をとっていただいておりますが大変多くございます。でこの防災面につきましてもこれは区、イコール区の自主防災組織というこの位置付けの中でいろんな役割を担っていただいておりますという認識でございます。でまあ例といたしましては豪雨や風水害が発生した場合にはため池の水位の調整や水門の操作による浸水被害の防止などの活動をいただいております。まあこれはあの七久保地区につきましてもこれは水利組合という部分が担っていただいております。それから災害や土砂災害の発生時には町との情報の伝達、交換、それから避難所の開設・運営、避難者の受け入れ、町との調整役等々非常にあの連携して重要な役割を担っていただくという立場にあるというふうには思っておりますし、私どももそのことを期待したいというふうには思っております。またあの先程の課題の中でも触れましたけれども、自主防災組織の強化を図る上でも耕地や自治会の連携、それから防災活動を進める面でも中心を担っていただくという、この現場のまあ担っていただくその重要性というものは大変大きなものがあるという形でございますので、そういうことを今までもそうした考え方でお願いをしてまいりましたし、これからはそういうことで進めてまいりたいというふうには思っております。

浜田議員 　今まだ質問のもう1つにお答えいただけてないような気がするんですけども、私の質問の2つ目はです。ね、実際に災害が起こったときに住民の安否の確認情報は区を中継して実際に行うのかどうか、それが基本であるのかどうかということなんです。この点についていかがでしょうか。

町長 　あのそのことは他の市町村の災害の例によってもいろいろあると思ひますけれども、基本的にはあの正式的にはこれは行政が把握しなきゃならないと、その対応をしていかなきゃならんということだと思ひますけれども、なかなかあの限られた人員でそこまで行けな

い部分、それからまた日数を要する部分もございますし、それから程度の問題もあろうかと思しますので、まず第一義的にはやっぱり地域の区にそのことの情報をしていただくというところから始まるというふうに思っております。

浜田議員

大変微妙な問題ではないかと私は思っています。というのはですね、先程町長がお答えになった、ため池・水門等、あとあの地域防災計画の中で記述されているのは除雪それから要支援者の把握、避難所の開設管理、これが大体区に対して防災計画で提起されている項目であってですね、実はあの安否の確認等はここでは全然定義されていないんですね。もし町長がおっしゃるようなことであればこれは本来防災計画の中に定義されるべきであらうと、ところが多分定義できない理由があると思います。と言いますのはあの自主防災組織というのは区も含めて自主的な団体であってですね、これに対して防災上の責任を負わせるわけにはいかない、その結果私はあの基本計画の中に書いてないのかなというふうに思っているわけです。そうすると実際問題としても、もし区がそれに対する全責任を負うということになるとですね、これはたぶん法的にも逸脱だろうと。多分、区以外にそういった責任を負う機関としては、例えば事業所がですね自らの事業所内の様々な安全管理の責任を負うだとかですね、それから消防団が非常勤の公務員として責任と補償を負うだとか、そういう記述はありますけれども、区や耕地というのはそこまで明記することはできないということになっているんじゃないかと思えます。現実問題として区の支援を受けなければ動けないというのは一方で私も理解するんですけども、じゃ設備それから実際の拠点、それから常勤者がいないという現実、こういったことを考えた場合にですね、あの区が基本であるというふうに言い切ってしまうのかどうかに対しては、大変私は疑問を感じます。そういったことも踏まえて本当にそれでいいのかどうか、それから現実にそれで機能するのかどうか、この辺りについて、もう少し詳しくお考えをお尋ねしたいと思います。

町長

まあこの災害発生時のこのいろんな情報の把握、対応についてはこれはあの1次的には行政がやっぱり責任でやっていくべきことだと思いますけれども、なかなかそこまで手が回らないという部分がございます。一方、地区地元はいろんな情報で、まあ全てというわけにはいかないかもしれませんが、身近な情報を知り得る立場にあるということ。それから同じ災害が発生したというこの一つの共通の危機感の中で、掴んでいただいた情報は是非こちらへお寄せいただいて、そのことをこちら全体として掌握して次の手を打っていかなくちゃならないというようなことでございますので、この全てのその責任を地元情報発信所を置くということは、ということはなくでですね、分かり得る最初の情報、重要な情報というものは分け隔てなくこっちへ寄せてもらって、それをまとめるのが行政の責任であるというふうに思っております。

浜田議員

あの大枠の考えは私も全くその通りだと思います。で、私が申し上げたかったのはあのそれは区に全てを委ねるのではなくてですね、基本的な責任は町が負いながら、区がそれに対して可能な限りの情報を提供する、あるいは中継するっていう形に明確に定義し直すべきじゃないか、こういうことを申し上げたいわけです。ところがそれは防災訓練の中でも定義されていません。あの区の本部が町に集約するという形になっています。それから基本計画の中でもですね、逆に区の情報伝達機能というのは一切記述されていないということで非常に宙ぶらりんな形になっているんじゃないかと、ですので本来の行政的な責任

とそれから実際の協力関係ということをもう少し仕分けて、それからそれにふさわしい設備をですねどこに備えるべきかと、こんな形で解決を図らないと、本当に災害が起こったときの現実的な機能は大変期待できないんじゃないかというふうに私は恐れます。あの災害の直後、多分10時間ぐらいが一番危機的な時間だと言われてはいますがけれども、その後の被災者の保護や何かについてですねそれぞれの地域が避難所を作って住民の管理にあたる、これについて防災計画に定義されているとおり区が大きな役割を果たすというのはまあある意味では当然だと思いますけれども、初動体制、非常に混乱している時、特に最初の10時間ぐらいは様々な報告書を読んでも自分自身の回りの状況が全く分からない、でどういうふうに動いたらいいのか分からない、そういう混乱の中に地域は置かれているわけですので、そこを区任せにしないということは何らかの形で明確に定義して、それぞれの団体が理解できる形で伝えるように私としては強く要求したいというふうに思います。

その次に情報連絡網についても大変私は気になっています。で、防災計画を改めて見直してみますと情報に関する沢山の記述があります。ただ残念ながらその記述の大半はですね、町が町民に情報の提供をどういうふうに提供するか伝達するかということに費やされています。その一方、町民から町への情報伝達に関する記述はまあほとんどないというか極めて少ない、これがあの私が基本計画を読んでつくづく感じたところでもあります。つまり住民のSOSをどういうふうに受け取るかという仕組みがですねあまり考慮されていないのではないかと、こんな、きつい言い方をすれば上意下達の情報伝達しか考えていないんじゃないかと、まあそんなふうに私は感じたりもしたわけです。例えば先程も申し上げた釜石市の検証報告を読んでみますとですね、被災直後に使用することができたのは防災行政無線の移動系、それから消防無線、あとはトランシーバー、この3つだということです。それからあの情報通信のプロが様々なアンケートや現地調査で調べたところによるとですね、被災直後に一番有効だったのはラジオだったそうですね。ラジオっていうのはあの中波なので非常に伝達距離も遠いし、受信する側も大変簡便なので聴きやすかったと。ただラジオの欠点というのは情報が順番にしか流れてこない。それからあんまり狭い地域のことについては伝わってこないというようなことですね、自分のすぐ身の回りがどうなっているか分からなかった、そのうちに携帯や何かで回復して状況が分かったとまあこんなふうに書いてありました。それと今申し上げたその防災行政無線と消防無線はともかくとして、トランシーバーは効率的にはですね防災を目的として使ってはいけないということになっているので、まあこの辺はちょっと微妙なところなわけですけども、現実には避難被災者がどう情報を伝えるかということについてですね、もう少し取り組みを強化する必要があるんじゃないかとそんなふうに考えます。で、東日本大震災の話に戻ってですね、三陸沖では平成19年に地震と大津波が99%の確率で30年以内に来るという予測があったそうです。私は知らなかったんですけども、そういう予測が出されていたと。現実には30年経たずに4年後にですね大災害が起こったわけですけども、あのこの予測を受けて釜石の内陸部、要するに東北自動車道沿いにある遠野市というところがあります。遠野物語、あの民話で有名なところですけども、この市長がですね地震・津波災害における後方支援の拠点づくりというのをあらかじめ進めていて、で、三陸の支援に対して大変大きな役割を果たしたというふうにまあ事後検証では伝えられています。ところがですね、この釜石市と隣の大槌町というのはあの町長以下町の幹部がほとんど殉職すると

いう大変な被害を受けたわけですが、この大槌町の情報がですね後方支援基地になっている遠野に届いたのはですねその晩の夜中1時過ぎ、私も行きましたけれども遠野から釜石までは山越えて数10キロの道だったと思います。そこを車で何10キロか夜の危険な道を乗り越えてですねようやく辿り着いたのが大槌の被害の第1報だったと、まあそのくらい被害を受けた側からの情報というのはですね届かないというのが現実じゃないかと思えます。先般の防災訓練の時も私、本一耕地で隣組の組長でしたのでいろんな安否確認をやっていたんですけども、そこに消防団員の方3人程の方が来ていただいて、いろんな訓練に参加していただきました。その時に通信手段はどうかとお尋ねしたらですね、どなたも通信手段は支給されていないというお答えでした。ということは1つの耕地の中からですね外に発信する手段が現実には、普通のインフラ、固定電話や携帯電話が途絶した下では存在しないということになります。まあ幸い本一は早めに支援をいただいてトランシーバーがそろっていましたので、たまたま本一耕地はその問題はないわけですが、現実にそれぞれの耕地の訓練を行った場合にはですね、被災者から行政側への伝達手段というのは非常に少ないんじゃないかとこんなことを心配しています。で、もう一度検証に戻りますけれども、この今お話した消防団の話をもぐってもあのこんな報告が残っています。で、消防団、彼らの持つ装備というのは常備消防とは全く異なっていて、地震の発災直後にですね自らの携帯電話で他の消防団員と連絡を取ろうとしていたけれども現実にはほとんど繋がらなかったと、その結果、命を失った消防団員にも少なくない、まあこんな報告も残っています。で、この計画書の中にはまあそうは言っても全く下から上への報告というのはゼロではなくてですね、アマチュア無線の協力を得る、それから衛星携帯電話を使う、それからMCAという移動無線系のサービスがあるわけですが、民間の、これを使うというふうな方向が記されていますけれども、このあたりは今実際にはどの程度進捗しているのでしょうか。もし何らかの進捗があればお答え願いたいと思います。

町長

いざ災害ということにまあなりますといろんなこの情報の対応をしていかなきゃならん。その中であの情報の連絡網、如何にこれが確保されておるかということとはなかなか想定できない部分も多いわけでありまして、最も重要な要素を成す部分だろうというふうに認識をいたしております。それでいろんなチャンネルのまあ情報伝達手法があるわけでありまして、それもまたこちら各々一方の操行の部分、それから跳ね返ってくる情報の収集の方向の部分、今お話があったわけですが、いくつか考えられるまた想定をしておるこの情報伝達について、その取り組みと課題を少し申し上げてまいりますけれども、まずあの最も身近な防災行政無線、今改善設備を施してございますけれども、現在これについてはデジタル化の整備を進めておりまして、より利便性が上がるような対応をしておりますけれども、この課題といたしましては防災無線の難視聴地域についてかなりまあ解消しつつあるように今取り組んでおりますけれども、まだ場所によっては最終結果を見て判断をせざるを得ないという部分もあるということはこれからの課題です。次に音声の告知やCATVの問題、それから行政チャンネルの関係でございますけれども、現在庁舎や中継局の電源対策拠点区間を2つの別の経路で結ぶ工事を実施しております。これがあの先程言われました双方向につながる1つの情報伝達の手法としてまあ期待をするわけでありまして、これについてはこの後、総務課長の方から詳しく説明をさせ

ていただきたいと思います。それから当然のことながら各家庭でのテレビの受信、それから集会所や公共施設、CATVの加入家庭、これらにつきましては音声の告知放送施設が設置をされておりますので、同時に防災行政無線の放送も流れます。ここらの対応をまあ一つ活用していくということ。それから次にあのパソコンホームページの部分でございますけれども、現在サーバーを役場以外に設置してございまして、町内に被害があっても稼働が可能でございます。この課題といたしましてはパソコンを使う習慣のない方、それから接続操作をしないとホームページで閲覧できないという1つの隘路もございまして、ここらでどう浸透するかが課題であります。それから次にいいちゃんメールでございますが、これはホームページと違ひまして登録をしておればパソコンや携帯の端末に配信をしておつてまあ見ることができます。この課題といたしましてはやはりパソコンの携帯の端末を持っていない方、これは当然のことながら受信はできないという課題もございまして、まあこうして考えてまいりますと、要約いたしますとCATVの未加入者、それからパソコンや携帯端末を使う習慣のない方、飯島町を訪れた方には情報が届かないという可能性の問題等々がございます。災害時における他の情報伝達手段といたしましては、他には消防団の無線、行政無線の端末、それからアマチュア無線の今話もございましたけれどもこの局の活用等が考えられますけれども、なかなかこれはあの一般的には無理かというふうに思っております。今後エリア内のメールの活用や臨時的防災FM放送、それから衛星携帯電話導入など他の手段も検討していく必要があるということでございますけれども、なかなか整備についてそう簡単なおわけにはいかない面もございまして、今後まあ国の施策もあると思っておりますが、近隣市町村ともこの連携を図りながらこうしたいいわゆる情報連絡チャンネルというものを少しでもメニューを多くして、いろんな場合に想定できるように方策を講じていくのも一つの重要な考え方であるというふうに思っております。

総務課長

それではただいま町長の方から申し上げましたケーブルテレビの関係の2つの回路でついでこの関係でございますけれども、ケーブルテレビの関係については現在、飯島にある飯島支局がございます。ここまでは2つの回路できております。ということはまああのどちらから切れてもどちらか使えるという、災害があつたりして切れても使えると、まあ2つ同時に切れてしまえばだめなんですけれども、で今まではそこまでしか2つの回路がございませんでした。ただあの今回光の方に切り換え作業を年内にしておりますが、これに併せて七久保に中継局を1箇所作るようになっております。ですのでこの飯島の支局を経由いたしまして2つの経路ができるという形で今現在進められております。ただあのこのところを通つておるかということとは電波法で申し上げてはならないということをお話しておりますので、まあある程度想定は付くと思っておりますけれども、2つの回路でこれからは七久保、まあ本郷も含めてになると思っておりますが、いくという形になると思っております。

浜田議員

まああのご説明は半分分かりましたけれども、やはり上流から下流への通信網のお話がほとんどだったというふうに私としては理解しております。それからアマチュア無線、難しいというふうにおっしゃいますけれども実際にはあのクラブと協定を結んでいる市町村もそれなりにありますので、それは使い次第であつてですね、取り組みの問題ではないかというふうに私自身は思っております。それからあのこの中に入つていませんけれども今は衛星インターネットというののもかなりサービスが進んでございまして、音声を送るよ

りも文字を送る方が100分の1位で情報が伝えられますので、まあ使用者は限られる一方です。大量の情報が氾濫しているときにはむしろ有利かもしれないとまあそんなふうなことも、批判するだけではないので提案もさせていただきたいと思います。時間も押してまいりましたので、もう1つあの自主防災会以外の住民、滞在者への対応はということについて、お尋ねしたいのですけれども、いわゆる耕地未加入者あるいは外国籍の方にもあたってみました。そうですね、ほとんどどこに逃げたいかわからない、あるいは住んでいるアパートの人に頼っている、まあそんなことがほとんどでしたので質問は割愛しますが、目配りはよろしくお願ひします。それともう1つは、私のいる耕地はそうは言ってもあの未加入者に対してもですね防災訓練の時には対象として声をかけて安否確認の対象に入れました。ところが様々な方が集まる場ではですねそれを除外するような議論もともすればありました。で、町としてはそういった思い違いのないようにきちんとした周知をしていただきたい。耕地に入っていようといなかつと、それから一時的に来た方であろうと災害に対してではですね救済の対象である。この筋を曲げないようにご説明をいただきたいということをお願いして、もう1つ若干の小さな提案をさせていただいて次に行こうかなと思っています。小さな提案というのはですね、あの検証記録を見ていたらかなりいろいろな工夫がありまして、1つはあの安否確認、われわれ1戸1戸回って歩くわけですけれども、仙台市の郊外は私もちょっと暮らしていたことがあるところではですね、その家族が安全が確認されたら玄関のところに黄色い旗を立てる、そういうルールになっているそうです。まあ昔映画に似たようなものがありましたけれども、あのそうすると中を大声で訪ねて回らなくてもその家の安全は確認されたということで非常に効率的に安否確認ができる一方、そうでないところに力を集中できる。それからそれ以外のところでもですね避難が完了したところは玄関のところに避難完了という札を貼るということで、後で誰かが見回りに行った時にですねこの家はもう避難が完了して中に人がいないということが確認できる、こんなところが先進地域ではかなり行われているようです。比較的簡単なことだというふうに思いますので是非検討いただきたいと思います。それともう1つ、外国籍の方についてはですねあの一時町の支援も受けまして、私あの、生活支援の取り組みなんかをやっているとかなり利用者が多いんですけど、今度、道の駅に防災の拠点ができるということですので例えばご検討いただきたいのは、特定のところに属しにくい方々に対してですね道の駅に想定されている避難場所を、例えば避難箇所として教育しておく。その方が細かく耕地で固めるよりも楽じゃないかというふうにも思いますので、是非検討願ひたいというふうに思ひまして次の質問に移ります。

次の質問はですね、社会保障制度改革プログラム法案への町長の所見をお尋ねするものです。これは先程北沢議員のご質問とかなりかぶっていますので、また時間も押しておりますので、あのごく簡単に申し上げたいと思いますけれども、税と社会保障の一体改革ということで進められています。ただその影響は少なからぬダメージを町民に与えるものではないかと、70歳から74歳の方々の患者負担を2倍にしたりですね、それから年金の課税強化が織り込まれていたり、それから県への健保の移行、これについてはあの賛成だという見方もあるようですけれども、知事会はなしくず的に財政負担や財政責任を押し付けられることには認められないという声明を発表の当日に発表していますので、諸手を挙げてということじゃなくてやはり条件によることだと思ひますけれども、そんなことが

いろいろ報じられています。そういうことであのこの社会保障制度改革プログラム法案に対する町長の総括的な認識をお尋ねして私からの質問を終わりたいと思います。

町 長

この8月にまあ政府の方で決定をされました社会保障制度改革プログラム、いよいよ法準備をしていくという段取りになったことが発表されました。細部についてはあのお話のように、また申し上げておりますように、これからまあ肉付けという形になります。まあそこであの個々の課題について詳しく見解をとということでございましたのでそう申し上げたいとは思ひますけれども、時間の都合で考えただけ申し上げてまたあの違った場でいろいろと今後具体的に出てくるかと思ひますので、対応してまいりたいと思ひますけれども、とにかく今度のあの社会保障制度改革につきましては、少子化対策、それから医療制度、介護保険制度、公的年金制度、医療を含めたこの4つの分野において方向がプログラムがなされたという形でございます。個々にはまあいろいろ先程の北沢議員にお答えした内容の国保制度の問題もあります、介護保険制度問題もございまして、要はあの今までこうした社会保障制度、またその予算を投入しての地域地域の取り組みというものは、それぞれの地域の個性、事情に合わせた取り組みをしてきておるということが実態であります。そのことが非常にまあ定着をしてきて、それが全部満足というわけにはいきませんが、やはり地域としてこれが定着しておるとこの重さというものはこれは計り知れないものがあるだろうというふうに思っております。そこには人と人との顔の見えるこうした対応も含めて信頼感が生まれておるだろうというふうに思っております。従ってあのそうした良いところは是非一つこれはあの制度がどういうふうに変わろうとも引き継いでそのことを継承をして、地域の実情、個性に合った取り組みというものを今後とも、人口の多い少ないの問題ではないというふうにも思っておりますので、そのことを期待してものを申し上げてまいりたいということと同時に、介護保険、医療もそうでございますけれども、とにかくあのサービスの低下があつてはならないというふうにも思っております。まあ一部には介護保険の保険料の問題について、まあ一部所得制限をかけてくるというようなことも取り沙汰をされておるわけですが、なかなかこれはあの税と社会保障の一体の問題の枠組みの問題もございまして難しい問題ではありますけれども、いずれにしても持続可能な保障制度でなければ国の制度は成り立っていかないということでございますので、その辺もひとつの推移、動向を見極めながら、特に介護保険についてはこの支援の部分を切り離していくというようなことも言われておりますけれども、そのサービス低下、全体として今まで町が築いてきたこのことに禍根を残さないような形の中で町としては対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は午後3時20分といたします。休憩。

午後 3時 5分 休憩

午後 3時20分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

3番 本多 昇 議員

3番

本多議員

本多議員

それでは一般質問の通告書に従い、今日は、職員の時間外手当について、広報等の文書配布について、廃屋対策について、以上3つを質問いたします。1番目の質問です。職員の時間外手当についてです。当町は一般職員111名、臨時職員80名、嘱託職員23名の214名の職員体制で業務を行っています。人件費を増加させないために職員数を管理することは大変重要なことです。職員1人あたりの住民人口は町村では85人以上が望ましいとされています。今の職員体制が適正かどうかは今回の質問ではありませんので問題にいたしません。さて本題ですが、平成24年度の決算において一般職員の時間外手当が21,415,000円、臨時職員が2,767,000円、時間外手当の合計は24,182,000円となっております。衆議院議員、町会議員選挙があり、その関係の時間外手当は4,040,000円です。選挙事務の特殊な事情を考慮しても17,375,000円の時間外手当となっております。臨時職員の手当を含めれば20,142,000円になります。一般職員の時間外手当17,375,000円は基本給の約4.8%となっております。残業をしない職員もいますので時間外手当の比率は5%以上を占めているはずで、給料が5%以上上昇したのと同じです。23年度は17,388,000円、22年度は17,168,000円となっております。3年間同じような時間外手当が支給されています。残業の時間外手当が支給が減少しないこと、このことはまさに残業ありきの業務体制になっているとしか考えられません。この現状はどう考えますか。

町長

本多議員からまず、職員の時間外手当に関しまして現状認識についてのご質問でございます。これに関しましてまあ平成22年度に作成をいたしました飯島町の行財政改革プランによりまして、一般会計での人件費を平成27年度までに800,000,000円以下にすることを大きな目標として掲げまして、職員定員管理の適正化においても正規職員数を平成28年度で111人体制とすることを定めて、今まで職員数の削減に努めてきたところであります。その結果、人件費全体では毎年減少傾向で推移をしておるということでございます。しかしその一方で職員数が減少をすることによりまして、職員1人あたりの業務量は当然のことながら増えてまいります。またいろんな臨時的な業務をこなしていかなくやならないこともかなり年によってまちまちでありますけれども増えてくると、そこにまあ少なからず超過勤務手当の部分が影響してくるという形になります。町といたしましてはできる限り毎年度超過勤務が増えないように、方法としては一部代休制度の活用といったようなことも図りながら行財政運営に努めておりますが、各年度の特殊事情によりまして前年度に対して増加する場合もございます。最近ではこの定住促進事業に対する町外への派遣の問題等もございますし、それから保育園の運営費等が目につくところでもありますけれども、そうした要素がこの数年の中では増加してきておるということもございます。それからまたこの国費でもっての国や県費の県の選挙、それから町の選挙もあるわけでございますけれども、この選挙が執行される年度につきましても超過勤務手当は大幅にまあ増減すると、あるとない年では大きな違いもあると、まあ4,000,000円ぐらいというような数字が24年度言われましたけれども、こういった状況をまあ是非ご理解をいただきたいと思っております。それでまああのご質問にもございますし、また今質問の言葉の中で出ました、まずこの残業ありきというようなことに関しては、我々職員も決してそうした前提で残業に携わっておるわけでは決してないということは是非ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。当然のことながらこれはあのいろんな考え方の中で超過勤務手当というもの

本多議員

は少しでも縮減をしていくという姿勢が大切でございますので、そんなことを申し上げながら最初のお答えとさせていただきます。

各課長に質問します。24年度の時間外手当です。総務課3,560,000、前住民福祉課2,250,000、産業振興課2,500,000、建設水道課1,900,000、教育委員会7,080,000円です。教育委員会は保育園という特殊な部署がありますので多くなっております。おそらく前2年間も同じような構成だと思います。このように3年間同じような時間外手当が支給されている、残業の時間外手当の支給が減少しない、まさに先程申しましたように残業ありきの業務体制になっている、これは紛れもない事実だと思います。残業ありきという働き方自体を見直す必要があると思います。残業ありきの働き方を見直すことで仕事のやり方も当然変わります。仕事の効率化を全員で考えなくてはならなくなります。時間外手当の効率、内容等を重視すべきであって労働時間の長さではありません。残業をなくすためには段取り八分と申しますが年間の計画、月の計画、週の計画、今日の計画、段取りが如何に重要か、計画通りして効率的にやってもどうしても対応できない時間が残業時間です。民間ではサービス残業の多い人が昇進が早い場合がありますが、私は計画を立て予定通り仕事を終わらせる残業の少ない人を評価します。行政は年間契約が既に決まっていますのでそれに向かって月の計画、今日の計画を立てやすく効率的な仕事ができると思いますがいかがでしょうか。残業ありきと思われる。残業時間の短縮に各課はどのような取り組みをしているか、会計課と議会事務局は残業はありませんので結構ですが、他の課長にお伺いします。

総務課長

それではあの各課長からということでございますので、自分の方からは総体的な部分、それと総務課関係についてご報告させていただきます。まずあの今のお話の中でもございました残業ありきというお言葉がございました。先程の町長のと一緒になりますけれども、職員につきましては残業ありきで職務に当たっている者はおられません。逆に職員全員が早く自宅に帰りたいと思っているというように私は考えております。行政におけます時間外勤務でございますが、住民の皆さんが参加しやすい夜間に会議等開催する必要もございます。内容によりましては地域からの要請、それから夜間等説明等に出向いたり、併せて特殊的な業務、緊急的な業務については随時対応をするということも出てまいります。職員数減少の中でございます。やむを得ず通常業務を夜残って行っている者もございます。これは当然時間外手当の対象にはしておりません。まあ各課共通ではございますが時間外勤務につきましては課長等が判断し命令を出しておりますが、内容については十分精査し極力時間外勤務を行わないように努めております。必要により課内の応援態勢によりまして突発的な業務でも時間外勤務が生じないようにそれぞれの中で工夫しながらやっております。またあの毎週金曜日、これはまああの庁内全体でございます。ノー残業デーという中で定めてございます。それから早期退庁、職員の健康管理、コミュニケーションの推進を図る中で残業時間の短縮を図っているところでございます。併せて段取りというお話がございました。先程お話ございましたけれども、毎週月曜日には全体の課長会を開催し、業務の調整などを協議しております。それから課長・係長会をそれぞれ職場ごと月1回ごと以上には開催し、各事務事業の調整を図るとともに各係内においても適宜打ち合わせをした中で業務にあたっております。効率的な業務に取り組んでいるところでございます。なおその日その日につきましては朝会の中でも業務の打ち合わせをしながら取り組

住民税務課長 nderているところす。私の方からは以上でございます。

健康福祉課長 住民税務課の取り組みでございますけれども、総務課長答弁と同様でございますのでよろしくお願ひします。

産業振興課長 健康福祉課につきましても先程総務課長が申し上げた基本的な方向に基づきまして実施をさせていただきます。健康福祉課の場合は主に住民要望による健康教室であるとか出前講座とかそういったものが多ございますので、平日の夜間、それから土日等がありまして、それら費用対効果を考慮しつつ対応しているところでございます。以上でございます。

建設水道課長 産業振興課につきましても総務課長が申し上げた通りでございます。なお産業振興課につきましても外郭団体が多いという関係もありまして、ほとんどが会議、それから土日のイベント、そういったものが中心で時間外勤務が多くなっているという状況でございます。

教育次長 建設水道課の関係でございます。基本的には総務課長答弁と同様でございますが、ただ建設水道課の関係につきましても上下水道、それから道路の管理、それから住宅等を持ってございますので、こちらの緊急対応等で残業があるという内容でございますのでよろしくお願ひをしたいと思います。以上でございます。

本多議員 教育委員会事務局職員については町長部局職員と同様に対応をしております。保育園の職員についても同様であります。とりわけ保育園では保育士、調理員合わせて多くの職員がいる現状であります。こんなことから勤務時間外手当が必然的に多くなっておることは事実でございます。またあの保育現場の現状を申し上げますと、ここ数年保育士の退職に伴う新規採用や特別な配慮を要する園児が増加傾向にあり、その指導に対応するため嘱託職員や臨時職員の配置等から諸会合や打ち合わせの時間が増えてきているという事情もあります。工夫改善ができる部分がないわけではありませんから、更に打ち合わせ会議等短時間に、また勤務時間内に終了できるような効率的な会議の運営や情報共有の仕組みを見直すなど、保育園とも協議しながら改善を図ってまいりたいと思っております。以上です。

教育長 矢継ぎ早の多くの項目がありましたので順次お答えしたいと思っております。まずあの保育士の時間外勤務が多い理由ですけれども、まあ一番の理由はですね、社会経済的な変化に伴って保育に対する求めも変わってきた、それに併せてですね保育体制を改めてきたことがまず第一に挙げられるというふうに思っております。いくつか代表的な例を申し上げますと、これまでですね日曜日に保育園の行事を行った場合には翌月曜日は休園としてまいりました。しかしながら保護者の強い要望が数年前から寄せられておりまして、通常通り月曜日も開園して子どもたちを預かるようになってきております。また早朝保育、それから園終了後の延長保育、更にですね午前のみ受け入れてまいりました土曜日の保育、土曜日の保育は午前中のみというふうにしてまいりましたが、それも良いかどうか

は別としまして、そういう要望に基づいて土曜日の午後も受け入れてきたとそういう過程があります。こうしたことから昨年度はですね保育園の開園日数は293日となりました。まあ通常の勤務日以外に保育士を割り振ってですねこういうことを対応しなくてはならないという現状から、通常の勤務以外のですね勤務になったと、こういうような背景があるのではないかなというふうに私自身は受け止めております。このこういうような保育体制が良いかどうかということについてはまた別のところで議論すべき点かなというふうには思っておりますが、保育士の皆さんの勤務が多いこういう背景があるというふうには受け止めております。

続いて保育士は納得しているかどうかということでもありますけれども、多くの保育士はですね子どもに関わる仕事にですね憧れと高い志を持ってこの職に就いてきております。現場では誇りと情熱に支えられて子どもたちに関わっている保育士が多くありました。時間の経つのを忘れて保育材料の制作に打ち込んでいたりですね、あるいは先程申しした園の行事には労をいとわずその準備のために打ち込んでいて、従いましてまあ、他からのその評価を受けたいとか、あるいは報酬を得るために納得するといった次元ではない、情熱と誇りに支えられて仕事をしているというふうには受け止めております。

次は他の市町村も同様かというご質問だったかと思っておりますけれども、他の市町村もですねまあ郡の園長会議、あるいは主任会議等出席した園長や主任の報告によればですね、まあ飯島町とあまり変わらない勤務体制であると、園によっては大変難しい子どもを預かっている関係で、むしろそちらの方ですね対応に追われているという報告もあります。それからまあ行政をまたいで方法を検討したかどうかということについては、実際のところございません。まあ教委の事務局レベルで情報交換をしたことはありませんけれども、今申し上げた他の会議ですね、あるいは園長会議で参加した園長・主任等の情報を得ておりますが、まああまりそういうことは違いがないという、まあ先程申したとおりであります。

それから民間の視察ということでしょうか。ありません。民間を現在のところですねその民間の保育の体制を学ぶという、学んで中へ入れなくちゃならない、あるいは必要性と良いですか、そういうことは感じておりませんので、現在のところは伺っておりません。ないという立場であります。

それから時間外勤務を削減するための運営方法の検討ということでもありますけれども、まあ先程申ししたように保育士それぞれの、全ての保育士の情熱に甘んじてお願ひしているというつもりはありませんけれども、しかしあの改善・工夫の余地があるならば、先程次長がお答えしましたように会議の効率的な運営を、それから行事の精選と見直し、更にはですね保護者やそれから地域やあるいは企業等に理解を図っていただいて、子育て支援、子育て体制がいま問われている時代でありますので、1つところにですねしわ寄せが来て、結果、保育士がダウンしてしまうというようなことがあってはならないというようなことも思っておりますので、この辺については先程申し上げましたようにいろんな機会にですね関係の皆さんと協議をして、あるいは保護者会を通じて、もし例えば土曜日の午前のみでいいと、あるいは月曜日に休園、行事の振替をしなるといいというようなことを、コンセンサスを得ていくようなですね多くの関係の皆さんの力を寄せていただいて、子ども中心に是非考えていきたいと思っております。以上です。

教育長の考えはよく分かりました。よろしくお願ひします。各課長の返答は予想通りで、

本多議員

このことはですね3年間毎年 17,300,000 と同額の時間外手当が支給されているということの残業ありきの業務体制であると、その裏付けになっています。今の課長の答弁の返答は、これはですね全く毎年同じことをやっているわけです。進歩が無いと言われても仕方がないんです。総務課に残業時間の集計をしてほしいと依頼をしましたが時間がかかり無理だと言われましたので、私の推測で金額から残業時間を出しました。教育委員会の保育園は除いてあります。一般業務の平均残業時間は1日平均4時間から5時間と推測されます。各課は平均12名として1日20分から30分です。各人30分の時間を短縮すれば一般の残業の一般業務の平日残業はなくなります。今、心の病が増えていきます。先程総務課長が言いましたけれど、仕事のストレスが原因だとそういう病気ですので、仕事のストレスが原因となる病気が大半を占めておりますので、長時間の労働、管理職と部下とが十分にコミュニケーションをとれなくなって、それで心の病の背景になると思われまます。仕事の効率化を各課全員で考えて残業ありきを払拭して、ストレスを解消して元気で働きたいものです。定時で終了すれば家族とのコミュニケーションが取れます。散歩が出来、農業も出来、庭の手入れも出来、体を動かすことにより体力の維持に繋がります。一杯飲みに行けば町の活性化に繋がります。これらによりストレスが解消されると思います。庁舎の電気代、これについても減少して歳出を抑えることができます。各課残業時間の減少に努力してほしいと思いますがいかがでしょうか。町長。

町 長

まああの返す返すも町の職員が残業ありきで、まあここ数年横ばいで推移しておるということをもって残業ありきだというふうには決して思っていないと、そのことを、まあ残業ありきということはどういうことかというふうにお考えかと思えますけれども、まああの必要のない残業をしながら残業手当を取得するというようなことが残業ありき、必要のない事務をやりながらと、こういうことだというふうに解釈するわけでありまますけれども、決してそうではないと。かといって必要な残業をした場合のこの給与の支払いの義務というものは当然生じてまいりますので、いろいろと精査をしたり、代休制度を取り入れたりということ節減努力をしておりますけれども、最後の残ったやむを得ない部分は超過勤務命令によって残業すると、その正当な対価は支払わなければならない、こういうことでございますので是非ご理解いただきたいと同時に、やはりこれがあの野放しでいいということではございませんので、今それぞれ各課も課長中心に実際にこの勤務命令をするのは課長職でありますので、よくそこところは十分精査をして日常の職員の職務に対するこの内容も十分把握した上で、極力同じ考え方の上に立って節減を図っていくと、こういうことで今後ともやってまいりますのでよろしく申し上げます。

総務課長

あのまあ先程から、まあただいまも言われたんですが、時間外手当が減っていないというお言葉をいただいたんですが、現実的には減っております。平成22年度 1,700 数十万ですが、それに対して 200,000、これ金額にすれば僅かでありまますけれど、それは職員が努力した中で 200,000 減っていると23年度が、で、24年度につきましては先程議員言われましたように 22,000,000 以上になっています。これはあの選挙がありまして、先程議員も言われましたように、約4,000,000 以上の分が出ております。ここでも数十万、その選挙の手当を抜くと減少しております。現実的には少なくなっているのが現実です。で、あの職員もそれぞれ皆努力をした中で職務に専念しておりますけれど、まあ若干職員も減ってきておると、いうことは今までも言ってきておるとは思いますが、あのそれぞれが努

力した中でやっておりますし、先程言っておりますなかなかあの時間の中では処理できない部分については、それぞれやむを得ず通常業務を夜残って処理をしておりますので、そこら辺をご承知いただきたいと思えます。以上です。

本多議員

今、総務課長は減少しておると言いましたけれども、22年度の決算は 17,168,000、23年度は 17,388,000、これは増えていきますけれども、それでまあ24年度については先程言った 17,300,000 円で 88,000 円は減っていますけれども、極端な変動はないと思えますがいかがですか。

総務課長

まああまり数字の事を言ってもしょうがないんですが、平成23年度につきましては県議会議員の選挙がございました。ここで 1,690,000 程出ておりますので、この分が減少しております。で、あの差引きいたしますと減少するという状況になっております。

本多議員

分かりました。それではもう一つ、支給方法の見直しですけれども、先程まあ代休という話が出ましたけれども、職員組合との交渉によりですね支給方法の見直しができるれば歳出が抑えることができます。先程言いましたように、例えば委員会の夜間・休日の会合については全て代休を取るという方法もあります。全てがダメでも最低限の現金で抑えることができます。検討すべきですが町長はどうお考えですか。

町 長

副町長に。

本多議員

じゃあ副町長お願いします。

副町長

ご質問のありました代休制度の活用でございますが、もう既に町でも代休制度の活用を職員の理解を得ながら今現在行っておるわけでございます。まあこれもあのいろいろと法律上のいろいろ隘路もございますけれども、まあできるだけ職員に協力していただきまして代休を取れるものは取っていただくというようなことで、4時間単位を時間の単位として取得しておっていただいたりというようなこと、またあのもう既に日曜日に予定されるような行事等があれば、その休日等にあたる日を振り替えてもらうような方法等も、課長を通じてあらかじめ休日日を指定してその日と代えてもらうような、というような手順も課長たちには示してございますので、各課の中で工夫をして取っていただいておりますのでご理解をしておりますのでよろしく申し上げます。

本多議員

今、代休の時間4時間といいますが、これをですね2時間に替えてもらうとか、それもまた組合との話ですけれども、そういう組合の理解が必要ですが、それもまた1つの方法だと思いますけれど検討してみてください。それから臨時、嘱託職員にはもう残業をさせない。職員は今言いましたけれどもまあ残業があるということなんで仕方がありませんけれども、できるだけ平日の残業をなくすと。住民もボランティアで参加するイベントには、イベントはもう時間外手当の対象としない。それから委員会の夜間、今言った休日ですけれども翌日午前中ゆっくり休んで疲れを取っていただいて、そういう時間でもう代休を取っていただくと。それから仕事というのはですねまあ私の考えですけれども、まあ役場もそうだと思いますけれども2人体制で行っていると思えます。お互いに情報を共有しているわけですので代休は片方の人が休んでもですね、もう1人の人がフォローすれば十分できるわけです。ですからできるだけ日曜日、夜間勤務した場合にはもう午前中次の日は休んで体を休ましてもらうと、これが一番理想ではないかと思えます。今言った4時間という数字じゃなくて2時間にすれば十分これを使えるような気がします。それから時間外手当がなくなるということですね 20,000,000 の歳出を抑えることができる

んですよ、なくなればですね。でも皆なくなると言っているからもうどうしようもないと思いますけれども、減少させることはできると思いますので努力してもらいたいと思います。それからあの時間外手当の支給が減少するということはですね、固定費の減少となり各区からね、陳情されている道路維持補修、各種団体への補助金に移譲することができます。今月で9月も終わります。上半期が終わります。下半期の残業時間をどうしても減少することを期待します。それから残業時間の管理をですね一般職員、臨時職員、嘱託職員に分けて業務時間、委員会等に会合を区分してですね集計して、毎月集計して残業時間を管理していただきたい。そして多ければ次の日にその対応をして是非あのしていただきたいと、この残業時間の集計を是非各課やっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それから短時間正社員制度を検討してみたいはいかがでしょうか。役場は優秀な職員が多くて女性が活躍している職場です。育児や介護など様々な事情から仕事を続けられない優秀な人材の離職を防ぎ、その力を生かす働き方ができる制度です。是非検討していただきたいと思います。まあ今これはその質問の中に入っていないので返答はいいですけども、よろしくお願ひいたします。短時間正社員制度です。よろしくお願ひします。

2番目の質問に入ります。広報等の文書配布についてです。飯島町に移住してきた住民の方々で自治会・耕地未加入者には広報が届けていません。飯島町の住民です。住民税も税金も負担しています。広報は町のことが分かる重要な文書です。飯島町に定住し飯島町のことが全く分からない定住者には最も必要なものです。広報が一番必要な定住者に自治会・耕地未加入者ということで広報を配布しないのはおかしいことだと思います。町の責任で配布すべきですが配布しないのは何故かお伺ひします。

2番目のご質問は広報等の文書配布について、いわゆるまあ耕地のあるいは自治会の未加入者に対する広報配布の問題でございます。毎月1回発行しております広報、現実には今それぞれの地区の自治会長さんや総代さんを通じて、組長さんを通じてまあ配布をさせていただいておるということであります。であの以前は組外の方についても是非お願ひをしてという形でやっておりましたけれども、なかなかあの地域にまいますといろいろあの未加入等との現実的な問題が存在をしております、そこまで地元としては考えられないというようなことも出てきた経過がございます、今はこのそうした方でできるだけまあ広報を目にしていいただきたいということの中から、多くのまあ公共施設、それから道の駅やコンビニなど町内17箇所に毎月広報を設置をして、その時々々の広報を手にとることが見ていただくということが出来ます。また一部お持ち帰りも当然できるという形になっております。郵送の方法もあるわけでありまして、これが現在まあ300世帯近いものになりますと大変なこの事務量になってまいりますし、それから今言った場合によってはこの職員の超過勤務手当にも繋がりがかねないと、なかなか平常勤務の中でこれを包装して郵送するというようなこともなかなか厳しいといったようなことにも繋がってまいりますので、そうしたまあ共通の、共通といいますか郡下の市町村の中ではほとんどあのこの組外の方については同じような手法とおると、一部あの全世帯に郵送でやっておるのは駒ヶ根市の例が一つあるわけでありまして、そこまではなかなか到底できるものではないです。従って今ある一つのこの公共施設、コンビニストア等の広報の閲覧を、受け取ることをお願ひをしたいというふうになっております。それから同じ広報紙の

紙面を広報の発行日に町のホームページでそのまま掲載をしております。まあこれはあの見ないから見られないじゃないかという議論もあるわけでありまして、これも一つの広報を手元に見ていただく機会としてこれらも是非ご活用いただきたいということでございます。いずれにいたしましても全戸に対する郵送等で届くということはちょっと飯島の場合は難しいということをお願ひいたします。

6月の24日、同じ質問を総務課と定住促進の関係で産業振興課にも質問いたしました。総務課では「各自に取りに来ていただくことで配布することは可能ですが、郵送料を町が負担する配布方法は平等でないため行っていません。広報の発行は全町民の手元に届くように自治会への加入を前提とした配布の方法をとっております。ホームページで紙面を見ていただけるようにしています。」との返答でした。この返答により今回の町長への一般質問になりました。役場で来ることができない人、ホームページを見ることができない人はどうなるのでしょうか。広報は行政と住民を繋ぐ大切な媒体であるわけですから。全町民に広報を配布することが前提です。郵送料を町が負担する配布方法は問題ないと考えます。費用を問題にするならば町の地区担当職員が持参すればよいと思います。自治体・耕地の理解を得ることができれば地区の役員が住民宅へ持参して届けるのが一番理想です。しかしこちらからは理解されないと思いますけれども、もし仮に届けられればですね耕地役員が自治会役員とかが、そうすればコミュニケーションをとることができて、その耕地に入っていない人の安否も確認できます。そういうことであの別な展開も生まれるかもしれません。ですから届けるのが一番良いと思います。それから自治会・耕地未加入者に対する広報の配布については、今言ったように自治会・耕地の理解を得ることはなかなか難しいのが現状だと思いますけれども、広報を届けることは行政の義務ですので関係課が連携してお願ひし、広報を届けていただく方向で検討していくべきではないでしょうか。町長はどう考えますか。

できればあの自治会にお願ひをして、中にはまあいろいろあの防災情報等のことも入っておる広報の部分もあるわけでありまして、ご理解をいただいて、この限りにおいては届けていただくと、またその必要なご協力は耕地加入の有無に関わらず、そこにおる居住者としての地域とのコンセンサスを図りながら、そのことが今おっしゃるような、じゃあ一緒になって耕地の中に入ってやっというふうな気運にも繋がるということではございますので、是非その辺のところをもう一辺ですねまたあの耕地総代や自治会の会長さん総代さん等とも話をし、ちょっと視点を変えたところからまあやっというふうな必要もあるのかなというふうに思います。単なるあの除雪の問題や河川清掃や道路の愛護の問題を未加入だからといって、この耕地にまあ言葉はあれですけども、協力しないからそれはおかしいというようなことでなくてですね、やっぱり必要なところは手を携えてやっというふうな大事ではないかというふうに思います。いずれにいたしましてもあの300何戸に対する郵送あるいは職員が直接その世帯に届けるということちょっと至難の業でございますのでその点はご理解いただきたいと思ひます。また耕地の方にもあの加入促進の部分も含めてですね、いろいろあの意見懇談をしてみたいというふうになっております。

わかりました。それでは3番目の廃屋対策についての質問です。廃墟となっている家屋は景観上、防災上、周辺に悪影響を及ぼしています。飯島町の廃屋の現状と対策をどう考えていますか。

本多議員

町長

本多議員

町長

町 長

それでは3番目には廃屋対策でございまして、この町内の現状と対策をどう考えておるかという問題でございます。飯島町におきましても家屋の所有者の町外への転出、相続人の町外居住等のためにその維持管理の環境整備がなされていない、いわゆる廃屋が増加しておる状況となっております、なかなかこれはあのいずれはこれは深刻に受け止めていかなきゃならない課題を含んでおります。それが高じて倒壊による危険家屋や環境整備がなされていない家屋については、今のところ耕地や自治会それから隣接者の情報をいただきまして、所有者あるいは管理者の連絡先を担当部署で調査をして、必要な家屋管理を喚起をお願いをしておるというのも現実としてあるわけでございます。それから平成22年度になりますけれども、一昨年その前ですか、平成22年度には所管の産業振興課において耕地や自治会長からの情報提供に基づく空き家調査を実施した経過がございますが、町内の全域での廃屋の実態を把握はしておりませんでしたので、この度7月29日から現在9月末までの予定で空き家の有効活用と危険建物の把握を目的に、廃屋を含めた空き家現地調査というものを今実施をしておる最中でございます。で、この調査では事前に水道の閉栓状況等を把握して、町の職員から居住地域周辺の状況を聞き取りをいたしまして、耕地・自治会長の皆さん方からも情報をいただきながら現地踏査を今現在続けております。従って今回の調査結果を基に耕地や自治会組織とともに情報を共有する中で地域の安全と環境保全に関する的確な対応を、この結果をまとめてその資料に基づいてしてまいりたいというふうに考えております。でまあこうしたあの問題は全国的にまあ波及しておる、広がっておる問題でございまして、まあ一部新聞等で昨日辺りご覧になっておるかと思えますけれども、国ではそうしたことを受けてこの秋の臨時国会におきまして法整備を行う予定であるというふうに報じられております。これはあの議員立法という形を取るようでありまして、内容的にはあの1つとして空き家の自主撤去に対するこの宅地の税の軽減措置、これはあの建物が建って居住用に供しておりますと6分の1の宅地の軽減措置というのが固定資産税上あるということでありまして、その軽減措置の導入。それから2つ目には管理上、問題があれば対応を指導を命令する措置を盛り込むというようなことが言われておまして、今後税制調査会でそのことを審議をして法案成立に持っていきたいということでございますので、まあそうしたあの一連性のある対応によってまあ町といたしましてもこれに言及をして対応を講じていく必要があると、と同時に先程申し上げた実態調査の結果を求めてそれも噛み合わせてやっていきたいというふうに考えておりますので、このまあ廃止処分的な部分と再活用、利活用いただく面と両面から検討してまいりたいというふうに思っております。

本多議員

地元の自治会・耕地ではとても対応ができませんので、町で廃屋対策を考えて取り組んでいただきたいと思っております。これで一般質問を終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時 7分 散会

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

竹沢秀幸
折山 誠
坂本紀子
堀内克美
三浦寿美子

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多 昇	4番 中村明美
5番 浜田 稔	6番 久保島 巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山 誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 北原英利
飯島町選挙管理委員会 委員長 伊藤和夫	飯島町選挙管理委員会書記長 (総務課長 兼)
飯島町農業委員会 会 長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町代表監査委員 橋場正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 宮沢卓美
議会事務局書記 市村晶子

本会議再開

開 議 平成25年9月10日 午前9時10分
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議長から申し上げます。一般質問は通告通り順を追って明確に質問をしてください。なお質問以外の発言は極力控えていただくようお願いをいたします。

議 長 日程第1 一般質問を行います。
通告順に質問を許します。
8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員 早速であります。通告に基づき具体的な質問を行ってまいります。第1の質問であります。リニア中央新幹線県内駅位置9月中旬公表を受けまして飯島町の対応について何点かお尋ねをいたします。去る8月25日明らかになったこととありますが、2027年東京・名古屋間開業を目指し、2014年に着工を予定するリニア中央新幹線の県内中間駅の駅の位置であります。JR飯田線元善光寺駅から南西方向に1キロ前後離れた飯田市座光寺上郷飯沼地区であることが分かったところであります。JR東海は詳細な駅位置や路線を記した環境影響評価アセスメント準備書を今月中旬に公表する方針であります。このことにより、県内でも県や関係自治体、住民また経済界を巻き込んだまちづくりやアクセス交通のあり方の論議が活発化されるところでございます。また中央東線高速化促進広域期成同盟会の総会が8月23日開催をされまして、特急あずさの飯田線乗り入れをJRに要望することが決まっております。伊那市長も駒ヶ根市長も各市議会において9月17日に発足いたしますJR飯田線活性化期成同盟会に期待感を示しているところでございます。一方、8月27日、長野県は南信地域広域道路ネットワーク計画検討委員会の上伊那地区分科会を開催したところであります。ここではリニア中間駅へのアクセスや地域振興に繋げるため、国道153号線や県道伊那生田飯田線など南北に走る道に加えまして、これらを東西に結ぶ道路の重要性を確認をし、またスマートインターチェンジ計画なる中央道駒ヶ根サービスエリアや小黒川パーキングエリア周辺の道路整備の意見も出されたところであります。各市町村議会9月定例会が今開催されておりまして、現在リニア議論が議会一般質問など通じて活発に行われている昨今でございます。私は平成23年6月の議会の一般質問で県内駅が高森町東南部付近の見通しを踏まえまして、道路整備やJR飯田線の利便性向上を近隣市町村連携で行う必要があるのではないかとこのことを当時質問したところでございます。当時は平成23年8月県内駅の一案として飯田市座光寺付近から下伊那郡高森町下市田を含む直径5キロの円を提示したわけでありまして、その後ですね有力であった座光寺の恒川遺跡群、これがありまして完全回避を求める飯田市の意向も強くございまして、近く公表となるうちに南側に修正になったところであるわけでありまして、当時申し上げた飯島町第5次総合計画に基づき、道路及び鉄路の整備、関係市町村との連携による地域づくり活性化の提案を飯島町長が一早くリーダーシップをとって取り組むべ

町 長

きだということをご提案したところでございます。そこで今まで申してきたリニアに関する動きが活発化して、JR東海を中心に具体化されておるわけでありまして、関係市町村や議会もいろいろな立場で動いておる昨今でございますが、飯島町として第5次総合計画に記述されているこの課題について、どうこれから取り組んでいくのかについて町長の見解を求めたいと思います。また加えて後期基本計画、今年3年目ですので後期基本計画を策定する時期に入っておりますが、この課題について後期基本計画の中で若干見直すようなそういうお考えがあるのかどうか、以上2点についてお伺いいたします。

それでは竹沢議員のご質問にお答えしてまいります。まず、いよいよ現実味を帯びてまいりましたこの中央リニア新幹線、もう間もなくまあ長野県内の駅の位置がまあ公表されるという段階に入っております。これを受けての町の様々な対応についてでございますが、まずこのことについて第5次総合計画に記載をされておりますこの様々な町の取り組みをどう捉えてそれを具現化していくか、それから更にまた将来展望、次の中期、後期計画にどう反映していくかというようなことについてかと思っております。お話がございましたように飯島町の第5次、現在の第5次総合計画の前期基本計画、これは平成27年までの計画になるわけでございますけれども、この第6節に新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくり、そして公共交通の整備充実の中でリニア中央新幹線の早期実現を謳っております。県内の中間駅の位置がまもなく発表されるわけでありまして、長野県内は今お話にございましたように飯田市の座光寺付近というようなことで、だいぶ固まっております。飯島町にとりましても今後地域の経済、交流人口にも大変大きな影響があるというふうに一層まあ捉えておるわけでありまして、そこでまあ既存のJR飯田線駅への併設を含めたアクセスや利用の促進、国道153号や中央自動車道とのアクセス道路も含めて関係機関と連携をした取り組みをこれまでもいろんな形でしてまいりましたし、これからもまあ更にいろんなあの機関・団体が設立をされまして、幾重にもそのことを連携をとりながら詰めていくと、また求めていくという段階に入っております。現段階では中間駅としての果たす役割、それから機能というものを最大限にまあ引き出すべく、特にあの我々上伊那の広域連合の関係各市町村、それから飯田国道事務所、上伊那地方事務所、伊那建設事務所の上伊那管内の各市町村と機関をまず連携をして、更にあの地元であります飯伊地域、下伊那地域、更には諏訪、松筑圏域まで含めたこのいろんな取り組みをしていくということで今いろいろとあのビジョンづくりを含めた内容でもって詰めておりまして、そうした集約が年内にもまあ一応形として出てくるという段階でございます。またあのこの後の質問にもお答えをしておりますけれども、具体的に特にあの県や下伊那地域を含めた伊那谷の自治体会議というものがあるわけでありまして、それぞれの地域、機関が連携をして広域的な、あるいはまた飯島町独自の地域振興、発展に繋げていく取り組みをして、その場でまた私自身もまた関係スタッフも発言をし、議会にもそのことを是非期待して求めてまいりたいというふうに考えております。それからそうしたことを次の28年度以降からの5年間の第5次総合計画の後期計画にどうまあ位置付けていくかということは、これはもうあの当然でございまして、前期計画に比べて更にグレードアップしたより具体的な実践的な1つの計画を盛り込んでいこうということで、これから数年間がまさに正念場であるというふうに考えておりますので、ひとつ共にご理解をいただきご協力をいただきたいというふうに考えております。

竹沢議員

ただいまの質問で第5次総、とりわけ後期計画につきましてはグレードアップして実践的な計画を作っていくという答弁をいただいたところであります。是非そのように取り組みをいただきたいと思えます。今の答弁にもありましたが、2つ目の項目でありますけれども、伊那谷の3市すなわち伊那市、駒ヶ根市、飯田市、以外の町村とですけれども、どういうふうにまあ連携を図っていくかということについての質問であります。リニア中間駅の具体化によりまして飯田市が、またそして伊那市や駒ヶ根市がいろいろと動きを展開しております。新聞報道によれば例えば喬木村では農村交流研修センター周辺整備をするための検討委員会を昨今立ち上げたようでありまして、また豊丘村は視点は違いますがリニア工事に関わる水源枯渇を想定しての地下水や河川の水質水源調査を実施するということになっております。先程も申し上げましたが、伊那市長も駒ヶ根市長もJR飯田線活性化期成同盟会に対して相当期待を寄せておるようであります。またリニアを活かした地域づくり勉強会、町長の答弁もありましたリニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議に町長も参画するということではあります、これらのいろんな取り組みが幅広く行われているということになるわけでありまして、そこであつたリーダーシップをとっていく飯田市や2つの市はともかくですが、町村のこの取り巻く数々の多い町村の数も含めてです、その声も反映していく必要もあるわけでありまして、まあ特にあのこの近い松川町や高森含めてです、近隣の町村とどう連携をとっていくかについて町長のお考えをお伺いいたします。

町長

今後まあ進めていく上であつた特に今まで代表的に参加をいただいておりました上下伊那3市の市長さん、これは当然あの私どもも広域連合を通じてその代弁者としてまあ参画いただいた自治体限りであったわけでありまして、今後はまあオールキャストでいくとオール伊那谷というような形の中で、全部各市町村を網羅してこのことに取り組んでいくと、それぞれの圏域の取り組みとしてまあ進めていくという形になるわけでありまして、当然あの上伊那では広域連合、各自自治体、下伊那の方では広域連合と町村会というようなものがまだございますので進めてまいりますが、この母体となりますのが平成13年にまあ設立をいたしましたJRの飯田線利用促進の活性化協議会というのがございまして、いろいろなあの飯田線のダイヤの改善でありますとか利便性だとか、どういうふうにあの飯田線の活性化を図っていくというようなことを要望を県を通じてJRの方へ申し上げながらいろいろとあの協議をしてきたわけでありまして、なかなか実現難しい面も非常に多かったわけでありまして、そうした協議会を一応ここで発展的に解消をいたしまして、新たにまあ県や産業界の参加をする中で全体としてまあJR飯田線の活性化に取り組むべく、新たなこのJR飯田線活性化期成同盟会というのを我々上下伊那全市町村が参加する中で発足をいたします。9月17日がこの初会議という形に飯田で開催することになっております。まあこの辺をひとつ窓口になるわけでありまして、やはりあの個々の対応も当然必要となつてまいります。今お話のように豊丘村だとか喬木村だとか、それから大鹿、一部中川と、まあ直接あの工事に関わる地元というようなことで、残土の搬入搬出をどういうふうにしていくのかと、あるいは水源に及ぼす影響、遺跡に及ぼす影響、まあいろいろありますけれども、ちょっと飯島町の場合はそのこととは少し距離感があるわけでありまして、独自のあの組織的なことは今考えておりませんが、やはりそうした近隣としてのまた影響も少なからずあるだろうということも考えて、必要

な対応は講じてまいりたいというふうには思っておりますが、いずれにいたしましてもこれは各自自治体を中心にまた連携をしてやっていくことになるわけでありまして、当然のことながらその辺についてはまた住民懇談のテーマにもなってくるかと思っておりますけれども、そんな形で進めてまいりたいというふうには思っております。それからこれはあの議会最終日の全協でちょっとお願いを申し上げたいというふうには思っておりますけれども、現在あの東三河とそれから浜松の駿河の一带を加えたこの南信州、上下伊那を含めた三遠南信地域の連携ビジョン推進会議というのがあります。これはあの良くあのトライアングル構想というふうに言われておるわけでありまして、現在もこれはあの下伊那はほとんどの市町村、それから上伊那では駒ヶ根がまあひとつの正会員という形になってはいますが、あと伊那市や飯島、中川辺りがこのオブザーバー会員としてそうした総会、全体会議というのは私もあの何度か出席をさせていただいておりますし、また担当も出席しておりますけれども、いろいろ呼び掛けもございましてまた連携も必要だというようなことで、是非ひとつこの愛知、静岡との広域圏で経済や行政、それから住民の交流等も含めた連携を深めていく必要が更にあるだろうというふうには思っておりますので、是非これに正式に加盟をしていろいろな課題を情報交換しながら連携して行動してまいりたいというふうには思っておりますので、またいろいろな知恵や情報をお聞かせできる場でもありますので、是非ご理解をいただきたいとそんなことも考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

竹沢議員

ただいま答弁ございまして、市町村連携につきましてはオールキャストでいきたいと、具体的には9月17日結成されますところのJR飯田線活性化期成同盟会を中心にまあ取り組んでいきたいということが第1点。もう1つはただいま答弁ございました広い視野で愛知も含めた三遠南信連携ビジョン会議へ加盟していくということの答弁がありまして、広くこの問題も含めて広域的に是非連携を強めていっていただきたいと思うところがございます。次に3つ目の質問であります、2027年開業に合わせた具体的な取り組みについて飯島町発展という視点でまあどう考えていくかということについてでございます。JR東海は8月29日新型車両L0系によりまして42.8キロの実験線で時速500キロを超える走行の試験の再開をしたところでございます。2027年、あと14年いたしますと東京と名古屋間が開通する予定であります、東京・名古屋間がノンストップで40分、県内中間駅が設置される飯田市からは途中駅前後の減速ですとか停車時間がありますので東京まで40分前後、名古屋まで25分前後と見込んでおるようであります。ただしまあ飯田市付近に出来ます中間駅へのリニアの停車というのは1日にそう何本も停まるのは想定されないところでありますが、まあそれはそれとして停まることになるわけでありまして、また昨今まだ先のようなことだと思われませんが、2020年にオリンピックが再び東京で開催されるということであつた7年間ということではあります、昨日の新聞報道で米倉経団連会長も申しておりますが、私もそう思いますが、過去1964年に前回の東京オリンピックの時にですね、東海道新幹線が前倒して開業されたわけでありまして、このことはあの国際的にわが国のこの高度経済成長のシンボルということになったわけでありまして、昨日の経団連会長につきましても2020年にまあせめてリニアにですね乗ることができると、またあの国際的にも大きな我が国のアピールになるということで、そういう希望を述べておるところであります。ですのでこれが実現するかもしれないということになりますし、またもしくは山梨まで開通ということがいろいろと想定されるわけであり

ます。で、これが少し7年後になりますと5次総の最終年ということで、ちょうどあの町の目指す長期ビジョンとですねマッチングしてくるところであります。現在あの新聞報道で明らかなように伊那市や駒ヶ根市も向こう10年間の総合計画を今策定中でございまして、住民懇談なりいろんな取り組みがされているところでもあります。もとよりこのリニアを想定した場合にインフラの整備と地域づくり、地域振興というこの2つの側面が重要な課題であるというふうに思うわけであります。そこで町長としてまあ最長14年先の話でありますけれども、リニア開業という課題についてどういうふうに夢を描きですね、課題を整理して具体化していくのかということについてお尋ねしたいなと思います。まあ飯田市の場合は特別な事情がありますので、市役所の組織の中にリニア推進部という部制を設けてまして取り組んでおるようでもありますけれども、まあ今後において例えばその職員のプロジェクトチームみたいなものをですね持ってやっていくとか、あるいは今後において住民参加のそのリニアに関わって地域振興をするような住民会議みたいなそういうものを立ち上げていくとか、そうしたあの参加型の将来に向かっての夢を実現するそういうまちづくりというものについて展望、夢があったら町長の見解を求めます。

町 長

2027年、後まあ14年後の開通に合わせた具体的な取り組みを、今後、町の長期計画、中期計画の中でどう反映して取り組んでいくかということかと思えます。このリニア中央新幹線が開通をいたしますと東京・名古屋間の所要時間、今言われておりますのは約40分間という形になってございますが、この駅間の所要時間の推計から累計をいたしますと、長野県内の今度できるであろう駅からは東京までまあ45分で、名古屋まで27分、まああの将来は東京・大阪間が1時間ということでもありますので、ちょっとあのかなり時間もかかるのかなというふうに思いますが、やはりこれはあのスピードダウンをして駅停車していかなきゃならんと、また発車の時もそういったようなことで、今あの統一見解して県の方で言われているのは大体そんな所要時間をみておるようでございますので、そうしたことを申し上げるわけでございますけれども、いずれにいたしましても東京中心の首都圏、それから中京圏、いずれ将来は大阪近畿圏、この飛躍的にまあ移動時間の短縮が図られるという形でございます、従ってこうしたあの目的地、様々な用務にあるいは観光に対する滞在期間の増加や、それから通勤通学も含めたその圏域が拡大をして、企業や雇用の創出といったものも大変大きくこの地域が様変わりするだろうと、またそういう取り組みをしていかなきゃならんとするに思っておるわけでございます。で、当然まあ町もこの2つのアルプスの見える飯島町というキャッチフレーズの中で、この雄大な素晴らしい自然と、それから是非ひとつこの各市町村まあいろんな取り組みがあろうかと思えますけれども、町もこうした個性あるひとつの資源を更にまた開拓をしてですね、このリニア効果というようなものもどうしても享受をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。従ってそれにはあの、まあこれは全体でまた要望していかなきゃなりませんけれども、道路上のいろんなアクセス、それから現在の飯田線の在来線の利活用、もちろんでありますけれども、一番のポイントはやはり新駅が在来線に併結するということが何としてもまあ大事であるというふうに思っております。まあ行く方は駐車場へ車を置いてまたそれぞれの地域へ短時間で首都圏なり中京圏の方へ行けることはそれほどまあ問題ないと思えますけれども、徒歩で来るお客さん方は必ずその駅で降りて、一応まあ乗り換えるという行為がかなり進むと、まあレンタカーその他いろいろあるわけで、バス等

もあるわけでございますけれども、やはりあの対岸のホーム辺りで乗り換えられるくらいの利便性がないと、今度は来る方のお客に対して人々に対してのインパクトがどうしてもダメではないかというようなことも思っておりますので、その辺はまたあの、沿線の自治体とも一緒になって強力にまあ要望していきたいと、と同時にまた駅の魅力的な駅の、現在はただ駅舎があるだけというようなことで、まあこれはあの地域の負担の中でというようなことを言っておりますけれども、これはまあこれからの折衝の問題があったり、また財政の問題もあろうかと思えますけれども、そうしたことを含めて強力にまあ要請してまいりたいということでありますので、具体的にあの詰めはこの後期の、先程も申し上げた28年から始まる後期の計画の中へ概略を入れ込んで、それから後まあそうすると次のあの第6次計画が10年間といたしますと、足して13年前位のまあスパンの長期計画になるわけであります。ちょうどまあリニアが開通をしていくのに目指して次の6次もまあ策定していくというようなことでもございますので、ひとつその前段辺りでははっきりした青写真を描いていくということで、飯島町の長期計画の日程がだいたいそんなふうに合わせてまいりますのでそのように進めてまいりたいということと、それからあの今現在のこのプロジェクト的な組織を考える予定はしておりませんが、いずれあの後期の計画辺りでは現在4つのあるプロジェクト、あのリニアや飯田線の活性化の問題は総務課の中でまあいろいろとあのやってもらっておりますけれども、やはりこれはもう1つあのプロジェクト的に独立させて、いろんなことを集約して計画に盛り込む作業から始めてですね、また全体的には基本構想審議会辺りの中で十分練っていただいて、こっちで素案を示すような形の中で、できたら考えてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

竹沢議員

ただいまの質問に対しては後期計画また6次の総合計画などで具体的にしていきたいということでもありますので、職員プロジェクトの問題も含めてであります取り組んでいただくと同時に、またあの在来線とリニアの連結の問題、また駅舎の利活用についてまた精力的に取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。ちょっと課題は違いますが4つ目の項目であります、トンネルの残土についてお伺いいたします。トンネルの残土については県を中心にまあ受け入れ態勢が必要でありまして、まあ利活用については宅地造成ですとか工業団地、あるいは防災関係での活用というようなものが想定されるわけでありまして、飯田市や伊那市など残土利用について将来像を考えた中で利用方法を検討するというようにしておることが報道されておりますが、飯島町としては残土利用について今までに検討したことがあるのか。また今後あの検討して何か利活用するようそういうことをおやりになるかについてお伺いします。

町 長

残土のまあ問題でございます。まあこれはあの言われておりますこの大量の残土が発生するとトンネル工事を中心に、長野県内分だけでも950万立方メートルという膨大なちょっと想像もつかないような土量でございます。天竜川の左岸の方だけでも500万立方メートル、右岸で450万立方メートル、合わせて950万というふうに言われております。それでまあいろいろこの残土活用については県内でも地元を中心にワーキンググループというものが設置をされまして、いろいろと取り組んでおるわけでございます。県や国交省も含めて沿線自治体という形でございますが、最終的にはその辺をJRとどうまあ折合いをつけていくのかという形になります。そこであの飯島町独自ではこの発生す

る土量を相当の規模でまあ利活用するということは今思い浮かびません。そうした経過がないわけでありませけれども、ただこのダンプ数台のことだとかいうことはまあ論外だと思しますので、その辺はまあ弾力的なことも考えられるのかなとは思いますが、いずれにしても一定の相当量の残土を利活用した土地開発というようなことは今のところちょっと考えられませので、推移を見守っていかなきやなりませんけれども、ただあの広域的には飯島町の地籍を含めたこの天竜川のスーパー堤防構想というのがあるわけでありませ。今現在あの天竜川の特に飯島町の場合は田切でありませとか、それから本郷の地籍だとか、いうのがあの天竜川の堤防より低いところにまあ水田があるという条件の場所がかなりあるわけでありませ、これはまああの当然のことながら国交省との調整が必要でありませけれども、できればそのスーパー堤防を兼ねて水田を嵩上げをして土を入れ替えて、更にあの今の表土をまた表面に敷き直すということになりますと非常にあの災害上堤防上の機能も非常に上がると、安価に堤防もできるということで、今までの計画に加速度がつくんじやないかというふうに思ひませ。ただまあこれはあのじやあ水利をどういうふうに調整するかというふうなことも残ひませので、そうしたことは当然またあの水利の落差にもよひませけれども、一部ポンプアップというふうなことも出てひませ。費用対効果、その他いろいろ考えられひませのでこれからのまあ課題でありませけれども、そうしたことも念頭にいろいろあの関係自治体とも一つ課題として考えひませ。

竹沢議員

残土の問題については町としてではなくて、天竜川スーパー堤防構想などが具体化すればそうした利用の方法もあるというお答えでありませ。2027年と申ひませと14年先というふうでありませ、我が町の将来像「人と緑輝くふれあひのまち」ということで大きなまあ時代の変革を迎えることになるかと思ひませ。先程から申ひませように今日リニアについては私は思うに、道路、鉄道の整備と地域振興、これをどう展開していかということが大きな問題ではないかというふうに思うわけでありませ。飯島町におきまひませは国道153号線バイパス工事の早期完成、県道伊那生田飯田線の早期改良促進、先般も本郷地区については2案のルートが公表されたとこでありませ。県道飯島飯田線の改良促進、また町道広域1号2号線のですね県道への管理委託、こうしたことも必要でありませと思ひませし、また町内を見た時の東西に走る道路の整備ということも課題になってくるのかなと思ひませ。冒頭触れまひませがこの鉄路につきまひませはそのJR飯田線へ特急あずさの乗り入れということが想定されるわけでありませけれども、これがですね過去にこの飯田線のまあ例えば急行で考えまひませと、辰野、伊那松島、伊那、駒ヶ根、飯島、伊那大島位に停まひませおった歴史的経緯がありませが、まあ「あずさ」になった場合にスピードもゆっくりされるわけですが、飯島の場合はオメガカーブなんかの緩やかなカーブの鉄路でありませので、まあスピードアップもできないということがありませが、これもですね早く飯島町の飯島の駅にですね「あずさ」が停まるようなそういう運動を展開していく必要があるのではないかなということをおもうわけでありませ。これについてどうかそれをお伺ひませ。それから地域づくりでは町としてこの間、重点プロジェクトとして定住促進のための定住促進室を設けまひませですね推進を行ひませしてこれは評価ひませますが、例えばの案ですけど東京へ行きまひませ今、市クラスになりますとその市の東京事務所などがあるんだけれども、思い切ひませてですね飯島町のこの東京事務所なるものを開設してですね、例えばふるさと大使が東京、関東においでになりまするがそういう人たちに寄

つていただひませとか、今は取り組みがないと思ひませますが、飯島町出身の東京にお住ひませの方がいっぱいおるわけですが、飯島町出身の方の東京人会みたいなのをですね復活して、その連携を図ひませていくと、またその東京事務所を起点にして定住促進や観光やまたあの通勤可能な範囲に将来はなるわけでありませしてそうしたこと、それらを含めた取り組みまた我が町は空気も美味しいし、水も美味しいし、また環境も良いということと言ひませすと、高齢化という時代を想定ひませますと、高齢者の方ですとか障がい者を含めた通所や入院の施設と、こうしたものも受け入れ態勢として想定ひませてもいいんじゃないかと、まあ様々なことが考えられるわけでありませ。トータルとして飯島町が発展するチャンスというふうに思うわけでありませが、やや細かいことも触れまひませましたが、将来を見据えて再度町長の考えをお尋ひませいたします。

町長

まあ将来の夢を描きながらまあいろんなあの細かい提示もいただひませ、インフラ整備の関係、これはまあ元よりまあ進めていかなきやならない道路、鉄道の課題でもござひませます。それから「あずさ」の飯田線乗り入れというふうなことも従来からあの先程の利活用活性化協議会の中で進めておひませますが、なかなかちょっと見えてひませませんが、まあこれを契機にまたひとつリニアとの連結ということの今度は違った要素も加わひませてひませますので、一緒になってやっていきたい。飯島停車が可能であるかどうかもまたやっていきたいと思ひませておひませます。それからまたいろんなあのチャンネルを使ひませてこの飯島を更に次の未来世代に今からまあパイプ作りをしていくというふうなことで、まあ東京事務所を開設するかはどうかはまあちょっと今後の課題でありませけれども、今でもあの定住促進に絡んで地域活性化センターとの連携をとって盛んにあの行ったり来たりしていただひませておひませます。それからふるさと大使のひとつお力も借りるというふうなことで、それから東京人会のまあ復活等の問題、またいろいろ働きかけができればそんなことも含めて考えたいと思ひませておひませます。まあそんなことでいろんなあのチャンネルを使いながらそうしたハードの部分だけでなくですね、総合的に考えたいというふうに思ひませておひませます。いずれにしてもその辺のところは次の後期計画のひとつの大きな課題になろうかというふうに思ひませておひませます。

竹沢議員

それでは2つ目の質問項目でありませ。先の8月6日社会保障制度改革国民会議報告書が公表され、8月21日社会保障制度改革プログラム法案骨子が政府において閣議決定されたとこでありませ。平成26年度から29年までに政府が実施すべき政策が列挙されまひませ、高齢者や高所得者の負担増を求めたとこでありませ。私的に言うひませと今回のこの改正の案というのはあの所得比例というか所得ベースのお金のある方は沢山の保険料を負担したり、お医者へかかるときも沢山のお金を払ひませなきやいかんという仕組みなのかなあと思ひませるわけ、まあそれが良いか悪いかは別でありませますが、政府は10月の臨時国会で法案を提出、また法律成立後に運用別の法案を来年の通常国会から順次提出するといひませるふうにしておひませます。具体的には介護保険法や健康保険法など改正案が26～27年度国会提出、それから介護で要支援1、2の段階的に自治体に委譲移行するものは27年度実施、それから国民健康保険の県への移管は29年度までに実施というふうなことが盛り込まれておるわけでありませ。それから法改正は必要ない見直しとして、特例で現在1割に据えておひませます70～74才の医療費の窓口負担を26年度以降に2割に段階的に実施して上げていく、また一昨日の報道でありませましたが高額療養費制度についてもこれも所得制

限を設けていくというようなことで、いろいろと見直しがあるわけでありまして。以上申し上げた国民会議報告と社会保障制度改革プログラム法案の中で、国民健康保険の市町村保健者を近い将来都道府県移行することについての見解と対応についてであります。昨日も北沢議員、浜田議員から同様の質問があったところでありますが、消費税と引き換えの本制度でありまして、近く10月1日消費税増税について安倍総理がその考え方を公表するという事になっておるところであります。この今回の改革案につきましてもよく考えてみると市町村の負担増になってしまう、またサービスについて個々の市町村によって格差が生じると、こういうことが想定されるわけですが、とりあえずこの国民健康保険の県移管について、昨日もご答弁あったところでありますが、改めて町長の考えをお尋ねします。

町長

次のご質問は昨日もまあ北沢議員、それから浜田議員のご質問に対しても一部お答えをしてきておるところでございますけれども、先の社会保障改革の国民会議の方向を受けてプログラムがまあ決定をされたということの中で、特にあの県単位にまあ移行する国民健康保険、この考え方についてのその見解ということでございます。当然のことながらまあ国民健康保険は我が国の国民皆保険制度体制の一番基本になる基盤となるものでございます。医療制度について長期展望に立って見たときにはやはり医療費については高齢化の進展による医療費総額の増大、それから高度医療による医療費の激変があること、それから負担については介入被保険者に高齢層が多いことや、更にまた景気や所得等に左右される要素が非常に大きいということでございます、最近の所得の低迷などがありまして大変まあ全体的には厳しい状況にあるということから、その基本的な考え方が小さい単位での保険者での国保運営については大変厳しい状況にあるということから、この課題が発生しておるというふうに認識をいたしております。現在まあ各保険者である市町村の国保税率あるいは給付水準、それから運営内容等々はそれぞれ千差万別あるわけでございます。健全なところ、非常にまあごしたいところ、あるわけでありまして、それぞれの運営形態の違いはあるわけでございますけれども、やはり負担とサービスのバランスを考えながら低所得者への皆さんの負担増には最大限まあ配慮して、その財政運営安定のためには経営単位を県一本化の方向へ進むのは時代の流れに対応する1つの考え方ではないかと、方向ではないかというふうに私自身は認識をいたしております。

竹沢議員

見解についてはお伺いいたしました。そこであの長野県へ国保が移行することを踏まえてですね、現状の町の基金等々の取り扱いをどう考えていくかについてお尋ねします。飯島町の場合には国保の経営につきましてはまあ職員の努力また国保加入者の理解と協力によりまして安定な経営を続けておるわけでありまして、長野県77市町村の中で昨年のデータで飯島町は高い方から69番目、安い方から8番目、昨日の答弁の指数でいきますと22年度ベースで1、723全国保険者の中で30位ということでありまして、極めてあの町民の方が健康でまた医療費も節約されているとこういうことであります。そこであの町の基金ですけれども約200,000,000円ありまして、これはあの現在、国保実額は月にだいたい医療費に45,000,000位掛かるというふうに考えますと、まあ数カ月分の医療費の積み立てということになります。昨日も答弁がありましたように、有事の際のインフルエンザの大流行だとかまあそういうものに想定しての積み立てということは理解されるわけですが、県移行への段階を踏まえてですねある時期を捉えてその基金を取り崩して医療費に充当するとか、あるいは国保税を軽減するとかというようなことを考えたらどうかとい

うことを提案しますがいかがでしょうか。

町長

具体的に県のまあ統一運営に移行した場合に備えてこの基金の問題、それからまあ独自の取り組む保険、予防保健事業いろいろあるわけでございますけれども、特にあの基金のことにつきましては、今まで非常にあの被保険者の皆さん方のご協力をいただく中で蓄積してきた部分があるわけでございます。約200,000,000円でございます。まあただこれは医療費は水ものでございまして、一朝、何かちょっと高額医療が何件か出たり、インフルエンザ等の流行の病気が出ますと、これはもうケタ違いに一気に膨らむというようなことがございますので、この200,000,000円というのが多いか少ないかは別にいたしましても、精いっぱい蓄積はしておるということでございます。であの昨日も申し上げましたけれども、これがあの連合県の方へ移行するという形になりますと、この基金の問題と国保税率の問題、それから独自に取り組んでおる個性あるこの各市町村のこの保健予防のソフト的な取り組みというものをどうこう構築していくかということが非常に大きな問題になるかと思えます。これはあの平成29年にその用途を立てて今作業が進んでおるというふう聞いておるわけでございますけれども、前段としてあの27年度に向けてその準備を共同安定化財政安定化のための作業がもう既に始まっておるということで、まあこれはあの1つの試算も含めてというこの準備段階でありますけれども、まあ思うにあの一気に29年度途端に全部基金は拠出しない、それから税率は統一に均します、というようなわけにはいかないと思うんです。ただあの情報がまだ全然こう確たるものが流れてきておりませんので分かりませんが、いずれこれはあの段階を経て平準化していくという形になりますし、それからあのソフト的なものについてはこれは市町村固有の1つの取り組みがどうしても将来的に大切だというふうに考え方は持っておりますので、その辺をどうまあ整合性を図ってということでございますが、その状況を判断する時点でまたあの基金のどう対応していくのか、このひとつ貴重な基金でありますのでこれを全部を放出なんていうことはとても考えられないことであるので、ひとつ弾力的に考えてまいりたいと考えております。

竹沢議員

時間も僅かとなりましたので3つ目の質問について一括申し上げたいと思います。モンドセレクション認証によりまして越百の水を応募したらどうかということでありまして。食品分野を中心とした製品の技術的水準を審査する国際的な民間団体であります、ベルギーの首都ブリュッセルにありますこのモンドセレクション認証についてであります、これはあの応募した商品について審査されますと入賞しますと優秀品質最高金賞、それから優秀品質金賞、優秀品質銀賞、優秀品質銅賞などが授与されることになっておりまして、この授与を受けますと消費者へのアピールができて売上が伸ばすことができるということでありまして。ところであの越百の水は今自由を持っていただいておりますが、これはまあ例えば「まちづくりセンターいいじま」です、販売するということを手始めに行き、それの上に付け加えて今申し上げたモンドセレクション認証を取得したらどうかということでありまして。中央アルプス越百山をはじめとする花崗岩にこなれた越百の水はまあ適度なミネラルを含んで安心でおいしい水でございます。百を超える長寿を願って命名された信州の名水・秘水15選に選ばれているところであります。そうした中でこのとりあえずは越百の水を売るということを手始めに行き、モンドセレクション認証を受けたらどうかということをご提案いたします。

もう1つは公用車の問題で度々申して申し訳ありませんが、プラグインハイブリット車ということで、これは既に伊那市が導入しておりますけれども、要はあの蓄電池を持った自動車でございます。バッテリーの総電力量は4.4キロワットくらいで、一般家庭のおよそ半日分の電力を保つことができるということでございまして、まあ災害時におきまして照明に使うとかですね、携帯電話、無線電話の充電ですとか、炊飯器に使うとかいろいろあの利活用が想定されております。費用は3,150,000円ほどございまして、あの以前に電気自動車の問題も申し上げました。また公用車をハイブリットにすることも申し上げまして、徐々に改善されてきておりますが、この2つ目はプラグインハイブリット車の導入を公用車にしたかどうかということで、以上2点、新たな課題として提案しますのでお答えをいただきます。

町長

それじゃあの最後にご提案をいただきました。1つには越百の水をモンドセレクション認証というものの取って、更にグレードアップしたらどうかというご提案でございます。お話にございましたようにこの越百の水は百を越える、また越百からの伏流水をまあ汲み上げて非常にあの縁起もいいし、大変水質的にも優れておるといってお墨付きをいただいております。今は無料でどうぞご自由にという形でやっておりますが、大変あの好評でもございます。できればあの商品化をして更に売り出していきたいというふうに思っておりますが、いろいろ研究してもらったところ非常にあの膨大な投資が掛かり、その費用対効果がなかなか望めないと、相当大規模にやらないとというようなこともございまして、現在は足踏みをしておる状況でございます。まあその一方であの数年前に長野県の秘水・名水百選のお墨付きをブランドをいただいておりますので、当面はこのブランドをもってひとつ更に売り出していきたいということでございまして、今ご提案のことについては今後の検討課題ということにさせていただきたい。それからもう1つはあの災害時対応も含めてプラグインのハイブリットの車の導入ということで、これも前々からご提案もいただいております。町も車両の更新計画に合わせてできるだけあの環境負荷の少ないハイブリット車の導入も、少しまあお値段は高いわけでありましてけれども、将来を見据えた対応の中で導入をして計画的に更新をしてまいりました。更なるこの配慮したプラグインハイブリットこのことも含めてですね今後ともまた車両更新の中で検討をして、できるものは導入してまいりたいとこのように思っております。

議長

10番
折山議員

10番 折山 誠 議員。

それでは今回は3項目に亘りまして通告に従いまして質問をさせていただきます。項目1、遊休荒廃林地の活用について伺ってまいります。近年、地球温暖化、ゲリラ豪雨、記録的な豪雨、観測史上初、そういったような活字がテレビの文字とか新聞、そういったものに目にする事が多くなりました。またあの経験のない大雨、ただちに命を守る行動を、といったように気象庁の注意喚起もより緊張感のあるものになってきております。自然の猛威を前にしますと人の力ではなすすべもなく起こってしまう災害でございます。しかしながら平時にできる対策があるとすれば小さくても可能な限り行っていくことが必要ではないかな、そんなふうを考えます。当町において過去に住民避難を伴うような災害、これは振り返ってみますと集中豪雨が原因であったように思います。山林崩壊による与田切

川での土石流の発生、これで尊い人命が失われたことも過去ございました。面積の多くを山林が占める当町にありまして山林の維持管理が防災上も重要であるという認識を深めております。残念ながら木材価格の低迷とともに所有者の手入れに対する熱意、これが低下しまして、言わば遊休荒廃林地化が進んでいるように感じます。国有林でありますとか町有林、区有林、こういった公の山林につきましては水源涵養でありますとか景観保全、こういった視点でも一定程度の、十分ではございませんにしても一定程度の手は入っているように思われます。管理放棄の進んでいるのは個人所有の山林ではないかと考えるものです。そこで質問要旨1-1でございまして、町村合併時に個人に割り与えたいいわゆる割山、今はその割山の実態ってどんな状況にあるんでしょうかお答えください。

町長

折山議員からはまず遊休荒廃林地と活用についてのご質問であります。ちょっと最初にあの確認をさせていただきたいと思っております。議長のご許可を得て。あのご質問これからも出てまいりますけれども、この遊休荒廃林地というそのこのご質問の内容、これはあのいわゆるこの崩壊が進んで治山事業を施さなきゃならないようなこの林地ということでなくてですね、あのいわゆるまあ手が入らなくて放って置かれて山が荒れていってしまうという、その民地を含めたそういう森林のことでよろしいかどうかということをお質問の内容的のことということでご確認したいと思っておりますが議長さんよろしいでしょうか。

議長

折山議員

町長

折山議員。

町長ご確認のとおりでございます。

よろしいですね。それでは具体的に申し上げてまいります。まずあのいわゆるまあ合併当時、七久保等は合併以前からまあそうした事務が進められたようございましてけれども、いわゆる割山、分収林、分収地というふうにも呼んでおりますけれども、これはあの昭和31年の新町合併前後になります。旧町村から分けられたいわゆる割山、分収林地でございましておおむね当時1戸当たり20アールから30アールですね、2反歩から3反歩というような規模でもって割り当てられたと、抽選でその位置が決められたというふうにも聞いておるわけでございます。これがまあ昨今、里山も含めてでありますけれども、木材価格の低迷や林業の再生性の悪化等によりまして多くの山がまあ手入れをされずに森林のいろんな機能が低下していく一方ということで、大変憂慮しておる状況ご承知のとおりでございます。でまあ森林県である長野県でも何とかしてこの森林整備を行って、必要なこの森林資源を踏まえた豊かな森林を後世に引き継ぎたいというこの目的をもちまして、平成20年度から長野県は森林づくり県民税を導入して本年度には今までの手の入ってこなかった山林を地域で集約をして効率よく整備することで情勢が生き返ることもありました。町でも積極的にこれを活用して、間伐等を中心にこの森林税を活用した山づくりをしてございます。で、町内の実績といたしましては民有林面積約2,500ヘクタールあるわけでございますけれども、平成24年度までに日曾利、田切春日平地籍の菖蒲平、庚申平、更には本郷第二地籍の子生沢の沿線、七久保の北村地籍の三林等の集約を行いまして、286ヘクタール程のこうした森林税を使った森林整備、間伐を行ってまいりました。本年度は新たに日曾利、七久保上通り地籍の北ケンギョウ、あるいは飯島の岩間、高尾地籍に柄ヶ洞70ヘクタールを集約して土を植えられたところから線引きをしていくということで現在取り組んでいただきまして。こうしたあの投げかけに対して非常にあの各森林をお持ちの方もだいぶ気乗りをしていただけるようになってまいりました。区を含めてそう

でございますけれども、それであの施業を施されたところは非常にあの見違えるような生き生きとした山に再生をされております。そうしたことを見ますと今後ともどうしてもこれは力を入れてやっていかなきゃならんと、これは一森林経営の問題ばかりではございません。本当にあの多面的な水源涵養から景観からに結びつく、もうおっしゃるとおりでございますので、今後とも力を入れてまいりたいということで、全体の2, 500ヘクタールのうち何とかまあ7〜8割ぐらいは持っていききたいなというふうに思っておりますけれども、今後の事業の取り組みの課題であります。

折山議員

民有林につきましても団地化をする中で森林税を使って徐々に整備を進めておられるというご努力があるということで理解しました。先程あの町長確認されたんですが、人工林の山というのは放っておくと密集してしまつて下草も生えずにいわゆる保水力も弱くなっていく、粘りも浅くなっていったいいわゆる岩や土を捕まえる力が弱くなっていく、その結果、山林崩壊に至っていく可能性のある山ということの総称としてその名称を使わせていただきました。将来的には災害の発生原因になるのではないかとということで、山に限らずあの個人所有の土地というのはやはり資産価値が明確であつて初めて利用がなされ、管理が進むものというふうに思われます。あの将来災害が起きるから皆さん山の管理をしてくださいねという訴えかけをしても、なかなか個人では手が入っていかないのかなあというふうなところでの質問でございます。そこで要旨の1-2、ここでは町が仲人といいますか仲介人になりまして山を必要としている方と不要だと思っておられる所有者、この仲を取り持っていていただいて薪炭林の里山づくり、そういったものを進めるために山林仲人制度、仲介人制度、こういったようなものを是非作っていただきたいということでご提案申し上げます。この提案の背景には割山を所有しております私のご近所の方から、実はなかなか山へも行けない、今後お金をかけて手を入れていくという気持ちもない、しかしながら年に1回の山道づくりには出ていけないのでその都度出不足金を払っている。まあ高齢世代になってきて何とかならないのかな、できたら町にお返しをしたい、こういったあの相談がありましての本日の一般質問でございます。当町はあの高齢者世帯の増加ばかりではなくて勤務形態、遠隔地への勤務、いろんな事情の中で物理的にもう山の管理ができない、自分ではできない、またあの団地化をしようと思つても飛び地でなかなか難しい、道便も作業道がなくて悪い、まあ潜在的に手の入っていかない山はたくさんあるのかなというふうに思います。一方あの近年ですが薪ストーブですかウッドボイラー、こういった循環型のエネルギーとして薪炭材こういったものが注目されております。またあの趣味と実益を兼ねて広葉樹を活用したキノコ栽培に取り組む方も町内に沢山いらっしゃいます。この方たちは要る側です。で、まあ不要な方とこういうことの中でいわゆる材として活用したい方と仲介をされて、まあ放棄されている山林の再活用、再整備こういったことを税を使って行ふのではなくて、民間活力の中で行えないか、こういったことのご提案です。ご答弁をお願いしたいと思います。

町長

まあ薪やあの薪炭林を求める方とこの山の所有者との仲介を図って、更に森林資源の活用であるとか、山の荒れを防ぐというようなことで、あの大変良い提案であろうというふうに思っております。今お話にございましたように、なかなか高齢化等で山の管理ができない、転出をされてしまつてその山を寄付したいというようなこともいくつかあるわけでございますけれども、そうしたことをまあ今後町としてどういうふうに取り組んでいくか

ということの中で、いろいろ今検討しておりますけれども、この1つのガイドラインを作成をしたいということで今作業中でございます。従つてあの今ご提案のこの仲介役をまあ町が位置付けて、いろんな情報を集約してその提供をしていくと、当然あの今、薪ストーブやそれから薪炭の見直しといったようなこと、それから更にあの材木、木材を利用したバイオマスエネルギー的な取り組みも今後まあ期待をされてまいりますので、そうしたことも含めて町は何らかのあの情報提供役を果たしていく必要があるだろうというふうに思っております。今お話があつたことも含めてガイドラインのプログラムの中で今検討しておりますので、少しその辺について担当課長の方から補足をさせていただきます。それであの現在も薪提供者、希望者に対しては町が斡旋をしたりしてご紹介をして実際にあの現地に赴いて切出して薪に活用いただいておる事例は1〜2ありますし、またNPO法人の木ノ駅といったような前のご質問も一般質問ございましたけれども、申し上げましたけれども、そうしたこともあの財政支援の県の方の支援の道も開かれておりますので、それらも活用したご支援もする中でひとつ取り組んでまいりたいというふうに考えております。

産業振興課長

それでは今検討しております山林の公有林化基準等に関するガイドラインについて説明を申し上げたいと思います。あの近年あの水源地の確保ですとか山林の涵養につきまして、非常にあの外国資本ですとかそういったあのいろんな資本が入りながら山林を買っていく、まあ北海道を中心に非常にあの増えてきているという状況の中で、県もそうですけれども、水源地为公有化していこうという動きが出てきております。飯島町でもあの先程町長が申しましたように、いろんな方面から割山を管理できなくなったので是非町で管理をしてほしいという所有者の方が年に数件ずつ出てきてまして、近年非常に増えてきている状況でございます。まあこういった状況の中でやはりあの町としてはあの水源地あるいはあの水源涵養の機能が期待できる山林については、積極的に町で管理をしていく必要があるということで、まあ増えてきている状況の中からこのガイドラインを設定していきたいということで検討をしているところであります。議員さんの申されておりますあの薪炭林を活用していくような山の有効利用、こういったこともあの必要かと思つています。またあのまあそういった希望、いろいろあの町に寄付したいという土地につきましては良い所もありますけれども、非常にあの悪くて活用がしにくい場面もあります。そういったことも踏まえて何でもかんでもあの全部引き受けて、またあのやっていただける方とマッチングしながらそういった方にあの斡旋していくっていうことはなかなか難しい面もありますので、そういったところも今検討中でございます。そういったことを踏まえまして、ガイドラインでは今申し上げました公有林化の基準ですとか、あるいは手続き、そしてまあ有効利用、こういったことについて設定する中で、あの今後の町全体の森林の活性化と有効活用について設定していきたいということで検討しているところでございます。

折山議員

あのまあ荒廃防止で分収林であつて町がまあ最終的には管理をしていくという方向性、これはあの大変ありがたいなというふうに思います。しかしながらまああの私の目指すのは住民協働のまちづくりでございまして、まあ税の投入をせずにそれぞれの利害が合致して進めていけるのであれば、これは財源的にも有利でございますので、まああのお見合いっていうのはどんな場面でも難しいと思うんですが、気持ちの合う組が1組でも誕生すれば、そのことで1区画の山の管理が多分できていく、そういった企画の中でまあ進めていただきたいと思つていますし、また田舎暮らし、定住促進という面を考えますとやっぱりあの都会

からこの地へ移住されて居を構えたい方は一定程度の農地があるとまた楽しみがあつていい、ある人は一定程度の山があればストーブの薪も調達できる、こういったまあいわゆる定住促進の側面からも有効ではないかなということを思いますので、まあ是非多面的な考え方の中で取り組まれていかれるように求めまして次の項目に移ってまいります。

質問事項2に入ります。医師確保対策について伺ってまいります。私の6月の一般質問で障がい者、高齢者、こういう皆さんのまあご不自由な皆さん、在宅支援の充実を進めることが福祉の向上にもなる、また町の財政的負担の面からも有利性がある、望ましい、こういったことを申し上げましたところ、町長からは同様の認識を持っているとそういったご答弁をいただきました。また在宅支援の柱の1つとして地域医療環境の充実、これは外せないものでありまして、まあそのためには町内医師の確保対策を強化していかなければならない、こういったことをご指摘申し上げたところ、町長は現有する町の大きな課題だと認識をしておいて、これまでも力を入れて取り組んできたし、この先も引き続き取り組んでいくこういった力強い答弁でございました。そこで質問要旨2-1、町内医師の確保対策の強化として具体的にご提案をさせていただきます。まあ従来の取り組みから一歩進めまして、町の医師確保対策奨学金制度創設、これを求めたいと思います。これはあの地域医療の未来を期待して支援する町と期待されて支援を受ける若者の心を繋いでいくという政策でございます。従いましてまあ人の心という不確実な要素を介在しての事業になりますので、確実にということではございません。またあの折からのまあ厳しい財政状況の中で財源確保といった課題も乗り越えていかなければならないかと思いますが、その点も踏まえたうえであえて町長のご見解を伺いたいと思います。

町 長

次のご質問は医師の確保対策でございまして、具体的に町でこの医学生に限ったということではよろしいでしょうか、これに対するその奨学金制度の創設のご提案をいただきました。もとよりこの医師の確保を地域医療の確保ということは、今も前回のご質問にもございましたように、町を挙げてそれからまた地域を挙げて取り組んでおくことでございます。一部あの改善されてあの医師の招聘もできることもございますけれども、なかなかまだ全体としては厳しいという厳しい現実でございます。であの、この医師の確保につきましてはまあ常々申し上げておりますように、この根源になるのがやはりあの医学部の学生の研修医制度からまあ派生をしておるわけでございまして、様々な要因でどうしてもこの全国的にも都市集中にすると、研修期間が集中する傾向があるということで、そのことがなかなか地方の医師の方に来ていただけないという現実があるわけでございます。で、町ばかりでなくて開業医の先生も含めて上伊那郡市、それから長野県全体でも大変その確保に苦慮しておるところでございます。国の方では是非まあかかりつけのいわゆる主治医の推奨をしておるところでございますけれども、なかなかこの開業医、地域に根付く医師確保につきましても各市町村ご同様に大変厳しい状況があると、飯島でもご承知のとおりでございます。で、この医師につきましては医学部卒業後の国家試験によりまして医師の免許を取得して、研修医の期間を経て病院などで医療現場のキャリアを積んだ後に、地域医療の担い手として活動するというパターンが一般的であるわけでありまして、またこのそうした医師の中でも勉強をする学びの中でその適性によって専門家を選択するとともに先進医療を目指す方、地域医療を目指す方、終末ケアに関わる方など様々で、最近の医学生というものは多様な選択科目があるということでございまして、このような状況から地域の医

師不足の解消のために、町で奨学金を創設することについて町の医師確保への効果につきましては大変見通しを付けにくいということかと思えます。まあちなみにあの医学生に対する奨学金制度につきましては長野県が既に創設をして実施をしております、希望者に大変まあ現在のところ余裕もまだあるというようなことでございます。で、そうした状況でございますのでまずはそちらをご利用いただけたら、そしてまず長野県に総合医として定着する医師の育成を県を挙げて取り組んで、その中で地域医療を担う医師育成を図っていくことに対して町ができることがあれば協力をしていきたいと、こんな考え方で今おります。まあ端的に申し上げますと、町独自のこの医師の学生の奨学金というものを考える場合には、この医学生が将来的に町に必ず開業をいただけることを事前に担保できるかどうかということにまあなるわけでありまして、大変あの難しい問題かと思えますし、十分検討する必要があるところだというふうに思います。それから一方でまたあの全体的に少しずつあの医師の定員も各大学等で定員確保の拡大が図られておるわけでありましてけれども、やはりあの小さい頃から医学を志す子どもの意識を育てていくということが大変重要ではないかというふうに思います。現在中学校で行われております職場体験学習では、町内の開業医の先生やそれから昭和伊南総合病院でも体験学習ができるようになっていまして、現場を目の当たりにするこの場面が可能であるというふうになっておりますので、そうしたことも今後更にまた教育委員会を通じて是非行っていただきたいなというふうに思っております。それからまああの究極の考え方に繋がっていくわけでありましてけれども、今後やはりあの開業医の先生方も一定のひとつ、先生の開業医を確保していかないと町の地域医療は成り立ちませんので、現状の厳しい中で、まあこれはあの今まで農業に対する振興、それから中小企業の起業、まあ起こす開業に対するまあ支援といったようなことも商工業でもあるわけでございますが、医師の確保、開業等につきましてもそうしたことを町独自で考えていく必要があるんじゃないかという、まあ開業資金的な部分の先例になるわけでございますけれども、そうしたことをひとつまあ考えることとして、町独自のこの奨学金というような形よりもそちらの方を優先して今後捉えていきたいなというふうに思っております。この辺をどういうふうにもまあ今後制度として構築していくかはこれからの課題でありますけれども、できればこれは早い時期にひとつ取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

折山議員

あの医師確保対策、まあいろんな側面があろうかと思えます。あの1つの提案をさせていただきます。長野県の制度は長野県の公立病院でありますとか、いわゆる公の病院への就業を義務づけたものであります。まあ私の申し上げているのは飯島町で、町長申し上げた通り、開業してくださる先生、これをまあ如何様な手を使って確保していくかということです。ちょっと時間押してきましたので途中割愛をしまして、あの2-2の方へ一部入るかもしれませんが、あの医師確保に従事をされている皆さんに町長もお話を伺う、される機会も多いかと思うんですが、一番苦労されるのはやはりあの住環境だそうなんです。で、ご承知の通りあの多くの先生方っていうのはまああのご自身の私生活が利便性の高い大都会、それからあの先端の医療、先進医療っていったものの技術を習得するために大病院へ、こういったまあ希望が強いわけでありまして、あの多くがそうだということなんです。が、私、町内に縁のある若い先生とお話する機会を得まして、お話をお伺いしておりますらやっぱりあの地域医療にうんと興味を持っている、地域医療で頑張りたいと、しかし

ながらあのドクターも1人の人間であります。親を持つ子どもでもありますし、子どもを持つ親でもあります。で、そのドクターはまあ地域医療に興味を持ちながらある武道を修業している身でもある、だからこの武道を子どもたちと一緒にふれあいたい、武道を通じて地域の子もたちと触れ合っていきたい、そんな希望も持っているようであります。ですから医療をちょっと離れた私的な時間もほしいなということだと思います。で、私があこのこれ申し上げておりますのは地域医療のやっぱり柱っていうのは、山村部で行われている訪問診療、これに原点があるかと思えます。なかなか山間部で自身で診療所へ行けない方を医師が訪問されて診療していく、長い間飯島町もそのことで在宅介護を続けられ、在宅介助、いわゆる看護や介護、介助、こういったものが自宅でできてきた時代があったかと思えます。その頃は先生と患者とのいわゆる信頼も強く臨終に際して先生ありがとうございましたというご家族の皆さんのそういった風景を見ているわけであります。で、1人の先生がなかなかこれは夜昼なく働かなければできないことなんです、まあ質問要旨の2-2へ入っていくわけなんです、まあいろんな取り組みを通じてそういった思いの先生方がこの近隣の伊南であるとか、あるいは中部伊那っていう下伊那にもまたがるいわゆる圏域の中で、先生方が確保できるとその皆さんが市町村を超えて力を合わせることで、まあ訪問っていうことに力を置いた地域医療が進められるんじゃないか。ですからまあこれからの医師確保っていうのは先生のご無理にご無理を重ねた形の体制ではなくて、多くの志を同じくした先生方をまあ連携による地域医療が必要ではないのかなあというふうに思われますので、まあ是非町長、近隣の中でもリーダーシップを発揮される実績、背景を持ってございますので是非近隣の首長にも働きかけていただいて、そのようなまああの取り組みを進めていっていただきたいそんなように求めるものでありまして、まあ一言って言うと言えぬ一言で言えないというお答えが多いわけですが、まあ一言で、そんな近隣と力を合わせながら訪問診療を重点とした地域医療の環境整備、これに努めていくんだというようなご決意を是非一言お聞きしたいと思います。

町長

まああのお話でございますように、今の病院もそうでございますし、それから開業医の方もそうでございますが、全てがこの通院や入院だけでこの医療というものは成り立ちません。特にあの最近、昭和病院もそうでございますけれども、訪問看護伊南のステーション、訪問看護ステーションと連携して在宅介護、在宅訪問介護と医療というものに大変力を入れている、これはあの全国の医療の方向がだいぶ国の方へもそういうふうにシフトをされてまいりました。そんなことであのそうした面に向けた地域のご縁のある方のお医師さんからのひとつのコミュニケーションもあるわけでありまして、今後やはり是非そうしたことに力を入れていかなきゃならんということと、それから既にあの現在もやっております当然これは私ども伊南行政組合を構成する4カ市町村で医師の確保や、で特に、あの伊那全体もそうでございますけれども、上伊那それから伊南ではこの医科と普通のお医者さんと、それから歯科、歯医者さん、それから薬剤師、この3者でもってあの伊南地区の医療問題懇談会というのを設けて定期的に情報交換をしたり、お願いもしたり、会議をしております。それで大変あの開業医も含めてのこととありますのでご協力いただいております、そういうこともひとつ更にまた先生方のご理解を得て充実していく必要があると、そのことがまた新たなお医者さんを住環境やその医療の環境づくりも含めてですね、良い方向へ繋がっていくように今後とも努力をしていきたいと思っております。

折山議員

まああの願いはですね、先程ちょっと申し上げました。やはりあのお医者さんも人柄が大事だと思うんです。で、できたら地域を大事にできる、親を大事にしていける、そういった方が多分患者や患者さんの家族の身になった診療ができるのかな、そういったことを思いますので是非この地域に縁のある、この地域に愛着を持っている先生に私も是非将来は看取っていただきたいなあ、そんなようなことを希望して求めまして次の項目へ入ってまいりたいと思います。

最後の項目でございます。質問事項3、職員の退職勧奨と任用について伺ってまいります。質問要旨3-1、職員の退職勧奨制度の一律運用と職員の士気の低下、これについて伺ってまいりたいと思えますが、今議会で配布をされました行政報告書、これを見ますと町の人件費総額これは平成21年度で960,000,000円、年々減少してまいりまして平成24年度の決算は860,000,000円、10%100,000,000円が削減されているというのか減少しております。多くは職員給与だと思います。理由は市町村合併を諦め自立のまちづくりを決めて以降、まあ財政難を克服していこうということの中で各種の計画を立て職員の削減計画、適正管理を行ってきた結果による正規職員削減が相当しているのかなというふうに思えます。この間は業務量はどうだったのかと思えますと、広域電算システムのアフター、それから3.11を機に増大してきた防災・減災に関わる事業、それから伊南バイパス、竜東線、耕地・自治会の集会施設、数々のプロジェクトや大型事業をこなしておるわけがあります。加えて社会保障事業は益々拡大をして大きな事務量のウエイトを占めているはずで。時間外勤務の代休消化、この導入によりまして職員は有給休暇の取得はできておりますか。20日間の休暇のうち何日消化できていますか。多分数日義理があつて休んでいるそれが実態ではございませんでしょうか。昨日もある議員から指摘をされましたが、まさしく職員の心、身体、こういったものを現在の体制の中では心配をするものでございます。本会議初日の24年度監査委員報告、この中で代表監査委員は自ら毎年職員の事務量は増加していることが伺える。職員数と事務量のバランスを考慮し効果等を勘案した上で事務量を見直していくことも必要ではないかと感じる、このように指摘をされております。まあ言ってみれば町長の政策に献身的に取り組んでいる職員に対しまして、一定年齢以上の職員を対象に漏れなく早期退職勧奨を行い、また定年1年前の職員退職勧奨には町長自ら個別面談を実施をして、会社であれば社長から社員に辞めてほしいとこういう話をされるわけでありまして。社員ですから社長から言われれば多くの者が定年を待たずに退職していくわけでありまして。まあこれらの処遇をですね、献身的に取り組んでいる若い職員が見て自分の未来をどう描くんでしょうか。不安はないんでしょうか。生きがいは持ち得るんでしょうか。職員は公僕であります。しかしながら同時に町民のために働いている貴重な町民の財産です。そういった将来に対する不安や迷い、こういったものを払拭して仕事に専念できる職場の環境作り、これが理事者や課長の職務ではございませんか。是非、町長、一律勧奨や1年前の個別勧奨を今年度からやめるように明確な答弁を求めます。加えて近隣の市町村でありますとか、伊南行政組合、広域連合、こういったところも同様のことをしているのかどうか併せてお答えください。

町長

3番目のご質問は職員の退職勧奨に関して、この勧奨の一律適用についてということとでございます、今後の考え方を申し上げたいというふうに思えます。まあ大変あのこのことについては歴史もあるわけでございますが、その都度、時代時代において大変苦渋な

判断の中でこのことを取り組んできたという経過もございますし、それからまた町の人事構成、財政問題等々いろんな要素が絡んで、長年こうしたことが続けられてきておるわけでございます。そのことはまあ折山議員も現職時代にかつて一緒になってそのことの議論をし、またそれがあってひとつ飯島町の今のこの財政の姿もあるんだと、行財政改革プランの中でも位置付けられておるということを是非ご理解いただいた上で、今後の対応を申し上げてまいりたいというふうに思います。職員の年齢構成の是正あるいは町財政の健全化などを図るために高年齢の職員等に対して有利な条件による退職の機会を与えて、職員の新陳代謝の促進を目的に今から約26年前、昭和の62年からこの飯島町職員退職勧奨制度を要綱を制定をして勧奨業務を行ってきたところでございます。要綱では勤続10年以上かつ退職日の年齢が45歳以上60歳未満とし、運用方針では年齢59歳に達する職員、あるいはある一定の年齢になった職員等を勧奨とする内容となっております。まあその時代時代の職員の理解と協力を得ながら勧奨制度を行ってまいりました。そしてまあここに至りましてですね、職員の年齢構成についても長年の取り組みによりまして一定の是正が図られてきたことと、併せまして昨今のこの公務員の労働環境というもの、あるいは勤務に係る待遇、あるいは勤務条件、労働条件、それから法制度を含めて随分まあ様変わりをしてまいりました。年々厳しいものが余儀なくされておることはもうご承知のとおりでございます。職員もそうしたことを踏まえながら必死でまあ頑張っていたというところに感謝を申し上げるわけですが、具体的にはあの従来と違いまして最近のこの年金の支給年齢の引き上げ、それから給与退職金の減額措置、これは議会にも一部まあご協力をいただいておりますが、それから共済組合に加入しておりますこの掛け金率の引き上げが年々段階的に計画的に現在引き上げの続行中であること、それから政策の面ではこうした実情と背景でこの国が進めている定年年齢の引き上げ措置、これはあの民間主導で今進めておりますけれども、公務員もまあそうした内容を含めて斟酌をするようにというようなことの中の通達も出ておるわけでございます。従いましてまあこれらのいろんな条件をこの時点で精査して考えてみます時に、今後は一律の退職勧奨制度の制度的には行わないように是正をして考えてまいりたいというふうに思っております。従って今後の人事構成を踏まえながら職員等の定年に関する条例通り、60歳の定年を基本に進めてまいりたいというふうに思っております。ただあの勧奨制度、内容的にはいろいろございますので、それぞれの市町村にもございますけれども、必要に応じてはこの勧奨制度要綱というものも一部稼働するという必要もあろうかと思っておりますので、その辺は今後精査する中で、いずれにしても一律的な勧奨制度は今後新年度からは飯島町は実施をしないということで判断をしてみたいと思っております。

折山議員

近隣の町村の部分で答えをいただきませんでした。多分お隣の中川村以外に行っていないんでしょうというようなことで、違っておればご説明いただきます。そうであればお答え結構です。まああの多くの市町村で行ってない、飯島町はやってきた、町長の言葉を借りれば、私もかつてそこに組みしてやってきたというような言葉でありましたが、町長と現役時代一番、価値観の違ったのはその部分でございまして、職員として何度もご提言は申し上げてきた中で、ようやく町長にその姿勢を質す立場に立てたところといったことでご質問をさせていただいております。また町長は計画に基づいてと言われましたが、計画に基づきながら削減を進めてきたんですが、計画の中身は早期退職を想定した計画では

なかったはず。自然退職の流れの中で職員の補充をできるだけ抑えて、中の皆で負担をしながらこの町のために頑張っていこうねという計画であったはずですので、ちょっと修正だけさせていただきます。町長から明確な次年度からは、今年度行わないこういったあのご答弁いただきましたので次の質問に入ります。

質問要旨3-2、今度は職員の採用について伺います。時代はまさにグローバル化が進んでおります。特に製造業をはじめとした民間企業では海外への進出や新たな展開、更には海外からまた他国への転職、が進んでおります。町内企業も新聞で出た、報道されたところでございます。また自治体の中には農産物など特産品の市場として国内から海外への販路の拡大を進めているところも増加しております。当町においても徐々に海外消費地を展望した農業支援、企業支援のニーズが高まってくるものと思われ。友好都市のあります巨大消費地ブラジルや、りんごプロジェクトで関わりを持ちましたパキスタン、こういったところを足掛かりにしたビジネス展開も可能性の視野に入ってきているなどというふうに思われます。そこで職員採用について一般採用のほか特別枠、語学でありますとか海外協力隊経験者、いわゆる海外生活経験を有する者、こういった特別枠を設けて計画的に多言語に対応できる職員を採用していくことをご提言申し上げます。町長のお考えを伺いたいと思います。

町長

今後の職員採用につきましてまあいわゆる特別枠、語学でありますとか、まあ1例として青年海外協力隊の経験者というようなことも挙げられてご提案をいただいたわけでございます。町では多彩なまあ人材それから能力、それからいろんな経験を積んだ職員というようなことで、従来の高卒、大卒というような形に関わらずですね、とらわれずに年齢も若干ずつ引き上げたりして人事構成上ができるだけなめらかに行くようなことも考えて、しかもまたいろんなあのまあ国際的な感覚というふうに今言われましたけれども、そうしたニーズも含めて広くまあ募集をかけて、一定の採用試験を通過してまあ採用をしておると、でこれは当然あの定員管理計画の全体の中での方向性とそれから退職者とのバランスの中で計画的にやっぱりやっていかなきゃならないということをやっております。それで従来からあのまあ特別枠ということではありませんけれども、いわゆる事務職に対して資格を持ったそれぞれの職員枠ということ、技術枠でありますとか、当然のあの保育士や栄養士や保健師やということは当然でございますけれども、そうした形の中でまあ採用枠を定めて推進してまいりました。あの今例で示された海外協力隊そのもののあの隊員を直接募集採用ということではございませんでしたけれども、かつて青年海外協力隊として派遣されてひとつの事例として飯島町は採用した経過が、現在職員としておることは事実であります。まあ今後あのいろんなそういう選択肢を広げてまいりたいというふうに思いますが、まあじゃあすぐ来年あのこの語学の別枠でというようなこととか、協力隊の別の枠でというようなことは考えておりませんが、またそうした方がまたいろんな応募の中で出てくれば1つの検討要素にはなりうると思っておりますけれども、今までの従来のような広い選択肢の中で、その中には語学の堪能な応募者もおると思いますが、いろんな経験豊富な方も年齢的にもいろいろ多岐にわたって意欲的に応募してきてくださる方があると思っておりますので、そうしたことを期待しながら今後の採用の考え方というものは進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

折山議員

私の質問を終わります。

議 長

ここで休憩いたします。再開時刻を午前11時10分といたします。休憩。

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

2番 坂本紀子 議員

2番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。飯島町では耕地・自治会という呼称は以前は部落と呼ばれておりました。この部落という組織は一体いつ頃からできたのでしょうか。古くは室町時代が始まりで、原形は江戸幕府の町人支配のころ出来上がりました。明治に入り市制・町村制が成立し、1920年大正9年に初めての国勢調査が行われ、この町内会・部落会の組織が使われました。その後、国はこの組織を使い思想統制を図りながら国民を戦争へと駆り立てていきました。そして太平洋戦争に突入、終戦後占領軍により町内会・部落会はスパイ摘発を狙った組織として廃止されたのです。しかし1950年、占領軍より日本が独立した頃には既に地方ではほとんど復活していたということです。それは終戦後の日本の復興に町内会・部落会の組織を使うことが手取り早かったし、住民にとっても生活を立て直していくのに地域の助け合いのためにこの組織が必要であったからという理由です。その後、部落という呼称は社会的差別を受けていた集団の意味合いも持っていたためだんだん使われなくなり、当町も稲作地帯を理由に耕地という呼び名に変更されました。1960年代都市郊外には大規模な団地が次々とでき、運営の民主化を目指して団地自治会が生まれます。そのころから自治会という呼称が増えていきます。次代の1990年代、阪神淡路大震災で町内会・自治会の果たした役割はとても大きなものでした。政府は防災を考える中でこの一番小さな単位である組織の協力と結束が欠かせないことに気付いたわけです。現代の家族は多様化細分化し、企業は従業員の生活保障を放棄し、行政も広域化と人材削減によるサービス低下の中で、私は耕地・自治会は行政と協働しながら地域の安心と安全を民主的な考えの中で進めていく時代に入ってきたと思っております。また地方自治体の財政難と少子高齢化は待ったなしで進行しております。町は協働のまちづくりの中には区や耕地・自治会の活動が大きなカギと考えております。このような時代の過去と現状を捉えた中での質問であります。最初の質問の、町は耕地・自治会の加入の現状と問題をどのように考えているかということでもあります。現在の各耕地・自治会の加入率は平均でどれ位となっているのでしょうか。よろしく願いいたします。

町 長

それでは坂本議員のご質問にお答えをしております。耕地・自治会加入の現状の問題でございます。なかなか以前からの難しい課題があるわけございまして、現在の各耕地・自治会の加入率でございます。申し上げますと平成25年、今年の8月1日現在の加入率は87.1%というまあ数字が出ております。この集計にはまあ言ってみればずっと前から飯島町町内で所帯をお持ちの中でいろんなあの様々な事情によりまして、いわゆるこの1件の世帯分離をするという家庭もかなりあるわけございまして、そうした方が一方ではまあ未加入という中に入っておるケースが非常に多いと、まあ母屋に対してその別

世帯というようなそういう解釈になりますが、従いましてこうしたことの要素を除きますと実際の加入率はこれよりかなり数字は多くなると、90%前後にはなるのではないかと、いわゆる加入率になるのではないかとというふうに思います。でまあこれはあの同じような課題を抱えております他の市町村に比べて、まあ今までも申し上げて参っておりますように、役場も精一杯の努力をしておりますし、それから各区や耕地・自治会、それから何よりも町内に在住をする方々それぞれのご努力・ご理解をいただきまして、他町村よりかなり高い、いわゆる加入率、未加入世帯が少ないというふうに認識をいたしておるところでございます。以上です。

坂本議員

87.1%ということで、そうですね私も他の市町村をいろいろ調べましたけれどもあの高いと思います。区によりますとまああの七久保区がまあ平均よりいくらか、平均と同じ位よりちょっと少ないくらいで、まあ本郷区が一番高い、本郷区、田切区が高いような数値となっております。それでですねこれを今おっしゃったのは平成25年の8月なんですけれども、あのいただいた資料には平成16年のころの数値も載っております、そのころは今の数値よりもっと高かったですね、90.6%という平均値でした。ので、まあその16年から平成25年の間にあのやっぱり加入率っていうのが少し下がってきているというふうに私は見ておりますが、それでですね今回この一般質問をするにあたり、南箕輪村、それから宮田村、それから高森町、松川町の実態を調べてみました。現在あの南箕輪村の方です子ども人口が増えているということで、平成25年9月現在が人口14,950人で世帯数564世帯で、まああの区の構造っていうのは飯島町は3段階、区があり耕地・自治会があり、それから組合っていうかそういうふうになっているんですけれども、あの南箕輪村が一番上に区があってその下が常会という小さな組織になって、2段階の組織になっていますけれども、ここではですねあの加入率はまあアパート、福祉施設もあるんですけれども、それを含めた中での加入率は67.7%、それであの一戸建てのみ見てみると約70%ということになっております。でここにはあの信州大学の学生さん達が多いのでその多い地区はやっぱり加入率が低いっていうことと、後あの住宅を新しく建ててきている御子柴という地区が加入率が下がっているということでしたが、この中で聞かれた中ではその自治会に加入してなくても、自分達でね防災ということを考えて、加入していない方達で自主的な取り組みとして防災のための自主防災会を作ったというお話を聞きました。それから町の会報はですね未加入者に全戸配布をしております。これは郵送でということでした。それとまあ問題という中では、その中で問題になっていることはどんなことがあるんですかということをお聞きしたら、この地区懇談会に未加入者の方たちには出席を呼びかけたんですけども参加が数件だったということで、まああの残念だったということ。それとその自治会に入るのにやっぱり入会金というものがあるので、その入会金をオープンにしている地区とあのやっぱりオープンにしていない地区というのがあって、村民には全オープンにはされていないということになっておりました。それと若い方達とそれから高齢者の独り暮らしの方たちは徘徊する方たちが増えているという現実があります。それから加入促進のこれといった手立て、だんだんその加入率が下がってきているのでいろいろやっちはいるけれども、やはり加入促進のこれといった手立てはないということをおっしゃってございました。松川町はですね、約加入率80%ということで、またこちらまた違った取り組みをしているんですが、こちらやはり2段階構造

の作りになっています。それで自治会加入促進のために町としては、1件その自治会に入っていたらその町内会に10,000円を支払われるというようなシステムがあるということです。それで松川の場合は駅周辺の辺りとか役場の近所辺りの方たちは脱会するという世帯が増えているということです。これは高齢化のためとかやっぱりあの自治会費が掛かりすぎてちょっと支払えない、それから高齢なので行事にお金を払っても行くこともできないしということでもっと増えているということです。それでそのまあ区の下町内会は非常にあの小さな、3〜4軒から一番大きな塊は100軒位のところもありますが、本当に少ないところは1町内会で3〜4軒というところがありまして、それはまあお隣の町内会と合併をして1つの塊になったという話を聞きました。で、こちらは広報は年度初めに毎年年度初めにゴミカレンダーで多少ズレがあるので、年度初めには全戸配布を郵送でしているということで、それ以外の月は未加入者の方たちは農協とか公共施設、コンビニで自分でもらいに行くというそういう方法になっているそうです。宮田の方はですねまあ85.3%の加入率ということで、宮田も2段組織になっていて、区の下に小さなあの組合がある形になっていて、まあ現状としては人口的には中国人の方が増えているということと、あと面白い取り組みとしては各11区あるわけですけども、11区全部の区ではないんですけども、自分の区に入ってほしいというPRのビラを作っていて、それを住民係に行くとかまあそこに住みたければ住民係の方でその区のビラを転入者に渡していただけるということで、その中に入会金と区費等の記入がありまして、これもやはり11区が全部オープンではないということで、オープンにしているところとオープンにしていないという現状があります。そして広報紙はですね、未加入世帯には全て郵送で配送しております。それともう1つあのやっぱり飯島町もあるんですけども、財産区、財産を持っている区とか自治会がありまして、そこは地縁団体の登録をして法人になっているところがいくつかあるということです。それで最後に高森町なんですけど、ここが一番あのいろんな形の自治会活動の中では進んでいるというふうに私は捉えておまして、面白い取り組みをいろいろやっております。自治会加入の方はですね平成15年から具体的にそして積極的に役場も一緒になり考え、実行しているところです。しかしですね平成23年まで人口が増えていましたが、平成24年から少し減る傾向になってきており、残念なことに自治会加入率は年々少しずつではですねあの下がってきてまして、現在は一戸建てのみで見ると80%を切っているような状況になっております。で、高森町は人口が13,216人で世帯数は4,219、そしてアパートの多い地区がやっぱり加入率が70%を切っているところがあるという状態でした。自治会組織の形は飯島町と同じ3層構造になっていて、7つの区の下に21の地区があつて、それから152の常会に分かれているということでございます。それでこの町はですね平成15年に高森町町民参加条例というのを作りました。この中にはですね最も身近な集まりを自治組織として、町と地域住民が協働して自治組織への加入を進めながら積極的なまちづくりを目的とするという条例内容となっております。それで自治組織の新しい取り組みということで転入をされた方との交流会の開催、高齢者世帯には集会所の周りをお掃除することで、山仕事などの厳しい作業を免除する。それから区費の金額の見直しや初年度の免除、ということはあるのすぐに区に入らなくて1年間あの上のいろんな活動を見ていただいてから入っていただくというようなことも取り組みとして挙げられています。その後、ごみ収集当番の時間帯の変更や短

縮などということも掲げて取り組んでおります。行政はこれらの取り組みに対して3つの支援を行っております。事業に伴う補助制度や、それはあの地区の事業に伴う補助制度ですね、それから交付金などのお金の支援、それともう1つ地区担当職員制によって人の支援、それから3つ目としては町政懇談会、地区計画、女性ふるさとづくりなどの住民からの意見や想いを形にするという活動のサポートという場の支援ということを行っております。で、広報誌に対する考え方は情報公開は平等にあるべきということで、月2回、あの1回は細かい情報のA4のお知らせ版なんですけども、それが8日の日と18日が月の広報誌になるそうですが、常会長までは職員が届けるシステムになっておまして、あのまあその地区担当職員ですねその方達が届けて、それからあと未加入世帯は自分の地区は職員の方が1戸ずつ配布してはいて、あの未加入世帯にだけ配布してはいてそれで回り切れないところを郵送で補っているということです。まあ現在あの高森町の正規職員は90人ということで嘱託と臨時職員全体で220名体制でやっております。まあこうやって条例まで作ったんですけども、残念なことにあのまあ自治会加入は減ってきているという現状がありまして、まあ自治会の問題っていうのは非常に奥の深い問題だと私も思いました。

で、次の質問であります。当町にも表に出てきてはおりませんが、自治会それぞれで問題を抱えております。例えばあのゴミステーションが遠いので近くにほしいという要望をしたけれども断られて、あのそれが原因で脱会したと、それとか古民家を購入しようここに住むつもりで農地を借りて農業をやっていたけれども、地域に解けこめずに他市町村へ転出してしまったと、それとかですねあと建設途中で雨水を水路へ流させてほしいと頼んだけれども、許可が下りずに、近所の方たちからいいという許可が下りずに他町村へ転出してしまい、あのそういう事例もあります。で、まあ町はこういった自治会内の様々な問題を調べて原因の解明をしたことがありますでしょうか。またあのこういった問題がいろいろ持っているということをご存じでしょうか。

議 長

坂本議員に申し上げます。あの南箕輪の世帯が500世帯と言いましたが、間違っておいたら訂正して下さい。

坂本議員

すみません。世帯数5,644世帯です。失礼いたしました。

町 長

まあ上下伊那いくつかの町村を含めて、こうした問題に対するまあ聞き取り、実態を把握されたということで、大変ご苦勞様でございました。大変参考になりましたし、それからまあ町も同じような努力をしてどこもやっておるんだなというようなことも感じますし、また違った取り組みもあるんだなということも理解をいたしました。なかなかこれはあの町村ごとに難しい問題も抱えておまして、単なる加入率がどうのこうのという数字だけの問題ではないと、奥の深い問題ということも改めてまあ感じるわけでもあります。できれば何としてもこの耕地、地域に入っているいろんなあの共有する生活圏の中で一緒に地域とともにやっていっていただきたいという思いはみな同じだというふうに思います。であのいろんなケースについて町もそれぞれの課を挙げて立場立場でその部署でいろんな相談に応じたり、またご指導もしておるということでございまして、いくつかの相談によって解決したものもございまして、なかなか難しいという例も聞いております。ただあのこうしたことに統一的なまあアンケート等につきましては、かつてあのそうした意識調査をいたしまして、特にそうした方達にお集まりをいただいて私も自ら出席をして懇談会をしたというようなケースもございまして、それから市は含まれませんでしたけれども、郡下の6町村、

この理事者・総務課長会議等でもこのことを受け止めて課題にしているいろいろ意見交換をした場面もございます。なかなかあの有効な1つの解決策というものはないわけでありましてけれども、やはり相互の地域のコンセンサスを得ながら、行政も必要な手を差し伸べながら、また地域の大きな包容力を持って迎えていただけるような、そういうことが何よりも大切であるという結論に達しておるわけでございます。そういう状況でございますのでひとつご理解をいただきたいと思います。

坂本議員 問題についてはいろいろとご存じだということと、まあ課を挙げてそういう問題に応じたりしている面もあるけれども、難しい部分もあったということは今おっしゃったとおりでございます。それで3の質問になりますが、町は耕地・自治会の加入金や自治会費、区費とまあそういうことを定住促進室で調べたことがあると書いておりました。それで町外から移住や転入を目的に窓口へいらっしゃって自治会加入の話をするときには、その方には自治会加入金とか自治会費、区費などはどれ位になるかというのを教えているというわけでしたけれども、それはあの方達には見せていないということで、できないと私も断られたんですけども、その理由はどこにあるのか、どうしてあのそれはそういうことはできないのかというその点をお尋ねしたいと思います。

総務課長 それではあの今お話のございました自治会費とか加入金とか公表できないか、どうしてできないかということだと思いますが、あの今お話がございましたように平成23年度に定住促進という意味合いもありまして、総代さんそれから自治会長さんにご協力いただきまして調査をしたものが現在行政の方ではあります。ただあのこの調査をする段階で、お願ひする段階でございますけど、公表しないということでございます。あのその中には単純に金額、例えば10,000円という中にはそれぞれの自治会なり耕地なりでいろいろ積み重ねた中でその額が出ているということもございまして、今申し上げましたように公表もしないということでありましたので公表はしていないということでございます。以上です。

坂本議員 公表されていないということですが、その転入者の方達には例えばA自治会とB自治会とお家を建てるのにこう悩んでいる場合に、その過程として両方見せてくれるとかそういうふうなシステムにはなっているのでしょうか。

総務課長 公表しないということでございますので公表はできないと思います。

坂本議員 私が定住促進室で聞いた話によりますと、転入したいっていうかあの、転入されるとか土地を探しているその方には見せるというふうなお話だったんですけども違ったでしょうか。私がではなく、住みたいという方には見せるというお話だったんですが、そういうふうには私は聞いたんですけども。

総務課長 その住みたい場所についてはあくまでも目安という形であの当然公表することもあるかもしれませんが、ただその中には先程も申し上げましたように、例えば10,000円だったりするとあの積み上げた金額っていうその理由があると思っておりますので、そこまではちょっとあの分からない部分があったりするものですから、と、まあ若干その年数によって変更している可能性もございまして、まあある程度目安では報告、その該当する地区のみはあの可能かなというふうには感じております。

坂本議員 ちょっと私の定住促進室から言われた感じとちょっと違っておりましたので、あのまああのそこに住みたいという方には見せているということですが、その細かい話はちょっとそこまでは把握していないというお話でございます。そうしますと1-4の定住してもらう

にはまあ税外負担といわれる、つまり具体的に言えば各公民館の活動費、区費や、自治会費の内容や、それからまあそれとはちょっと違った公共を守るための費用ということで水路費やゴミステーションの管理費などあります。そういうことをそこに住むということになればしながらような、まあその自治会に加入すれば払うというようなそういうような説明は定住促進室の方でやっていたらいいのでしょうか。

産業振興課長 1-3の関係でもありましたけれども、具体的なあのそれぞれ個別の相談につきましては、あの定住が、町へ住んでいただけるということがだんだんあの相談の中で決まってきた段階で、それぞれ個別に対応しているところでもあります。で、その中で耕地自治会の掛かる費用ですとか、あるいはあのそれぞれあの区、その他の団体の状況も細かに説明しているところでもあります。ただあの情報がですね先程総務課長の申し上げましたように、公表しないことを前提に調査したものでございますので、数字的なものについてはこの位の費用がかかるというような、具体的なあの数字ではなくて、大まかな数字の中で説明をしている状況です。

坂本議員 そうしましたらお家を建てられて、あのまあ住んで自治会に入るか入らないはまあその任意だとしても、その後で何かあの定住促進室で説明してくれたのと違っていたとかいう、そういうような苦情とかそういうのはございせんか。あのまあ理解して住んでいただいて満足されているのでしょうか。そこら辺はどうなんでしょうか。

産業振興課長 最終的にその自治会、耕地に加入するにあたりましては、当該する自治会長さんそれから耕地総代さんに直接向ういていただくようになっておりますので、その段階で確認していただくということになるかと思っております。あのあくまでもこちらの調査に基づいて、23年度の調査に基づいて行ったものですので、数字的にはあの変動している場合もありますので、その点はその時点で確認していただくということでございます。

坂本議員 問題は別に出ていないということの認識でよろしいでしょうか。

総務課長 その金額がどうのこうので問題になったっていうのはあの私どもでは聞いてはおりませんけれど、ゴミの関係とかそういう部分の話の中で若干脱退したいとかそういうお話があって、総務課それから住民税務課、それから定住促進室、まあ庁内関係するところで協議を持った中で地元の総代さん、自治会長さんと調整をしたり、それから本人とも話をしたりしたそういう経過はございます。そういう例はございます。

坂本議員 分かりました。そうしましたら次の1-5にいきます。宮田村では自治会が持っている土地や山がありますけれども、それがあの名義が1人ではなく複数ある場合、税制上死亡した場合の手続きが煩雑になるということで、地縁団体による法人化をしているところがあるということでございましたが、当町の自治会にはそういった財産を持っている自治会もあると思うんですが、そちらは毎年自治会長が変わるわけで、税制上のそういったあの問題は認識したうえできちんと手続きが取られているのでしょうか。

総務課長 あの地縁団体ということでございますけれども、あのまあ要するに耕地・自治会、区等がこの組織に該当すると思うんですが、あの財産等持っている区、それから耕地・自治会ということで、飯島町の中では法人化された区、耕地や自治会は現在ございません。

坂本議員 ではあのまあ法人化しなくても特に今までにおいてそういった税制上の問題はなかったというふうには捉えていいのでしょうか。

総務課長 税制上というか、あの現在これはあの若干確認したこともあるんですが、例えば耕地な

り自治会で財産を持って山を持っているとかそういう場合、例えば神社有地に登記しているとか、それからまあまたまあのそれぞれの自治会がそういう形に登記しても、あの分かっている範囲では町の方では例えば課税台帳上は所有は何々耕地、何々自治会、何々区っていうように、はっきりしている部分にはしているところもございますけれど、それはあの全部調査したわけではございませんので、ただそれは課税にはなっていないというように思っております。

坂本議員 あの前質問したのはそのもしあの代表がっていうかそれはその法人の名前になっていると思うんですが、それでもその自治会のトップになった場合はその方が会長ということになりまして、事故もなく1年間が過ぎればいいわけですが、死亡事故とかそういうふうになった場合にあのまあその会長の名前で登録している場合は非常にあの煩雑な仕組みになっているということを聞いたんですが、特にそういうこともなく財産が次の総代さんに受け継がれていくということ、過去においては全部そういうふうな形にきているわけなんですか。

総務課長 あの前質問は申し上げましたように、法人化されているところはないということでありまして、登記もそういう形で法人で登記されているところはございません。ただあの平成3年の時に地方自治法が一部改正になりまして、市町村長の認可を受ければ地縁団体に法人化を付与することができるというように制度が導入されております。でその時に各区、自治会、当時はあの全部耕地ですか、区、耕地に調査をいたしまして地縁団体の認可はどうですかっていうことを聞いた経過があるようです。ただその時にはそういう団体への認可の希望はなかったというように聞いております。

坂本議員 ではわかりました。次の1-6の質問に行きます。町内の高齢化や少数家族化が進む中、所得格差が区費、自治会費の個別割の考え方や募金や神社費を自治会組織を用いて集金するあり方は今後問題になってくるのではないかとと思われるが、高森町では区によっては先程言いました75歳以上の高齢者世帯は集金を除外して、集金は除外するんだけど自治会にそこにいるというそういうやり方もあります。またあの公共の作業においても重労働の作業からは75歳以上の方たちは外すような工夫をされております。またあのそういう様々な取り組みをしているわけですが、こういうように地域によって自治会に対する考え方は様々であります。今後ですね自治基本条例を作っていくことになると思いますが、それ以前にですねこのあの地域に密着した大きな課題であります自治会加入における様々な問題を、区長、それから自治会長、耕地会長、あとは定住促進室などや新たに越して来られた住民、若い世帯代表などや子育て世代などが集まる中で検討する必要がありますが、それまあ仮称、耕地や自治会問題研究会のようなものを作り、そういうものの呼びかけ人として町がなることを提案したいと思いたいがどうでしょうか。

町 長 まあ様々なあの難しい問題を抱えたこの未加入問題であります。あのそれぞれのまあ世帯によっては所得の動向によってなかなかその区や耕地・自治会等の加入金あるいは経費負担というものに耐えきれないというようなこともあることもまあ事実だろうというふうに思います。そこはまああのやはり町の立場としてですね、そうした自主的な運営でなされておるそれぞれの組織に対して町がああしろこうしろということはないかなにかないんではないかと、ひとつの壁があることは事実でございます、やはりそこはあの自主性に任せてそして当事者間、いわゆる地域間の中で考えていただいて、できるだけまあ受け入

れやすいように、また加入される方についても理解をいただいて歩み寄っていくこのコミュニケーションが大事であろうというふうに思っております。で、このことはあの今までいろいろな窓口を通じて、このご提案に対しての件でありますけれども、やってきておるわけでありまして、ただあのあまり深入りしていかとかいう問題もあるわけですが、そうかといって町は傍観者であってはいけないということでもありますので、今までのようなことを積み重ねながらやっぱり情報の交換、連携というものを常に行ってですね、その必要なこの橋渡しのものができるならばそうした形で町も関与していく必要があるということでございます、これはあの従来通りやっていくということでございます、改めてこうしたあのいわゆる考える場づくりとか組織的なものを作るというようなことは今考えておりません。

坂本議員 生涯学習まちづくり計画パートⅣの進捗状況はどうなっているかという質問であります。最初のあの3点がありましたが、あまり時間がないので、まあ最初の1点は最初に質問いたします。このパートⅣの内容は非常にあの盛り沢山の内容が盛り込まれていますけれども、この中で特に重要な点はどこにあるかと教育長は考えておられますか。

教育長 それではお答えしたいと思います、計画パートⅣにつきましてはですね、それまでの計画を検証して社会情勢の変化、あるいは第5次総合計画との整合性を図った上で、今年度から向こう5年間の計画として策定しました。盛り沢山の内容というふうなご指摘でありますけれども、それだけ思いが込められた計画であるというふうにご踏まえていただければありがたいというふうに思っております。この4月から社会教育指導員を1名増員しまして、2名体制で生涯学習センターと公民館やあるいは地域との連携強化に取り組んでスタートしたところであります。あのその流れの中で大きな点につきましては、これまでありました中央公民館をですね発展的に生涯学習センターに統合、移行したというのが一番の点であります。従いましてこれまで中央公民館が行っていた各種事業を、勿論生涯学習センターでは行いますけれども、地域の公民館でもできるところは進めていただくことであります、盛り沢山の中とありますが、重要な点はこのご指摘であります、およそ3点にまとめてご理解いただければと思います。その1でありますけれども、総合的な生涯学習の推進や支援を行うのが生涯学習センターであると、それから全町的な学習機会の提供を行っていくということが1点であります。2点目は公民館が一層地域住民の拠り所となる施設ということで、地域づくり支援員を配置したわけですが、先程来問題になっている地域の課題こそですね、地域の生涯学習の拠点として先程の議論にありましたような課題はですねむしろその場で解決していくことがいいのではないかなと、そういうことを踏まえてこれは2点目です。またやすらぎの場として気軽に集まっていたける、なかなか中央公民館とか町の中心部まで来れない方がですね、地域の公民館に集える場所、そういう場所を目指していくというのが2点目です。3点目はですね先程申し上げましたように地域の課題解決に向けてですね、そのことが地域の活力を一層高まってくると、そこから生み出されてきた学習機会、学習問題、学習課題をですね共に解決していくことで、地域の活性化、あるいは地域づくり支援員と連携して地域の活性化を進めると、これが大きな3点目です。以上です。

坂本議員 3つの大きな点をおっしゃっていただきました。先程まあ自治会の問題を言いましたけ

れども、それこそがまあこういう地域の中で話をしながら解決していく課題と私も思っておりますので、是非それを行っていただきたいと思います。そして2と3を一緒にしますが、そういう中でやはりあの人材バンク登録者にもこの計画の協力者となってもらうよう学習会を開くことが必要だと思うが、その点どのように考えておられるかということと、先程の自治会加入の問題も言いましたけれども、まあ自治法を知っていればあのまたそういう問題も解決の予先が見えると思います。それからまた平成24年度の行政報告書の内容を見ますに、憲法、人権、現代史を紐解くなど今の経済社会情勢にすぐ役立つものが少ないと感じます。難しい内容ではありますが是非今後の事業に盛り込むことを提案しますがいかがでしょうか。

教育長 人材バンクのご質問でありますけれども、まあ地域づくりや生涯学習の推進につきましては、やはりあの生涯学習センターの職員だけでは進まないものでありますので、地域の皆さんの協力なくしてはできないというふうに思っております。そのためにですねスポーツや公民館活動を通じてですね人材の発掘や育成を行っておりますし、以前は公表しておりましたけれども、人材バンクの貴重な資産は社会的な重要な資産として大事に保持しておることはご承知いただきたいというふうに思います。それから2つ目のですね憲法、人権、現代史を紐解く内容が少ないというご指摘でありますけれども、議員もご参加いただいております男女共同参画の講演会、それから人権研修会、それから文化祭のそれぞれの機会に通じてですねそれは織り込み済みであると、単品でですねなかなか取り上げるということは住民の意識の問題もありますし、なかなか難しいことでありますので、男女共同参画この前の例えば文化講演会で放射線の話を行いましたし、男女共同参画のあの4コマ漫画で段丹映子さんの講演会もありましたし、すべて理念に通ずるところは取り組んでいるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

坂本議員 終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午後12時 2分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。
坂本議員より発言を求められておりますのでこれを許可します。
坂本紀子議員。

2番 坂本議員 先程あの町長の指摘のあった発言の部分は撤回したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。すみませんでした。

議 長 休憩前に引き続き一般質問を行います。
11番 堀内克美 議員

11番 堀内議員 それでは通告に基づきまして一般質問を行います。初めに住民懇談会についてをお伺いをいたします。毎年続けられておりました住民の皆さんと町との懇談会、まちづくり懇談

会は例年年度の初め5月に実施をされておりましたが、今年は未だにまだ実施されておられません。形の上では区あるいは耕地が主催者となって開催をされておりますが、町の要請を受けての開催でありまして、テーマにつきましても4区とも同じテーマで実施をされております。過去5年間の動向を見ますと、平成20年度が町予算についてで出席者が全体で123人、21年度が予算概要、昭和伊南病院経営改革プランについて、これが208人、22年度につきましては第5次基本計画についてということで耕地単位で実施をされました。これには耕地単位ということで1,120人が出席というようなことになっております。平成23年度には区単位に戻りまして第5次総合計画と予算、伊南バイパスの進捗状況、東日本大震災の被害状況がテーマで232人、平成24年度は安全安心のまちづくり、地域の防災についてを考える、これで256人という出席を得ております。平成22年度は耕地単位でありますので除きましても、これを見ますと年々参加者は増加しております、町民の皆さんも町政に対する関心が高くなっているとそんなことがうかがえると思います。またあの昨年の懇談会では防災問題に対する関心が非常に高い時期でもありましたので、多くの意見が出されて活発な懇談ができたということで、町としても評価を行っておったというふうに記憶しております。住民懇談会は町としましても、一般町民との皆さんとの唯一の直接対話の機会ではないかなとそんなように思います。生の声をお伺いする貴重な機会と捉えますが、今年度については先程申し上げましたがまだ実施をされておられません。未だに実施をしていないんですが実施についてそのしない理由等について町長にお伺いいたします。

町 長 それでは堀内議員の質問にお答えしてまいります。住民懇談会の件でございます。今年度はまだ実施をされていないがということでありまして。お話にございましたようにこの住民懇談会は直接まあ住民の皆さん方の声をお聞きするというので、これまで区単位あるいは耕地・自治会単位で開催をしてまいりました。大体、毎年度当初に新年度予算の概要等を説明し、併せてその折々の是非まあ町民の皆さん方にご意見を聞きたいようなテーマに絞って、まあひとつ併せて懇談会を開催してきたわけでございます。お話にございましたように昨年は特に地域防災計画の見直し、防災対応というようなことが大きな1つのテーマでございましたので、「地域の防災について考える」を主テーマに多くの住民の皆さん方のご参加をいただきまして実施をいたしました。本年度につきましては地域の方からもうどうも予算概要だけの説明ということになりますと、まあ有線やその他広報やいろいろあるので形骸化になってしまうというような声もあるわけでございまして、それから今年度まあ特にあの報告を申し上げてご意見を聞くというような段階のもの今特別なテーマもちよっと持ち合わせていないという、正直申し上げて、そんな感じがしておりますので従来のようなこのテーマを絞った懇談会は実施を見送ってまいりました。まあ個々の件につきましては各所では実施を小さいものからいろいろございますけれども、必要に応じていろんな講座を含めて行いました。特にあの全面見直しを行いましたハザードマップや防災のしおり等につきましては、防災訓練の折にも各耕地自治会単位に担当職員によって説明をさせていただいたわけでございます。あのやはりお話にございますようにこの住民懇談会というのは行政とのひとつのパイプづくりというようなことから大変重要な部分に位置付けております。まあ今後につきましてはあのどういうテーマでもってというようなことを検討してまいりますけれども、まあ一方であの議会の基本条例等も制定されて、議会

の皆さん方もまた膝を交えて懇談をしていくというような予定になっておるようでございますので、そうしたことを調整しながらまたテーマとの考えも含めて、必要であれば今後、今年度は実施をするものはしていきたいというふうに思っておりますが、今のところ確たる予定は持っておらないということでございます。まあ次年度以降になりますとまたあの消防の広域化の問題や、それから先程から出ておりますリニアの目指したもののまちづくりというような広い意味のまた課題、それから来年から着手をしておりますその前提条件としての後期基本計画策定に関連することなどまたテーマがいろいろ出てまいりますので、そんなことが目白押しでございますので、そうした具体的なテーマを持って今後は実施をしてみたいというふうに考えております。今のところはそんな状況でございますのでご理解をいただきたいと思えます。

堀内議員

お答えをいただきましたが、まあこの住民との懇談会は重要性につきましては認識をされているが、今年はテーマがないというお話でございました。ただあの先程の防災訓練の際の防災マップの説明はあれ、一方的なお話でございますので懇談とはちょっと違うと思えますので、そのことはまた別だと思えます。それから25年度以降のいくつかの今問題があるというようなこともお話がありました、ここらも今年あたりから既に話もしてもいいような問題があるのではないかなとまあそんなふうに思えますので、できるだけ住民との接点を町も多く持っていただくようお願いをしていきたいと思えます。今町長からも話がありました、議会といたしましても今年の1月に議会基本条例を制定し、住民との対話によりまちづくりの推進、これについても重要な課題のひとつとして捉えてきております。昨年度につきましては議会基本条例制定ということで、それぞれ4区の区長さん達にお世話になりまして4区懇談会を実施をしてみたいと思えます。多くの町民の皆さんにご出席をいただきまして、また多くのご意見もいただいております。まあ議会基本条例制定についてが中心でしたのでその話題を中心にお話をしたんですが、どうしてもその話題というのは町の行政執行の問題に多くいくところで、住民の皆さんからもそんなような質問が多く出されております。ご承知のように議会には執行権がありませんので、具体的な内容を伺われても我々にはお答えするものが持ち合わせておりません。そういうことでそういう場合にはまた持ち帰って町に協議すると、そういうお答えをすることしかできませんので、今町長からもお話がありました、もし調整できましたら町と議会が一緒になって懇談会を行えば、そういう問題にも即座に回答ができる、まあその場で解決ができる問題が相当あるのではないかなとそんなように思えます。町と議会は車の両輪とよく言われております。同時開催、町長の方からも先程お話がありましたので一緒にしたらどうでしょうか。まあ町民の皆さんにつきましても二度の懇談会が一度で済むということになりますので、一石二鳥ということになります。まあ国の政治は3本の矢と言われておりますが、住民と行政と議会、この3者が一緒に懇談することは元気の出るまちづくり、このために重要なことではないかなとそんなように思えます。まあ今年度につきましては議会でも10月から11月にかけて、これも区長さん方にお世話になるわけですが懇談を計画をしております。これらの対応について町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

町長

あの確かに議会と歩調を合わせた形をとっていくのもいいことではないかというふうに思えます。今ちょっとあのお聞きして、議会の方は10月から11月にかけてという日程を初めてちょっとお聞きしましたので、果たして今年の場合そのタイミングが合わせられ

るかどうかわかりませんが、あの先程申し上げたテーマを少しまあ先取りして、駅も決まってくる、決まっていかま方向が出されることもありますし、それからあの消防の広域化の問題につきましてもまあ年内から2月位までかかっているだろうと、概ねの骨子が固まってくるのは、というようなタイミング、それからまあ次の次期計画についてはまたその手法はまだ決めておりませんが、現況の町政、まちづくりのアンケート回りも取っていく必要もあろうかというようなことで、その段階であのフラットなことでまあ懇談会もあってもいいのかなと思っておりますが、ちょっといずれにいたしましてもあの今年度についてはまだ半年もございますし、また新年度予算の編成時期からまあ議決をいただいた新年度早々というようなタイミングもありますので、ちょっと幅を持たせていただければいいかなと思っております。まあ今年度についてはまだ半年もございますし、また新年度予算の編成時期からまあ議決をいただいた新年度早々というようなタイミングもありますので、ちょっと幅を持たせていただければいいかなと思っております。まあ今年度についてはまだ半年もございますし、また新年度予算の編成時期からまあ議決をいただいた新年度早々というようなタイミングもありますので、ちょっと幅を持たせていただければいいかなと思っております。

堀内議員

前向きなお答えをいただきましたのでお願いしたいと思えますが、議会につきましても細かい内容はこれから詰めていく段階になっておりますので、できたらまあ一緒にということを進めさせていただけたらと思えますのでよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは次の質問に移ります。職員教育についてでございますが、臨時職員を含めて約200人の職員の日常業務の執行に対する質問についてをお伺いいたします。職員教育につきましては初級職員から上級職員まで、また嘱託職員や臨時職員などの職種別など幅広い研修が実施されているものと思えますが、それぞれどのような研修が実施されているのか、まあ細かくいくと時間がかかるかと思えますので要約して結構でございますのでお答えをいただきたいと思えます。

町長

職員教育についてでございます。まあ200人からなる全職員がいるわけでございますけれども、やはりこのあの指導体制、きちんとした住民に顔を向けたひとつの体制をとってサービスの向上を図っていくという、これはあの理事者以下職員の責務であることは間違いございません。でまあいろいろあの私も常々職員にはまあ、口酸っぱくと申しますか、指導をしておりますが、まあ私自身も含めて常に職員は住民の目線に立って、そして職場の和を大切にしながら住民のためにまあ気概を持って職務にあたってほしいと常々督励をしておる次第でございます。具体的になりますけれども、町の職員教育はまあ飯島町の人材育成基本方針によりまして職員資質の向上に努めておるという基本的な考え方があるわけでございます。特にまあ身近な接遇といたしましては、窓口の接客とクレームに対する対応の問題、研修会、こうしたことをはじめ新入職員には採用前の事前実務研修、採用後は新規初級職員研修の中でも接遇や行政事務の基礎を学んでもらって、それから臨時職員にいたりしても常に同じように窓口の接客業務の多い職員を中心にして、コミュニケーションスキルアップ研修を実施をして、接遇やそれからまあよく言われますこのおもてなしの気持ち、心、ホスピタリティーの向上に努めているところでございます。まあこうしたあのいろんな様々な職員の構成段階等の職責段階における研修も数多くあるわけでありまして、やはりあの身近な毎日のこの職務姿勢というものが明るくこうやっていかなきゃならんということは当然でございます、毎日始業前には朝礼を実施して、あいさつや行事内容を確認してみんなが共有化していくということにも努めておりますし、

それからいろんなあの階層での組織の階層を使ってのまあ課長会や課会等、職場の課題についても自分自身でまあ閉じ込めることなく、みんなでそのことを披瀝し合いながら、問題解決を図りながら全体として解決を図っていくというこうした共有化と申しますか考え方を指示徹底をしておるところでございます。今後、小さな単位でございます身近な足元の職場会議というものも大切でございますので、こうしたことを中心に職場管理、職員指導を一層進めてまいりたいと考えております。

堀内議員

お答えをいただきましたが、私はちょっと最近、職員の皆さんに元気が少ないようなふうに見受けられます。あいさつは非常に良いあいさつができて感心をしているんですが、ちょっとそのことが気になっているところです。先日も監査委員の決算審査意見書、この中にちょっと気になる意見がありましたので述べてみたいと思いますが、総括意見の中で「責任ある職員の適正配置の項」というのがあります。その中でございますけれど、原文のまま読みますと、「職員構成について近年の構成内容をみると正規職員の年々の減少に対して臨時職員及び嘱託職員に負うところの増加がみられる。人件費の増加を抑えることなども影響される場所であるが、」この後が問題だと思いますが「職員から聞こえてくる責任ポストへの配置は適切か、人材育成に支障はないか」こういう意見が監査委員さんの審査報告書に載っておるところでございます。まあこの監査委員さんの意見の内容につきましてはまあ理事者の皆さん監査報告の際に内容を確認されておるかと思っておりますので、この内容についてどんな問題であったのか確認をされておりましたらお答えをいただきたいと思っております。

副町長

ただいまの監査委員の意見書の中に触れられております責任ある職員の適正配置の問題でございます。監査委員さんの方からは念を押されて言われたことは、あくまでもこれは参考事項としてお聞きくださいということで3点を記載をしましてということでございます。なおただいまのご質問の内容について課長の方から、決算審査で出た意見なのか、またこの「 」の中で書かれている内容は具体的に何かということで質問をしましたが、監査委員さんの方からのお答えとしては決算審査の中で出た意見ではなくて、休憩の時間に話をする中で聞こえてきたという話であって、またあの「責任あるポストへの配置が適切か、人材の育成に支障はないか」ということについて具体的なお話をこの際には聞くことができませんでした。以上でございます。

堀内議員

まあそうは言われましても審査報告書に字になって残っていますので、まあある意味では監査委員さんも重要な問題として捉えて、多分活字にしてあるのではないかなとそんなふうにあります。具体的な把握はないようですが、私の耳にもこれとはちょっと違うんですが聞こえてくることありますが、まあ職員につきましてはそれぞれ課長、係長、主査、主任、それぞれの立場でいろいろ職務をやるべきことが定められておるわけでありまして、その辺のところのお互いの意思疎通がどうもうまくいっていないようなところが若干私の耳にも聞こえてきているところがあります。まあ監査委員さんもこの部分をもししたら雑談の中でそういうことを言ったのではないかなと私は勝手に勘ぐっておりますが、もしそうだとすると上下の関係についてがどうもうまく信頼関係が上手くとれていないのかな、そんなように思います。是非内容について確認をされて、事があまり大きくならないうちに問題解決を図っていただくよう、私の方からはお願いをして次の質問に移っていきたいと思っております。

副町長

次に事務処理の適正化について、特に公文書の処理に絞ってお伺いをいたしたいと思っております。公文書の書式、それから公文書の発信者につきましては公文書と事務連絡等いろいろ文書があると思っておりますが、それぞれ指定された型があるかと思っております。また文書の発送なんかにつきましても大体会議や何かの通知文書についてはどの位前に発送されるのか、以上3点についてお伺いをいたしたいと思っております。

ご質問の件でございますが、事務執行の適正化についてまあ特に公文書ということで、町の行政としての意思決定を出す文書の起案、通知、照会等につきましては、文書作成のマニュアルを作っております。新しく職員として迎える人達に3月の時点からその内容について勉強会を開き、そして実際の実務の中ではそれぞれ職場の先輩から手を取り教えて、その実務を行っていくということでやっております。で、発信者につきましては町の意思決定という大事な部分がありますので、基本は町長名で行っておりますが、各課の課長に専決事項として委任された事項に関する部分については課長名で発信する文書もあるかと思っております。でこの内容につきましては、それぞれ課長の責任において内容について執行されているということでございます。なおまたあの会議等の通知の文書等につきましてはまああのこちらに来ていただく人達の日程の都合等の調整もございまして、あらかじめ調整をした中でやっていく会議であればもう事前に承知をしておっていただくということもございまして、まあ概ね2週間位を限度として通知を出すということもございまして、もう1つはその郵便の事情がございまして、前はあの今日出せば明日町内には着くという事情がありましたけれども、どうしても今日出しても明日着かないという郵便の事情がございまして、できるだけその間についてはそういった日数も見ながら余裕を持って出すようにということも指示をしておるところでございます。なおまたあの臨時的の皆さんも非常に多いわけでございますけれども、臨時的の皆さんの起案するような文書については当然上司が内容を点検して確認した上で執行しているということでございましてお願いいたします。

堀内議員

大体想定したお答えをいただきましたが、ちょっとあの最近気になることがあったのでお伺いをしたところでございます。実は私がある書類を申請したところでございますが、当然私の自書の文書でございます。それに対するお答えが郵送で来たところでございます。封筒の宛名が間違っておりました。まあそれだけ私が役場の中じゃ知名度が低いというようなことを感じたところでございますが、まあそうは言ってもあの私が出した書類に対するお答えですので、このことは私は重大な問題だと思います。まあまたまた私のところへ来たものですが、他の町民の皆さんの所へ行かれた場合には余計あのそのことに対して気を揉むと思っておりますので、是非あの職員の指導についてよろしくお伺いしたいと思います。また会議の通知ですが、今年の7月頃ですか、一月位前に会議の通知が来ました。そんなに早く来ちゃうと我々も忘れてしまうことがありますので、先程2週間ということでしたが是非そらのところもあの細かいことですが指導をお願いしたいと思います。まあそれぞれあの多くの職員の皆さんがおりますので、まあミスというのはまあ起こることはある意味ではやむを得ない場合もありますけれども、できるだけそういうミスを少なくして住民との関係をより良くしていく、まあそういうことが少なくなれば良くなると思っておりますので是非指導の徹底をお願いしたいと思います。次にもう1つ細かいことにこれもなりますが、経費削減意識の徹底についてお伺いをいたしたいと思っております。我々議員に対し

では、役場からの文書につきましては議員控室にあります文書棚、その中に経費削減ということで世帯員を含めて置かれております。まあ昨年まではほとんどがその棚に入っておりまして、一部どうしても家へ来るところがありましたがほとんどそこに入っておりました。今年度に入りまして、自宅に郵送される郵便が非常に多くなりました。まあ一通 50 円、80 円の文書ですがこれも溜まれば結構の量になると思います。経費削減ということからいくと、せっかく議員は1週間に1回は議会事務局に顔を出せよと言われておりますので、その位の余裕を持った文書であればそこに入れておいていただければ確認ができるものでありますので、是非そんなことをお願いしたいと思います。また今もちょっと話を出しましたが、昨年度、事務局の話ではこの文書を事務局に持ち込まない部署があって、多分そこはほとんど大体決まっているよというようなことをお伺いしました。その事務局で、どうしてこの事務局を通して文書をということを言われているということは、事務局で議員の日程等の把握をできたらしたいと、そういうことも含めてこのところへ是非お願いしたいということになっておるということをお伺いしております。それぞれのお互いの連携、それから経費の削減、そういうことから是非そのことの徹底について、特に私はあの今年4月からというのは臨時職員の皆さんも多分代わられた方も大勢おったりして、そのことが職場で徹底されていないのかなあ、そんなふうに感じましたのでそこら辺について各課長からとは申し上げませんので、総務課長からお答えをお願いしたいと思います。

総務課長 あのお話は真摯に受け止めて、まあ課長会等を通じましてそれぞれに話をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

堀内議員 職員教育は日常の職場での指導の積み重ねが重要でありまして、このことが職員としての人間形成に大きく影響するものと思います。飯島町の将来を担う職員の育成のため是非職員指導の徹底をお願いいたしまして次の質問に移りたいと思います。

次に職員の処遇についてをお伺いをいたします。まず初めに人事異動についてをお伺いをいたしたいと思います。まあ基本的には毎年4月に定期人事異動があります。職場により在籍年数の長短等があらうかと思ひますし、職員の適性によってその人のその職場での長短もあらうかと思ひますが、人事異動の基準というのが多分あらうかと思ひますが、どんなところに置かれて実施されているのか、またその職員の能力は外の人から見ても分からない個人の能力もあらうかと思ひます。適材適所に配置されないために能力が生かされない職員、こんな方も中にはおるかと思ひます。そういう人に対しては希望する部署への異動機会、これを与えるための自己申告制度、これが町の中にもあるようでございます。この適用が今までに行われたことがあるのかその点についてお伺いをいたしたいと思います。

町長 3番目のご質問は人事異動、職員の処遇についてのまず人事異動の質問でございます。まああの一般的に人事異動につきましてはその組織、職場の活性化、それから適材適所による組織力の向上、更には職員の能力や技術のアップを目的に実施をしており、やはり1つの職場での惰性、マンネリ化というものも防いでいかなきゃならん、こういういろんな思いの中から実施をしておるわけでございます。異動の期間は概ねまあ3年に1度が一応まあ目安としてはこれまで行ってまいりましたが、なかなかあのこうばかりはいかない部分もありまして、専門性のある職等については5年以上になる場合もありうるということでございます。なおまたあの全体的には事情によってはこうもいかないこともあるとい

うことをご理解をいただきたいというふうに思ひます。それから自己希望の申出制度でございますが、一応あの明文化した制度化はしておりませんが、職員の意欲は理事者、課長等の立場の中でできる限りまあ汲み取れるように懇談をしたりして、このそれぞれの立場の中で汲み取れるように努力をしてきておりますし、また今後ともそうしたことを続けていきたいというふうに思ひます。なお併せてまたあの今、人事評価制度というものを実施をしておるわけでありまして、こうしたこの運用の中でこうしたものも捉えて行けることができるかどうかということも今後のまあ検討課題として考えてまいりたいというふうに思ひしております。

堀内議員 今お答えの中でその自己申告制度が具体的には適用されてはいないが、それぞれ個人との懇談でそのような対応は行っているというお答えかというふうには私は今お伺いしましたので、厳格にいうと、自己申告によってそれを認めて人事異動を行ったということはまだないというふうなのがお伺いします。

町長 あの職員のいろんな提案的なことについてはひとつの文書化したものはありますけれども、この人事異動に伴うこの申告的なものについての明文化したものはないということでございます。ただあのいろんな思いの中でその職員との懇談的なまたいろいろ話し合いの場面もあるわけでございます。あの中にはそうしたことのいろんな自分の将来的な考え方、それから身体の都合とかいろいろあるわけでございます。そうしたことをまあ聞き入れたというような、あるいは参考にしたというような部分の例は幾つか過去にもございました。

堀内議員 何でこんなことを質問したかって言いますと、町の、飯島町人材育成基本方針Ⅱ、人事異動という項目がございまして、その中に人事異動の自己申告制度というのがあるんです。そういうことであの人事異動についてのそういうことがあったのかをお伺いしました。まああのそれぞれ把握してまた是非対応をお願いをいたしたいと思ひますのでよろしく申し上げます。それからちょっとあの今年の7月の人事異動についてですが、まあ人事異動は理事者の専権事項ですのであまり私が申し上げることではないと思ひますが、4月に異動された方がまた3ヶ月で元の職場へ戻られたということで、まあ新しく動いたところで心機一転頑張ろうと思ひていたところをまた元の職場っていうのは、私としては本人の気持ちは何となく分かるような気がします。やっぱりあの日頃からそれぞれの職場への適材の人間の育成っていうのはこれ非常に大事なことだと思ひます。今後このようなその短期間で人事異動ということのないように是非対応していただきたいと思ひますので、町長にお答えをお願いいたします。

町長 まああの自己申告制度、人材育成の計画の中に言葉としては謳ってあるんですけども、実際の運用の規定的になっておらないのでそういうふうには申し上げております。それから今お話のありました件については極めてまああのこれは異例なケースでございます。堀内議員も十分ご承知だったかと思ひますが、どうしてもあの組織全体をこれから維持していくためには補完せざるを得なかったという事情がございました。本人には大変あのいろんな迷惑的な部分も感じ取っておるわけでございますけれども、私としては本人と十分もお話し合いの中でご理解をいただいてそうした結果に異動をさせていただいたということをご理解をいただきたいと思ひます。

堀内議員 それでは次の質問に移ります。60歳定年と再任用制度についてをお伺いをいたします。

定年制度につきましては飯島町では昭和59年度に制定をされております。ただし退職勧奨制度これによりまして一部の職員を除き定年前に勧奨退職を行ってまいりました。しかし社会保障の関係で年金の方を見ますと基礎年金が年金受給年齢が既に65歳支給ということになっております。また公務員の職域相当分につきましても60歳支給がされておったんですが、これが今年度から61歳支給へと繰り下げられておるということで、これも最終的には65歳支給まで繰り下げられることになるということになります。こうなりますと退職された後に無収入の期間が非常に長くなると、そんなふうになります。私の前に、折山議員からの質問に対して町長は一律の勧奨制度については廃止し、必要事項を再検討して制度の見直しを行うというように答弁をされておりましたが、実施年度につきましては聞き漏らしをしておりましたのでそのことについてまたお答えをいただきたいと思ます。また現在町の定年制と再任用制度の扱い、これについてはどのように行われておられるのかお伺いをいたしたいと思ます。

町長 まあ定年制と再雇用の制度化の問題でございますけれども、国はあの高齢期の雇用に対応した再任用制度を平成13年度に法制化施行いたしまして、当町におきましても同年度に飯島町の職員の再任用に関する条例を制定をしまして、条例の整備を行ってきております。更にまたお話にございましたけれど、平成25年の3月に国家公務員の雇用と年金の接続についての閣議決定が行われたということもございます。で当町においては定年については条例通り60歳というふうになっておりまして、これに従来の勧奨制度が加わって運用してきたという実態でございます。であのまあ年金支給年齢との定年制との乖離の問題もありまして、ちょうど今その、折山議員の時にも申し上げましたけれども、これが少しずつ年齢が上がっていくと、非常にあの厳しい状況が続く、まだ当然今過渡期にあるわけでありまして、そこでまああの再雇用、再任用の制度は経験や能力からいってもなかなかあの一律的にはできませんけれども、先程申し上げた勧奨制度の一律的なものの廃止に合わせてそういうこともやっぱり組み合わせていく必要があるというふうには思っております。ただまあ、これは一律的に行うということもなかなかできない問題でございまして、全体の職員の年齢構成やポスト、それから新規の採用職員の状況等いろんな総合的に加味をしながら、併せて本人の意思確認も必要でございますし、やってまいりたいというふうに思っておりますが、今後どういうふうにこのことを応用していくかということはまだ課題も残っておるということをご理解いただきたいと同時に、あの先程の勧奨のことにつきましてはいわゆる平成26年4月スタートする職員の今年度内の勧奨はしないと、こういうことでお願いしたいと思ます。

堀内議員 すいません今、最後の部分をちょっともう一度お伺いしたいんですが、平成26年度以降ということですか、26年度ということですか。

町長 あのまあ今年は平成25年度でございますので、従来はこの今年で当てはめてみますと25年の3月31日に退職する人の勧奨を今年のまあ前半期位に勧奨しておったわけですが、失礼26年、25年度の末ですから26年3月ですね。これを年内のうちに勧奨しておったケースでございますけれども、これはしないとという形でご確認いただきたいと思ます。

堀内議員 そうすると今年度退職勧奨の対象になる方に対してはしないとということで、くどいですがもう一度お答えください。

町長 あの一律的にはそういうことになりますけれども、中にはあの事情によってはこの年度の後半にいろんなケースが出てくるかもしれません。従ってあのそうした状況を踏まえて勧奨制度そのものは形を変えて残すという形になると思ますけれども、その特殊な場合以外についてはしないとこういうことでございます。

堀内議員 それでは先程のあの再任用のことについてお願いしたいと思ます、一応あの来年度から定年退職に移行するというように私は今伺いをいたしましたので、そうするとこれによって再任用制度が生きてくるっていうか使えるようになるっていうように私は理解します。再任用制度の条例を見ますと基本的には定年退職者に適用するんだということになっていると思ますので、そういうことになると思ます。ただ再任用につきましても雇用者側と本人との希望がありますので、そこらをうまく運用しながら、せっかく長い間行政の中での経験を積まれた人材を有効に活用することを求めて次の質問に移りたいと思ます。

町長 今のお答えで大体答えは出ているように思ます、再確認をさせていただきます。幹部職員の退職年齢についてをお伺いしたいと思ます。今60歳定年ということで行うということで、今年の勧奨は実施しないということになりますと、管理職につきましても同様というふうには私は理解しますが、先程の勧奨制度の中で一部は残すようなことを言われていましたので、確認の意味で今年の管理職職員についても勧奨は行わないのかお伺いをして私の質問を終わりとさせていただきます。

町長 あの従ってあの本来の飯島町の職員の定年条例、これは60という形になります。幹部職員であるかないかは別にいたしまして職員全てそういうことになります。それからあのそのことを来年4月1日からそういう形でいくとそういうことになります。それからあのそれに併せて今あの再任用制度の基準条例も、これもあの60年をベースにしてそこから再任用するかどうかの判断になるわけでありまして、当然あのセットでこのことが運用されていくと、ただあの内容的には個人の都合やいろいろそういうこともあったり、一律的にはこれはできないということだけはご理解いただきたいというふうに思ます。それからあの一部を残すという内容、これは各町村いろいろ考え方はあるわけでありましてけれども、そのことについて形を変えてまあ一応制度そのものは置くということの内容について副町長の方から申し上げたいと思ます。

副町長 勧奨制度の一部残すということ、まあこれからあの細部について検討していかなきゃならないんですけども、まあ1つにはあの、いわゆる職員辞めていただくという理由については懲戒免職あるいは分限免職というような部分のものもでございますけれども、こういったものにも該当しないで職員としての資質の問題、それから公務員としてこの人が適しているのかどうかというような客観的な判断の中で、本人の将来を見据えた中で一旦は身を引いてもらった方がいいんじゃないかというような例もないとはいえないわけですが、そう人たちについては勧奨するという道も開いておく必要があるんじゃないかというふうに思ますし、もう1つはあの自己都合であってもその人の長年の職員としての労苦に対して、町として応えなければならぬというような理由が出てくるんじゃないかというふうに思ます。そういった点等々、内容等つぶさに検討しながら勧奨制度については制度としては残していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願います。

堀内議員 終わります。

議 長 　ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
 　　　　〔質問席の演台交換〕

議 長 　再開いたします。
 　　　　9番　三浦寿美子　議員

5番
 三浦議員 　それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に循環バスのあり方についてということで質問をいたします。本年4月から循環バス、通称「いいちゃんバス」の運行方法が大きく変更をされました。主に昭和病院行きの病院線が飯島駅から出発すること。病院線以外の西部線、東部線に加えて3月まで病院線の一部であった七久保、本郷方面が南部線として新たに予約方式になったこと。飯島駅が起点となり南部線も乗り換えが必要になったこと。ダイヤ改正で運行時間が変わったこと。があります。平成11年に町内送迎福祉バスが試行運行され、高齢者、障がい者の利用に限定はされていましたが、特に交通手段を持たない高齢者の皆さんに喜んでもらっていました。循環バスに代わることで利用する皆さんの期待と要望も大きくなったと思います。私はもっと便利にならないか、もっと利用しやすくしてほしい、そういう声が重要で、その声を反映させれば循環バスを利用してくれる人が増えると感じております。そのために一般質問で町の方の声を繋ぎ、提案もしてまいりました。21年には20,000,000円余りで循環バス3台を購入いたしました。しかし現在の事業内容は目的を主眼に行われているのか、目的は何であったのか、循環バスは有効に使われているのかと考えてしまいます。昨日の橋場議員の質問で、交通手段を持たない人の足の確保が目的との答弁もありましたが、改めて地域循環バス事業の目的を確認したいと思っております。お聞きいたします。

町 長 　それでは三浦議員からは循環バスのあり方について、改めてその目的でございます。循環バス「いいちゃんバス」運行におきましては、利用をいただく方をはじめ住民の皆さんには理解とご協力をいただいてこれまで運行を進めてまいりました。公共の交通の1つとして地域の事情を踏まえて日常の生活の足として町民の皆様に広くご利用をいただくということと同時に、地域の活性化を目的としておるこの循環バスでございます。運行に対するアンケート及び聞き取り調査などを行いまして、ご意見とご要望を生活交通確保対策協議会での協議をいただき、試行を重ねて現在の運行に至っておるわけでございます。目的としては何ら変わるものではないということをおし上げて、ただあのいろいろと実際の現場の場面にまいりますと課題も問題もそれからご意見もあるわけでございますけれども、常にこれはあのその都度見直しを重ねながらより良い循環バスの運行ということで今後とも努めてまいりたいとご協力をお願いしたいと思います。

三浦議員 　循環バスに代わる前は町内送迎福祉バスとして社協の福祉バスを利用し、平成11年11月から翌3月までの試行運行を経て平成12年度から本格運行が始まっております。使える人が限定をされておりましたし、毎日使えたわけではありませんが、平成12年度は利用者は4,170人、13年度は4,365人、循環バスの試行運行が行われる前年の18年度は4,700人を超えて、徐々に利用者が増加をしておりました。平成19年度は福祉バスと試行運行の循環バス、双方合わせて5,617人の利用者がおりました。本格運行を始めました翌20年度の循環バスの利用者は大幅増の8,000人に迫る利用者がおりました。その理由として考えられるのは土日祝日を除いた毎日の運行と誰でも乗るこ

とができるようになったこと。昭和病院まで電車・バスなど何度も乗り継ぎをせずに行けるようになったことが大きかったと考えられます。現在までに数回ルートの見直しをし、運行形態の見直しもされてまいりましたが、利用状況の変化をどのように受け止めているのかお聞きをいたします。

町 長 　それぞれの年数を経て利用状況もピーク時から少しずつまあ減少傾向にあるということでございます。まあ何とかあの乗っていただきたいという思いは大きいわけでありませうけれども、1つにはあのお店やそれから医療関係が当時と少しまあ状況が変わってきておるといふようなこと、それから当時あの福祉バス以来、多くの方のご利用があった介護施設等へのこの用を足しながらまあそうした介護施設への通所をするといふようなことの中で、非常にあの最近民間のその経営者自体が送迎バスをほとんどまあ出すというケースが多くなってきております。そうしたことがあのこうした、これは町内外問わずいふことがあるわけでありませうけれども、かなりこの減少傾向につながっておるといふような解釈をしておりますけれども、今後はまああのパイパスがだんだん北に向かって開通をしております。そして町のまあ活性化施策、できるだけまあ店もまた戻ってきてほしいし、駅前やコスモ・アイタウンを中心にしたまたあの周辺の施設の整備、それから1号線沿いの連携の整備といったようなことも含めて、なんとかあの町全体の活性化はもちろんでありますが、これによってこのバスを利用させていただく機会もまた増えてくるんではないかというふうにご期待をしておりますし、またそう持っていかなきゃならないということでございますので、一概にあの今のこの状況を悲観的に受け止めるばかりではいけないといふふうにお思っております。いろんな対応をご意見を聞いてしてまいりたいと考えております。

三浦議員 　状況を踏まえてまた見直しをされていくといふふうにお聞きをしておりますので、それではそれに基づいて現状などお話をしていきたいと思っております。循環バスの運行が始まりますとまあもっと乗りやすくしてほしいとの声が聞こえる一方で、空のバスを走らせるのは無駄ではないかという声も出てまいりました。西部線はたった1年循環バスが走っただけで翌21年には予約方式となりました。その理由は利用者が少ないことにあったように記憶をしております。今年の西部線利用者は5ヶ月で157人でした。しかし18年度の上在の地域福祉バスの利用者は875人、1日平均19人が利用をしておりました。毎日の運行になって1台に乗る人が減るのは当然で、利用したい人が減ったわけではないといふふうにご認識をしております。七久保・本郷は予約が必要になり、運転手さんからは今まで利用していた人が全く乗らなくなったと聞いております。東部線、病院線についてもしかりです。本来の目的から考えれば利便性を考慮した見直しで利用しやすくなり、利用者が増えてよいはずと私は思っております。その現状をどう把握をされているのかお聞きをしたいと思っております。

町 長 　現状把握の問題でございますけれども、まあいろいろと見直しを図りながら、これはあの全て利用者の声を聞いたその側に立つてのまあ改善をしてきたということでございますので、こんなはずではなかったといふことを言われても困るわけでありませうけれども、1つにはあの料金の問題もありませんが200円の設定でございます。これはあの決してまあ高いといふふうには思っておりませんが、利用料金としてはこれは限界の数字であろうと、循環バスとしての位置付けとしてはそんなような現状認識でおります。それからやはりあのいたずらに費用が止めもなく増えて、効率でない運行ということもこれは全体的に見てど

うかということもございます。できるだけ効率よく利便性を図りながらというこの問題もあるわけでございまして、燃料費の高騰の問題やらそれから様々なこの対応する効率的にという部分でもやはりあの各市町村が飯島の後、取り入れておりますように、予約デマンド方式というものもひとつの効率化に繋がっておるんだらうということでございますので、あの決して費用を抑える一点張りでもってこのことを考えておるつもりはございませんけれども、その辺のところは利用と費用との両にらみの中で今後とも考えていく必要があるということではありますが、主眼はやっぱり使い勝手の良さというものを中心に今後ともご意見を聞き見直しを図っていくというふうに思っております。

三浦議員

あのただいま町長からは利用者の声を聞いており、こんなはずではなかったと言われても困るというふうにお聞きをしましてし、効率も考えているというふうに答弁を受けましたけれども、私は先程も申しましたが、循環バスを購入をし、新たに購入をして、さあ利用者の皆さんには便利よく使ってもらおうというそういう思いがこのバスには込められているというふうに思っております。で、どうすれば利用者をもっと増やすことができるのか、使いやすくなるのかということが課題であったというふうに思っております。電車との乗り継ぎの問題、乗り降りのしやすさ、中学生・高校生の登下校時の活用など今まで利用してきた人にも、利用したことがない人にも利用をしてもらえる工夫が求められている、きめ細かな配慮が必要であったのではないかとこのように感じております。私は本郷からバスをよく利用していた70代～90代の方達に、予約方式になってから利用しているのか尋ねてまいりました。変更後利用をしなくなった。1回も4月からは乗っていない。という人が多く、電話をして利用をしているといった方は数人でした。その理由です。今まではバス停に行けばバスに乗れた、今は自分のために頼みにくい、わざわざ申し訳ない気がする、思い立って出かけることが多かったが予約までして行くことに抵抗がある、電話してまで行くこともないかと出掛けることを諦める、前は病院に乗っていたが今は使えない、買い物をする待ち時間が長過ぎて帰りはタクシーを使う、本当はバスの方が安くいい、中には買い物をしないでバスに乗って帰るしかないという人もおりました。私はご近所の方も何人もバスにもう乗らないという方を知っておりますので、これは本当に本郷中、私は本郷の皆さんからお聞きしておりますので大きなダメージを受けて、高齢者の皆さんの足を奪ったというふうに感じております。その理由からみまして1つは予約をしないとバスが来ないということがネックになっていて、自分だけのためにバスを呼ぶことは申し訳ないという気持ちになってしまう予約方式そのものに問題はないか、利用者の心理に対する配慮に問題はなかったか、遠慮なく使ってほしいという趣旨が伝わっていないのではないか。2つ目には改正されたことを知らない、予約すればバスが来ることを知らない人がいる、今でも古い時刻表を持って予約をしてくる、バスが巡回しないことで使えないと思っている人もいます。利用方法の周知に問題はなかったかということです。3つ目に難聴なので電話での会話に支障のある人への配慮が予約方式にはないことです。電話での会話が成り立たないこともあるとお聞きをしました。予約なしでも利用できる方法も必要ではないでしょうか。例えば週に1回は循環バスとして運行するなど、工夫次第でもっと多くの人に利用してもらえるとありますがいかがでしょうか。またバスの運行ですけれども、例えば高遠原からの予約が1件あった時に飯島駅までの走行など、どの様になっているのかご存じでしょうか。この点についてもお聞きをしたいと思います。

町長

まああの利用されている方のいろんな声が今言われたわけでありましてけれども、交通確保対策協議会の中に、これはあの運転者やそれから地域の皆さんも入っておっていただくわけですが、そうしたあの具体的な、あの一部はアンケート等でデマンドになったための予約がちょっと面倒臭いというような意見は聞いてはおるんですけども、ほとんどのこの声は今その出てきていないというようなことも今ちょっと私感じるんですけども、その辺は何故なんだかというふうに思いますが、いずれにしてもこれはあの町や、特にまあ三浦議員も含めて地域の皆さんにこうしたことを周知徹底を是非ひとつ一緒になってお願いしていきたいと、ただそのことを受けて伝えるだけでなく、こうなっているんだよというようなことも含めて、特にあの時刻表の配布なんかにつきましてはまあ全戸配布をしておるわけでございますけれども、前の時刻表はあるんだけど今のやつがないということはありえないわけでありまして。従ってあのその辺のところもまあもう少しこちらは念を押すことも必要かと思っておりますけれども、きめ細かくやっていく必要があると。であの今、予約が面倒臭いから乗らないって言ってしまえばもうそれで終わりなんですけれども、中には申し訳ないとかいうことも言うておられる方もおるようですが、決してあのそういう気持ちはなさらずにですね、これはあの、ただ電話をかけて予約をする、これはまあ福祉タクシーやなんかでも当然同じことなんですけれども、その位のことは是非ひとつまあご協力いただいて理解していただきたいなというふうに思います。やっぱりあのバスも小型化にしてコンパクトにして効率よくということも考えていかなきゃなりませんので、そういったしけれども、あの従来のような大きいバスを1人、2人、あるいは空の場合で走っておるのも、これは燃費から始まっていかなものかということもまた多くの意見もあるということもございますので、総合的に判断をしましてまあこういう形にしてあるわけでございますので、今言われたことも含めて今後ともまた常に見直しというものはしていきながら、何とかこれは次のまた展開も含めて維持していきたいというふうに考えております。

総務課長

基本的には今町長が申し上げた通りでございます。で、予約して来てもらうのは申し訳ないっていうお話が出た場合には、遠慮しないように使ってくださいというように是非言っていただきたいと思っております。改正をされたことは知らないっていう方が聞かれたら是非その方も教えていただければ町の方では対応していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。それから高遠原から予約された方がどうやって飯島駅前へ来るかっていうことなんですが、高遠原で予約された方につきましては当初の路線もでございます。その路線で陸運局の方に申請してございますので、その路線を通りながら予約のないバス停は止まらず、もしそこにおられれば乗せてくる可能性もございますけれども、その路線を通りながら飯島駅までくるというのが基本になっております。

三浦議員

三浦にはあのそういう方には遠慮せずにと云えというお話でしたけれども、私があのようにまあ遠慮しないで使ってくれよと言いましてもそうはならないところに問題があるんです。私はそういうことを皆さんに是非遠慮しないで使ってくれよというふうに言っております。それからですね、時刻表ですけどもあの私のところにはあの広報と一緒に入ってまいりました。一番使う人のところにその時刻表が届いているかどうかというのは、各家庭の中でも随分と違うと思うんですけども、それを目にしていないという方もおります。ということで、どこへでも配ったから利用したい人がそれを持って予約をするとか

使うというふうにはなっていないというのと、時刻表がよく分からないと、見ても使い方がよく分からないという方も随分とおいでになりますので、そういう人のことを考えた方法が必要ではないかと、時刻表の作成は大変気を遣っていただきたいところだというふうに思っております。それから先程のあの高遠原からということで路線を使って飯島の駅までやってくるということですので、例えばですね私が住んでいる近くの与田切橋の交差点東というところで予約を私がします。一番近いところから乗りたいんですけどもバスはそうはいかないんです、私が予約して、で、ぐるぐるっと回って私を橋のところまで乗せて飯島駅へ行きます。効率的ですかね。それで本当は乗りたいけれど乗れないという人は私がまさかそのバスに乗るとは思いませんから、バス停に行ってバスを待っているなんていうことはないんです。私があこの今日このバスに乗りますから皆さんバス停に行って待っていて下さいと言っても乗れるかどうか分からないんです。お聞きをしましたら予約のあるところでは乗せますと、たまたまあ手を挙げてでも意志が分かれば乗せることもあるけれども、それは減多にはないというふうに言うておられましたので、どういうふうに効率的なのかよく分かりませんが、乗りたい人は利用したくても気持ち的には本当にあの高齢の方は本当にそういうことを気を使うんです。運転手さんにわざわざ自分のためにここに来てもらうことは申し訳ない。皆さん口をそろえて言うんです。そしてお聞きをしましたら昨年と今年を比べますとね、4月から8月までの5ヶ月間、去年は90,000円の料金と回数券の売り上げだったそうです。今年は50,000円です。これは先程も運転手さんが全く乗らなくなった人がいるといったことが表れています。利用したい人が使えない、あの利用者の方の声を聞いて作ったとこのようにしたと言われますけれども、本当に使いたい、使いたいけれども今までも使いにくかった、そういう方の声は聞こえていないはずです。そしてそういう人達の声が今回の循環バスの運行で消えてしまいました。全く使わないと言っている人が本郷の中に大勢いる、これで本当に利用者の皆さんのための、交通手段を持たない人のための循環バスでしょうか。是非そういう人たちの声を吸い上げた上での循環バスの見直しをしていただきたい。運転手の方は自分たちの声を、現場で働いている、いつも乗せている自分達の声の聞いてほしいと言っておられました。それは代表をした方がこの協議会には出ているかもしれませんが、現場で本当にそういう皆さんと会話をしながらバスを動かしている皆さんはそんなふうには思っていないはずです。聞いてくれると思っていたが一言も聞いてくれなかったと言っておりました。このことについて見解がありましたらお聞きをいたします。

町 長

あのまあそういう時刻表が届かないとか、全然運行が変わったことが分からないとかいうことがかなりまあおると、そういうことがなかなかちょっとこちらに伝わってこない、どういうところにまあ隘路があるんだかどうかということですが、どの位おられると思いますか、ちょっと議長に許可いただいて、概ねの人数で、この1、2でなくて相当ということになればまたそれなりきの対応をしなきゃならないと思いますけれども、当然上がってきて然るべきだと思います相当な規模でおられるということは、と思います。それからあのやはりこれはあのそうした声も循環バスでありますから費用の点ばかりは言うておれませんが、やはりあのできるだけ待合の無いようにしてスムーズに運行ということが効率も考えなきゃならないと、1人の方にとってはいいかもしれませんが、それがもう他人の方の方についてやっぱり利便性が悪くなってまたそちらの方はそちらの

三浦議員

方で難しい問題が出てきてしまうということでもありますから、総体的に判断をしていく必要があるということでございますので、いずれにいたしましてもそういうあの意見を集約してやっていかなきゃならないと思いますけれども、ちょっともし分かったら具体的に教えていただきたいと思います。

私が具体的に人数をここで、私は本郷のある程度の皆さんからお聞きをしたということですので、あのバスの、私はねあのバスの運転手さんが言われたとおり、一番現場で働いている皆さんにお聞きをしていただくと前のこともよく分かっております。ここ4月になってからの状況も分かっております。そしてそういう皆さんの声と、それからの乗れなくなった人の話を知っていて、またそんな話を運転手さんにする、そんな方の声も聞こえておりますので、私は飯島中回って皆さんから端から話を聞くというようなことはでききれれておりません。私はたまたま自分の知っている本郷の中で、あの人はいつも使っていたなあという方のところにお邪魔をしてお話をお聞きしてきましたので、私は全てを把握しているわけではありませんので。前にもあの見直しの度に、それ前か、そういうような皆さんの声も伝えながらきたわけですので、そういうところに気を配っていただければまた違った展開があったんじゃないかと思えますけれども、前の時にも運転手さんは自分達のところには聞きに行くと聞いたような気がするけれども、1回も来て聞いてくれなかったと言っておりました。ですので是非そういうところの配慮をしていただくことで様子が分かるんじゃないかというふうに思えますし、予約をしないでいる、受けている方がいろいろお話をさせていただきましたので、そういう方にお話をお聞きしていただければもう少し様子が分かるかなと。あとはやはり足を稼いで、歩きたくても歩けない自分だけでは歩けない方のところに足を運んでお話を聞いてくる、例えば地域包括とかそういう仕事をしている皆さんにお話を聞いてきてもらって繋いでもらおうとか、そういうことが必要なんじゃないでしょうか。先程あの予約をすればと、是非使ってほしいと言われましたが、なかなかそれはできないから言っていることでもありますので、そういう心理もきちっと把握をしていただきたいということです。どうでしょうか。

町 長

あのちょっとどうも噛み合わないんですけども、利活用の協議会の中には確かにあの代表者が、運転の代表者がといますか、会社方達が入っていますけれども、これはアンケートやそれから生の声を担当の方から聞くという形で、直接運転手に聞いたことを全部あの一覧表で意見で披瀝をして、そうしたことを並べているんなあ他の福祉団体の方からの意見も聞いておるはずであります、総務課長の方から申し上げますけれども、それでそうした見直しをまあ1年に1回くらい、現在のところは半年しか経っていませんのでまだ浸透不足という面もあるかと思えますけれども、あの今運転の方から聞いたのがここでもまあ述べていただいておりますという形ではありますが、もしそうだとすればこれはあのそうした努力は町としてはしておるということでもあります、まあ行き違いがあってはいけませんけれども、今後ともいろんなその立場でのご意見をお聞きしていくということで、決して運行をしておる以上、この減少していつて止めもなくこの乗りにくいバスを町としましても誰でもこれは運行しようということは毛頭思っておりません。少しでもより良くなるというような運行をということでみんな考えておるわけでもありますので、ひとつの論点はあろうかと思えますけれども、今後ともひとつまたつぶさに出た意見はこの議会だけでなく、日常1年を通じてお寄せいただければありがたいというふうに思っております。

総務課長

まずあの高遠原から路線をずっと回ってきて飯島駅へ来るっていうまあそれが不合理ではないかというようなお話いただきました。これについてはまず陸運局の許可が、許可を取ってある路線を通らなくてはいけない許可の体系になっております。ですのでそのルートは通らなくてはいけないということで、本郷の一番最後のところでも、とりあえずはルートを通ってきた中でいくということで、まああの若干、その場所その場所で停まらないというような面を含めると若干でも経費が安くなるかなというような気はいたしております。あの実はまた私あの七久保のその今言われた方から乗ったんですが、予約のない方がたまたまあの本郷地籍におられまして、あの人は予約ないけど待っているんだなあということで運転手さんが停めて乗ったということもございます。まああのこれ中国から来られた方でまあ若干分からなかったというようなことを言うておりますけれど、あのバスの中で運転手さんが話をされて納得されたような経過もございます。それから時刻表の、まあ世帯の方であの広報を見るのはあの比較的若い方がというか、世帯主等々の方が多いかもしれませんが、それはあの世帯の中で是非お話をさせていただいて家庭の中でバスに乗られる方がおると思っておりますので、是非そこはあの行政サイドのどこではなく世帯の中でのコミュニケーションを取っていただければというように思います。それから町長も先程申し上げました、あの半年見直しをいたしまして半年を経つところでございます。ですので、あのいろいろな不合理な面また出てくるのではないかと思いますので、ある程度経つところでまた多くの声をお聞きした中でまた見直し等の検討に入っていきたいというように考えますのでよろしく願いいたします。

三浦議員

まああの是非利用する人に安心して使ってもらえること、また利用者を増やすこと、そういうことを主眼に乗りやすい、安心して乗れる循環バスにしていっていただきたいなというふうに思っております。1つ是非あの配慮をしていただきたいのはですね、高遠原から飯島駅までの走行時間、設定が25分となっております。運転手さんにとってもじゃないけれど25分で高遠原から飯島駅まで行くのは大変だと、もう命がけで運転をしていると言っておられましたので、是非あのそうしたあのゆとりのある、運転手さんも安全運転のできるような設定をしていただきたい、そんなふうに思います。またあの先程私言いましたのはあの例えば高遠原からずっとその路線運行するのであれば、その動いているバスを是非空でまあ1人のために動かすんじゃなくて皆が乗れるような工夫もしていただきたいということで、先程申しましたけども、例えば1週間のうちに1日は循環バスとして何曜日には動くとか、この地域は何曜日にちゃんと運行するというような形で、予約をしなくてもこの曜日だけはバスが来るというような、まあ予約しにくい人でも乗れるような工夫も必要ではないかということが言いたかっただけで、空なのを動かすなというよりもそういう時にはもっと使ってほしいという思いを込めて言いましたのでご理解をいただきたいと思っております。是非使いやすいバスにしていいただきたいと思っております。そしてもう1つなんですけども、町の週間行事予定表にはいいちゃんバス利用促進デーとはいうのが金曜日にありますね、ご存じですよ。まあ環境問題からCO2の削減に有効とも考えております。利用者さんは少ないというふうにお聞きをしておりますけれども、職員の皆さんの利用状況や利用していない理由など把握をして、利用の促進とバスの運行の改善に繋げてはどうかというふうに思いますがいかがでしょうか。

総務課長

あのそれぞれお話あったことについてはまたご検討させていただきますが、あの最後の

週間行事予定のバス利用促進デーとかまあそういう関係でございますけれど、あの自分なるべくその日はそういうような形で使っているつもりですが、あのやっぱり職員も当日いろいろ都合があったりして使えないこともありますので、まあ今後ともこれを推進していくように考えますのでよろしく願いいたします。

三浦議員

お答えをいただきましたので、是非そのようにお願いをしたいと思っております。それでは2つ目の質問を行います。公衆トイレなどの改修と設置についてということで質問をしたいと思っております。早速ですけれども私には飯島町は公衆トイレが少ない町かなという印象がありますが、どのような認識をしておいでになるのかお聞きをしたいと思っております。

町長

最後はまあ公衆トイレでございます、町には公衆トイレが少ないと感じるがこの認識はということでありまして、まあ三浦議員の捉え方のお話であります、町内の公衆トイレ、申し上げますと、5つのまあ屋外運動場それぞれに、それから与田切公園に4箇所、千人塚公園に3箇所、御座松キャンプ場、それから道の駅、中央道のバス停車場、役場など必要な箇所に公衆トイレを設置しております、町のこうした公共施設的なことを考えてまいりますと、まああの駅は別でございますが数が少ないという認識は持っておりません。

三浦議員

あのただいま町長が数は少ないとは思っていないと言われました。まあ屋外運動場についてはですわね、いつでも使えるわけではないことはご存じではありませんか。私はあの先日ちょっと飯島の町民グラウンドのトイレを拝見に行つてまいりましたが、男子トイレはドアが開きましたが女性用はドアは鍵がかかかっていて開きませんでした。私がねあのすぐ行けるトイレとしてパッと思い当たってすぐ行けるのがコンビニのトイレ、町のこの役場の駐車場にあるトイレ、本郷の道の駅や七久保の道の駅、そして思い当たったら飯島の駅へ飛んでいけというような感じで、まあ後からよく考えてみると与田切公園にもあった、あすこもあったというふうになります。そしてまあ車を使うことができるので行けるのであって、そうはなかなかいきません。特に女性は大変な思いをいたします。コンビニは気楽に飛び込める代わりに手ぶらではなかなか出てきにくいという欠点もあります。まあそこで公衆トイレの必要性を訴えたいということでありまして、是非念頭に置いていただきたいということです。で2つ目にはあの町民グラウンドのトイレ、今あの言いましたけれども、町民グラウンドのトイレを改修してほしいというそういう声が少年野球に関わっている方からお聞きをしております。現況をどう捉えているのかお聞きをしたいと思っております。

教育次長

今ご質問のグラウンドのトイレにつきましては教育委員会の管轄ですので私の方からお答えをしたいと思っております。あの教育委員会の方にも施設利用者からトイレの改修を望む声が届いていることは確かでございます。先程あの三浦議員さん自身が使えなかったということでございますが、あの現在トイレの管理につきましては防犯上のこともありますし、町民グラウンドによってはあの鍵をかけてあります。でグラウンドの使用団体が使用するときに開ける方式をとっているという事情があります。改修につきましてのご質問ですが、町民グラウンドは防災計画上の避難場所に指定されているため、災害時でも使用できるトイレとして整備しなければならないとそんなように考えております。このことを踏まえて総合的に改修整備については研究してまいりたいと思っております。当面は気持ちよく使用していただくために今後ともグラウンド全体の施設を含め、使用団体、利用者と一緒に清掃等行ってまいりたいとそんなふうに思っております。以上でございます。

三浦議員 よく分かりましたので是非そんなことでの対応をお願いしたいと思います。次にあの飯島駅前の活性化にトイレの設置は欠かせないと私は考えておりますが、その点について見解をお聞きしたいと思います。

町 長 まああの活性化ということのトイレとの関連もあるかと思えますけれども、従来から飯島の駅のトイレは一般の公衆用として使っていて差し支えないと、従来のJR管理時代からそういうことになっておりますが、ただあの改札口をくぐってホームへ出てまあ利用するという使いにくい、ちょっと急いでおるような時には使いにくいというようなことで、それであとの農協さん、JAさんが改修をするときには是非まあ多目的な広場に合わせた公衆トイレを設置、屋外をお願いしたいということでいろいろまあ考えていただいたわけですが、結果としてあの既存のトイレを改修をして今あそこのマーケット、スーパーマーケットの横に常時どなたでも使っていただいて結構だというふうに改修をされました。そんなようなことがあります。それであのまあ公衆トイレとしてはそんなもんかなというふうに思いますが、ただあの駅のトイレにつきましてはそういう使い勝手のにくい部分が、管理は相変わらずJRの方でやっておるんですけれども、今度まあ無人化に対応する町の駅員設置というようなことと、全体のまた駅前広場あるいはまた前後あの周辺の活性化を検討していく今、組織をつくっていく段階に入っておりますけれども、あのいろんなイベントが四季折々にあるわけでございますので、なんとかあのJRの方へこうしたことで町もひとつの方向を出したので、外から、言ってみればあのセブンさんの方からすっと入れるようなふうにしてもらいたいということを真剣にまあこれから要望していきたいというふうに思って、何とかして実現したいというふうに思っております。

三浦議員 ただいまあの町長からは外からも飯島駅のトイレ入れるようにというお話でしたけれども、是非、飯島駅のトイレの状況を見ていただきたいというふうに思います。女子トイレは2つあります。1つは長い間故障中で使用禁止の紙が貼ってあります。ずっと続いております。ということは1つだけ女子トイレは使えるだけと。トイレトペーパーはいつも置かれておりません。とても不親切な、衛生面からもサービスの悪いトイレの私の第1号だと思っておりますが、一番この近隣では不評だと思います。電車から降りて大型観光バスに乗り換える観光客の方、あの大型バス2台、トイレ皆さん我慢してきたんだろうなあと思って見ておると、しばらくはおりますけれども早いんです。バスにぱっと乗ってどこかへ行きます。トイレがそんなわけで多分もう使えないことが周知されているのではないかなと最近思うようになりました。私はあのJRがトイレをそのようにずっとしてきましたので改修する気は更々ないなあというふうに思っているところです。そこで町としてトイレを駅前に設置するべきだということを今回提言をしたいということでこの質問をするわけです。

時間がありませんのでもう1つ一緒に、飯島文化館の駐車場の使用不可能なトイレ、これをあの改修をして私は活用することを提案をいたします。先日も町外からの多くの方が文化館を訪れました。混みあう文化館のトイレを避けて駐車場のトイレをと出てきまして使えなかったと、そういう方がおいでになりました。使う人がいないのではなくて使いたいけれども使えないトイレ、せっかく作りましたが長い間使われずに取り壊されることもなく現在もあります。そんなことに疑問を投げかける町民の方もおります。利用してこそ生きるトイレと考えておりますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

教育長 教育委員会の所管ですので次長よりお答えいたします。

教育次長 ご指摘をいただきました文化館駐車場のトイレでございますが、役場庁舎が建設される以前から作られた施設であります。残念ながら供用開始されてからトイレのガラスが破られたり、扉が壊されることがはっきり申し上げまして相次ぎました。またあのトイレ内の中にはたばこの吸い殻とか、あのゴミが散乱するなど、防犯又は防火上に大きな問題が続いた時期がございました。その後あの役場庁舎が移転新築となったときに庁舎南側に公衆トイレができましたことを契機に閉鎖した経過であります。あの現在はトイレの空きスペースに資材置き場としての利用をしており、当該施設はトイレという認識は今立っておりません。現在現地にはあの役場庁舎南側公衆トイレを示す案内看板を設置させていただいて案内をさせていただいております。あの利用者にはご不便をおかけしますが、文化館や図書館と、ただいま申し上げました役場南側の公衆トイレを是非利用していただくようご理解をいただきたいとそんなように思っております。以上でございます。

三浦議員 使われないトイレそれはあのしっかりお金を税金を費やして、どこから出たとは言いませんけれどもまあ作られた、トイレとして活用するために作られたものであって、機能はトイレの機能、未だにあるのではないのでしょうか。その点お聞きしたいと思います。資材置き場であっても機能としてはどうかということです。

教育次長 機能的にはあの使えると思いますが、あの長らく使っておりませんので整備が必要かとそんなように存じます。

三浦議員 トイレとしてせっかく設置して利用もしたいと、まあそこを見てトイレと誰でも知らなければトイレと思いますし、じゃそこから庁舎の方へトイレに行ってくださいというのも何と不親切な話かというふうに思いますし、せっかくある施設ですので是非検討をして活用できるようにしていただくようお願いをしたいと思っております。最後にそのご見解をお聞きして終わりにしたいと思います。

教育長 先程次長が経過を申し上げた通りですね、防犯・防火上いろいろな支障があったということ、でその経過を踏まえてですね教育委員会としてはですねトイレであるという、トイレの施設であるという認識は持っていないということをご理解いただきたいと思っております。それにつきましては周囲にそれに変わるべく施設がいくつか出来たという、従ってそれを利用していただくような案内看板も設置しているという立場でありますので、繰り返しますがトイレとの認識は教育委員会は持っておりません。ご理解いただきたいと思っております。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時10分 散会

平成25年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年9月18日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
 日程第 2 第 2号議案 平成24年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
 日程第 3 第 3号議案 平成24年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 4 第 4号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 5 第 5号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 6 第 6号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 7 第 7号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 8 第 8号議案 平成24年度飯島町水道事業会計決算認定について
 日程第 9 請願・陳情等の処理について
 日程第10 議会閉会中の委員会継続審査について

平成25年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成25年9月18日

追加日程第1 発議第7号 「長野地方裁判所各支部における労働審判事件の取り扱いの開始を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第8号 「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（11名）

- 1番 北沢正文 2番 坂本紀子
 3番 本多昇 4番 中村明美
 5番 浜田稔 6番 久保島巖
 7番 橋場みどり 8番 竹沢秀幸
 9番 三浦寿美子 10番 折山誠
 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子 総務課財政係長 座光寺満輝
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利
飯島町選挙管理委員会 委員長 伊藤和夫	飯島町選挙管理委員会書記長 (総務課長 兼)
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町代表監査委員 橋場正芳	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 宮沢卓美
 議会事務局書記 市村晶子

本会議開会

開 議 議 長	平成25年9月18日 午前9時10分 おはようございます。 町当局並びに議員各位には大変ご苦労さまです。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出案件、また付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。 去る5日の本会議におきまして付託いたしました決算案件7件、請願・陳情案件3件について、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日はこれらの委員長報告に基づく審議を行うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。 議長から申し上げます。災害時相互応援協定を結んでおります鳥羽木田市長ご尊父の葬儀のため堀内副議長及び箕浦副町長から欠席の届け出がありましたので報告をいたします。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 議会閉会中の各委員会の視察研修が実施をされておりますので、各委員長から報告をいただきます。初めに総務産業委員会からお願いいたします。 北沢総務産業相委員長。
総務産業 委員長	それでは総務産業委員会の視察研修報告をいたします。総務産業委員会では今年度の委員会の活動計画に沿って、去る7月30日に南信地域の交通網の重要箇所を視察をいたしました。視察箇所は三遠南信自動車道飯高道路、青崩峠道路、国道152号バイパス工事、国道153号直轄区間管理区間とリニア中央新幹線中間駅付近の土地利用、道の駅防災機能強化整備について重点的に視察を行いました。1として三遠南信自動車道路は中央自動車道山本インターと新東名自動車道の間、約100キロを結ぶ道路として着工され、国道152号の一部も整備して活用することとして平成13年に再調整が行われ現在整備が進められております。国道152号バイパス工事については長野県下伊那南部建設事務所田代所長に矢筈トンネルから南信濃までの間の説明をお願いしました。国道152号は21.1キロが三遠南信自動車道として活用が決まっており、その整備方針により整備を長野県が促進している。5つの工事箇所があり昭和47年に着工し、3箇所15キロ区間は供用済みとなっている。事業費は330億円、とのこととあります。最大の難工事である青崩峠道路延長5.9キロについて、国土交通省飯田国道事務所安藤監督官に説明を願いました。トンネル区間は5キロ以内とする、この意味は危険物積載車両の通行が可能となるためと言い、道路ができれば石油類の太平洋側からの搬入が期待されると思いました。全長100キロのうち28.2キロが平成30年度までに供用開始されるとのこと、また事業中の延長は約63キロであり、全線開通は未定とのこととあります。

議 長	次に国道153号は中南信を貫く幹線道路でありながら、飯田市から塩尻市までの間が長野県の管理区間となっております。整備を急ぐべき箇所を視察し国の直轄管理に編入する必要性を確認しました。 次にリニア中間駅が予定されている場所を視察しました。中央自動車道座光寺パーキング、JR飯田線、国道153号、県道飯島飯田線などの位置を確認しました。この秋には駅の位置が正式発表あるという先日の新聞報道もありましたが、新聞によりますと今日、環境影響評価の発表があるようではありますが、この内容については関心を持って見守っていくことが必要であると感じました。 次に道の駅の防災機能強化について先進地である信州新野千石平の道の駅を視察しました。帰宅困難な道の駅利用者を中心に7日間程度の支援ができる倉庫や設備資材を視察し、長野県飯田建設事務所整備課鈴木課長補佐の説明を受けました。その後同じような役割を検討中の当町の七久保花の里いいじまで計画中の事業内容について視察を行いました。伊那谷で行われている大きな動きを視察研修することにより、飯島町のこれからの考える糧としたい目的で実施した今回の視察は、長野県の中でも東北信に比べ遅れているインフラ整備がようやく進展し、高速道路網が出来上がりつつあることを実感いたしました。これからのまちづくりを考えた時、これらの要素は欠くことのできない事実であることを痛感し視察研修を終えました。以上報告といたします。
社会文教 委員長	次に社会文教委員会からお願いいたします。 竹沢社会文教委員長。 それでは社会文教委員会研修報告をいたします。去る7月30日実施をいたしました。町は旧保健センター跡地を活用し、「やすらぎ」「コスモ園」の管理者として社会福祉法人親愛の里を指定し、議会が6月定例会で可決したところであります。社会福祉法人親愛の里は平成8年に設立し、松川町を中心に高森町、宮田村、名古屋市、刈谷市など19事業所、25施設で事業展開しているところであります。本委員会は広域的に活動している同法人の名古屋市の施設2箇所を視察いたしました。「多機能型事業所ジョブサポート・フォルテ」と「地域活動支援センター親愛の里そよかぜ」であります。多機能型事業所ジョブサポート・フォルテは日常日中活動の場として精神に障がいを持つ方に通所による就労や生産活動の場を提供し、一般就労等への移行を支援する施設で、内職産業とグループ就労で外の事業所へ出向き仕事をしております。この施設利用者では8名の方が就労移行し、社会復帰しているところであります。地域活動支援センター親愛の里そよかぜは精神的障がいを持つ方を日中過ごす場所として支援する施設でありまして、飯島町が今年度建設し平成26年開所をする施設と同等のものかと思われます。障がいを持つ方が家や病院以外で誰もが安心して過ごせる地域の居場所として、個別支援、社会生活力向上の健康教室などの支援、創作活動支援などを実施しており、職員やボランティアの努力により障がい者と地域の人の交流が深まり、名古屋市の16の区があるわけですが同施設があるところの中村区におかれましては、精神障がい者が「中村区に住みたい」と言われる程の地域活動支援センターとして発展しておるところであります。飯島町ではこれから建設する高齢者や障がい者のための地域活動支援センターについて、指定管理者として豊富な経験のある社会福祉法人親愛の里に開所後の運営を期待するとともに、ボランティアの発掘、

飯島町及び社会福祉協議会との連携、町民の皆様の障がい者に対する意識の高揚の啓発活動が必要と思われます。今回の視察を踏まえ、我々議員は飯島町の地域活動支援センターが障がい者の期待に応え目的達成できること、また地域福祉充実に努力することの必要性を感じたところであります。以上報告とさせていただきます。

議長 各委員会におかれましては視察研修大変ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。ここで議事進行についてお諮りします。決算案件、請願・陳情案件につきましては、いずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しております。そこで決算案件につきましては一括して各委員長より委員会報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論採決を行い、請願・陳情案件につきましては一括して各委員長より委員会報告を求め、これに対する質疑の後、請願・陳情ごとに討論採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

日程第2 第2号議案 平成24年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 第3号議案 平成24年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 第4号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 第5号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 第6号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 第7号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 第8号議案 平成24年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上第2号議案から第8号議案までの平成24年度決算7議案を一括議題とします。

本案につきましては各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。はじめに総務産業委員長からの報告を求めます。

北沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の決算審査報告を申し上げます。平成25年9月5日に本委員会に付託されました第2号議案平成24年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について分割付託分は、9月10日から13日までの4日間に亘り、説明員として関係所管課の課長並びに室長、係長、専門官の出席を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程で出された主な質疑、意見について申し上げます。まず、個別的事項について報告します。地方交付税1,700,000,000円の実績は今後もこれで推移するのか？ 減額の要素がある。繰上償還の財源は減債基金で26年度までは確保されているのか？ 減債基金で確保している。取り崩しをしなかった分については24年度以降の繰上計画を立て

その財源としたい。「いいちゃん」が1つしかなく重なった場合使用できない、製作費はいくらか？どこで制作したか？ 1つ500,000円、大阪の業者に委託。現在のいいちゃんは動きができないので現在新しいソングを作成していることに合わせ、26年度で県の元気づくり支援金を受け、デザインを変えないで動きのできるものを作成していきたい。自治会活動保険の補助は全体の半分の実績、PR不足なのか、足りないのか？ 区を1つの単位としているところもある。住宅団地など加入していないところもある。循環バスデマンド方式でも同じルートを走ると説明があった、経費は安くなるのか？ デマンドは予約運行、予約の先線までは行かない。帰りのデマンドの予約はバスの中でもできる。降りる人には交通安全に気を付け、ルート上の近いところで降りることができるよう警察とも協議し3年前から実施している。防災アドバイザーの増員の考えは？ 現在1名、増員を図っていく。ホームページが更新されていない。毎月19日の広報配布に更新するよう管理指導をしていく。伊南行政組合の千円負担金減は一過性か？ 収入と経費のバランス、要素としては現在下伊那から院外利用が多くある。院外利用は倍の額であるので27年に施設が出来れば収入減となる見込み。収納、コンビニ収納が伸びている、一定の期間が過ぎた人には口座振り替えを推奨すべき。コンビニ収納も納税方法としては効果がある。取り扱い手数料が倍違うので様子を見ながらお願いするようにしている。有害鳥獣対策。捕獲したものの処理は現在埋設。鹿の場合、肉の20%しか食用として使えない。時期によっては使えない。捕獲量の問題もあるので町単独ではジビエ利用は様子を見ていく。マツクイムシの被害範囲は？ 薫蒸するビニールの処理は？ 現在千人塚辺りまで進んでいる。ビニールは自然分解するものを使用している。高速道路の古道橋剥落防止工事の耐震は？ 現在の工事は耐震は含まれていない。検査の結果、指摘された4基については特定財源で実施できた。残りは国庫補助制度ができる見込み。耐震についても国が会計検査院から指摘されていると聞いている。現在の剥落による事故については町の責任となる。地域マネージャー、昨年はいなかったが影響があったのか？ マネージャーより地域幹事をきちんと張り付けた方が効果が高いと思われる。人事異動で分かった頃、異動となる。地域幹事が育っていないのでその辺も含め見直しを検討したい。グリーンツーリズムは千葉の子ども達を受け入れる事業とは趣旨が違うのでは？ 都会の人との交流が趣旨であるので研究している。商工業に対する事業費の総額が少ないが目標に見合っているのか？ 新たな事業費が必要な場合は補正で対応している。婚活事業について町内の若者に対するPRは？ 24年度は試行期間、気楽に参加が出来るものを企画イベントなど繋げて実施したい。道路維持、地元要望の実施率は3割だが全部実施するには事業費はどれくらいか？ 積算しないと分からないが概算100,000,000円。地元の草刈りについて長期的にはどうするのか？ これから高齢化が進み変わってくる。地域の中で支え合いをお願いしなければならない。良い案があれば提案願いたい。上通りの町営住宅改修したのでは？ 耐震補強方法は？ 耐震工事はこれから。長手方向に耐震不足が出ている。1階の両方の端に補強が必要。前回の工事の手戻りは無い予定。

総括質疑では基金の状態、基金全体が4年間で1.6倍に膨れ上がっているがそれぞれ管理された目標に沿っているのか？ 財政調整基金はこの間かなりの勢いで積み立てを行っている、行財政改革プランでは700,000,000円が目標である。説明は1,000,000,000円の積み立て目標という、この乖離はどうして生じたのか？ 行財政改革プランではその進

捗を透明性を保つために絶えず見直して、その結果を公表するとあるのに公表されていないままに目標額が変更されているのは何故か？ インフレ、消費税増税の時期に金銭価値が下がると想定されるが適切と言えるか？ に対しましては、貯えと事業対応をどうバランスをとっていくかの問題。地方財政において中期、長期的財政見通しを立てて対応していく必要に迫られ、法律によって健全財政指標が義務付けられ県の指導があった。当町も健全化の必要性を感じたし、下水道の償還金もピークはこれからである。そうした中で税収の横ばい、交付税が予定より右肩上がりで一息つけたので標準財政規模 3,300,000,000 円前後の 30%、1,000,000,000 円位の積み立て目標とした。何でもかんでも積むというわけではないが、減債基金も含め災害などこれからの財政対応のため取った処置だ。基金との絡みではインフレは考えていない。次に、今回の財政指標は必ずしも良くない。健全財政化のためには基金の積み立ては必要であると考えているが、同時に安易な財政拡大でなくシビルミニマムに限定し持続可能な財政運営を目指すべきだと思うがどうか？ そういったことも抛り所と考える。住民要望にも財政のバランスを考え対応している。職員の育成と採用について、高卒と大卒の初任給の格差が続いている。能力に応じた給与の考え方はどうか？ 答え、初任給への給与格差はない。国の制度を準用している。格差でなく高卒4年経った時の給与を考慮したもの。現在の給与体系で特進はあまり考えられない。人材育成は別にやっていく。次に、任意団体の行政支援について、任意団体の事業として町と共同して実施している事業もあり、協働していくこと、また立ち上げ時には育てていくことも必要ではないかと考えるがどうか？ 答え、一律的にはできないけれども自主運営の方法でお願いしてきた。方針の見直しは次期5カ年計画で行う。

続いて討論でございますが、予算執行状況に特別の瑕疵もなく健全に運営されている。ただし行財政改革の進捗状況は公表しながらフィードバックすべきである。目標変更の場合は手続きすべきである。財政調整基金が多いということは本来使うべきところに使われなかった面も考えられるので適切な運用も必要。決算数値は若干悪化しているが微妙な数値であり決算規模の動向によって変わるもので概ね良好である。税収は不納欠損を処理する中で収納率の向上が図られており行政の努力を評価する。行政報告書について講釈的な報告書となっている。適宜の内容に改善することが必要。決算審査にあたって各課長から適切な資料が出された。今回出された各課の総括報告は行政報告書に載せるべきものだ。行政評価について前年度に比べ運営のレベルが上がっていると感じた。ただPDCAの項目が必ずしも繋がっていない。企画、評価、実施、改善でございますけれども今後改善を。高齢化また人口の減少は負担増に繋がる。今の時期に財政健全化の道筋をつけていくことが必要。各種団体事務の取り扱いについて、できるだけ自主運営をしてもらうことについて町の方向をきちんと出して対処していく必要がある。そうしたことが超過勤務解消にも繋がる。以上、主なものについて申し上げました。

次に平成25年9月5日本委員会に付託された第6号議案平成24年度公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。審査は9月12日及び13日の2日間に亘り関係所管課の課長・係長に説明員として出席を求め行いました。結果、お手元の報告書のとおり認定すべきものと決定いたしました。審査の過程で出された主な質疑、意見について申し上げます。管路の工事が完了したが職員数は？ 25年度公共下水道会計で1名減員した。評価がAとなっているが、つなぎ込み率からすれば計画を下回っているのでは？

つなぎ込みは推進した。現在の経済状況や老人世帯が跡継ぎが職場がないということで帰ってこないといった理由で、つなぎ込みができないていることもある。住宅リフォーム補助金は活用されたか？ つなぎ込みには効果があった。以上であります。

次に平成25年9月5日本委員会に付託された第7号議案平成24年度農業集落排水事業特別会計決算認定について申し上げます。審査は9月12日及び13日の2日間に亘り、関係所管課の課長、係長に説明員として出席を求め行いました。結果、お手元の報告書のとおり認定すべきものと決定いたしました。審査の過程で出された主な質疑、意見について申し上げます。汚泥の放射能検査の結果はどうか？ 放射能の検出はなし、ホームページで公表した。以上であります。

次に平成25年9月5日本委員会に付託された第8号議案平成24年度水道事業会計決算認定について申し上げます。審査は9月12日及び13日の2日間に亘り、関係所管課の課長、係長に説明員として出席を求め行いました。結果、お手元の報告書とおり認定すべきものと決定いたしました。審査の過程で出された主な質疑、意見について申し上げます。資金があるのに起債を借り入れたのはなぜか？ 利益が出ているのでできるだけ借金しない努力が必要では？ 資金運用に必要な借入を起こしている。このところ余剰金が出ている、石綿管の付設替えを進めるべきでは？ 平成24年度は487メートル施行した。結果、残り10キロとなった。取水した水に余剰が生じた場合はどう処理しているのか？ 使用水量を見て取水した与田切川に戻している。浄水したものは配水している。以上であります。

以上本委員会に付託されました4議案についての報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

北沢総務産業委員長、自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長からの報告を求めます。

竹沢社会文教委員長。

議 長

議 長

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会の審査報告を申し上げます。去る9月5日本会議で当委員会に付託されました第2号議案平成24年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について分割付託分、第3号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第4号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第5号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、を9月11日から13日までの間、関係職員の説明を求め慎重に審査をいたしました。結果、お手元の報告書のとおり、4議案全て全議員の賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので報告申し上げます。

主に出された意見について申し上げます。最初に健康福祉課関係ですが、障がい者の就労支援増の理由は何か？ 就労A型は田切の「こころ」などの町内事業所が出来、また近隣の松川町、駒ヶ根市も増えたためである。生活保護の動向はどうか？ 生保脱却でなく死亡や転出により減っている。次に、親1人、子1人の障がい者の家庭への対応が必要ではないか？ 町独自の高齢者である親のいる障がい者家庭の制度がない。今後障がい者

が居住する場所確保の制度充実が課題である。民生委員が活動しやすい状況づくりを。これについては民生委員独自の活動報告「たより」などの実践がございまして、これらの活用と今後研修また引き継ぎなどを行っていくということでもあります。健康相談員の費用対効果はどうか？今年度中に定住促進室、社協、地域福祉で一定の方向を検討する。障害者の就労支援事業を社協や民間事業所が行っているが、社会復帰の成果があったら花丸の成果であるので行政報告書に掲載してほしいとの要望意見がございました。特別養護老人ホーム入所が54人から66人に増えているが何故か？年4回の判定会を実施、常時30人位の待機者がいるが上伊那福祉会の増床計画などあり今後改善できるものと見込まれる。寝具洗濯事業の見直しが必要では？これについては今年度見直しをしていくということでもあります。特別養護老人ホーム上伊那全体で待機者700人もいるのか？これについては市町村により調査方法が違うということで今後上伊那広域連合担当課長会において改善を提案することとするようでもあります。生活管理指導員派遣事業の見直しを。利用の月数に制限があり現在検討中。子宮頸がんワクチンの対応は？PRは現在中止している。自殺対策事業は有効であるか？残念であるが1人実績があった。誰かに相談できるカウンセリングなどが必要である。命の大切さの教育が自殺対策で必要ではないか？うつ病など精神病が社会変化とともに増えている、こうした対策が必要である。これについては赤ちゃんがお腹にいる時からの教育が大切であり取り組んでいる。虫歯対策はどうか？母子保健、学校教育、食育、子育て支援センターなど幅広く取り組んでいる。

次に教育委員会関係ですが、最初に9月5日各決算議案の提案説明後出された質疑のうち、行政報告書への記載の指摘がございまして、これについての答弁を求めたところがあります。教育委員会の西庁舎移転記載漏れについてであります。これは行政報告書8ページの現在記載があります「4月2日役場西庁舎新設」の表記の次のところに「教育委員会事務局が文化館から西庁舎に移転」の文言を追記するものとするということでもあります。行政報告書223ページのいいちゃんまちづくり連絡協議会関係の記事の記載はおかしいのではないかとということですが、これは削除するということでもあります。それから食育の行政報告に記載がないということの指摘ですが、これは来年度より記載するとの答弁があったところでもあります。次に各教育委員会関係の審査に出された意見等がありますが、今日の子育て、教育の関係を見る時、親から教育していく必要がある。また、じいちゃん、ばあちゃんと若夫婦での子育てでうまくいかないケースもある、どう対応していくのか？目につくお子さんを追跡してみると家庭内に問題があるケースがある。これらについて家庭相談員、保健師、学校、両親などと対応しており、最終的には児童相談所対応となる。親が子どもを虐待して殺してしまうケースが世の中にある。少子化時代に対応したアメリカなどにある里親制度により命を守る制度を考える必要があるのではないかと。子育てに関する関係会議で意見具申をしていきたい。学校給食で伊那市のようにパン・麺の給食を飯島町も止めるのか？これについては子どもたちの人気もありバランスもとれた給食であり、パンも米粉パンを使っており、現状の週に1回パン・麺の給食として継続していく。行政報告書説明の中で子ども室の説明でしたが、前年度の数値と今年度の数値を説明いただき、分かりやすかったので行政報告書に前年数値も掲載してほしいという要望がございまして次年度から掲載するとのことでもあります。南町の教員住宅について老朽化が進

んでいるので改修なり撤去なり早期の対策を求めるについては、今後対応するとのことでもあります。陣屋で昔の食事のイベント開催をしたらどうかということで、今年度記念のイベントがありその中で開催する計画であるそうでもあります。生活改善運動であります。これはあの心の問題でもあり一体化が難しいのではないかとございまして、葬儀などについての改善は地区により違いがあり難しいけれども、出来ることを全体で改善できるようにしていきたいということでもあります。次に、埋蔵文化財の今後の計画は？また飯島町に古墳はあるのか？ということについては、古墳は飯島町にはありません。埋蔵文化財の重要なものについてはリスト作成しており積極的には行っていかないという答弁であります。

続いて総括質疑であります。福祉タクシー券の拡大については制度を見直し新年度拡充するとの答弁がありました。文化サロン予算を6,000,000円位に増額できないかについては、現状1,500,000円で増額はできない。飯島グラウンドのトイレ改修すべきではないかについては改修すると答弁がありました。ドーム型の屋外運動施設を本郷グラウンドに設置したらとの提案がありましたが、現状、町の財政状況から無理との答弁であります。図書館の信毎データベースのPRをすべきではないかということ、これについては町が早く導入した事業でありサービスでありますのでPRしていくということでもあります。学校給食の海洋汚染されていない食材の確保については、海産物の検査を行い確保するとの答弁であります。国民健康保険の県への移行で町の特設検診は継続するのか？については、飯島町は独自の健康推進員制度もあり移行後も継続していくとの答弁であります。次に文化サロンの入場者増のための方法としてポイント制度を導入したらどうかという提案について、文化サロンへこのことを提案するとともに他の文化事業などについても活用できるように検討したいという答弁がありました。それから飯島陣屋で挙式を行ったらどうかという提案でございまして、現在、駒ヶ根市では旧竹村家や千畳敷で行っておりまして、アイディアとして検討するという答弁であります。教育現場における事故、事件が起きた場合、事後対処をどうするかが大切でありまして、トップが責任を持つことが大切である。また関連で、事故、事件が起きた場合、隠ぺいでなく内部での検証が大切であるとの意見がありました。現状、隠ぺいを前提に対応していることはない、また教育現場にこうしたことが起きた場合においては町部局へも報告し定例教育委員会において報告しているとのことでありました。なお討論については特段ございませんでした。

以上、社会文教委員会の審査結果報告といたすわけであります。4議案を原案通り認定いただきますようお願い申し上げます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
竹沢社会文教委員長自席へお戻り下さい。

以上で平成24年度決算7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから議案ごとに討論・採決を行います。

最初に第2号議案平成24年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。はじめに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長
4番
中村議員

原案に賛成討論はありませんか。

平成24年度一般会計決算を認定すべきものと考え賛成討論をいたします。24年度は経済情勢の回復が実感できない中で交付金、補助金等を活用し一般財源を軽減したこと、また実質公債費比率0.4%上昇したものの安定範囲に入っていることを評価いたします。また税の収納状況においては現年度分、滞納分とも前年度より収納率が上がっています。特に滞納者とのやりとりは対人間関係が求められ心労もあることと思います。経済状況も上向かない中でしたが県の滞納整理機構の成果もありましたが、担当職員の努力によるものも多々あったと評価いたします。今後の課題として2点申し上げます。1つ目は運営努力を重ねている循環バス、社会福祉の関係でございますけれども、これは福祉の関係からみてまず黒字は不可能でしょう。であるならば如何に赤字を減らすべきかを考え、バスに宣伝広告を載せ赤字軽減策をとる。これはまた別の部門、例えば封筒、パンフレットなど等にも同様のことが言えると思います。このようなことを検討し費用削減に取り組むこと。2つ目ですがコンビニ収納により収納率が上がってきていると思いますが、手数料の軽減策をとること。また滞納者に対するケア、すでに行っているとのことですが、特に雇用に対し温かいアドバイスを行い一日も早く希望ある生活環境ができるよう導いてほしいと思います。町内企業でも求人募集をしていますので町はしっかり把握して職を探している方に繋げていくこと。以上、細かいことですが無駄を削減することと弱者への温かい支援等をして賛成といたします。

議長
2番
坂本議員

他に討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。平成24年度事業全般における費用対効果は適正だったと思います。原発事故以降、町内の空間放射線量のチェック、そして保育園や学校の給食食材の汚染を調べ事前に食べないようにするシステムにいただき高く評価はするものです。今後もこの件に関しては一定の予算を確保していただき、住民や子ども達に不安のないよう的確な対応を望むものです。以上、意見を付して賛成といたします。

議長
5番
浜田議員

他にありませんか。

本案件を認定するものとの立場から討論いたします。財政運営全体は概ね適正でありその使い道についても納得できるものであるというふうに考えます。ただ、しかしながら何点か意見を付け加えたいと思います。1つはあの税の収納でありますけれども、一定の進捗をみた一方でですね、滞納者の8割前後が実際の支払い能力を欠いているとそのような説明がありました。滞納整理機構自身はこういう意味では有効であったかもしれませんが、今後注意すべきは収納の基本である、つまりあの納税者の生活基盤の破壊に至らない範囲での収納、こういったことを是非心掛けるべきである、この点に留意を払って収納の改善を行っていただきたい、これが1点であります。それからもう1点は委員長報告にもございましたけれども、基金全体に関する考え方が不明瞭である、このことを改めて強く指摘しておきたいと思います。特に財政調整基金は3年前に作成された行財政改革プランの中で700,000,000円という目標が設定されています。この改革プランは3項目を大きな目標として人事費それから実質公債費比率、そして財調の目標、この3つの金額を定

め公平性を担保するためにホームページ並びに広報でその進捗を報告する、このように記述されています。にも関わらず、私が調べた範囲ではそのような作業は一切行われていないまま、根拠も不明確な状態のままで財調1,000,000,000円という目標に変更されています。これは財政運営のやり方としては非常に好ましくないのではないかとこのように考えております。ですので、その根拠の見直しを是非強く求めるものであります。私が調べた過去10年間の財調の変動からすればですね、実はこの行財政改革の700,000,000円というのは実は大変適切な数字であったのではないかとというふうに個人的にも考えています。それ以外の基金についても先程の委員長のとおりでですね、過去4年間に1.6倍という増額が行われています。でその一方、政府は異次元の財政緩和ということで2%のインフレ政策、で更に消費税が3%を加えられるとなれば5%がですね積み立てられた基金の実質的な価値を失う、まあこういうリスクも一方に含んでいるわけでありますので、この辺りも是非厳格に精査の上、町民の福祉のために如何に町の財政を役立てるか、このことを配慮していただきたい、このことを申し添えて賛成討論といたします。

議長
9番
三浦議員

はい他にありませんか。

それでは認定に賛成の立場で討論をいたします。平成24年度の決算については適正な行政運営がなされたというふうに認識をしております。決算審査については毎年のこと職員の皆さんの努力が垣間見え、更に今後に期待をしております。住民の皆さん、特に自ら声をあげられない方の気持ちに寄り沿った対応をこれからも続けていってほしいと願っているところです。いくつか要望をいたします。1つは飯島町は高齢化率が上がり3人に1人は高齢者という状況にあります。高齢であっても元気に暮らせる、病気になっても介護が必要になっても安心して暮らせる町、子育てしやすいまちづくりをしていくことがこれからの飯島町にとって一層重要なことになってくると考えております。今回の一般質問で循環バスについての利用者の気持ちになって利用しやすく見直すことを提案いたしました。町は健康づくりに力を入れております。元気で病気にかかりにくい体を作るには、朝日を浴び身体を動かし人と会話をすることで免疫力が高まるそうであります。人と関わることが健康づくりに効果があるということになると思います。循環バスを利用することが少なくなって外出の機会を減らしてしまっただけでは元気な高齢者を減らすことになってしまうのではないかと心配をいたします。声なき声を受けとめ、循環バスがあつて良かったと言ってもらえるような早期の運行方法の見直しを求めるものです。2つ目は社会保障制度の改定がされ、このままでは医療・介護・福祉など住民生活に大きな影響が予想されます。と同時に地方自治体は制度の見直しや財政への負担が大きくなると考えられます。国に対し改悪とならないよう要請することを求めるものです。在宅医療・在宅介護中心の制度に見直しされる方向ですが、飯島町の実状からは現実離れした内容であり、今から関係機関、事業者との協議・連携など一層強めた対応が求められます。特に介護保険では要支援1・2が介護保険の対象から外される方向で見直しをされるため、このままの流れでいけば介護度が重くならないための予防は勿論、生活介助などの支援もより幅広く充実した対応が必要になると考えられます。更に在宅医療・在宅介護が家族に精神的にも経済的にも重い負担になることは現状でも明らかであり、今後対策が必要になると考えております。医療、介護予防への取り組みを一層充実させなければ対応ができません。現状と今後を見すえて

議 長 3番 本多議員 国への要望・要請、医療・介護・福祉事業の住民生活に目を向けた制度の構築を求め賛成するものです。

他にありませんか。

認定する賛成の立場から討論いたします。一般財源の歳入が減少傾向、歳出の固定費が増加傾向、経常収支比率は上昇する赤信号状態に向かっています。実質公債費比率、将来負担比率も上昇傾向にあり、特別会計への繰出金も増加します。町は決して強い財政基盤ではありません。将来の町財政健全化に向けてバランスのよい財政運営をしなければならぬ、財源確保を図るため更なる積み立ての必要があります。将来世代への負担を安易に付け回すことなく、どのようなサービスがシビルミニマムとしてふさわしいか、町民負担をどうするかを行政は考えなくてはなりません。安易な財政拡大ではなくシビルミニマムに限定し、持続可能な財政を目指すべきです。基盤に回す財源が捻出できれば財源確保を図るべきであると私は考えます。そのような財政運営をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 7番 橋場議員 はい他にありませんか。

平成24年度歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論させていただきます。平成24年度の財政は適正であると評価いたします。アベノミクスの恩恵も大企業のみしか得られず、後継者へ繋ぐことができず閉店せざるを得ない小規模経営者が増えている社会経済悪化の中でも、暮らしやすさと賑わいを持ち、住んで良かった、行って良かったと魅力ある町にしたいという思いで、地域活性化のために地域住民も商工業も頑張っており、住民同士の自主的な活動も出てきています。同じ目的に向かって歩く住民の力と行政が協力しあっていかなければならない時だと思います。商工観光係で商工会との連携により既存商店街の活性化策、伊南バイパスとリンクした商業振興策の検討や事業展開を計画されており、暮らしやすい町であるための応援プログラムになれば大変良いことだと思います。強力な後押しとなることを願い、賛成といたします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第2号議案平成24年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立全員です。よって第2号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第3号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論はありませんか。

2番

坂本議員 賛成の立場で討論いたします。国保の加入者は年々退職者が増え、支える世代の中心が

高齢化の中、24年度高額療養費の発生件数も少なく、支払準備基金に多少積み増しがなされ約200,000,000円となり健全運営に努力されたこと、また特定検診も45%と平成23年度より5%アップしたことなど評価するものであります。国はこの保険事業をこれから市町村名から県単位にするような発表がなされていますが、国民健康保険事業は身近な行政と顔のわかる住民の間で長年国民全体の保健予防の中核をなしてきた事業であり、だからこそ努力を重ねてきた結果として長野県が長寿県となったことと私は確信をしております。よって町長にはこの事業の費用対効果を今一度様々な点から検証していただき、問題点などを国や県に進言していただきたいと意見を添えて賛成といたします。

議 長 他にございませんか。

9番

三浦議員

それでは認定に賛成の立場から討論をいたします。今までもですけれども健康づくりへの努力は大変に認められ、国保の運営に大いに貢献をしているというふうに認めております。国保の広域化が進められようとしております。後期高齢者医療制度の実態から見れば運営には飯島町民の声はほとんどゼロに近く、届いていません。75歳以上の方達の医療環境の実態が把握しにくくなっているのではないかと考えております。町長は広域化の方向で進むことを前提に考えているようですが、町民の命を守る砦として国民健康保険制度が重要な役割を果たしていることを十分ご理解している立場として、是非広域化の危うさを訴えてもらいたいと思います。もう1つは現在の社会状況の中で滞納者の増加が気になります。医療機関の調査によると、資格証短期証の人が救急で搬送され早期に死亡する事例が正規保険証の保持者に比べて多いということです。短期証の発行交付のあり方の検証を是非していただきたいと思います。このような意見を付して認定に賛成するものです。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第3号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

次に第4号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第4号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第4号議案は原案のとおり認定することに決定し

ました。

議長 次に第5号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第5号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 お座り下さい。起立全員です。よって第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に、第6号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 お座り下さい。起立全員です。よって第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に、第7号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 お座り下さい。起立全員です。よって第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に、第8号議案平成24年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第8号議案平成24年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。よって第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 日程第9 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

先程申し上げたとおり、去る5日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これからそれぞれ委員長報告を求めます。はじめに総務産業委員長からの報告を求めます。

北沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の請願・陳情に対する委員会審査報告を申し上げます。9月5日の本会議において当委員会に付託された案件を審査するため、9月13日本委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました25陳情第12号「プレミアム商品券発行についての要望書」について、提出者は飯島町商工会会長下平陸昭氏であり、参考人として飯島町商工会副会長宮下覚一氏、同副会長湯沢章氏、事務局長生田順市氏の出席を願い、説明を求め審査を行いました。一時的なカンフル剤であるかもしれないが、今日商工業者の跡継ぎが課題で商工青年部が心細くなっている。しかし何とかしようと頑張っている。プレミアム商品券によって張り切ることができる。商工会が頑張ることで町の活性化が図られる。今後も何かの度にプレミアム商品券の発行という手法では議会として承認し続けられるかは課題が残るが、今回は特にJAと一緒に活性化の模索の試みの中で、全力で今の状態を打開しようとしている決意が見られる。プレミアム商品券の発行の先が見えない。前回も先に繋がらなかった。町の振興に繋がる取り組み不足もあったのではないかと。発行とともにみんなで考えることや町の取り組みも必要と考える。などの討論があり、結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。

次に25請願第3号「長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願」の審査結果についてご報告を申し上げます。本請願は、提出者は長野県弁護士会会長諏訪正顕氏であり、紹介議員は浜田稔議員であります。参考人として弁護士法人斎藤法律事務所駒ヶ根事務所弁護士青木謙一氏の出席を願い、説明を求め審査を行いました。請願の趣旨は差し当たっては松本支部での労働審判の取り扱いのできることであるが、基本的には長野県の中でも中南信が裁判官の配置が少ない。中南信の増員や施設の充実を訴えていきたいとの説明の後、討論では、いろいろな問題を適切に法で解決することは良いことだ。法に基づいて適切な判断を得られるということは当事者双方にとって良いことである。生活の面で切実性の高い労働問題が速やかに解決される環境が整うことは良いことである。との討論があり、結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。北沢総務産業委員長自席へお戻り下さい。
次に社会文教委員長からの報告を求めます。
竹沢社会文教委員長。

社会文教委員長 去る9月5日本会議で当委員会に付託されました25陳情第10号「医学部奨学金制度の創設を求める陳情」について、のどかクリニック野々村邦夫さん、それから平澤勉さん、廣瀬義明さん、今井秀男さんの連名で提出があり、9月11日委員会を開催いたしました。参考人としてのどかクリニック野々村先生に出席を願い、説明を求め慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告します。なお出された主な意見であります。提出者の陳情趣旨は金銭でなく飯島町の発するメッセージであり、開業する場合には町で応援するものでありこの陳情に賛成。また先の同僚議員一般質問の答弁で、長野県の奨学金制度活用との答弁があったところであるが、これには制約もあるので町独自の制度が必要であり賛成。また奨学金の額はともかくメッセージとしての制度創設は必要、町の姿勢を示すべきであり町が医師を排出するべきであり賛成。以上のとおりでありまして議員各位におかれましては陳情趣旨をご理解願ひ全会一致で採択願ひますようお願い申し上げます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。竹沢社会文教委員長自席へお戻り下さい。
以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから案件ごとに討論・採決を行います。
最初に25陳情第10号「医学部奨学金制度の創設を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

6番 久保島議員 この医学部の奨学金制度なんですが、先程も委員長報告にありましたとおり町の姿勢、メッセージ、これをアピールするには絶好のものだというふうにと考えるとございませぬ。町内に開業していただきたいという思い、それから医学部の皆さんを応援しているんだよというところの広いメッセージが出せるというふうに思います。町内に開業医を求めているということ、それから教育や住民の健康等に力を注いでいるんだというところをです。しっかりアピールするということで町のイメージアップにもなりますし、それから町の活性化ってということにもつながってくるだろうというふうに思います。万一、町内で開業されなくても元々の奨学金そのものは返還していただくということになりますので、ロスというのか、メリットっていうのか損金というものは発生しないというふうに思っています。まあこれからは利息等もです。そんなには期待できないというのであれば、ここにお金をつぎ込んでいって将来もしそれが返還されることになってきても、もちろん開業していただければそれはそれに越したことはない。そのことを考えると相当大きな金額を奨学金として出しても町のためになるというふうに考えます。県の制度ではだめです。町独自の制度を作るべきだというふうに強く思いまして賛成とさせていただきます。

議長 他にありませんか。
2番 坂本議員

私もこの医学部奨学金制度の創設を求める陳情に対して賛成の立場で討論いたします。医師確保はここ数年前からの町の課題として様々な立場の方々が手立てをしてきておりますが一向に解決されておられません。そんな中で西中国地方の島根県や益田市、津和野町などは医師確保の一環としての医学部奨学金制度を立ち上げた取り組みは非常に的を得たものであります。特に津和野町と壱岐広域連合では貸与額も多く、対象者の出身と進学先を限定しない全国の医師になりたい学生に広く門戸を開く内容となっております。現在の町の高齢化率や町内の開業医の方々の年齢を思うと、早急な1次医療の充実が必要と思われま。そのためには町独自ではありますが医学部奨学金制度を創設することは、本当に医師になりたい学生に必要な制度であり、また先程同僚議員が申しましたように、飯島町を全国にPRするための良い政策だと思われま。町には是非この制度の創設を検討していただきたいと思ひます。

議長 他にありませんか。
10番 折山議員

今回偶然私の一般質問と全く同じ趣旨の陳情でございますので、私にも発言の機会を与えていただきたいと思ひます。賛成の立場で申し上げます。この陳情は町に関わる医師の皆さんが当町の医療環境の将来を憂いての陳情でございます。このことから当町の医療環境の脆弱さ、か弱さというものの深刻さが推して測れるというふうと考えております。また陳情者によれば医師の開業というのは40代～50代が一般的だそうでございます。そういうこととなりますとこの奨学金制度を創設いたしましても、開業に至るまでには20年という長い時間を経た後の期待になるかと思ひます。しかしながら医師の皆さんについてはその長期を展望してでも今から手を打っておく必要があるよというふうな趣旨の訴えをされておられました。またあの陳情された先生方は奨学金制度は、先程委員長報告にもございましたが、金で人を縛るというそういう考え方で設けるのではなくて、飯島町として町民として全力でこの町で開業してほしい、そういう思いをいわゆるメッセージとして発信していくんだ、関係の皆さんにお届けをするんだ、そういうつもりで作る制度であり、その思いが伝われば20年先の長期ではなくて、先生方の中にもこの自然豊かな環境の中で暮らしを立て開業したいと考えている先生方がいらっしやると、その皆さんに思いが通じれば効果が出てくるのではないかと、こんなようなことも申されておりました。全く同感でございます。先の一般質問の中で町長は開業支援を検討されているようであります。言い換えれば町長の方が当面する医療環境の危機感を明日のこととして考えて政策をお考えのようでございます。これにです。ね。そのもう少し先を展望した奨学金制度を持ち込む、両輪でやっていく、これが住民の皆様様の医療環境に対する不安を払拭する制度の創設になるのではないかと、このようなことを考えまして全議員の皆様のご賛同をもって町を挙げて、町民の皆様と力を合わせてこの町へ医師の皆さんに来ていただく、この運動の第一歩となりますことを願ひまして賛成意見といたします。

議長 他にありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

25陳情第10号「医学部奨学金制度の創設を求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって25陳情第10号は採択することに決定しました。

議長 次に25陳情第12号「プレミアム商品券発行についての要望書」について討論を行います。討論はありませんか。

ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

25陳情第12号「プレミアム商品券発行についての要望書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって25陳情第12号は採択することに決定しました。

議長 次に25請願第3号「長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願」について討論を行います。討論はありませんか。

5番
浜田議員 この請願を採択すべきという立場から討論申し上げます。労働審判という制度は今から7年前に設けられました。この間、昨今の雇用・経済情勢を反映して労働問題に対する様々な相談が急増しています。おおよそ10年間で10倍近い数に膨れ上がったまあそういうことであります。この問題を速やかに解決するために設けられたのが労働審判制度でありますけれども、これは3回の審判で労働者側、使用者側、それから裁判官という状況の中で早期に結審が行われる、このような制度であります。しかしながら現実にはこの制度は長野県では長野市でしか運用されていない。これは裁判官の人員等の制約もありますけれども、そういったことのためにですね、とりわけ距離の遠い中农信では利用に不便がある、本来の優れた制度が活用されない、こんな問題があるのではないかというふうに思います。私は当事者が法に則って適正な解決を見出すための制度として、まず本来であれば長野県内全ての7支部でありますけれども、差し当たっては松本市にこの審判の行われる環境を開設すること。そして裁判官の不足している現状を鑑みれば更なる増員も求めてですね、国民が等しくこの裁判を受ける権利、あるいは審判を受ける権利をですね普及すべきだという立場から賛成討論といたします。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

25請願第3号「長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願」について採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって25請願第3号は採択することに決定しました。

議長 日程第10 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

ここで休憩といたします。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

午前10時34分 休憩
午前10時50分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今お手元へお配りしましたとおり、中村明美議員、浜田稔議員から計2件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第2として議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第7号「長野地方裁判所各支部における労働審判事件の取り扱いの開始を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)
本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番 中村明美議員

4番
中村議員 それでは「長野地方裁判所各支部における労働審判事件の取り扱いの開始を求める意見書」に対する提案理由を申し上げます。社会経済情勢の悪化に伴い使用者側と個々の労働者との紛争が増加しています。この紛争を簡易にかつ迅速に解決する制度として平成18年度に発足した裁判所の労働審判があります。労働審判では裁判官、これは労働審判官ですが、この裁判官1名と労働関係に関する専門的知識と経験を有する労働審判員2名の合計3名で構成されています。労働審判委員会が双方の言い分を聞きながら話し合いによる解決を打診し、調停ができない場合には審判で一定の結論を下します。申し立て手数料も通常裁判の半額に設定されており、手続き期間も3回の期間約3ヶ月で一定の結論が出され、比較的短期間のうちに終了します。しかしこの労働審判は原則として裁判所本庁でしか扱っていません。県内の6箇所にある支部では全く扱っていません。どこの支部でも労

働審判ができれば個別労働紛争の解決がより容易に簡易迅速に可能となります。そこで全国では一部の支部でも労働審判を利用できるようになっていることから、中南信の方々も容易に労働審判を利用できる環境をつくるために、1、地方裁判所各支部において労働審判の取り扱いを開始すること。とりわけ長野地方裁判所松本支部においては早急に労働審判の事件の取り扱いを開始すること。2、そのことを実現するために必要な裁判官及び裁判職員の増員や施設整備を行うことで労働関係者の問題解決に平等な環境をつくるべきと考えこの意見書の提出をいたします。全議員各位のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

7番 橋場みどり議員

7番

橋場議員

長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願の意見書に賛成する立場で申し上げます。社会経済情勢の悪化に伴い、使用者側と労働者との労働紛争が増加しております。労働審判手続きの導入により急速に全国的申し立て件数が増加しており、労働審判手続きによる労働問題解決の必要性が高まっています。しかし特に中南信地区の住民が労働審判の申し立てを行うには長野市までの交通費や移動時間の負担が強られるため、申し立てを諦めてしまっていることが推測されます。裁判所支部において労働審判手続きを取り扱うことができる事件を拡大することが必要です。このことから意見書に賛成するものです。全議員の皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第7号「長野地方裁判所各支部における労働審判事件の取り扱いの開始を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第2 発議第8号「道州制導入に断固反対する意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5番 浜田稔議員

5番

浜田議員

それでは「道州制導入に断固反対する意見書」についての趣旨説明を行います。この道州制、現在国会に上程する動きがみられるこの道州制には基本的に3つの大きな問題があると考えております。1つは日本を現在の47都道府県から約10程度の巨大な広域自治

体に再編すること。それと同時に現在の1,700の基礎自治体おおよそ300程度に集約すること。このようなことが様々な意見はありますけれども大きな枠組みとして想定されています。基礎自治体が平均約40万人の人口を持つ、このような基礎自治体の中で地方の自治が本当の意味で発揮されるかは極めて疑問であります。まあこういった意味での巨大化する自治体は地方自治そのものと逆行する制度とこのように考えます。地方自治の先進国であるアメリカ合衆国、あるいはドイツ連邦共和国においてもこれほど大きな広域自治体はありません。またヨーロッパの平均的な市町村のサイズはおおよそ7,000人とされており。こういったことに鑑みても巨大自治体を構成することは大変な誤りだとこのように考えます。それから2つ目は国の権限が非常に不明瞭な形でこの広域自治体に回される恐れがあることであります。制度はまだ十分に説明されておりませんが、この町村議長の指摘していることから明らかなように、権限委譲の具体的な実態は非常に不透明だということでもあります。そして3番目、何よりもこの道州制が本来の地方自治を担っている市町村あるいは地方からではなく、国の方から一方的に出されている、しかもその形が具体案が提示されないまま導入の動きがみられているということでもあります。このような道州制の導入に断固反対するという理由を勧め申し上げまして、全議員のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

3番 本多昇議員

3番

本多議員

道州制導入に断固反対する意見書に賛成する立場から討論いたします。道州制導入後の国の具体的な価値を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの市町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかです。よって道州制導入に断固反対する意見書に賛成いたします。以上です。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

4番

中村議員

この意見書に賛成の立場で討論をいたします。以下により賛成といたします。我が公明党は2009年マニフェストで他党に先駆けて地方主権型の道州制を打ち出しました。この趣旨は、これには国の役割を国家の存在・存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理やその他国民の生命・身体・財産の保護、国民経済の基盤整備や国際社会の変化に戦略的に対応することなどに限定し、それ以外は道州に広く権限を移すことによって国の行政組織を簡素化するからです。そして東京一極集中を是正し、中央集権的な日本の統治機構を一新します。これにより各地域がそれぞれの地域の特性を発揮して活性化するとともに、国家公務員及び国会議員の大幅削減などが可能となり、国と地方、府・県と指定都市に顕在化している二重行政の解消にも繋がるものと考えからです。当初よりプロジェクトチームを作り討論をしているところがございます。また道州制の移行へは5年以上の年月をかけて議論や制度移行が必要との考えを持っています。しかし現時点では与党自民党の改革法案

が先走り、地方への説明が十分でないため、特に町村議会は地方の意見を聞かないまま進められる道州制は地方の自由が制限されるなどデメリットの危機感が高まっているものと思います。道州制自体に反対するものではありませんが、地方自治体への説明不足の現段階での制度は好ましくないと判断し、この意見書に賛成といたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第8号「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って発議第8号は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町 長

それでは9月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る5日から本日まで14日間の会期をもって開催されました9月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件の全てを原案のとおり議決・承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。特に今議会は決算議会として平成24年度の各会計決算に対する審査とともに、新設条例や平成25年度予算の補正案件など重要案件を審議をいただきました。議案審議並びに一般質問、現地調査などを通じて議員各位から賜りましたご意見等につきましては、理事者以下全職員が重く受け止め、今後の行財政運営に資してまいりたいと考えております。また、ただいまは飯島町議会として道州制導入に断固反対する意見書を全会一致で採択をされ、私もかねてから全国の町村長とともにこの件につきましては、意見書にもありますように、様々な理由によりまして地方重視でないこの道州制につきましては強く反対をしましていただけに、大変心強く今後とも議会共々歩調を合わせて取り組んでいただくようお願いを申し上げます。そして今議会には橋場代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業委員長さんのご出席をいただき審議を傾注賜りました。誠にありがとうございました。特に橋場代表監査委員さんには平成24年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果についてご報告をいただきまして誠にありがとうございました。また一般質問におきましてはご出席をいただきました伊藤選挙管理委員長さんにも深く感謝を申し上げます。

ところで一昨日、豊橋付近に上陸をし、中信地方をかすめた台風18号ですが、各地で大きな災害をもたらしました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、まあ幸いと言っても何でございませうけれども、飯島町におきましては80ミリほどの降雨量がありましたけれども、1～2の倒木震災等はありませんが、お陰様で大事に至らずほっとしているところでございます。今後既に台風19号も発生しております。まだまだ台風シーズンが続きます。それぞれの立場で備えを万全にさせていただくとともに、災害のないことを心から願うところでございます。

一方、皆さんご承知の通りこの9月8日の早朝に2020年に東京でのオリンピックと

パラリンピック開催が決定をし、大変嬉しい結果となりました。福島第1原発事故からの汚染水問題もあり招致が心配をされたところではございますが、招致活動にあたられました皆さんのご努力と汚染水問題など東京はいかなる悪影響も及ぼすことはないとの、安倍首相の安全保障発言から招致への結果に繋がったとも言えます。ただ現実を見ますと果たして本当に大丈夫なのかどうかという懸念もございます。信頼を決して損なうことのないように、国をはじめきちんと責任を果たしていただきたいというふうに切に思う次第であります。またオリンピック、パラリンピック開催は日本が元気になることに合わせて多くの経済効果も生まれてくると言われておりますが、東京への一極集中から地方との格差拡大や福祉施策、教育施策などが後回しになることが心配をされることや、東日本大震災から2年半経過した現在でも仮設住宅への入居率が9割ということでございまして、被災地の復興もまだまだの状況であります。開催決定自体は喜ぶべきものと考えますが、安倍首相にはまずは復興の推進と避難者の生活への対応や原発事故の終息を第一に考えてほしいとともに、経済をはじめ地方が抱える諸課題にキメ細かい目配りを怠らないことを切に求める次第であります。町では今後、平成25年度後半の予算を計画的に執行をするともに、新年度予算編成に向けた実施計画の策定作業に入っております。第5次総合計画におけます町の将来像、「人と緑輝くふれあいのまち」実現のために進むべき8つの方向を基本にいたしまして取り組んでまいりたいと考えております。またこれまで一般質問でも多くの議員が取り上げられましたリニア中央新幹線につきまして、いよいよ本日午前中、ただいまの時間かと思えますけれども、JR東海が環境アセスの準備書の公表という形で具体的な路線と中間駅の位置が明らかになる予定でございます。地元をはじめ多くの地域住民が注目をしております。これを受けて町でも一層の対応と取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さてこれから本格的な秋の収穫作業の最盛期を迎えます。併せて秋過ぎまで当町に県内外から農産物や秋の紅葉を求めて大勢のお客様がお見えになります。大変厳しい経済状況下ではありますが、昨年に増して多くの観光客が訪れることを願っております。町民の皆様も是非おもてなしの心を持ってお客様をお迎えし、1人でも多くの飯島ファンを増やして交流から物流にと繋げて、町全体が活性化していくことを切に期待をいたしておる次第でございます。

以上申し上げ、最後になりましたけれども、議員各位並びにご出席の各行政委員の皆様におかれましては、これから季節の境目を迎える時節柄、健康には十分ご留意をいただき一層のご活躍を心からお祈りを申し上げます。9月議会定例会の閉会のご挨拶にさせていただきます。大変ありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成25年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。

午前11時19分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮沢卓美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員